

新有価証券信託受益証券発行届出目論見書

2021年11月



YCP Holdings (Global) Limited
YCPホールディングス（グローバル）リミテッド

- 1 本届出目論見書(以下「本目論見書」という。)により行うYCPホールディングス(グローバル)リミテッド普通株式有価証券信託受益証券(以下「本受益権」という。)の2,852,980,720円(見込額)の募集(引受人の買取引受による募集)及び465,152,000円(見込額)の募集(オーバーアロットメントによる募集)につき、当社は金融商品取引法第5条第1項に基づき有価証券届出書を2021年11月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格等について今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても、今後訂正されることがあります。
- 2 本受益権の発行価格及び取引価格は円貨で表示されます。本受益権の信託財産である当社普通株式に係る配当金その他の分配金が円貨以外の通貨によって交付される場合、当該分配金の円貨相当額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
- 3 原文(英文)の財務書類は本目論見書には記載されていませんが、有価証券届出書には記載されております。

新有価証券信託受益証券発行届出目論見書









YCP Holdings (Global) Limited

YCPホールディングス（グローバル）リミテッド

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

会社概要

YCPグループは、2011年8月創業の株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ(現・株式会社YCP Solidiance)にて事業を開始し、2013年に香港を拠点とするホールディングス化を経て、2021年にシンガポールに当社(YCP Holdings (Global) Limited)を設立しグループ統括機能を設置いたしました。

 社名 YCP Holdings (Global) Limited	 グループ設立 2011年	 グループ社員数*1 437名	 グループ統括 シンガポール
 拠点数*2 17拠点	 投資先企業数*2 18社	 売上収益*3 58.9百万米ドル (67.0億円)	 営業利益*3 8.2百万米ドル (9.3億円)



取締役兼グループCEO 石田 裕樹

- ・ コーネル大学 卒業、東京大学大学院工学系研究科 修了
- ・ ゴールドマン・サックス証券株式会社 戦略投資部出身
- ・ 2011年に当社グループを創業



取締役(常勤監査等委員) ジャスティン・リヨン

- ・ インペリアル・カレッジ・ロンドン 卒業、スタンフォード大学大学院 修了
- ・ McKinsey & Co. A.T. Kearney出身



社外取締役(監査等委員) ルイーザ・ウォン

- ・ トロント大学 卒業、ハーバード・ビジネス・スクール 修了
- ・ Morgan Guaranty Trust New York(現・J. P. Morgan Chase & Co.)出身、Bo Le Associates創業者



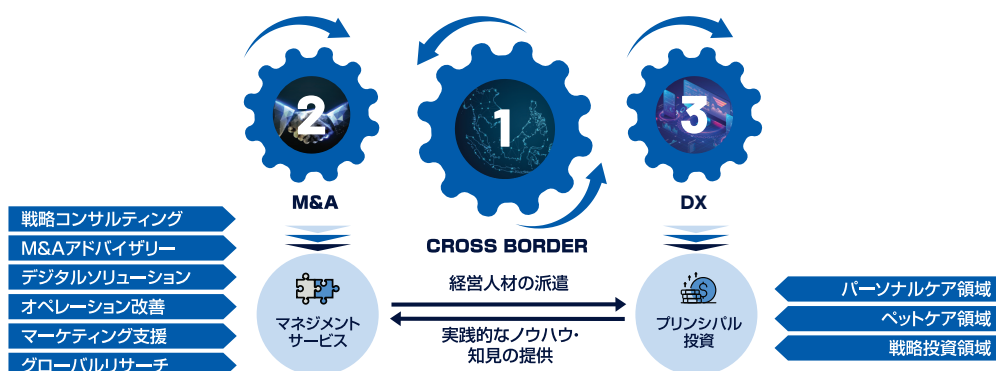
社外取締役(監査等委員) 岩瀬 大輔

- ・ 東京大学 卒業、ハーバード・ビジネス・スクール 修了
- ・ ボストン・コンサルティング・グループ出身、ライフネット生命保険株式会社共同創業者

事業概要

当社グループは、「クロスボーダー」・「M&A」・「DX」の3つを強みとし、クライアントへの各種経営支援を提供する「マネジメントサービス」と、自己資本によってリスクマネーを提供する「プリンシパル投資」の2つの事業を、アジアを中心とする世界17拠点で展開しております。

当社の3つの強み



YCP = Game Changer

YCPは、アジアを中心に、これまでの企業の在り方をDXとM&Aを通じて変革し、クライアント企業及び投資先企業をグローバルに成長させる「企業変革のプロ集団」を目指しております。

*1:2021年9月30日現在

*2:本書提出日現在の数

*3:当社が持株会社となる前の期間である2020年12月期における、現在の当社グループの持株会社である当社の結合財務諸表の数値。日本円への換算は、1ドル=113.68円(2021年10月29日の為替レート)により計算

拠点一覧*1

アジアを中心に世界17拠点で事業を展開、238名のプロフェッショナル人材が活躍しています。アジア全域に拠点を構えることで、成長著しいアジアを舞台にしたクロスボーダーでのM&AやDXを推進しております。

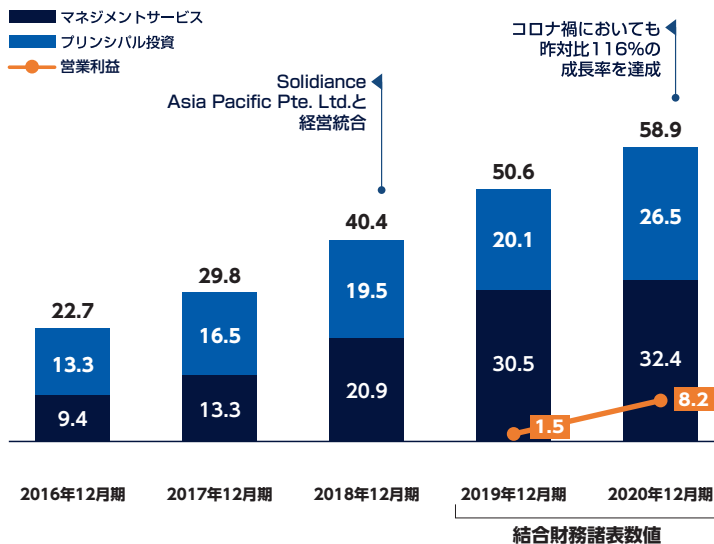
地域別プロフェッショナル数



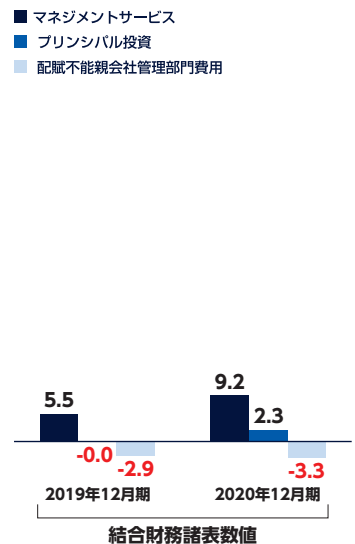
グループ業績推移*2

設立10年で、売上収益58.9百万米ドル(67.0億円*3)、営業利益8.2百万米ドル(9.3億円*3)を達成。高収益かつ安定的なキャッシュ・フロー創出が可能なマネジメントサービス事業を基盤に、プリンシパル投資事業へのリスクマネーの投下及びスケールアップを掛け合わせ、この2事業のハイブリッド型モデルを通じた事業拡大を続けております。

グループ業績推移(百万米ドル)



セグメント損益推移(百万米ドル)*4



*1: 拠点数は本書提出日現在の数。地域別プロフェッショナル数はマネジメントサービス部門とオペレーションズ部門の合計人数の2021年9月30日現在の人数を記載。また、グレーターチャイナは中国(上海)、香港及び台湾の3拠点の合計人数を記載
 *2: グループ連結業績については、当社が持株会社となる前の期間である2016年12月期-2018年12月期は当時の当社グループの持株会社であった香港を拠点とするYCP Holdings Limited(現: Y Asset Management Limited)の連結財務諸表、2019年12月期-2020年12月期は現在の当社グループの持株会社である当社の結合財務諸表の数値。なお、2016年12月期-2018年12月期の数値は、アンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査を受けておりません
 *3: 2020年12月期実績。日本円への換算は、1ドル = 113.68円(2021年10月29日の為替レート)により計算
 *4: 2016年12月期から2018年12月期については、2019年12月期及び2019年12月期と同区分のセグメント損益管理を行っていないため、セグメント損益は未作成。また、プリンシパル投資事業のセグメント損益には、アイベット損害保険株式会社(2020年10月1日以降は、アイベットホールディングス株式会社)の保有株式に係る純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価益を含む(2019年12月期: 1.1百万米ドル、2020年12月期: 0.8百万米ドル)

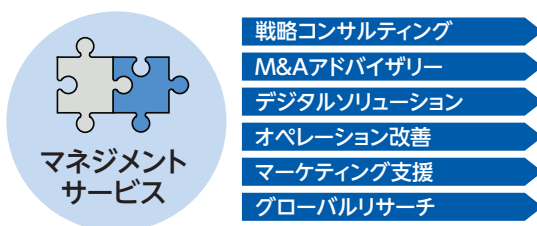
マネジメントサービス事業のご紹介

マネジメントサービス事業では、1) クロスボーダー、2) M&A、3) DX (デジタルトランスフォーメーション)の3つの強みを活かし、6つの領域でクライアントへのアドバイザーサービスを提供しています。

3つの強み

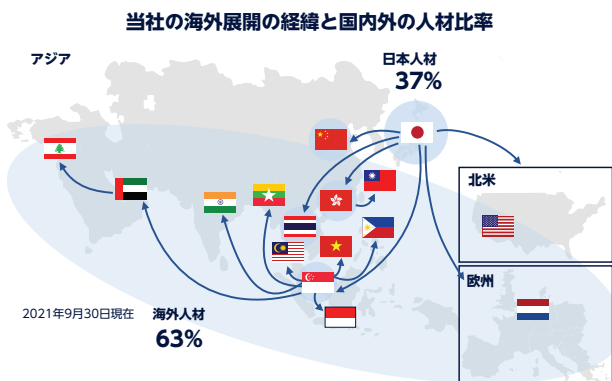


6つの領域



1) クロスボーダー

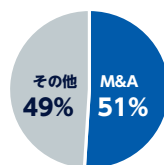
創業から10年で、アジアを中心に世界17拠点へと拡大し、マネジメントサービス事業を担うプロフェッショナルのうち60%以上が海外人材(日本人駐在を含む)となっており、クロスボーダーでの支援に強みを有しております。アジア全域に拠点を構えることで、市場ノウハウに精通した現地プロフェッショナルが、他拠点とも綿密に連携しながら、スピーディーかつ柔軟に事業展開を支援することが可能となっております。



2) M&A

M&Aに専門性を有するプロフェッショナルが数多く在籍しており、業界経験の豊富な松田清人氏(トパーズ・キャピタル株式会社取締役会長)をシニアアドバイザーに迎え、M&Aという企業の抜本的変革時における支援を得意としております。M&Aを実行するのみならず、投資前の戦略検討や投資先の選定・発掘、及び投資実行後の経営・組織統合 (PMI)やバリューアップまで、一気通貫でのサービス提供を特徴とし、マネジメントサービス事業の売上収益のうち51%(2020年12月期、100千米ドル未満の小規模案件を除外して算出)を占める中核サービスとなっております。

M&A案件比率* (売上収益ベース)



*2020年12月期、100千米ドル未満の小規模案件を除外して算出

M&Aアドバイザーサービスメニュー

Pre	M&A戦略の検討
	投資先の発掘・選定
M&A	ビジネスデューデリジェンス
	ファイナンシャルアドバイザー
PMI	経営/組織の統合
	バリューアップ

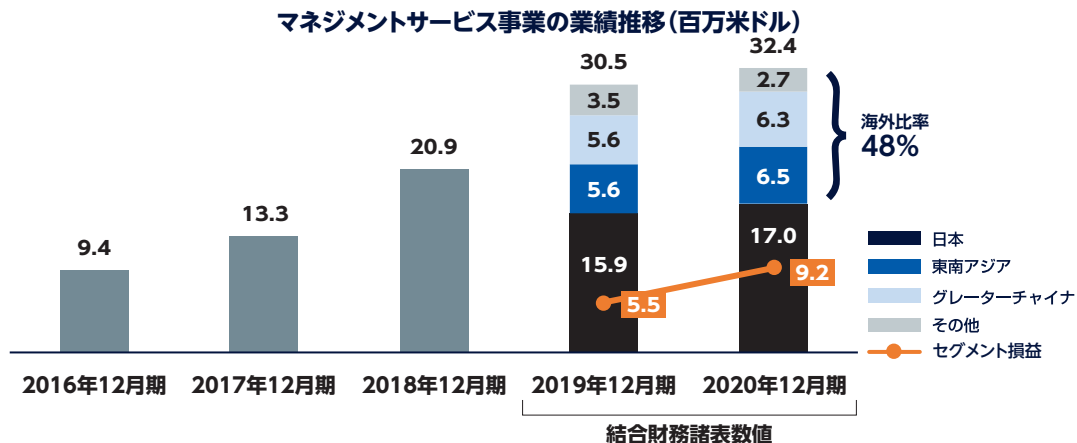
3) DX (デジタルトランスフォーメーション)

デジタルソリューションにも早期に着手し、インドネシアにアプリ・ウェブ開発、デザイン制作、ミドルウェア開発等のR&D機能を持つデジタル開発チームを設置する他、機械学習や自然言語処理に高い技術を有するAI関連企業とのアライアンス体制を通じて、DXによる企業変革の支援を多数提供しております。



マネジメントサービス事業の業績推移

2020年12月期は、コロナ禍においても前期比106%の成長を遂げ、売上収益(セグメント間収益を除く) 32.4百万米ドル(36.8億円*)、セグメント損益9.2百万米ドル(10.5億円*)を達成。また、約半分は海外の売上となっており、日本国内に留まらず、世界を舞台に事業拡大を続けております。



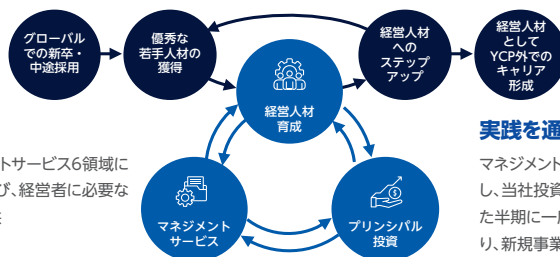
人材育成の仕組み

人を成長の源泉とする当社において、「マネジメントサービス」と「プリンシパル投資」という2事業のハイブリッド運営は、優秀な人材の採用・育成の両面においても強みとして機能しております。加えて、1) YCPアカデミー、2) ナレッジシェアリング、3) 360度評価、という3つの育成・人事評価プログラムをグローバルで運用し、経営人材の育成・輩出を行っております。

On the Job Training

経営に必要なスキルの獲得

多様なプロジェクトを通じて、マネジメントサービス6領域における専門的なスキル/知見の習得、及び、経営者に必要なマインドセット/視座を高める機会を提供



実践を通じた経営経験の醸成

マネジメントサービスを通じて培ったスキルを活用し、当社投資先企業にて実際の事業経営を実践。また半期に一度、全社員を対象に事業アイデアを募り、新規事業創出機会を提供

Off the Job Training

YCP アカデミー

New Joiner Training 3ヵ月毎
新入社員を対象とした入社時研修。講師は各分野の社内専門人材が務める

Intensive Training 毎月
NJTの内容を高度化し、専門的な内容にまで踏み込んだアドバンスコース

ナレッジシェアリング

Project Sharing 2週間毎
マネジメントサービスの個別具体案件をケーススタディとして、持ち回りで知見/スキルを共有

日報 毎日~毎月
その日の学びを日報として形式知化し、数十名のグループ単位で互いに共有/フィードバックをし合う制度

評価とフィードバック

360度評価 半期毎
経営のプロ人材に必要なスキル/マインドについて20以上の評価基準を設定し、定性・定量両面から明確かつ透明性の高い人事評価を実施

1on1 毎週~半期毎
日報グループ長であるパートナーとの月次1on1に加え、半期毎の360度評価後は、グループCEO自らが全社員との1on1(あるいは少人数でのグループ面談)を実施し、社員の成長へコミット

プリンシパル投資事業のご紹介

当社グループでは、マネジメントサービス事業を通じて培った経営人材のプラットフォームを活用し、中小/新興企業に対して当社グループ自らの資金を投下する他、ゼロから事業立ち上げを伴うインキュベーションにも積極的に取り組んでおります。また、投資先事業に対しても、マネジメントサービス事業と同様に、当社の強みであるクロスボーダー・M&A・DXを掛け合わせる形で事業拡大を推進しております。

現在ではパーソナルケア領域及びペットケア領域を重点領域と定め、長期的な投資を継続しております。加えて、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対しても、戦略投資領域として積極的に投資を行っております。戦略投資領域における投資先には、シニア向けサービスやシンガポール及び香港における日本食レストラン等がございます。

*2020年12月期実績。日本円への換算は、1ドル = 113.68円(2021年10月29日の為替レート)により計算

プリンシパル投資事業のご紹介: パーソナルケア領域

事業概要

SOLIA

パーソナルケア領域は、主要な連結子会社である株式会社SOLIAが、パーソナルケア商材に特化したブランドをアジア全域に展開しています。「[“Made in Japan” to Global]という事業ビジョンの下、「Made in Japanブランドで世界の生活を豊かにし、日本人の誇りとなる」ことを目指して、高品質で信頼できる消費財ブランドを世界に展開、日本発グローバルブランドをつくることをミッションとしております。

コンセプト:「オーガニック」&「Made In Japan」

ブランド



ALOBABY



HALENA



AMBIQUE



カテゴリ

ベビースキンケア

女性向けスキンケア

男性向けセルフケア

ローンチ

2013年

2018年

2021年

実績

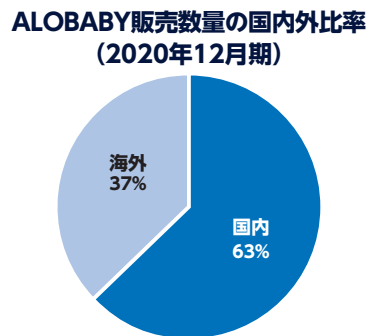
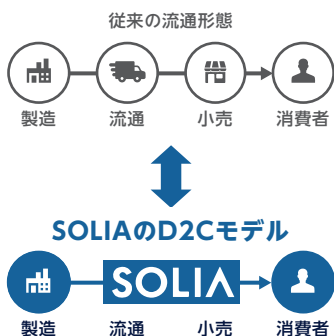
繊細な赤ちゃんの肌のために開発した国産オーガニックベビースキンケアブランド。アジアを中心に海外に積極展開

敏感肌向け女性をターゲットに、肌やさしいクレンジングや美容液のスキンケアを展開

男性向けの洗顔料や除毛クリーム、ボディメイクサプリメントを展開

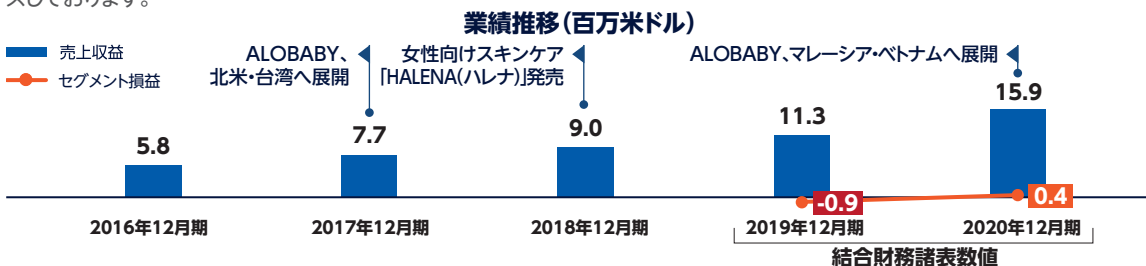
事業戦略

ビジネスモデルとしては、中間流通を排してオンラインで消費者へ直接販売を行うD2Cモデルを、スキンケア市場でいち早く取り入れた点が特徴となっております。国内においては成長著しいECチャネルを中心に複数ブランドの同時展開を行う一方、世界で17拠点を擁する当社グループのプラットフォームを活用し、事業立ち上げから8年で6つの国と地域(中国、台湾、シンガポール、マレーシア、ベトナム及び米国)に展開するスピーディーな海外展開により、主要ブランドであるALOBABYについてはすでに販売数量の37%を海外が占めております。



業績推移

2020年12月期においては、売上収益(セグメント間収益を除く) 15.9百万米ドル(18.1億円*)、新ブランドの拡大も奏功し、前期比141%成長を達成。また、広告宣伝費への積極的な投資を行っており、現在は売上収益、及び顧客ベースの拡大にフォーカスしております。



*2020年12月期実績。日本円への換算は、1ドル = 113.68円(2021年10月29日の為替レート)により計算

プリンシパル投資事業のご紹介: ペットケア領域

事業概要



ペットケア領域では、当社グループの100%子会社である株式会社YCP Lifemateが、「革新性と専門性で世界中の動物たちに笑顔を届けたい」というビジョンの下、所属獣医師の発信力を活かしながら、ペットケア領域におけるビジネスの拡張を目指し、現在は5つの動物病院の事業承継によるグループ化と、子犬用しつけ教材と成犬用お楽しみボックスの定期販売事業を運営しております。

投資先



事業内容

動物病院運営

成犬用お楽しみボックスの定期販売

投資時期

2014年 事業承継開始

2017年 インキュベーション投資

実績

5つの動物病院を事業承継によりグループ化。今後もM&Aを通じた事業承継を継続し、国内30病院体制、海外展開も目指してまいります

動物病院で得た知見や動物行動学の専門家と培ったネットワークを活かしながら事業開発を進め、2021年8月には累計販売個数2万個を達成

事業戦略

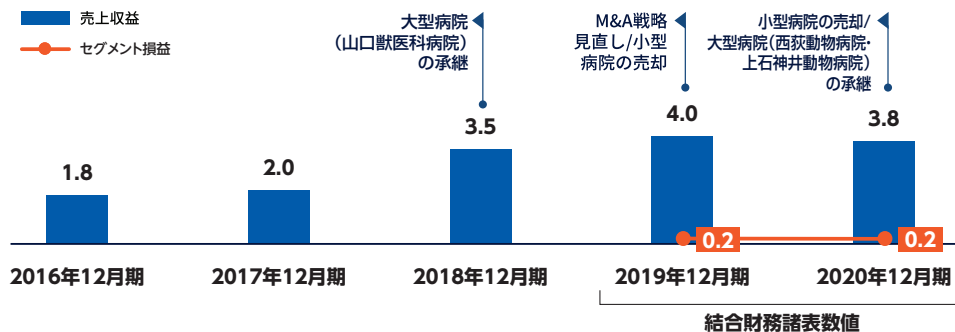
動物病院のDX化を通じて承継先病院の経営改革を実行することで収益改善を図り、さらにM&Aにより複数の動物病院をグループ化することで管理機能の共通化・効率化や病院間協力による労働環境の改善といったシナジーを創出し、事業全体をスケールさせております。



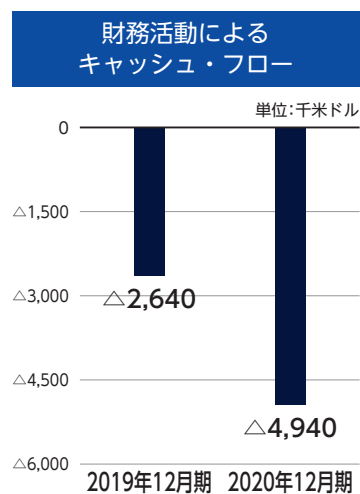
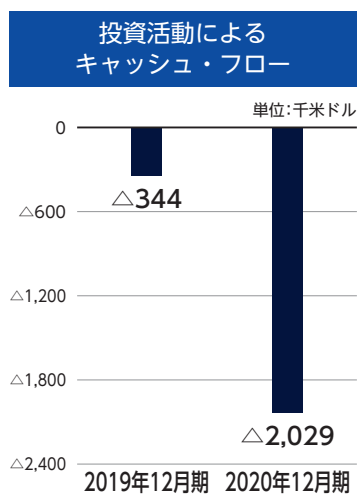
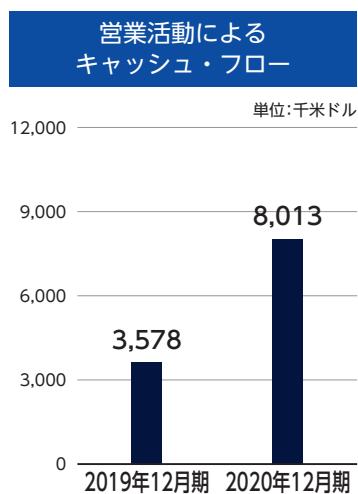
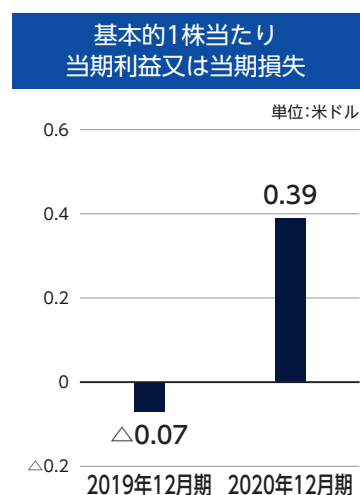
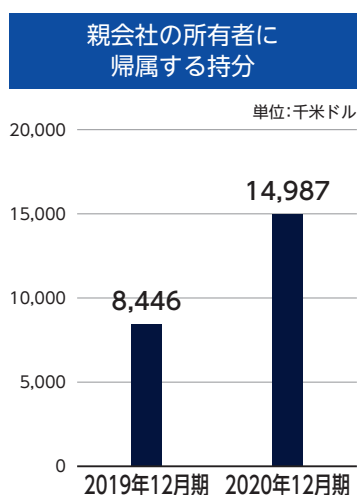
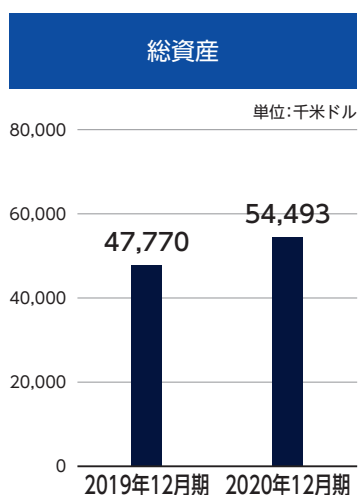
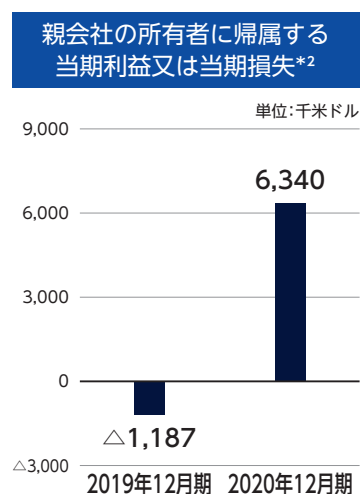
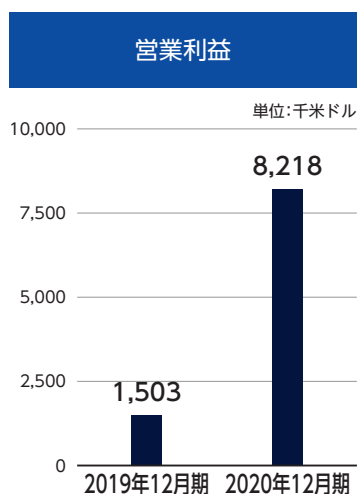
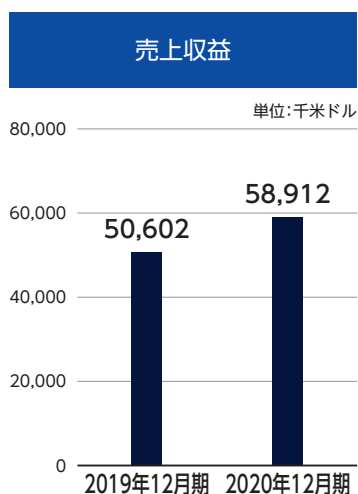
業績推移

2014年に「川村動物病院」を承継しペットケア領域に参画。2018年以降は大型病院の買収及びオペレーションのDX化に注力しており、今後も積極的なM&Aを通じて事業拡大を図ってまいります。

業績推移(百万米ドル)



連結業績等の推移(結合財務諸表数値*1)



*1:当社が持株会社となる前の期間である2019年12月期-2020年12月期について、現在の当社グループの持株会社である当社の結合財務諸表の数値

*2:2019年12月期の当期損失の計上はプリンシパル投資事業/パーソナルケア領域における積極的な投資活動及び上場準備に伴う支出拡大等によるもの

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月18日

【会社名】 YCPホールディングス（グローバル）リミテッド
(YCP Holdings (Global) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役兼グループCEO
石 田 裕 樹

【本店の所在の場所】 シンガポール共和国、フレイザー・ストリート3、デュオ・
タワー #05-21
(3 Fraser Street, #05-21 DUO Tower, Singapore)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディ
ング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03) 6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 山 豪 気
弁護士 打 田 峻

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディ
ング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03) 6775-1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集）
2,852,980,720円（注）
募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる
募集）
465,152,000円（注）
（注）募集金額は、予定発行数に基づき、発行価格を有価証券届出
書提出時における想定発行価格（790円）として計算された見込額で
あります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「円」は日本の通貨、「シンガポールドル」及び「SGD」はシンガポール共和国の法定通貨であるシンガポールドル、「HKD」及び「香港ドル」は中華人民共和国香港特別行政区の法定通貨である香港ドル、「ドル」、「USD」及び「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨をそれぞれ指すものとします。
- (注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=113.68円(2021年10月29日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値)により計算されております。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。
- (注4) 本書において「本募集」とは、株式会社東京証券取引所による当社普通株式を信託財産とする有価証券信託受益証券の上場承認が行われた後に実施する、当該有価証券信託受益証券の公募増資を指します。
- (注5) 本書には、リスク及び不確実性を伴う将来の見通しに関する記述が含まれております。これらの将来の見通しに関する記述は、本書「第一部 企業情報」のうち、「第2 企業の概況 3 事業の内容」並びに「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 事業等のリスク」及び「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等の各項に含まれています。
- 将来の見通しに関する記述は、「～うる」、「可能性がある」、「予定である」、「意図する」、「～であろう」、「～かもしれない」、「場合がある」、「～と思われる」、「予想する」、「～と考える」、「見積もっている」、「予測する」、「潜在的な」、「計画する」などの表現を使用することがあります。これらの記述は、将来の事由に関する当社の提出日現在における見解を反映しており、また提出日現在における仮定に基づいており、リスク及び不確実性を伴います。

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【有価証券信託受益証券の募集】	1
2 【新規発行による手取金の額及び使途】	22
第2 【売出要項】	22
【募集に関する特別記載事項】	23
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	28
第二部 【企業情報】	29
第1 【本国における法制等の概要】	29
1 【会社制度等の概要】	29
2 【外国為替管理制度】	35
3 【課税上の取扱い】	35
4 【法律意見】	38
第2 【企業の概況】	39
1 【主要な経営指標等の推移】	39
2 【沿革】	44
3 【事業の内容】	48
4 【関係会社の状況】	53
5 【従業員の状況】	55
第3 【事業の状況】	56
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	56
2 【事業等のリスク】	58
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	63
4 【経営上の重要な契約等】	70
5 【研究開発活動】	70
第4 【設備の状況】	71
1 【設備投資等の概要】	71
2 【主要な設備の状況】	71
3 【設備の新設、除却等の計画】	72

	頁
第5 【提出会社の状況】	73
1 【株式等の状況】	73
2 【配当政策】	76
3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	76
第6 【経理の状況】	91
1 【財務書類】	92
2 【主な資産・負債及び収支の内容】	92
3 【その他】	92
4 【シンガポール及び国際財務報告基準（IFRS）並びに日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】	214
第7 【外国為替相場の推移】	218
第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】	219
第9 【提出会社の参考情報】	224
1 【提出会社の親会社等の情報】	224
2 【その他の参考情報】	224
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	225
第1 【保証会社情報】	225
第2 【保証会社以外の会社の情報】	225
第3 【指数等の情報】	225

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【有価証券信託受益証券の募集】

(1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集）

ア 新規発行有価証券信託受益証券

銘柄	発行される有価証券信託受益証券 口数
YCPホールディングス（グローバル）リミテッド普通株式 有価証券信託受益証券（以下「本受益権」又は 「本有価証券信託受益証券」という。） (注1)	3,925,400口 (注2)

(注1) 1口の本有価証券信託受益証券は、当社の記名式無額面普通株式（以下「当社株式」という。）の1株を表章します。

(注2) 2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会決議によります。但し、2021年12月2日（シンガポール標準時間）開催の取締役会決議に基づき、2021年12月2日に変更される可能性があります。

(注3) 2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会決議に基づき新たに発行する当社株式3,925,400株（以下「本株式」という。）及び本株式を信託財産とする本有価証券信託受益証券の引受け及び募集（以下「買取引受による募集」という。）、並びに下記「(2) 募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる募集）ア 新規発行有価証券信託受益証券」に記載された、野村證券株式会社が当社株主であるY Asset Management Limited（以下「貸株人」という。）から588,800株を上限として当社株式を借り入れたうえで、これを信託財産とする新たな本有価証券信託受益証券の取得及び募集（以下「オーバーアロットメントによる募集」という。）に関して、買取引受による募集に係る本有価証券信託受益証券の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される本有価証券信託受益証券の口数を「海外販売口数」という。）される予定であります。なお、海外販売口数は、買取引受による募集に係る本有価証券信託受益証券の口数の範囲内で、買取引受による募集の需要状況等を勘案した上で、2021年12月9日（以下「発行価格決定日」という。）に決定されます。海外販売の内容につきましては、下記「募集に関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(注4) 上記の発行される有価証券信託受益証券口数3,925,400口には、日本国内における販売（以下「国内販売」といい、国内販売される本有価証券信託受益証券の口数を「国内販売口数」という。）に供される本有価証券信託受益証券の口数と海外販売に供される本有価証券信託受益証券の口数が含まれており、上記の発行される有価証券信託受益証券口数3,925,400口は、買取引受による募集に係る国内販売口数の上限となる本有価証券信託受益証券の口数であります。最終的な買取引受による募集に係る国内販売口数は、買取引受による募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定されます。

(注5) 別段の記載がある場合を除き、本「第一部 証券情報」において記載された日付は、日本時間を指すものとします。

イ 募集の方法及び条件

① 募集の方法

2021年12月9日に決定される予定の引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の下記「ウ 本有価証券信託受益証券の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下総称して「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価格（発行価格）で募集を行います。引受人は払込期日（下記「② 募集の条件」をご参照ください。）に引受価額の総額を当社に払込み、買取引受けによる募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。なお、買取引受けによる募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の有価証券上場規程施行規則に定めるブックビルディングにより投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定します。

募集の形態	有価証券信託受益証券口数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式（ブックビルディング方式）	3,925,400口	2,852,980,720円 (注3)	発行価額の総額と同額である。

(注1) 全ての有価証券信託受益証券を引受人の買取引受けにより募集します。

(注2) 上場前の公募を行うに際しての手続等は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

(注3) 上記発行価額の総額は、上記有価証券信託受益証券口数に基づき、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格（790円）として計算された見込額です。買取引受けによる募集における最終的な発行価格及び発行価額の総額はブックビルディングの結果を勘案して2021年12月9日に決定される予定です。なお、上記の有価証券信託受益証券口数及び発行価額の総額は、国内販売口数の上限に係るものであり、海外販売口数及び海外販売に係る発行価額の総額につきましては、下記「募集に関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

(注4) 買取引受けによる募集にあたっては、需要状況等を勘案し、買取引受けによる募集とは別に588,800口を上限として、野村證券株式会社が貸株人より当社株式を借り入れたうえで、これを信託財産とする新たな本有価証券信託受益証券を取得し、追加的に本有価証券信託受益証券の募集を行う場合があります。その内容につきましては下記「(2) 募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる募集）」をご参照ください。

(注5) 買取引受けによる募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては「募集に関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

② 募集の条件

発行価格	資本組入額	申込単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
(未定) (注1)	(未定) (注1)	100口	自 2021年12月10日 至 2021年12月15日	(未定) (注2)	2021年12月16日

(注1) 発行価格はブックビルディング方式により決定いたします。

発行価格は2021年12月2日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を勘案したうえで、発行価格決定日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、本有価証券信託受益証券が市場において適正な評価を受けることを目的として、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

資本組入額は発行価格決定と同時に決定される予定です。

(注2) 申込証拠金は発行価格と同一の金額とし、利息は付しません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に本有価証券信託受益証券の払込金に振替充当いたします。

(注3) 本有価証券信託受益証券の受渡期日は2021年12月21日の予定であり、上場（売買開始）日は2021年12月21日の予定です。上場（売買開始）日から本有価証券信託受益証券の売買を行うことができます。

(注4) 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

(注5) 申込みに先立ち、2021年12月3日から2021年12月8日までの間、引受人に対して仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回が可能です。

販売に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める株主数基準の充足、上場後の本有価証券信託受益証券の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

③ 申込取扱場所

下記「ウ 本有価証券信託受益証券の引受け」欄記載の金融商品取引業者の日本国内にある本支店及び営業所で申込みの取扱いをします。

④ 払込取扱場所

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 シンガポール支店	シンガポール共和国マリーナビュー12、 アジアスクウェアタワー 2 #08-01

ウ 本有価証券信託受益証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住所	引受有価証券信託受益証券口数	引受けの条件
野村證券株式会社（主幹事会社）	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	—	3,925,400口	—

(注1) 2021年12月2日に各引受人の引受有価証券信託受益証券口数が決定される予定です。

(注2) 上記引受人と発行価格決定日に元引受契約を締結する予定です。

(2) 募集有価証券信託受益証券（オーバーアロットメントによる募集）

ア 新規発行有価証券信託受益証券

銘柄	有価証券信託受益証券口数	発行価額の総額	募集を行う者の住所及び氏名又は名称
YCPホールディングス（グローバル）リミテッド普通株式有価証券信託受益証券	588,800口	465,152,000円 (注4)	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 588,800口

(注1) オーバーアロットメントによる募集は、買取引受による募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、買取引受による募集とは別に、買取引受による募集の主幹事会社である野村證券株式会社が貸株人から588,800株を上限として当社株式を借り入れた上で、これを信託財産とする新たな本有価証券信託受益証券を取得し、これを募集するものです。オーバーアロットメントによる募集の有価証券信託受益証券口数は上限数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる募集そのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる募集に際し、野村證券株式会社が貸株人から借り入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社株式588,800株の第三者割当増資を、2022年1月18日を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、2021年12月21日から2022年1月12日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数を上限とする本有価証券信託受益証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本有価証券信託受益証券は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数に至らない有価証券信託受益証券口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注2) 買取引受による募集にかかる本有価証券信託受益証券の発行を中止する場合には、オーバーアロットメントによる募集も中止いたします。

(注3) 上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集） ア 新規発行有価証券信託受益証券」の(注2)に記載のとおり、買取引受による募集に係る有価証券信託受益証券口数は変更されることがあり、これが変更された場合にはオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数（上限数）も変更される可能性があります。

(注4) 発行価額の総額は、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格（790円）として計算された見込額です。

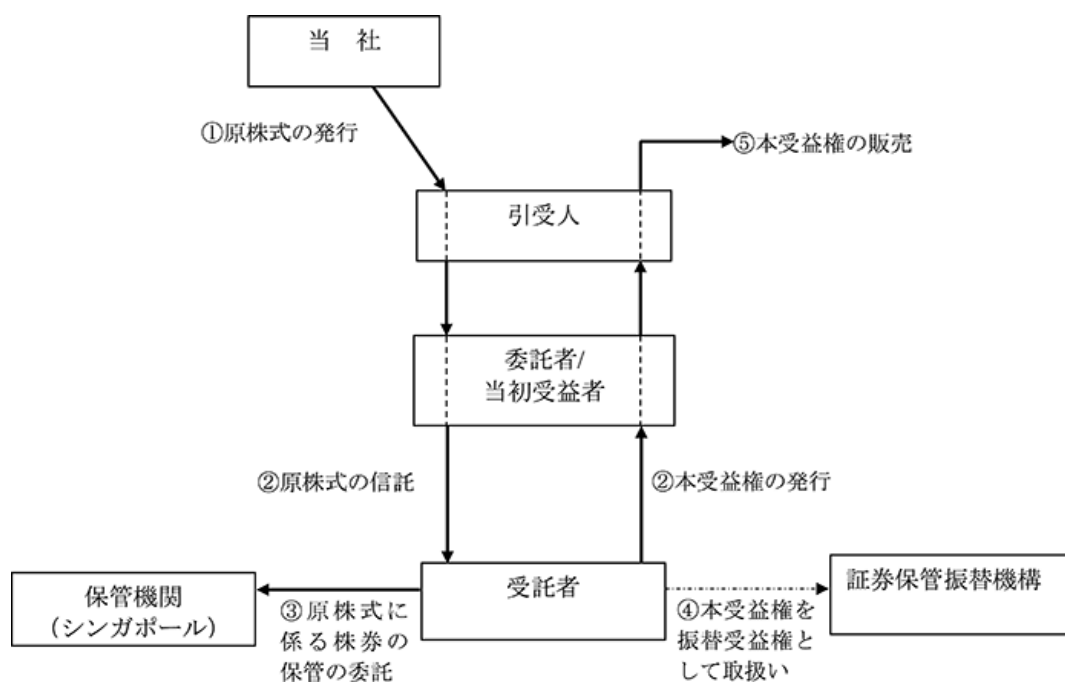
イ 募集の方法及び条件

発行価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
(未定) (注1)	自 2021年12月10日 至 2021年12月15日	100口	(未定) (注1)	野村證券株式会社の 日本国内にある本店 及び全国各支店

- (注1) 発行価格及び申込証拠金は、買取引受による募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。但し、申込証拠金には利息を付しません。
- (注2) オーバーアロットメントによる募集に必要な条件については、2021年12月9日に決定する予定です。
- (注3) オーバーアロットメントによる募集は、野村證券株式会社が当社の株主より借り入れた当社株式を信託財産とする有価証券信託受益証券を募集するものであり、有価証券信託受益証券の引受けは行われません。
- (注4) 本有価証券信託受益証券の受渡期日は2021年12月21日の予定であり、上場（売買開始）日は2021年12月21日の予定です。上場（売買開始）日から本有価証券信託受益証券の売買を行うことができます。
- (注5) 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- (注6) 野村證券株式会社の販売方針は、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集）イ 募集の方法及び条件 ② 募集の条件」の（注5）に記載した販売方針と同様です。

(3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要

本受益権は、当社、委託者としての野村証券株式会社（以下「野村証券」又は「委託者」という。）、並びに、受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下、総称して「受託者」という。）の間で2021年11月18日に締結された「YCP HOLDINGS (GLOBAL) LIMITED上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」（その後の修正を含む。）（以下「JDR信託契約」という。）に従って発行される。



- ① 当社は、当社及び委託者との間で締結される予定の株式引受契約（以下「引受契約」という。）に基づき、当社普通株式（以下「原株式」という。）を野村証券に対して発行する。
- ② 野村証券は、JDR信託契約に基づき原株式を受託者に対して信託し、受託者は、当該原株式を受託有価証券とする本受益権を野村証券に対して発行する。
- ③ 受託者は、原株式に係る株券の保管をシンガポール所在の保管機関に委託する。
- ④ 本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）に基づき振替受益権として株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」という。）が取り扱うものとする。
- ⑤ 引受人は、本受益権を投資家に対して販売する。

本有価証券信託受益証券の概要

本受益権は、JDR信託契約に従って発行・交付され、本受益権1口につき当社の普通株式1株を表示する、信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含む。）第2条第7項に規定する受益権を証する同法第185条第1項に基づく受益証券である。JDR信託契約に基づき設定される信託（以下「本信託」という。）の信託財産は、原株式（以下、本信託の信託財産として原株式を「受託株式」という。）、現金その他の財産によって構成される。ただし、原株式は、JDR信託契約に従って受託者の委託に基づき、シンガポール所在の保管機関（Citibank, N.A.）に対して交付され、シンガポール所在の保管機関において保管される。以下、本「第1 募集事項」の記載は、別段の記載がない限り、投資家が本受益権を直接保有していることを前提としている。

受託株式の法律上の保有者は、本受益権の保有者（以下「受益者」という。）ではなく、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社である。そのため、受益者としての投資家は、本受益権を原株式に交換して当社の株主とならない限り、当社の株主としての権利を行使することはできない（本受益権の交換に係る手続の概要については、下記「本受益権の原株式への交換に係る手続の概要」をご参照ください。）。受益者としての投資家の権利及び受託者の義務は、JDR信託契約に記載されている。かかるJDR信託契約及び本受益権は、原則として日本法に準拠する。ただし、原株式の保有者の権利及び原株式の保有者に対する当社の義務は、シンガポール法（日本法と異なる可能性がある。）に準拠する（「第二部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要」をご参照ください。）。

以下では、JDR信託契約の重要な条項の要約を記載している。受益者としての投資家の権利はすべて、JDR信託契約に定められている。したがって、より完全な情報は、JDR信託契約を参照されたい（JDR信託契約の写しは、有価証券届出書に添付されている）。

外貨の変換・分配

受託者は、受託株式に係る配当金その他の分配金を外貨で受領したとき、又は受託株式に係る有価証券その他の資産の売却を行った場合にその売却金を外貨で受領したときには、適当と判断される手法により（受託者が受領した外貨を一旦第三者を通じて別の外貨に変換したうえで円貨に変換することを含む。）、円貨に変換し、JDR信託契約に別に定める方法に従い、これを受益者に分配する（具体的には、下記「現金配当その他の現金による分配」をご参照ください。）。

円貨への変換に際して用いる換算率は、受託者が受領した外貨につき、受託者がその受領を確認した日の翌銀行営業日（銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。以下同じ。）に定める対顧客直物電信買相場（TTBレート）とする。ただし、為替の急激な変動、混乱が生じた場合又は前段落括弧書きに定める複数回の変換を行う場合等には、受託者が合理的に適当と判断する換算率を用いることがある。

受託者は、JDR信託契約の条項に従い、上記の円貨への変換及び分配を外貨の受領確認後遅滞なく行う。ただし、外貨の受領確認の完了に時間を要した場合、為替市場の停止又は混乱等が生じ円貨への変換が困難な場合、又は税金その他政府関係費用を源泉徴収する必要がある場合等には、円貨への変換及び分配が遅れることがある。受託者は、この間の当該金銭に係る付利の義務を負わない。

全受益者又は特定の受益者に対する変換及び分配につき、政府その他の機関からの許可、免許、届出等の手続を必要とする場合、受託者は、当該許可又は免許の申請、届出の実施その他の手続を執り行う権限を有する。ただし、受託者は当該手続を執り行う義務を負わない。

円貨への変換及び分配につき、実施不可能である（変換後の通貨が必要期間内に取得できないことを含む。）若しくは適法でないとして受託者が判断した場合、上記の許可若しくは免許申請若しくは届出の実施その他の手続が政府その他の機関により却下若しくは不受理とされた場合、又は、上記の許可若しくは免許の取得若しくは届出に係る費用が適当でない場合には、受託者は、裁量により円貨への変換及び分配を行わないことができる。かかる場合、受託者は、受益者に通知する。

現金配当その他の現金による分配

当社は、受託株式につき現金配当その他の現金による分配を行う場合には、合理的期間内に、その金額、当社がシンガポールで設定した原株式にかかる基準日及び当該分配を行う日を受託者に通知する。

受託者は、受託株式に関して受領する現金配当その他の現金による分配を受領した場合には、上記のとおりこれを円貨に変換する。

受託者は、以下の方法により受益権一口当たりの信託分配単価の算出を行う。上記の変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料（変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に受益権の総口数を乗じた額（消費税等が含まれる。）を上限とする。）を控除した残額を、受益権の総口数で除す。

受託者は、受益者に対して、上記のとおり算出された受益権一口当たりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉徴収税（地方税を含む。）の適用される範囲で控除した残額（1円未満の端数は切り上げる。）を分配する。

株式配当・株式分割・株式無償割当て

当社は、受託株式につき株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う場合には、合理的期間内に、その数量、当社がシンガポールで設定した原株式にかかる基準日及び当該株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う日を受託者に通知する。

受託者は、株式配当、株式分割又は株式無償割当てにかかる権利確定日現在の受益者に対して、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した当社株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者の受益権の口数に応じて割り当てる。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式につき、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した受託株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付する。なお、本募集に係る本有価証券信託受益証券の受益権付与率は100%である。

上記にかかわらず、受益権付与率を変更することにより発行すべき受益権又は処分又は受益者に交付すべき受託株式が発生しない場合、受託者は上記に基づく受益権の発行又は受託株式の処分若しくは受益者への交付を行うことなく、信託財産として管理する。

受託者は、上記の株式配当につき日本国内において源泉徴収がなされる可能性があるとは判断した場合（結果的に源泉徴収がなされない場合を含む。）には、当該株式配当により割り当てられた当社株式を売却し、売却金額を、JDR信託契約の条項に従い、株式配当にかかる権利確定日（下記「権利確定日の設定」をご参照ください。以下、同じ。）現在の受益者に対し、分配する。

その他の権利

当社は、受託株式につき現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の分配を行うことを希望する場合には、合理的期間内に、その内容（当社以外の者の発行する有価証券についてはその者の名称その他の必要な情報を含む。）及び金額又は数量、当社がシンガポールで設定した原株式にかかる基準日並びに当該分配を行う日を受託者に通知する。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、当該分配にかかる財産の受益者への交付の法令等上の適法性及び実行可能性について当社と協議し、当該財産の交付が合理的に実行可能であると受託者が判断することを含むJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受益者に対して以下に定める方法に従って当該財産の交付を行う。

受託者は、当該財産の交付に際して、権利確定日を設定し、法令等で許容されている範囲で、権利確定日時点の各受益者へ当該財産の交付を行う。

受託者は、上記の現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産の交付に係る条件が満たされない場合で、かつJDR信託契約に規定する一定の条件を満たす場合には、受託者が売却可能であるとその裁量で判断する場所及び条件で、当該財産を売却し、売却金額を、当該財産の交付にかかる権利確定日現在の受益者に対し、JDR信託契約の条項に従い、分配する。

受託者が上記の当該財産の売却をすることができない場合には、受託者は、当該財産を受領する権利を放棄する。

振替受益権

本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱いがなされることについて同意する。本受益権の権利の帰属は、振替法第127条の2第1項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まる。

権利確定日の設定

受託者は、以下に掲げる場合には、当社と協議のうえ、以下に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」という。）を設定する。

- (1) 受託者が、受託株式に係る現金配当等、株式配当、株式分割、株式無償割当てその他の権利に関してその基準となる日についての通知を当社から受領した場合
これらを受託者を通じて受領し又は付与される権利
- (2) 受益権付与率を変更する場合
当該変更を経た後の受益権付与率に対応する原株式に係る権利
- (3) 受託者が本受益権を分割する場合
当該分割後の本受益権
- (4) 受託者が本受益権を併合する場合
当該併合後の本受益権
- (5) 議決権行使手続（下記「株主総会における議決権の行使」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における議決権等
- (6) JDR信託契約に基づき信託財産の状況の報告を行う場合
当該報告を受ける権利
- (7) JDR信託契約に基づき受益者決議手続（下記「受益者の意思決定」をご参照ください。）を行う場合
受益者決議手続における投票権
- (8) JDR信託契約に基づき指図権行使手続（下記「受託株式に関する意思表示」をご参照ください。）を行う場合
指図権行使手続における指図権
- (9) JDR信託契約に基づき残余財産の給付を行う場合
当該残余財産の給付を受ける権利
- (10) その他受託株式にかかる一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合
当該事項にかかる権利

受託者は、当社と協議のうえ、原則として当社がシンガポールで設定した原株式に係る上記(1)に定める権利に係る基準日と権利確定日が同日となるように設定し、同日とならない場合、当該基準日と権利確定日をできる限り近接させるよう努める。受託者が設定する権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、上記各号に定める権利を与えられる。

本受益権の発行

本受益権の当初発行に係る手続の概要

当初の信託設定日において、下記「(6) 有価証券信託受益証券に表示される権利に係る株券の内容」記載の発行数（発行価格決定日に決定される予定である。）の原株式が委託者によって受託者に信託される場合、受託者は、これを引き受け本受益権を発行する。その際、受託者は、当該委託者に対して、JDR信託契約に規定する手数料を請求する。受託者は、当社に対して、かかる信託の引受けをJDR信託契約をもって通知する。なお、委託者は、発行価格決定日において定められる当社株式数を、その決定後直ちに（遅くとも発行価格決定日当日中に）、受託者に通知する。

本受益権の追加発行に係る手続の概要

原株式の保有者は、委託者に対して原株式の受益権への交換を申し込むことができ、その有する原株式の全部又は一部について、受益権付与率に応じた受益権に交換することができる。かかる申込を受けた委託者は、原株式を追加で信託するものとし、受託者は、次段落に記載する場合を除き、かかる追加信託を受けなければならない。その際、受託者は、当該委託者に対して、委託者と受託者が別途定める信託報酬・手数料の明細に記載する手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求する。委託者は、追加信託により受領した受益権を、申込を行った原株式の保有者に交付する。

受託者は、追加信託が法令等（シンガポールの法令等を含む。以下、同じ。）に抵触する場合、法令等の規制により追加信託が許容されない旨の通知を当社、政府機関又はその他の機関から受領した場合、又は受託者が、JDR信託契約に定める委託者若しくは当社の表明保証のうちいずれかが虚偽若しくは不正確であると合理的に判断する場合には、追加信託を受け入れない。

追加信託等の事情によって新たに受益者となる者について、受託者が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含む。）により定められる取引時確認等を行う義務を負う場合には、委託者は受託者によるかかる取引時確認等を代行する。

なお、当社は、原株式の保有者に対して受益権への交換を促すものではなく、受益権への交換の申込を行う原株式の保有者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、受益権への交換の申込を行うものとする。

本受益権の原株式への交換に係る手続の概要

受益者は、本受益権が上場されている間（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除く。）、受託者が指定する金融商品取引業者（以下「指定転換販売会社」という。）に申し込むこと（以下「交換申込」という。）により、その有する受益権の全部又は一部について、受益権付与率に応じた株数の原株式と交換することができる。指定転換販売会社は、受益者から交換申込があった場合、当該交換申込に基づき当該受益者から譲り受ける本受益権について、受託者に対して受益権付与率に応じた株数の原株式への転換請求（以下「転換請求」という。）を行う。

受託者は、転換請求に基づき、別途定める時期及び方法で、当該転換請求を行った指定転換販売会社に対して、当該転換請求に係る本受益権の口数に対応する株数の原株式を交付する。なお、かかる転換請求に基づく原株式の交付により、転換請求の対象となった本受益権は消滅する。

交換申込を受け付けた指定転換販売会社は、上記に基づく原株式の交付を受けた場合、交換申込を行った受益者に対し、当該原株式を交付する。

上記にかかわらず、法令等による制約又は実務上の理由により受益権の転換により交付される原株式を指定転換販売会社又は受益者が受領することができない場合、交換申込及び転換請求はできない。

さらに、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、受託者は、転換請求の受付の停止又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続「以下「転換手続」という。）の中断若しくは取り消しをすることができる。

- (1) 受益者が負担すべき手数料（受益者毎に1回あたり5,000円）並びにそれに係る消費税等の相当額の入金を確認できない場合
- (2) 受益者を確認する手続が完了しない場合
- (3) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
- (4) シンガポール所在の保管機関において、原株式の移転の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
- (5) 原株式の権利行使基準となる日と本受益権の権利確定日が同一でない場合において、転換手続を中断若しくは取り消すべきであると受託者が認めるとき
- (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合

受託者が転換請求の受付を停止したときは、指定転換販売会社は直ちにその旨を受益者に對して通知する。この場合、受益者は、当該受付停止の当日に行った交換申込のうち、当該受付停止前に行った交換申込を撤回することができ、この場合には、当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求も撤回されたものとみなされる。受益者がその交換申込を撤回しない場合には、当該交換申込及び当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の銀行営業日に受け付けたものとみなす。この場合を除き、交換申込及び転換請求を撤回、取消又は中断することはできない。

受益者は、受託者に対して直接転換請求をすることはできず、上記の定めに従って交換申込を行うことができるのみである。

受益者は、交換申込を行う場合、受益者が負担すべき手数料として、受益者毎に1回あたり5,000円並びにそれに係る消費税等の相当額を負担する。

なお、当社は、受益者に対して原株式への交換を促すものではなく、交換申込を行う受益者は、何らかの勧誘の結果ではなく、自らの判断により、交換申込を行うものとする。

株主総会における議決権の行使

当社は、受益者に対して、受託株式会社についての①議決権行使、又は、②議決権行使にかかる同意又は委任状の勧誘（以下①乃至②を総称して「議決権行使手続」という。）を行う場合には、その議決権行使手続にかかる株主総会の開催日又は同意の期日（以下「開催日等」という。）を、合理的期間内に、受託者に通知する。

受託者は、上記の通知を受領した場合には、議決権行使手続にかかる権利確定日をJDR信託契約に基づき設定する。

当社は、上記に従い開催日等の通知を行った場合には、受託者に対し開催日等の遅くとも28日前までに、当社による議決権行使手続にかかる議案の数又は同意若しくは委任事項の数を通知し、また、開催日等の遅くとも21日前までに、①招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び②当社の定款又は受託株式の条項に基づき受益者が受託者に指図する権利を有することとなる場合には、当該条項の主要部分の要約を記載した書面を邦文にて交付することとする。受託者は、受領した書面を当社の費用負担により、かつ、法令等上許容されていることを条件に、以下の各書面を作成し、権利確定日時点の受益者に対し交付する。ただし、受託者は、当社がかかる行為を行わない限り、議決権行使手続にかかる事務を行う義務を負わない。

- (1) 当該株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び同意の指図書若しくは委任状（以下「指図書等」という。）
- (2) 法令等、JDR信託契約、当社の定款及び受託株式の条項に基づき、権利確定日における受益者が、受益権に表章される受託株式にかかる議決権又は同意若しくは委任（以下「議決権等」という。）について、受託者に指図する権利を有する旨の説明文
- (3) かかる議決権等の指図の方法を示した簡略な説明文（受益者から受託者への指図書等の提出期限（以下「提出締切日」という。）を示したものを含むが、これに限られない。）

提出締切日は当社が定款で定める議決権行使期限（以下「議決権行使期限」という。）の3営業日（東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいう。以下、同じ。）前以降の日（受託者が別途定めるものとする。）とし、受益者は、受託者所定（電磁的方法を含む。）の方法に従い指図書等を提出するものとする。受託者は、議決権行使期限までに当該議決権等の指図を集計し、その結果を当社に提出する。

受益者は、議決権等の指図について、整数の受益権についてのみ行うことができる。

受託者は、次に定める議決権等を行行使し、又はシンガポール所在の保管機関に議決権等を行行使するよう指図する。ただし、法令等（シンガポールの法令等も含む。）、JDR信託契約、当社の定款又は受託株式の条項に違反すると受託者が判断したときは、（受託者はシンガポールの法令等、当社の定款及び受託株式の条項についての調査義務を負わない。）かかる行使又は指図を行わない。

(イ) 提出締切日までに指図書等による有効な議決権等の指図を受益者から受領した受益権に表章される受託株式については、当該議決権等の指図に従う。

(ロ) 提出締切日までに指図書等による議決権等の指図を受益者から受領していない受益権に表章される受託株式については、以下に規定する通りに扱う。

受託者は、当社の書面による要求により、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての受託株式にかかる議決権等につき白票を投じる。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されるが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されない。

受託者は、受益者から提出締切日までに指図書等を受領した場合であって、当該指図書等において指図が指定されていないとき、又は受益者に交付された招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面に記載があり、当該記載が受託者により当該指図がどのように扱われるべきか明確な指図を欠くときは、白票とみなす。

受益者は、指図書等の所定欄に明記することにより、その有する議決権等を統一しないで行使することができる。

受託者が、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日以前に受益者から指図書等を受領しなかった場合は、白票とみなされる。

受託者は、JDR信託契約の条項に基づく手続を履践し、かつ、提出締切日までに受益者から指図書を受領した場合を除き、書面により当社により要求された場合には、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、すべての受託株式について議決権等の行使を行う。この場合、受託者は上記記載のJDR信託契約の各規定の適用によっても議決権等の行使につき指図を得られない受託株式にかかる議決権等につき白票を投じる。

JDR信託契約又は本受益権のいかなる条項にかかわらず、受託者は、かかる措置を講ずることが日本法その他の法令等に違反する場合には、株主総会又は同意若しくは委任状の受益者に対する勧誘についての措置を講ずるいかなる義務を負わない。

当社は、受益者が受託株式に帰属する議決権等を行行使することを可能にするのに合理的に必要な一切の措置を講じ、かつ、受託者に要求された場合には、受託者により講ずることが要求される措置についての日本の法律顧問の意見書を受託者に交付することに同意する。

受益者は一般に、又は個別の受益者についても、議決権等の指図を適時に受託者に対して行うことを可能にするのに十分な時間を与えられて上記の通知を受領することは保証されていない。

受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、その本店において、当社から受領したすべての通知、報告及び連絡であって、受託株式の保有者の資格において受託者が書面により受領し、かつ、当社の普通株式その他の証券の保有者に対し当社により一般的に開示されているものについて、受益者の閲覧に供する。

JDR信託契約又は受益権のいかなる条項にかかわらず、受託者は、法令等による制約又は実務上の理由により上記記載のJDR信託契約の各規定に基づく手続では受益者の意思が受託株式についての株主総会における議決権行使に正確に反映されないと判断する場合には、議決権行使手続について受託者が合理的と判断する取扱いを行うことができる。

受託株式に関する意思表示

受託者が、受託株式に関して、当社から意思表示を求められた場合には、適時に実行可能かつ法令等により許される限り、受益者決議手続又は議決権行使手続により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示（目的である事項について受益者が異なる内容の投票（投票をしないことを含む。）を行った場合において、投票内容ごとの全投票権数に占める投票数の割合等を回答することを含む。）を行う。

上記に掲げる場合において、受益者決議手続及び議決権行使手続が適時に実行可能でない場合又は法令等により許されない場合（受託株式についての意思表示が特定時点の受託株式の保有者に認められており、受託者が当該時点の受益者の意思の確認を行うにあたり受益者決議手続を適時に行うことができない場合を含むが、これに限られない。）には、上記にかかわらず、受託者は、受益者決議手続及び議決権行使手続を行うことなく、以下の方法（以下「指図権行使手続」という。）により受益者の意思を確認したうえで、当社に対して書面により意思表示を行う。受託者は、指図権行使手続の目的である事項についての指図結果（指図をしないことを含む。）ごとの全指図権数に占める指図権数の割合に応じてかかる意思表示を行うが、そのような意思表示が法令等により許されない場合には、指図権を有する受益者の指図の過半数の結果に従って統一的に意思表示を行う。

- (1) 受託者は、当社から受託株式について意思表示を求められている内容、意思表示に係る指図権行使のための受託者所定の書面（以下「指図権行使書面」という。）、及び指図がなされるべき期限を記した資料を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に備えおく。
- (2) 受益者は、指図権行使書面を定められた期限までに受託者に交付することにより受託者に対して指図を行う。
- (3) その他の手続は、原則として受益者決議手続と同様とする。

当社に対して受託者が前項の意思表示に係る書面を適時に返送するために十分な時間がない場合には、受託者が、上記の受益者の意思の確認を行うことができない場合がある。

本受益権の取得請求権

本信託について信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更（以下「重要な信託の変更」という。）がなされる場合、及び本信託について信託の分割がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更又は当該信託の変更に伴って信託の分割がなされる場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。）は、営業日に、受託者に対し、自己の有する受益権を本受益権一口あたり、受託株式一株あたりの市場価格等をもとに受益権付与率等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価格で取得することを請求することができる。この場合、受益者は、受託者が定めた期日までに、受託者が定めた方法により、受託者が指定した口座に受益権を振り替えるものとする。また、受託者は、受益者に対して、当該請求に係る手数料及び

これに係る消費税等の相当額の支払を請求することができる。

上記に従い受託者が受益権を取得する場合、受託者は、受益権を自己の銀行勘定で取得するものとする。ただし、重要な信託の変更又は信託の分割に賛成する旨の意思を表示した受益者は、受託者に対して、自己の有する受益権を取得することを請求することはできない。

受託者に対する行為差止請求権

本信託においては、6か月以上受益権を保有する受益者に限り、信託法第44条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができる。

その他受益者の権利一般

受益者は、JDR信託契約に規定される権利及び法令等により制限することのできない受益者の権利のみを有し、それ以外の権利（受託株式にかかる配当請求権その他受託株式の株主としての一切の権利を含むが、これらに限られない。）を有しない。

受益者への通知

受託者が受益者に対してする通知は、法令等に別段の定めのある場合を除き、証券保管振替機構から通知された受益者の氏名又は名称及び住所に宛てて発する。

受託者は、JDR信託契約に定めるもののほかは、受益者への通知を行わない。但し、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令等に違反するものについてはこの限りではない。

受益者の意思決定

受益者の意思決定は、議決権行使手続及び指図権行使手続を行う場合を除き、以下の手続（以下「受益者決議手続」という。）により行われ、受託者は、これを必要と認める場合には、いつでも、行うことができる。

また、各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができ、かかる請求があった場合、受託者は、受益者決議手続を行わなければならない。

受益者は、受益者決議手続において、その保有する受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使する。ただし、受益権が当該受益権にかかる信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、投票権を有しない。

受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数の投票によって成立し、投票の過半数をもって行う。ただし、信託法第42条の規定による責任の免除にかかる意思決定の方法についての信託行為の定めは、すべての受益者の一致によってこれを決する。また、決議の結果、賛成又は反対の投票数のいずれもが、投票権の過半数に達しなかった場合においては、当該受益者決議手続の決議は行われなかったものと扱う。

受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができる。

投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなす。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなす。

受益者決議手続の決議は、すべての受益者に対してその効力を有する。

各委託者若しくは全委託者の権利を害し、又は委託者に債務若しくは義務を課し、又はその他悪影響を及ぼすことになる事項に関して、受益者は、受託者に対して、受益者決議手続を請求することはできず、また受託者はかかる受益者の請求には応じない（ただし、受益者の請求に応じないことが法令等の違反を構成する場合を除く。）。

具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

受益権原簿の閲覧

受託者は、受益権原簿を受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の主たる事務所に備え置く。受益者その他信託法第190条第2項に規定される利害関係人は、受託者に対して信託法第190条第2項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写等の請求することができ（この場合において、受益者は、当該請求の理由を明らかにしなければならない。）、かかる受益者の請求があった場合、信託法第190条第3項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできない。

JDR信託契約の変更

受託者は、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更該当しない場合又は信託の目的に反しない場合（但し、受益者の利益に適合しないと受託者が合理的に判断する場合を除く。）には、当社及び委託者の同意を得て、その裁量により、JDR信託契約を変更することができる。

JDR信託契約の変更が上記に該当しない場合には、受託者は、受益者決議手続において受益者の承認を得ることにより、JDR信託契約を変更することができる。

受益者は、受託者の利益を害しないことが明らかである場合であっても、受託者の事前の同意なく、JDR信託契約を変更することはできない。

信託報酬・手数料

受託者は、JDR信託契約の条項及び当社が受託者と別途合意する内容に従い、JDR信託契約にかかる信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を収受することができる。

JDR信託契約の条項により信託財産に帰属した利息及び信託財産から生じた利息等は、JDR信託契約に定める計算期間内に生じたものにつき、当該計算期間の計算期日の翌日に受託者が信託報酬として全額受領する。

受託者は、JDR信託契約の規定により生じた各手数料を、その発生の都度信託報酬又は手数料として全額受領する。

租税・信託費用・税務手続

信託費用（信託事務を処理するのに必要と認められる一切の費用をいう。）は、JDR信託契約に特段の定めがある場合を除いて当社の負担とし、当社は受託者と別途合意する内容に従ってかかる信託費用を受託者に支払う。

受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項の規定にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しない。

受益者は、本信託にかかる税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行う。なお、受託者は、本信託にかかる税務手続に関し、受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではない。

本信託の終了

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、当該時点において終了する。ただし、受託者は、受益者保護のために必要と判断する場合には、その終了時期を受託者が適当と認める時期とすることができる。

- (1) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき（他の国内の金融商品取引所に再び上場することが合理的に予想される場合は除く。）。
 - (2) 法令等（シンガポールの法令等を含む。）又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
 - (3) (2)以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につきJDR信託契約の条項に従って受益者の承認が得られたとき。
 - (4) JDR信託契約の当事者（受託者を除く。）がJDR信託契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。ただし、委託者は、当該重大な違反を行ったことを認識した場合、遅滞なく当社及び受託者に対して通知するものとし、当該通知を当社が受領してから合理的な期間内に、当社が当該委託者を受託者により承認された新たな委託者に置き換えたときには、信託は終了しない（かかる承認は不合理には拒絶されない。）。
 - (5) 受託者の辞任又は解任後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
 - (6) 当社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
 - (7) 当社につき管轄を有する裁判所により清算若しくは解散の命令がなされた場合又は清算若しくは解散の決議が有効になされた場合
 - (8) 当社の金銭債務に関して債務不履行が発生し、かつ継続している場合（ただし、当社の事業運営若しくは財務状態又は本信託の存続に重大な悪影響を与えない場合を除く。）。
 - (9) 信託費用又は信託報酬が本契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
 - (10) 証券保管振替機構が本信託の本受益権を受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務又は振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
 - (11) 本信託が法人税法（昭和40年法律第34号、その後の改正を含む。）第2条第29号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
 - (12) 本信託の本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
 - (13) 引受契約又は当社の特定の株主と委託者との間の2021年6月17日付貸株契約が当該募集の払込日において有効でないとき。
- 上記に定める場合を除いて、当社、委託者、受託者又は受益者のいずれもJDR信託契約を終了させることはできない。

本信託の終了後の残余財産の給付

本信託が終了した場合、受益者は金銭で残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、本信託の終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受領する権利を有する。信託終了日後は、受益者は受益権の譲渡はできない。

受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。

受託者は、かかる本信託の清算手続において、受託株式の償還等により受領した金額又は残余財産である受託株式（又はその残余財産）を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から手数料（本受益権一口あたり1円を上限とする金額及び計算上生じた1円未満の端数）及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用（もしあれば）を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付する。ただし、当該処分が困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、処分を行うことなく、当該受益者が保有する受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付することができる。

受託者の辞任・解任

受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、受益者、東京証券取引所、証券保管振替機構及び当社に対して3か月前までに通知することにより、辞任することができる。受託者が辞任した場合、当社又は受益者は、新受託者を選任する。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求する。

また、受託者は、信託法第58条第1項若しくは第4項に定めるときに限り、解任される。受託者が解任された場合、当社又は受益者は、新受託者を選任する。ただし、当社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、JDR信託契約の条項に従い、信託は終了する。

新受託者の選任がなされた場合、受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行う。

なお、受託者のうち一方がJDR信託契約の定めに従い解任され、又は辞任した場合は、他の一方の受託者も同時に辞任したものとみなされる。

受託者の免責

受託者は、JDR信託契約に定める受託者としての業務を、JDR信託契約の条項に従って履行した場合には、委託者、受益者又は当社に生じた損害等について責任を負わない。

受託者は、委託者又は当社がJDR信託契約に定める義務を履行せず、又は履行を遅滞したことに起因して、受益者に損害等が生じた場合、当該損害等について責任を負わない。

受託者は、委託者又は当社の行為によりJDR信託契約の本受益権の東京証券取引所への上場が認められなかった場合又は上場が廃止された場合、かかる上場が認められなかったこと又は上場が廃止されたことに起因して受益者、委託者又は当社に生じた損害等について責任を負わず、またこれに関連する費用の支払義務も負わない。

受託者は、信託事務に関する指図の内容の真否及び妥当性を確認する義務を負わず、かつ、当該指図に従って信託事務を処理する限り、一切の責任を負わない。

受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負わない。ただし、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務を履行しなかった場合は、その限りではない。

- (1) JDR信託契約において受託者の裁量で行えるとした行為が、適法であるか又は理論上実行可能であるかを判断して行ったことから生じた結果
- (2) 受益者への分配に関する当社から提出された情報の内容及びその翻訳における誤り
- (3) 受託株式の効力又は価値
- (4) 受益者が本受益権を保有することに伴う納税
- (5) 受託者を通じた当社から受益者への通知の適時性
- (6) 受益者が負う本受益権への投資リスク（受託株式及び本受益権の価格の変動を含む。）

受託者、当社及び委託者の免責

受託者、当社及び委託者は、次に掲げる場合には責任を負わない。

- (1) 次の原因により、受託者、当社又は委託者がJDR信託契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合、又は遅延させられた場合
 - イ 日本、シンガポールその他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所の今後施行される法令等の制定、廃止、又は改正
 - ロ 当社の定款その他の内部規則（今後施行されるものも含む。）
 - ハ 天災地変、戦争その他不可抗力な問題（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気・通信・各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含むが、これらに限られない。）

- (2) 受託者、当社又は委託者が、JDR信託契約に従って業務を履行した場合において、受益者が受託株式保有者に与えられた分配等による利益又は契約により企図される利益を享受できないとき
- (3) 受託者、当社又は委託者によるJDR信託契約の条項への違反に対する間接的損害
受託者、シンガポール所在の保管機関又はそれらの代理人は、善管注意義務違反がない限り、受益者に対して責任を負わない。
- 当社は、JDR信託契約に規定する当社の義務及び当該義務に故意・過失により違反した場合の賠償義務を除き、受託者、委託者及び受益者に対して、JDR信託契約又は本受益権に基づく義務（忠実義務その他の義務）を負わない。

委託者におけるその他の債務の不存在

委託者は、JDR信託契約の条項に基づく信託の設定及び追加信託以外のJDR信託契約に基づく義務又は債務を負わない。当社、受託者及び受益者は、法令等によって許される範囲内で、JDR信託契約若しくはJDR信託契約に企図される取引から生じる又はこれらに関連する委託者に対するすべての権利若しくは請求権を放棄する。

(4) 権利行使請求の方法・条件

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」の「本有価証券信託受益証券の概要」をご参照ください。

(5) 決済の方法

本受益権の取得日

取得の申込みが行われた本受益権は、その受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日において、投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、振替法第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない（但し、例外的な場合に受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。）。

(2) 本受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等（振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少及び譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとする。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとする。
- ③ なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

(6) 有価証券信託受益証券に表示される権利に係る株券の内容

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券 (引受人の買取引受による募集) ア 新規発行有価証券信託受益証券」をご参照ください。

(7) 有価証券信託受益証券の発行の仕組み

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」をご参照ください。

(8) 有価証券信託受益証券の権利に関して投資家の判断に重大な影響を及ぼし得るその他の事項

- (a) 受益権は原株式そのものではありません。受益者の権利は、原株式の保有者が有する原株式に係る権利よりも限定されており、また、受益者がその権利を行使するためには受託者を通じて行わなければなりません。

本受益権に係る原株式の所有権は受託者に帰属し、受益者は原株式の直接の株主とはなりません。したがって、受益者は原株式に関する配当をそのまま受領するものではなく、一定の手数料等を控除した残額を受け取ることになります。また、受益者は、当該本受益権に係る原株式に関して、法令等（シンガポールの法令等も含む。）又は当社の定款により認められる株主としての権利を、当社及び／又はその役員に対して、直接行使することができません。具体的には、受益者は、直接当社の株主総会において議決権を行使することはできません。当社の株主総会における議決権の行使については、受益者は、受託者に対し指図権を行使することにより間接的に議決権を直接行使することになります（具体的には、「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (3) 本有価証券信託受益証券の仕組みの概要」の「本有価証券信託受益証券の概要 株主総会における議決権の行使」をご参照ください。）もし何らかの事情により受託者が当社の株主総会等に関する情報を受領できていない場合には、受益者は、議決権等の行使に必要な書類を受領できない可能性があるほか、議決権等の行使に必要な書類を適時に受領できない可能性があります。受益者は、当社の役員に対して株主代表訴訟を直接提起できず、当社に対して会計帳簿を直接閲覧することができず、株式買取請求権を直接行使することができません。加えて、当社の定款上、当社役員に対する損害賠償請求権が定められていますが、当社役員に対して当該権利を直接行使することもできません。

(b) 受益者が本受益権を原株式に交換するには時間を要する可能性があり、また譲渡課税が発生する可能性があります。

受益者は、JDR信託契約に基づき、委託者を通じて、本受益権を原株式に交換することができます。この場合、原株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者は、シンガポール法及び当社の定款に従い、株主としての権利（議決権を含む。）を当社及び／又はその役員に対して直接行使することが可能です。しかしながら、かかる交換手続には時間を要する可能性があります。また、株主としての権利を直接行使するためには、シンガポール法及び当社の定款に従い、原株式の株主として株主名簿に記載又は記録される必要がありますが、株主名簿への記載又は記録の手続に時間を要する可能性もあります。さらに、本受益権を交換しようとする時点によっては、当社又は受託者からの当社の株主総会に関する情報が受益者に行き渡らない可能性もあります。これらの結果として、適時に本受益権を交換して、当社の株主として権利行使することができないおそれがあります。また、本受益権を交換した受益者に譲渡課税が発生する可能性があります（「第二部 企業情報 第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」 2 受益者の権利行使方法 （4） 配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。）。本受益権を交換し、受益者が原株式の所有者となった場合に問題となるシンガポール法上の制限については、「第二部 企業情報 第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要」をご参照ください。

(c) 株式等の追加発行により投資家の持分が希薄化する可能性があり、かかる希薄化により当社の株式及び本受益権の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

当社は、事業の拡大に係る資金を調達するために、株式若しくは本受益権又はこれらを取得できる権利（以下「株式等」といいます。）の追加発行を行う可能性があります。将来の株式等の発行は、本受益権が当社の発行済株式総数に占める割合を希薄化し、当社の株式及び本受益権の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 本受益権について流動性のある取引市場が形成される保証はありません。

日本の投資家が当社の株式を信託財産とした本受益権を投資商品として受け入れ、日本において取引が活発でありかつ流動性のある本受益権の取引市場が形成される保証はありません。また、日本及びシンガポールの法的規制により本受益権の発行数が制限されることにより、本受益権の流動性が制約される可能性があります。本受益権の流動性の低迷は、本受益権の価格を不安定とする要因となり得ます。

(e) 信託を用いた仕組みに係るリスク

信託法第25条の規定により、受託者につき破産手続又は民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合であっても信託財産を構成する原株式は、破産財団又は再生債務者若しくは更生会社の財産その他受託者の固有財産に属しません。しかし、JDR信託契約に従い、信託事務を行う受託者につき、破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始された場合、信託事務が事実上一時的に停止する可能性があり、かかる場合、信託事務に支障が生じ、本受益権に係る信託配当金等の分配、原株式の預託・引出等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、JDR信託契約において、受託者は、信託財産に属する金銭につき、JDR信託契約に従って、受託者の固有勘定で、又は他の金融機関の預金等で運用することができるものとなっています。従って、受託者が信託財産に属する金銭の運用を行った場合、各運用先の破綻等により当該金銭を回収できないときには、本受益権に係る信託財産が毀損され、本受益権の価格に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、本受益権に係る信託財産は、信託法及びJDR信託契約の規定に従い、受託者が分別管理を行っていますが、受託者の分別管理義務違反や権限違反行為が行われた等の何らかの事情により当該信託財産が本受益権とは無関係の債務の引当とされるような場合には、本受益権に係る信託財産が毀損され、本受益権の価格に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

2 【新規発行による手取金の額及び使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2, 852, 980, 720	62, 000, 000	2, 790, 980, 720

(注1) 払込金額の総額は、買取引受による募集に係る引受価額の総額であり、発行価格を有価証券届出書提出時における想定発行価格 (790円) として計算された見込額です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額 2,790 百万円については、「募集に関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」に記載の第三者割当増資における差引手取概算額上限 427 百万円とあわせて、今後の成長資金として、連結子会社への投融資資金に充当する予定であり、プリンシパル投資事業におけるパーソナルケア領域に 1,160 百万円、ペットケア領域に 2,000 百万円をそれぞれ充当する予定であります。具体的には以下の通りです。

パーソナルケア領域においては、連結子会社である株式会社 SOLIA への投融資資金として充当する予定です。株式会社 SOLIA ではこれまで D2C モデルの強みを活かしたスピーディーな事業拡大を実現するべく新たなブランド開発や広告宣伝費に積極的に投資しており、2022 年 12 月期に 560 百万円、2023 年 12 月期に 600 百万円を広告宣伝費等に充当する予定であります。

ペットケア領域においては、連結子会社である株式会社ライフメイト動物病院グループへの投融資資金として充当する予定です。当該領域では事業投資を通じた事業拡大を実現してきており、2020 年 12 月期に有限会社エコロガードを買収、2021 年 12 月期には札幌緑が丘病院の事業を譲り受けております。今後も積極的に株式会社ライフメイト動物病院グループを通じて事業投資を続ける方針であり、その資金として 2022 年 12 月期及び 2023 年 12 月期に 2,000 百万円を充当する予定です。

残額については、マネジメントサービス事業における採用・教育費用及び人件費に充当する予定です。

なお、ペットケア領域において、現時点では具体的に決定している新規の投資案件はなく、投資総額が今後 2 年程度で 2,000 百万円規模となること以外には、案件数・案件規模も未定です。当社グループの企業価値の向上に繋がる投資先が見つからないなどの理由により、ペットケア領域において十分な投資が実施されない場合には、マネジメントサービス事業における採用・教育費用及び人件費、また過去に実施したプリンシパル投資事業の新規投資を目的とした借入金の返済に充当する予定です。

また、各使途の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第 2 【売出要項】

該当事項なし

【募集に関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、本有価証券信託受益証券について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる募集の対象となる有価証券信託受益証券に係る当社株式は、オーバーアロットメントによる募集のために、野村證券株式会社が貸株人から借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社株式588,800株の第三者割当増資を、2022年1月18日を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、2021年12月21日から2022年1月12日までの間、借入れ株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本有価証券信託受益証券は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引をまったく行わず、又はオーバーアロットメントによる募集に係る有価証券信託受益証券口数に至らない有価証券信託受益証券口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

買取引受による募集に関連して、貸株人かつ当社の株主であるY Asset Management Limited並びに当社の株主である粕本晋吾、ダミアン・デュアメル、ハイコー・バグズ、天野淳、石崎貴紘、松田清人、松尾豊、大河原貴宏、ピラー・ディーター、ミカエル・フェイジ、アレン・リー、ニコラス・ピチュット、ガーヴァシアス・サモシール、音部大輔、マイケル・スィーバーグ、ルイーザ・ウォン、岩瀬大輔及びジャスティン・リオンは、野村證券株式会社との間で、元引受契約締結日から本有価証券信託受益証券に係る上場（売買開始）日から起算して180日目の2022年6月18日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券（本有価証券信託受益証券を含む。）等の処分等（但し、オーバーアロットメントによる募集に伴う貸付け、当社株式の本有価証券信託受益証券への交換及び本有価証券信託受益証券の当社株式への交換等を除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は、野村證券株式会社との間で、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券（本有価証券信託受益証券を含む。）等の発行等（但し、買取引受による募集、オーバーアロットメントによる募集、オーバーアロットメントによる募集に関連し、2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資、株式分割による当社株式の発行、株式無償割当に伴う当社株式の発行、新株予約権の発行（新株予約権の行使請求期間の始期がロックアップ期間経過後であるものに限る。）、株式報酬制度の導入（当該制度に基づく株式割当・発行は、ロックアップ期間経過後に限る。）に関する検討・決定・公表、新株予約権の行使による当社株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記ロックアップの合意の一部若しくは全部が解除された場合又は各ロックアップに係る期間が満了した場合は、当該株主又は当社による上記ロックアップの合意の制限がなくなります。

このため、それらの者による本有価証券信託受益証券の売却等により、本有価証券信託受益証券の市場価格に重大な影響が出る可能性があります。

4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

2021年11月18日（シンガポール標準時間）開催の取締役会決議による買取引受による募集に係る本有価証券信託受益証券の口数のうちの一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われる予定でありませぬ。海外販売の概要は以下の通りです。

(1) 有価証券の種類

本有価証券信託受益証券

(2) 本有価証券信託受益証券の発行数（海外販売口数）

未定

（注1） 上記発行数は、海外販売口数であり、買取引受による募集に係る本有価証券信託受益証券の口数の範囲内で、買取引受による募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2021年12月9日）に決定されます。

(3) 発行価格

未定

（注1） 海外販売の発行価格の決定方法は、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集） イ 募集の方法及び条件 ②募集の条件」の（注1）と同様であります。

（注2） 海外販売の発行価格は、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集） イ 募集の方法及び条件 ②募集の条件」に記載の買取引受による募集における発行価格と同一いたします。

(4) 資本組入額

未定

（注1） 海外販売の資本組入額は、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集） イ 募集の方法及び条件 ②募集の条件」に記載の買取引受による募集における資本組入額と同一いたします。

(5) 発行価額の総額

未定

(6) 資本組入額の総額

未定

(7) 本有価証券信託受益証券の内容

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (1) 募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集） ア 新規発行有価証券信託受益証券」をご参照ください。

(8) 発行方法

買取引受による募集に係る本有価証券信託受益証券の口数のうちの一部を、下記(9)に記載の引受人の関連会社等を通じて海外販売します。

(9) 引受人の名称

野村證券株式会社

(10) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）

(11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

買取引受による募集における海外販売に係る差引手取概算額（未定）と買取引受による募集における国内販売に係る手取概算額2,790,980,720円及び第三者割当増資の手取概算額上限427,939,840円を併せた手取概算額合計上限3,218,920,560円について、手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の額及び用途（2）手取金の用途」に記載の内容と同一とします。

(12) 新規発行年月日（払込期日）

2021年12月16日

(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(14) 本有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容

上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集（1）募集有価証券信託受益証券（引受人の買取引受による募集）ア 新規発行有価証券信託受益証券」をご参照ください。

(15) その他の事項

有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額
発行済株式総数 普通株式 15,701,276株
資本金の額 7,135千ドル

5 募集に関するリスクについて

(a) 本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。

当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、本有価証券信託受益証券の保有者は、法令等（シンガポールの法令等を含む。）又は当社定款の定款により認められる株主としての権利（当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含む。）を有さず、受益者として授与されるJDR信託契約上の権利を有します。また、株主総会における議決権については、本有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより間接的に行使することになります。本有価証券信託受益証券の保有者は、株主としての権利を行使するためには、保有する本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換する必要があり、その際には譲渡課税が発生する可能性があります。本有価証券信託受益証券の事務等の概要及び権利行使方法等については、「第二部 企業情報 第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「1 本邦における受益権の事務等の概要」及び「2 受益者の権利行使方法」をご参照ください。

- (b) 本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式はこれまで公開されておらず、当社の業績に関わらず、本有価証券信託受益証券の市場価格は変動又は下落する可能性があり、公開価格以上で売却することができない可能性があります。

本募集以前には、本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式は公開されていませんでした。本有価証券信託受益証券の公開価格は需要状況等を勘案して金融商品取引業者と当社の議論を通じて決定されますが、本募集後の市場における相場を示すものではありません。本募集において本有価証券信託受益証券を購入した場合、その公開価格以上で売却することができない可能性があります。また、本募集の終了後、本有価証券信託受益証券の活発で流動性の高い市場が形成され継続しない可能性があります。さらに、当社は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所マザーズ市場に上場する意向ですが、上場維持できない可能性があり、また、当社普通株式の取引市場が形成されることは予期しておらず、それを促進する計画も現時点ではありません。本有価証券信託受益証券の市場価格は、当社のコントロールの及ばない様々な要因で大幅に変動する可能性があります。

- (c) 本有価証券信託受益証券の保有者が株主総会における議決権行使の指図をしない場合、受託者は、白票の議決権行使を行うこととなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

原則として、本有価証券信託受益証券の保有者が受託者に議決権行使手続における指図書等を提出しない場合、JDR信託契約に基づき、受託者は、当社の要求に基づき、白票の議決権行使を行います。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。その場合、保有者は自己の本有価証券信託受益証券の原資産である普通株式の議決権を行使できなくなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

- (d) 本有価証券信託受益証券の保有者に対して配当を行うことが違法となる場合又は現実的でない場合、本有価証券信託受益証券の保有者は当社が普通株式に行う配当その他の対価を受けられない可能性があります。

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の保有者に支払うことに同意しています。本有価証券信託受益証券の保有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の保有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の保有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を著しく減じる可能性があります。

- (e) シンガポール及び日本の双方の規制に従うことが求められる上場企業として事業を行うことにより、著しく費用が増加し、管理業務にかなりの時間を要することになります。

本募集後においては、当社には、日本で上場しているシンガポール企業として、非公開企業には発生しない、また、シンガポール上場のシンガポール企業にも発生しないような法務、財務その他の費用が発生することになります。さらに、日本においては、日本語による継続開示書類の提出義務を含む金融商品取引法及び関連規則並びに東京証券取引所の定める規則に従って、有価証券及び開示に関わる法律を遵守しなければなりません。これらの義務を遵守するために、法令遵守に関わる当社の法務及び財務費用は増加し、時間及び費用を要することになります。

当社の経営陣やその他の担当者は、かなりの時間を上場企業としての要件に関わる業務に費やす必要が生じると予想しています。また、当社は、日本において、適切なIRスタッフを雇用し、また、シンガポール国内取引所にもみ普通株式を上場していれば発生しなかったであろう日本での上場要件、上場維持要件の遵守をサポートするアドバイザー、コンサルタント及びスタッフを雇用する必要性も生じます。このように、当社は、上場企業となることによって生じるであろう追加の費用及びその発生時期を予測し又は見積もることができません。

上記に掲げた事項の他、上記「第1 募集要項 1 有価証券信託受益証券の募集 (8) 有価証券信託受益証券の権利に関して投資家の判断に重大な影響を及ぼし得るその他の事項」をご参照ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下は、YCP Holdings (Global) Limited (以下、「当社」といいます。)を規律するシンガポールの法的枠組について概略を述べたものです。なお、以下の記載は全てを網羅するものではありません。

法制度

シンガポールは、判例法と制定法の組合せに基づくコモン・ロー制度を有します。

シンガポール会社法 (Companies Act, Chapter 50 of Singapore) (以下、「シンガポール会社法」といいます。)は、シンガポール法に基づき設立された会社に適用される主要な制定法です。

設立

シンガポールにおける会社の設立は、シンガポール会計企業規制庁 (Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore) に対して、特定の電子書式を設立計画中の会社の定款及びその他所定の文書と共に提出することにより行うことができます。

定款

シンガポール法に基づき設立された会社の定款には、通常、株式資本及びそれに付随する権利の変更、株式の移転及び譲渡、株主総会、取締役及び取締役会、取締役の権限及び任務、会計、配当及び準備金、利益の資本組入、秘書役、社印、解散並びに会社の役員に対する免責などガバナンスに関する会社についての規定が定められます。

株主の権限

シンガポール会社法においては、会社の株式に額面価値又は名目価値はなく、シンガポール法に基づき設立された会社について、授權資本の概念は存在しません。また、シンガポール会社法に基づき設立された会社は、該当する場合、当該株式の保有者の資本の償還、余剰資本及び利益への参加、累積的／非累積的配当、議決権並びにその他の株式又は優先株式のその他の各クラスに関する資本及び配当の支払優先順位に関する権利について定款に定めがある場合のみ、優先株式を割り当て、発行し、又は、発行済株式を優先株式に転換することができます。

株主は、自ら又は代理人によって、株主総会に出席し、株主総会において発言し議決権を行使することができます。

また、株主は、シンガポールの裁判所に対して、以下を根拠としてシンガポール会社法に基づく命令を発するように申し立てることができます。

- ・ 株主に対して抑圧的な方法で又は株主の利益を無視して、会社の事業運営又は取締役会の権限が行使されている場合、又は

- ・ 申立人を含む株主を不当に差別し若しくは他の方法によりそれらの株主に不利益となる措置を、会社が講じ若しくは講じるおそれがあり、又は株主総会により決議され若しくは株主総会に提案された場合

そのような申立てにあたって、シンガポールの裁判所は、上記のいずれかの根拠が成立すると考える場合、申し立てのあった問題を終結させ又は救済するために、同裁判所が適切と判断する命令を発することができます。

また、株主は、シンガポール会社法及び会社の定款に定める条件に従い、株主総会又は取締役会の決議がある場合には、配当を受領することができます。

株主総会

シンガポール会社法に基づき設立された会社は、シンガポール会社法に従って年次株主総会を開催することを義務づけられています。シンガポールにおける認可取引所に上場している公開会社を除き、年次株主総会は、会社登記所により延長されない限り、各会計年度の終了後6か月以内に開催される必要があります。

取締役会は、同取締役会が適当と認めるときは臨時株主総会を招集することができます。また株主が株主総会の開催を書面で請求した場合には、臨時株主総会を招集しなければなりません。但し、当該株主が、当該請求を行う時点で株主総会における議決権を伴う払込済株式の総数の10%以上を保有していることが条件となり、取締役は、実務上可能な限り速やかに、但し、いかなる場合も請求を会社が受領してから2か月以内に開催される臨時株主総会を正当に招集するための手続に直ちに着手しなければなりません。

法律又は定款により別途義務づけられている場合を除き、株主総会での決議は、当該株主総会で行使された議決権の単純過半数の賛成票を要する普通決議によります。例えば、定款に別段の定めがある場合を除き、以下の事項は普通決議によります。

- ・ 株主資本の変更
- ・ 取締役の選任及び解任
- ・ 事業又は財産の全部若しくは実質的に全部を処分するための承認
- ・ 取締役の報酬の支払い又は増額の承認

会社の株主総会は、特別決議の採択のために行うものを除き、14日以上又は定款に定めるこれより長い期間より前の書面による通知によって招集される必要があります。

他方で、特別決議は、当該総会で行使された議決権の75%以上の賛成票を要し、シンガポール会社法に基づき、一定の事項（以下を含みますが、これらに限られません。）を決議するために必要とされます。

- ・ 任意清算
- ・ 定款の変更
- ・ 社名変更
- ・ 減資

特別決議として当該決議を提案する意図を明記した、21日以上前の書面による通知が行われる必要があります。

取締役及び取締役会

会社の事業運営は会社の取締役が決定又は監督し、各取締役はシンガポール会社法及び定款において株主総会の決議事項とされたもの以外の全ての会社の権限を行使することができます。

各会社は、シンガポールに通常居住する取締役を少なくとも 1 名置く必要があります。シンガポール会社法又は会社の定款若しくは会社との契約のいかなる定めにもかかわらず、取締役は、シンガポールに通常居住する取締役が 1 名も残らない場合には、辞任又は辞職することができません。

取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会における普通決議により選任され、また解任されます（辞任又は辞任する取締役の権限は妨げられません）。公開会社は、会社の定款のいかなる定めにも、又は取締役と会社との間のいかなる合意にもかかわらず、株主総会の通常決議により取締役の任期満了前に取締役を解任することができます、当該決議についての特別通知（総会の 28 日以上前に行うものとしします。）が必要となり、会社は、その受領後直ちに取締役を解任する旨の当該決議予定通知の写しを当該取締役に送付しなければならない、当該取締役は、当該株主総会の決議について聴き取りを受ける権利を与えられます。

シンガポール会社法において、会社における役員にはその会社の取締役若しくは会社秘書役又は会社がその役員として雇用する者が含まれるものとして定義され、取締役は、名称の如何を問わず、取締役の地位に就く者、慣習的に会社の取締役若しくはその大多数がその者の指示又は命令により行為することになっている者、及び取締役の予備取締役又は代替取締役が含まれるものとして定義されています。会社の取締役は、会社の従業員である必要はありませんが、取締役である者は、会社の別の業務執行役員職に就くことができ、後者の資格においては取締役も従業員であり得るものとして取り扱われます。

各取締役は、その立場に基づき、会社の信認に基づく立場にあります。制定法及びコモン・ローに基づく義務は会社の取締役である全ての者に課され、この義務に違反すると刑事責任又は民事責任を問われる可能性があります。かかる義務には、注意及び技能に関連する義務、及び会社の利益を最優先して誠実に行為する義務、並びにその職務の履行に際しては常に誠実に行動し相当の努力を払うというシンガポール会社法に基づく法定の義務などを含みます。取締役は、自己の利益と自己の義務が相反する状況に我が身を置くことを容認されていません。シンガポール会社法では、直接か間接かを問わず会社との取引又は取引提案に何らかの形で利害関係を有する取締役は全て、関連する事実を知った後可及的速やかに、取締役会で自らの利害関係の性質を宣言するか、又は会社との取引又は取引提案における自らの利害関係の性質、特性及び範囲に関する詳細を記載した書面による通知を会社に送付しなければなりません。上記の目的上、取締役の家族の構成員の利益は、取締役の利益として取り扱われます。

解散又はその他資本の償還

会社の解散又はその他資本の償還の際には、株式を保有する者は、各自の持分に応じて残存する又は関連する資産の分配に参加する権利を有します。但し、債権者や出資者等の権利及び他の種類の株式に特別の参加的権利が付帯している場合は当該権利に従います。

会社の解散は、シンガポールの裁判所による場合もあれば、任意による場合もあります。会社は、(a) 会社の定款によって会社の存続期間中と定められている期間が定めある場合には、当該期間が満了した場合、又は会社の定款によってその事由が発生した場合に会社が解散する旨が定められている場合には、当該事由が発生した場合、そして会社が総会において会社の任意解散を求める決議を採択した場合、又は (b) 会社が解散の特別決議をした場合、任意に清算することができます。シンガポールの 2018 年倒産・再編・解散に関する法律 (2018 年第 40 号) は特に、会社の倒産と解散に関する法律に適用される主要な制定法です。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社制度は、当社の設立準拠法であるシンガポール法のほか、定款により定められます。

株式

現在、当社の発行済み株式は 1 種類、すなわち普通株式のみです (以下、「本株式」といいます)。本株式は、全ての点において同一の権利を有しており、いずれも同順位です。取締役は、シンガポール会社法及び定款に従うことを条件として、当社の株主総会決議があることを条件に取締役会が決定する優先権、劣後権、若しくはその他特別な権利又は配当、議決権、資本の償還その他に関するかを問わず、かかる制限のついた当社株式を発行することができます (定款第 10 条)。

本株式はすべて記名式株式です。当社は、シンガポール会社法の規定に従うことを条件に、かつ同法に従い、当社が随時適切と考える条件及び方法で、当社の発行済みの本株式を取得することができます。シンガポール会社法により要求される場合、当社が上記により購入又は取得する株式は、自己保有されていない限り、当社による購入又は取得時に直ちに消却されたものとみなされ、当該株式に付随する権利及び特権は失効します (定款第 9 条)。

ただし、シンガポール会社法で認められる場合を除き、当社は、直接か間接かを問わず第三者による本株式の取得又は取得計画を目的として、又はそれに関連して資金援助を行うことはできません。

シンガポール会社法では、各会社は株主名簿を保管し、株主名簿には特に、株主の氏名及び住所並びに過去 7 年間に株主として名簿に記載されたか又は株主でなくなった日を記載します。株主名簿は、シンガポール会社法により要求され、又は認められる、そこに記載されたあらゆる事項を推定する証拠となります。

新株の発行

当社は、株主総会で当社株主の事前の承認を得た場合に限り、当社の資本として新株を発行することができます (定款第 8 条)。

株式の譲渡

定款に定める制限に従うことを条件として、株主は、通常の書式又はその他取締役会が定款（定款第 28 条）に従い承認した書式で、適正に署名された株式譲渡証書を用いることにより、自己名義で登録されている本株式を譲渡することができます。シンガポール会社法第 130 条では、公開会社は、適切な譲渡証書が交付されない限り株式の譲渡を登録できません。会社法又はその他適用のある法律に従うことを条件として、取締役は、その絶対的な裁量により、株式の譲渡通知の提出を拒否することができ、かかる拒否の理由を提示し、又は譲渡拒否の根拠を示す義務を負いません。取締役は、特に、株式が全額払込済みでないか若しくは先取特権が付されている場合、又は株式譲渡に関する定款の規定（定款第 32 条第 1 項）が遵守されていない場合、株式の譲渡通知の提出を拒否することができます。シンガポール会社法第 130 条 AB では、会社が株式譲渡の登録を拒否する場合、会社は、株式譲渡が会社に提出された日から 30 日以内に、譲渡人及び譲受人に拒否の通知を送付します。

当社取締役会は、全額払込済でない又は当社が担保権を有する本株式の登録を拒否することができます（定款第 32 条第 1 項）。譲渡登録は、当社年次株主総会直前の 14 日間又はかかる他の時期（もしあれば）及び取締役が適時決定する当該期間に閉鎖することができますが、いかなる年においても 30 日及び取締役が株式譲渡の通知の提出を停止できる期間を超えては閉鎖されません（定款第 35 条）。

摩損、汚損、毀損又は紛失した株券については、交換の申込みをする者が 2 シンガポールドルを超えない手数料（取締役はこれを随時要求することができます。）を支払い、摩耗又は汚損の場合には当社取締役会が要求する証拠の提出と旧株券の引渡しと引き換えに、毀損又は紛失の場合には補償（もしあれば）の実行の証拠と引き換えに、当社はこれを交換します。また、毀損又は紛失の場合、交換用の株券の交付を受ける株主は、損失を負担し、当該毀損又は紛失の証拠に関する当社の調査及び当該補償に伴い発生した一切の費用を当社に支払うものとします（定款第 16 条）。

株主総会・議決権

年次株主総会及び臨時株主総会については、少なくとも 14 日前に書面で通知しなければなりません。特別決議又はシンガポール会社法に基づき特別通知がなされた決議の採択が提案されている株主総会については、少なくとも 21 日前に書面で通知が行われなければなりません（定款第 61 条第 1 項）。当該通知は、当該総会に出席し、投票する権利が付帯する株式を保有する株主で、当該総会の招集時に会社の株式に関して同人により現在支払われるべき全ての払込請求額又はその他の金額を払い込んでいる全員に対して行う必要があります。当社の取締役（代理取締役を含みます。）及び監査役は、当該総会の場所、日時及び特別な議題のある場合は当該議題の要項を含む一定の事項を明記しなければなりません。

総会において定足数を満たすためには、2 名の株主が本人自ら又は代理人により当該総会に出席しなければなりません（定款第 63 条第 1 項）。定款は、議決権を有する株主は、本人自ら又は代理人により議決権を行使することができ、投票に際しては、本人自ら、その代理人又はその他正当に権限が与えられた代表者により出席した株主は、その保有する株式 1 株につき 1 議決権を有すると定めています（定款第 74 条）。本受益権の受益者による議決権の行使に関する手続は、「第 8 本邦における提出会社の株式事務等の概要」の「2 受益者の権利行使方法 (1) 議決権行使に関する手続」をご参照ください。

賛否同数となった場合は、株主総会の議長が追加票又は決定票を投じる権利を有します（定款第 68 条）。

国外に居住する株主又は外国株主による株式保有及び議決権に関する制限

シンガポール会社法及び定款は、非居住者である又は外国の株主の本株式に付随する議決権を保有し又は行使する権利に対し、一切の制限を課していません。

配当

当社は、株主総会において株主総会の普通決議により配当を宣言することができますが、取締役会が勧告した金額を超えて配当金を支払うことはできません。

当社取締役会は、自ら適当と考え、当社の状態が当該支払いを正当化すると考える場合随時、株主総会の承認なく、中間配当を宣言し、これを支払うことができます。

当社は、配当金を当社の配当可能利益のみから支払わなければなりません（シンガポール会社法第 403 条及び定款第 121 条）。

株式若しくは種類株式に付随する権利又は制限を前提として、かつシンガポール会社法に基づき別途認められる場合を除き、全ての配当金は、(a) 株主が保有する株式数に比例して当会社の株式に対する支払いに充当されますが、株式の一部につき支払われる場合、全ての配当は、部分的に支払われた株式について支払われ又は支払済みとして記録された金額に応じて配分及び支払いが行われ、また (b) 配当金支払の対象期間の一部期間について現に支払われ又は支払済みとして記録された額の割合に応じて配分され支払われます（定款第 117 条第 1 項）。

別段の指示がない限り、配当金は、株主の最新の登録住所又は共同保有者の場合には、当社の株主名簿に先に名前が記載されている共同保有者の最新の登録住所に宛てて各株主に郵送される小切手又は金銭支払証券をもって直接に支払うことができます（定款第 125 条）。

取締役会

取締役会は、当社の経営全体についての責任を委ねられています。取締役は、シンガポール会社法若しくはその他適用のある法律又は定款により当社が株主総会において行使することが義務づけられている権限を除き、定款の全ての権限を行使することができます（定款第 99 条）。定款は、取締役会が通常シンガポールに居住する取締役を少なくとも 1 名置くことを規定しています（定款第 83 条）。

役員への補償

定款では、シンガポール会社法又はその他適用のある法律に従うことを条件として、当社の各役員は、当社役員が、過失、不履行、義務違反又は信任義務違反について当社以外の者が被った債務につき、その一切の責任（ただし、シンガポール会社法第 172 条 B (1) (a) 又は (b) に定める責任を除きます。）について当社の資産からの補償を受けることができる旨を定めています（定款第 143 条）。

シンガポール会社法に基づき、会社に関連する過失、債務不履行、義務違反又は信任違反に関連して同社の役員に生じる責任を免除する規定はその範囲を問わず効力を有しません。さらに、シンガポール会社法に基づき、ある会社が、当該会社に関する過失、不履行、義務違反又は信任違反に関連して自社の役員に発生した債務について、当該役員のために直接的又は間接的に補償を行う旨の規定はその範囲を問わず効力を有しません。ただし、当該会社が、当該債務に対して役員保険を付保している場合、又は当該役員が当該会社以外の者に対して負担する債務（ただし、シンガポール会社法第 172 条 B (1) (a) 又は (b) に定める債務を除きます。）についての補償規定は、この限りではありません。シンガポール会社法第 172 条 B (1) (a) は、その発生経緯を問わず、刑事訴訟手続に係る罰金又は規制の性質を有する義務の違反に関連して制裁として規制当局に支払う金額の支払いについての役員の実責任を定め、シンガポール会社法第 172 条 B (1) (b) は、役員が有罪判決を受けた刑事訴訟の防御、役員に対し判決が下された、会社又は関連会社が提起した民事訴訟手続の防御又は裁判所が救済を認めなかった救済の申請において当該役員が負う責任を定めています。

2 【外国為替管理制度】

本届出書の日付時点で、シンガポールにはいかなる外国為替管理規制も存在しません。

3 【課税上の取扱い】

(1) シンガポールにおける特定の所得税、印紙税、相続税及び消費税（以下、「GST」といいます）の効果

以下の記述は、本株式の取得、保有又は処分に伴うシンガポールの特定の所得税、印紙税、相続税及び消費税の効果について要約したものです。この記述はシンガポールの現行の税制に基づいており、法律上又は税務上のアドバイスを構成するものではなく、そのように意図されているものでもありません。本記述は現行の税法又はその解釈の変更により影響されるものであり、かかる変更は遡及的である場合もあります。本記述は本届出書の日付時点で有効な法律の正確な解釈であると考えられるが、かかる法律を管轄する裁判所又は財務当局がこの解釈に同意すること、及びかかる法律に今後変更がないことについては、いずれも一切保証はありません。

本記述は本株式の購入、保有又は処分に関するシンガポールにおける特定の税の効果についての概要にすぎず、当社がシンガポールにおいてシンガポール所得税務を目的とする税務上の居住者であることを前提としています。本届出書における記述は、本株式の取得、保有若しくは処分の決定に関わる全ての税務上の検討事項を包括的又は網羅的に記載することを意図してはならず、特定の規則が適用される投資家の税務上の取扱いに対応するものではありません。

一般事項

シンガポールの税務上の居住者である法人納税者は、シンガポールで発生し又はシンガポールを源泉とする所得のほか、一定の例外を除き、シンガポール国内で受け取り又は受け取ったとみなされる外国源泉所得に対して、シンガポールの所得税の適用を受けます。外国源泉所得のうち、シンガポールの税務上の居住者が 2003 年 6 月 1 日以降、シンガポール国内において受け取り又は受け取ったとみなされる配当金、支店の収益及び役員に対する所得については、以下を含む一定の条件を満たす場合であれば課税が免除されます。租税優遇措置により外国において実質的な事業活動を行うことが認められた結果当該外国において課税の免除（源泉徴収税）を受けた外国源泉所得についても、所定の要件を満たせば課税の免除が行われます。

一部の例外を除いて、シンガポールの税務上の居住者である個人は、シンガポールで発生し又はシンガポールを源泉とする所得に対してシンガポールの所得税の適用を受けます。2004年1月1日以降シンガポール国内においてシンガポールの税務上の居住者である個人が受け取った、又は受け取ったとみなされる全ての外国源泉所得（シンガポール国内のパートナーシップを通じた受け取り所得を除きます。）は、税額控除の対象とされます。

税務上の非シンガポール居住者である法人納税者の場合は、一定の例外はありますが、シンガポールで発生し又はシンガポールを源泉とする所得、並びにシンガポール国内で受け取り又は受け取ったとみなされる外国源泉所得に対して、所得税の適用を受けます。税務上の非シンガポール居住者である個人は、一定の例外はありますが、シンガポールで発生し又はシンガポールを源泉とする所得に対して、所得税の適用を受けます。

法人の場合は、その事業の管理及び経営がシンガポール国内において実施されている場合、シンガポールの税務上の居住者とみなされます。個人の場合は、課税年度の前年度に通算183日以上物理的にシンガポール国内に所在し若しくはシンガポールにおいて（会社の取締役として以外の）従業員として雇用に従事していたか、又は当該課税年度においてシンガポールに居住している場合、シンガポールの税務上の居住者とみなされます（ただし、その一時的不在が合理的なものであり、かつ当該個人がシンガポールの居住者であるとの主張に反しない場合を除きます。）。

シンガポールの現行の法人税率は17.0%です。

また、2020年度を最初の課税年度として、会社の課税対象所得のうち1万シンガポールドルまでの部分の75.0%、並びに1万シンガポールドル以上19万シンガポールドルまでの部分の50.0%が、法人税の適用を免除され、（当該免除後の）残余部分については全額、現行の法人所得税率による課税の対象とされます。

また、全ての企業は、2020年の課税年度について、15,000シンガポールドルを上限として25.0%の法人税還付を受けます。

シンガポールの税務上の居住者である個人に対しては、当該個人の課税対象所得によって税率が異なり、現行の最高税率は22.0%です。

配当金の分配

シンガポールは、一段階法人税制度（以下、「1段階法人税制」といいます）を採用しています。一段階法人税制の下では、税務上シンガポールの居住者である会社が支払う税は、最終的なものとされます。税務上シンガポールの居住者である会社が支払う全ての配当金は、株主が税務上の居住者であるか否かにかかわらず、かつ当該株主が法人であるか個人であるかにかかわらず、その株主の手元においてシンガポールでは課税が免除されます。

シンガポールでは、居住者ではない株主に支払われた配当金について、源泉課税を課していません。

株式の売却利益

シンガポールにおいては、キャピタルゲイン（株式譲渡益）には課税されません。しかし、キャピタルゲインの法的性格を定める法令がないため、当社株式の売却によって得られる利益は所得として解釈される場合があり、所得税の監査官がシンガポールにおける取引、事業、専門職又は職業の遂行とみなす活動から発生したものである等当該活動に関連付けられるキャピタルゲインである場合は、シンガポールの所得税の対象となり得、シンガポールにおいて課税される場合があります。

ある会社が法律上及び実質的に他の会社の普通株式の 20.0%以上を継続して 24 ヶ月以上所有している場合、その会社が当該株式の処分から得る利益は非課税となります。かかる課税免除は、一部の例外を除き、かつ所定の条件を満たす場合に限り、2012 年 6 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に行われた処分に適用されます。

さらに、シンガポールの所得税の目的上、会計の目的上シンガポール財務報告基準（国際版）（以下、「SFRS (I)」といいます。）第 9 号「金融商品」を採用し又は採用しなければならない法人株主は、当社株式の売却又は処分が行われていない場合でも、SFRS (I) 第 9 号の規定（シンガポール所得税法の適用ある規定による修正後のもの）に従い、（キャピタルゲインやロスではない所得についての）損益の認識を要求される場合があります。この場合、かかる税務上の扱いの対象となりうる株主は、当社株式の取得、保有及び処分に関して、シンガポールの所得税制上、SFRS (I) 第 9 号の採用により生じうる効果について、各自の会計及び税務アドバイザーに相談すべきです。

印紙税

株券の形式で証される当社株式がシンガポールにおいて譲渡される場合で、当社がシンガポールにおいて株式原簿を維持している場合、株式の支払われる対価又は市場価格のいずれか高い方に基づいて計算される 0.2%の料率で、株式の契約又は譲渡証書について印紙税の支払義務が生じます。かかる印紙税は、その契約がシンガポールにおいて最初に締結された後 14 日以内に、シンガポール国外で最初に締結された場合は、シンガポールで最初に受領された後 30 日以内にそれぞれ支払う必要があります。

印紙税は、別段の合意がない限り買主が負担します。

譲渡契約書又は譲渡証書が作成されず（例えば、無記名株式の場合、譲渡に契約又は合意の締結が必要とされないもの）、又はシンガポール国外で作成された場合は、株式の譲渡において印紙税は課税されません。但し、譲渡契約書又は譲渡証書がシンガポール国外で作成され、シンガポール国内において受領された場合には、印紙税の課税対象となります。

相続税

2008 年 2 月 15 日をもってシンガポールの相続税は全面的に廃止されました。

消費税 (GST)

株式の譲渡は、物品及びサービス税に関する法律の第4附則第117章Aに基づき GST を免除されています。

消費税に関する登録者が GST の課税上シンガポールに帰属する投資家に対し当該投資家の株式の取得、売却又は保有に関連して提供した仲介、取扱い又は決済などのサービスについては、標準税率（現行 7.0%）で消費税が課されます。シンガポール国外に帰属する投資家に対して、その直接的な利益のため契約により提供される類似のサービスに課される消費税の税率は、当該投資家との間で完全にその事業上の立場で契約が締結されており、その事業上の立場がシンガポール国外に帰属しており、完全にその事業上の立場で同人に直接的に利益をもたらしており、その事業上の立場がシンガポール国外に帰属している場合、基本的に0%です。

(2) 日本における課税上の取扱い

「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 2 受益者の権利行使方法 (4) 配当等に関する課税上の取扱い」をご参照ください。

4 【法律意見】

当社のシンガポール法カウンセラーであるラジャ・タン法律事務所 (Rajah & Tann Singapore LLP) から以下の趣旨の法律意見書が提出されています。

- (1) 当社はシンガポール法に基づき適式に設立され、有効に存続していること。
- (2) 本書において予定されている募集はシンガポール法に違反しないこと。
- (3) 本書の「第1 本国における法制等の概要」におけるシンガポール法に関する記載は、かかる記載が本届出書で引用されているシンガポール法に関する事項の要約を構成する限りにおいて、当該シンガポール法に関する事項を公正に要約していること。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、2021年4月1日に、当社の親会社であるYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）からその子会社及び関連会社（以下、当社を含めて「当社グループ」といいます。）の株式の現物出資を受ける組織再編を実施したことにより、当社が当社グループの持株会社となりました。実質的に、当社グループは同社及びその子会社の継続会社です。組織再編の詳細については、「2 沿革」に記載しております。

（参考情報①）

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日です。ただし、当社の第1期事業年度は、当社が設立された2021年3月5日から2021年12月31日になります。したがって、本書提出日現在、第1期事業年度は終了しておらず、該当事項はありません。

もっとも、当社グループは、実質的にYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）及びその子会社の継続会社であり、2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類として、結合財務諸表を任意に作成し、2019年12月期及び2020年12月期の結合財務諸表については、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーにより監査を受けております。

参考として、この結合財務諸表に基づき、主要な経営指標を以下に記載いたします。

連結経営指標等

(1株当たり金額を除き、千米ドル、(百万円))

	連結会計年度		
	(移行日) 2019年 1月1日	2019年 12月期	2020年 12月期
売上収益	- (-)	50,602 (5,752)	58,912 (6,697)
営業利益	- (-)	1,503 (171)	8,218 (934)
税引前利益	- (-)	461 (52)	7,269 (826)
当期利益又は当期損失(△)	- (-)	△1,222 (△139)	6,300 (716)
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失(△)	- (-)	△1,187 (△135)	6,340 (721)
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	- (-)	△1,019 (△116)	6,280 (714)
親会社の所有者に帰属する持分	9,479 (1,078)	8,446 (960)	14,987 (1,704)
総資産額	46,917 (5,334)	47,770 (5,430)	54,493 (6,195)
1株当たり親会社所有者 帰属持分(米ドル(円))	0.58 (65.70)	0.51 (58.54)	0.92 (104.32)
基本的1株当たり当期利益又は当期 損失(△) (米ドル(円))	- (-)	△0.07 (△8.23)	0.39 (44.22)
希薄化後1株当たり当期利益又は当 期損失(△) (米ドル(円))	- (-)	△0.07 (△8.23)	0.39 (44.22)
親会社所有者帰属持分比率	20.2%	17.7%	27.5%
親会社所有者帰属持分利益率	-	△14.1%	42.3%
株価収益率	- (-)	- (-)	- (-)
営業活動による キャッシュ・フロー	- (-)	3,578 (407)	8,013 (911)
投資活動による キャッシュ・フロー	- (-)	△344 (△39)	△2,029 (△231)
財務活動による キャッシュ・フロー	- (-)	△2,640 (△300)	△4,940 (△562)
現金及び現金同等物の期末残高	7,453 (847)	8,145 (926)	9,678 (1,100)
従業員数(人)	272	413	430

- (注) 1. 上記指標は、SFRS (I)及び国際財務報告基準（以下、「IFRS」といいます。）に基づき作成しております。なお、SFRS (I)とIFRSは完全に同一であります。
2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
 3. 当社の結合財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2021年10月29日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=113.68円で換算された金額です。金額は千米ドル単位（四捨五入）及び百万円単位（四捨五入）で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 6. 2019年12月期の当期損失の計上はプリンシパル投資事業パーソナルケア領域における積極的な投資活動及び上場準備に伴う支出拡大等によるものです。
 7. 2019年12月13日開催の株主総会決議により、2019年12月13日付で株式1株につき3,000株の株式分割を行いました。2019年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益又は当期損失を算定しております。

(参考情報②)

当社は、2021年4月1日に、当社の親会社であるYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）から当社グループの株式の現物出資を受けるという組織再編を実施したことにより、当社が当社グループの持株会社となりました。

参考として、当社の親会社である同社の2016年12月期から2020年12月期までの連結経営指標等を掲載いたします。

連結経営指標等

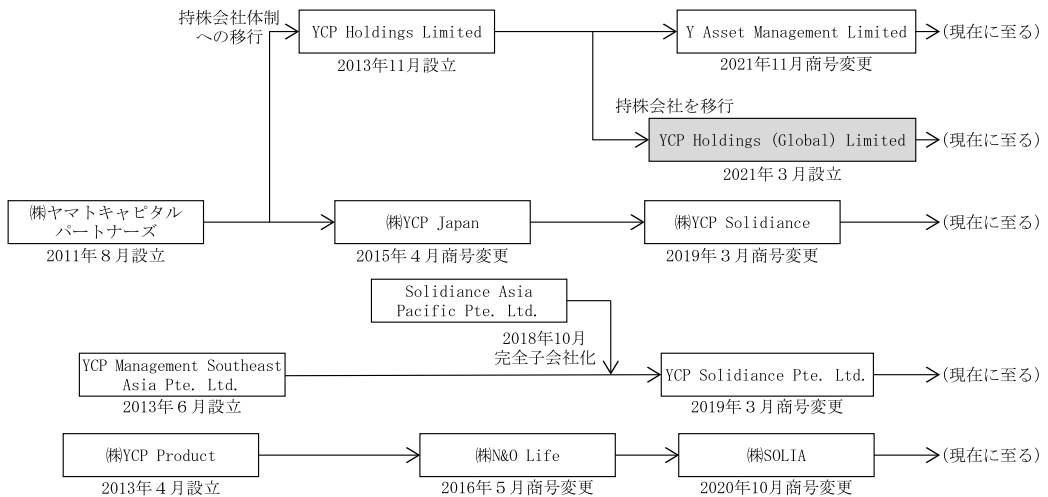
(1株当たり金額を除き、千ドル、(百万円))

	連結会計年度				
	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期
売上収益	22,747 (2,586)	29,753 (3,382)	40,383 (4,591)	50,602 (5,752)	58,912 (6,697)
営業利益	- (-)	- (-)	- (-)	1,389 (158)	8,434 (959)
税引前利益	1,242 (141)	1,879 (214)	8,583 (976)	767 (87)	7,689 (874)
当期利益又は当期損失(△)	603 (69)	771 (88)	7,126 (810)	△916 (△104)	6,720 (764)
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失(△)	603 (69)	781 (89)	7,129 (810)	△881 (△100)	6,760 (768)
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益	707 (80)	797 (91)	7,231 (822)	△669 (△76)	6,655 (756)
親会社の所有者に帰属する持分	885 (101)	1,683 (191)	16,658 (1,894)	15,903 (1,808)	21,432 (2,436)
総資産額	11,142 (1,267)	14,728 (1,674)	44,095 (5,013)	50,070 (5,692)	56,724 (6,448)
1株当たり親会社所有者 帰属持分(米ドル(円))	177 (20,130)	337 (38,259)	1.02 (115.46)	0.97 (110.23)	1.31 (149.19)
基本的1株当たり当期利益又は 当期損失(△)(米ドル(円))	121 (13,710)	154 (17,535)	0.43 (49.39)	△0.06 (△6.35)	0.41 (47.14)
希薄化後1株当たり当期利益 (米ドル(円))	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.41 (47.05)
親会社所有者帰属持分比率	7.9%	11.4%	37.8%	31.8%	37.8%
親会社所有者帰属持分利益率	68.1%	46.4%	42.8%	△5.5%	31.5%
株価収益率	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
営業活動による キャッシュ・フロー	1,750 (199)	2,272 (258)	2,007 (228)	3,578 (407)	8,013 (911)
投資活動による キャッシュ・フロー	△2,955 (△336)	△960 (△109)	△4,806 (△546)	△196 (△22)	△2,033 (△231)
財務活動による キャッシュ・フロー	2,215 (252)	755 (86)	6,110 (695)	△2,640 (△300)	△4,940 (△562)
現金及び現金同等物の期末残高	1,976 (225)	4,131 (470)	7,453 (847)	8,293 (943)	9,822 (1,117)
従業員数(人)	167	187	272	413	430

- (注) 1. 上記指標は、香港財務報告基準に基づき作成しております。なお、当該数値はアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査を受けておりません。
2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 2016年12月期から2018年12月期の営業利益については、算定していないため記載しておりません。
4. 2016年12月期から2019年12月期の希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2021年10月29日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=113.68円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 2019年12月期の当期損失の計上はプリンシパル投資事業パーソナルケア領域における積極的な投資活動及び上場準備に伴う支出拡大等によるものです。
9. 2019年12月13日開催の株主総会決議により、2019年12月13日付で株式1株につき3,000株の株式分割を行いました。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益又は当期損失を算定しております。
10. YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) は、2019年12月13日付で株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2016年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。

	連結会計年度				
	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期
1株当たり親会社所有者 帰属持分(米ドル(円))	0.05 (6.14)	0.10 (11.66)	1.02 (115.46)	0.97 (110.23)	1.31 (149.48)
基本的1株当たり当期利益又は 当期損失(△)(米ドル(円))	0.04 (4.18)	0.05 (5.35)	0.43 (49.39)	△0.06 (△6.35)	0.41 (47.14)
希薄化後1株当たり当期利益 (米ドル(円))	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.41 (47.05)

2【沿革】



当社グループは、シンガポール会社法に基づき2021年3月に設立された当社をグループ統括会社とし、本書提出日現在において、傘下の連結子会社30社及び持分法適用関連会社1社を通じ、日本・シンガポール・香港を中心にアジア全域で、マネジメントサービス事業とプリンシパル投資事業の2事業を展開しております。当社グループの創業は、2011年8月に日本の会社法に基づき設立した株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ（現・株式会社YCP Solidiance）に遡り、日本企業で高まる海外展開の需要に対応するため2013年よりシンガポールや上海といったアジア各地での拠点開設を進めてまいりました。その中で、2014年、日本人以外のプロフェッショナルも積極的に雇用し国際色豊かな組織を実現するため、グループの社名をYCPに改めると共に、香港会社条例に基づきYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）を設立し、ホールディングス体制に移行しました。2019年以降の世界情勢の変動や東南アジアの台頭を背景に、当社グループの売上収益や人員構成における東南アジアの比重が高まったことで、ハブ拠点として優位性を持つシンガポールに当社を設立し、2021年4月にYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）がその各子会社及び関連会社の株式を当社に現物出資するという組織再編を実施しました。これにより、YCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）はその株主の資産管理業務のみを行い、当社が当社グループの持株会社として統括機能を担うこととなりました。

各種経営支援を提供するマネジメントサービス事業においては、株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ（現・株式会社YCP Solidiance）にて事業を開始した後、2013年6月にシンガポールにYCP Management Southeast Asia Pte. Ltd.（現・YCP Solidiance Pte. Ltd.）を設立、同年8月に中華人民共和国（「中国」）上海市に和流（上海）投資諮詢有限公司を設立し、以降、海外展開を本格化しております。2018年10月にシンガポールのSolidiance Asia Pacific Pte. Ltd.の株式を取得（その後、YCP Management Southeast Asia Pte. Ltd.に吸収合併され消滅し、YCP Management Southeast Asia Pte. Ltd.はYCP Solidiance Pte. Ltd.に社名変更）したこともあり、世界17都市において、238名（2021年9月30日現在）のプロフェッショナルが、日本企業及び欧米企業を主たる顧客にサービスを提供しております。

また、当社グループでは、マネジメントサービス事業を通じて培った人材基盤を活用し、プリンシパル投資事業も手掛けております。2013年4月、パーソナルケア領域に進出するため株式会社YCP Product（現・株式会社SOLIA）を設立し、同年7月にスキンケア製品「ALOBABY（アロベビー）」の販売を開始しました。2014年9月にはペットケア領域に進出するため株式会社YCP Lifemateを設立し、本書提出日現在5病院を運営しております。並行して、将来的に注力する領域を発掘するため、戦略投資領域として、様々な業種において事業を創出若しくは外部から取得しております。プリンシパル投資事業に携わる従業員数は199名（2021年9月30日現在）となっており、本書提出日現在、プリンシパル投資事業における投資先は18社となっております。

当社グループに係る経緯は、次の通りであります。

(持株会社体制)

年月	概要
2013年11月	グループにおける指揮命令系統の明確化、アジア全域での事業拡大及びM&A戦略の加速を目的として、香港に新たにYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) を設立し、ホールディングス体制に移行。
2021年3月	世界情勢の変動や東南アジアの台頭を背景に、当社グループの売上収益や人員構成における東南アジアの比重が高まる中、シンガポールに統括機能を移設することを目的に当社を設立。
2021年4月	YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) が、その傘下の各子会社及び関連会社の株式を当社に現物出資するという組織再編を実施し、これによりグループ統括機能を当社に移設 (詳細は「4 経営上の重要な契約等」を参照)。

(マネジメントサービス事業)

年月	概要
2011年8月	東京都港区に株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ (現・株式会社YCP Solidiance) を設立。
2013年6月	シンガポールにYCP Management Southeast Asia Pte. Ltd. (現・YCP Solidiance Pte. Ltd.) を設立。
2013年8月	中国上海市に和流 (上海) 投資諮詢有限公司を設立 (その後、Solidiance Enterprise Management Consulting(Shanghai) Co., Ltd. (現・YCP Solidiance (Shanghai) Limited) に事業を移管し、外部に売却)。
2013年11月	香港にYCP Hong Kong Limited (現・YCP Solidiance Limited) を設立。
2014年4月	タイにYCP Bangkok Co., Ltd. (現・YCP Solidiance Co., Ltd.) を設立。
2015年4月	株式会社ヤマトキャピタルパートナーズを株式会社YCP Japanに商号変更 (現・株式会社YCP Solidiance)。
2016年11月	ストラテジック・デザイン・イニシアティブ株式会社の株式を取得し、株式会社YCP Japan (現・株式会社YCP Solidiance) と合併、グローバルリサーチサービスを開始。
2017年1月	米国デラウェア州にYCP America Limited (現・YCP Solidiance Limited) を設立。
2018年10月	シンガポールのSolidiance Asia Pacific Pte. Ltd. の株式を取得し (その後、YCP Management Southeast Asia Pte. Ltd. と合併し、現・YCP Solidiance Pte. Ltd.)、連結子会社化。それに伴い、Solidiance Asia Pacific Pte. Ltd. の子会社11社 (香港、中国上海市 (2社) (うち1社売却済)、ミャンマー、フィリピン、ドイツ、マレーシア、インドネシア、オーストラリア (売却済)、アラブ首長国連邦、インド) が当社の連結子会社となる。以降、マネジメントサービス事業を展開する法人ブランドを「YCP Solidiance」と定める。
2019年1月	香港のYCP Hong Kong Limited (現・YCP Solidiance Limited) が台湾支店を開設。 オランダにYCP Solidiance International B.V. を設立。

(プリンシパル投資事業 - パーソナルケア領域)

年月	概要
2013年4月	パーソナルケア領域に進出するため、株式会社YCP Product (現・株式会社SOLIA) を設立。
2013年7月	ベビー向けオーガニックスキンケア「ALOBABY (アロベビー)」を発売。「アロベビー公式サイト」を立ち上げ。
2014年9月	母子のためのオンラインストア「Baby Cresco (ベビー Cresco)」(楽天市場店) をオープン。
2015年7月	中国向けに公式サイトを立ち上げ越境ECを開始。
2016年2月	オーガニックヘアケア「SINCE beauty (シンスボーテ)」を発売。
2016年5月	株式会社YCP Productの商号を株式会社N&O Lifeに変更。
2016年9月	美容・健康・子育て情報メディア「シェリールママ」を立ち上げ。
2017年10月	台湾向けに公式サイトを立ち上げ販売を開始。
2018年4月	オーガニックスキンケア「HALENA (ハレナ)」を発売。 「ALOBABY」から葉酸サプリメントを発売。
2019年7月	オーガニックヘアケア「SINCE beauty (シンスボーテ)」をリニューアル。
2019年11月	乳酸菌サプリメント「W FLORA (ダブルフローラ)」を発売。
2020年10月	株式会社N&O Lifeの商号を株式会社SOLIAに変更。
2021年1月	メンズスキンケアブランド「AMBIQUE (アンビーク)」を発売。

(プリンシパル投資事業 - ペットケア領域)

年月	概要
2014年9月	動物病院経営等を目的としてペットケア領域の持株会社として株式会社YCP Lifemateを設立。 東京都北区にて40年以上の実績がある有限会社川村動物病院の株式を取得し、連結子会社化。
2018年5月	神奈川県大和市にて40年以上の実績がある有限会社山口獣医科病院の株式を取得し、連結子会社化。
2019年11月	有限会社山口獣医科病院が株式会社ライフメイト動物病院グループに商号変更。
2020年1月	株式会社ライフメイト動物病院グループ(旧有限会社山口獣医科病院)と株式会社ライフメイト動物病院グループ(旧有限会社川村動物病院)が合併し、株式会社ライフメイト動物病院グループ(旧有限会社川村動物病院)は消滅。
2020年8月	西荻動物病院及び上石神井動物病院を運営する有限会社エコロガードの株式を取得し、連結子会社化。
2021年1月	株式会社ライフメイト動物病院グループが有限会社エコロガードを吸収合併。
2021年3月	株式会社ライフメイト動物病院グループが札幌緑が丘動物病院の事業を譲受。

(プリンシパル投資事業 - 戦略投資領域)

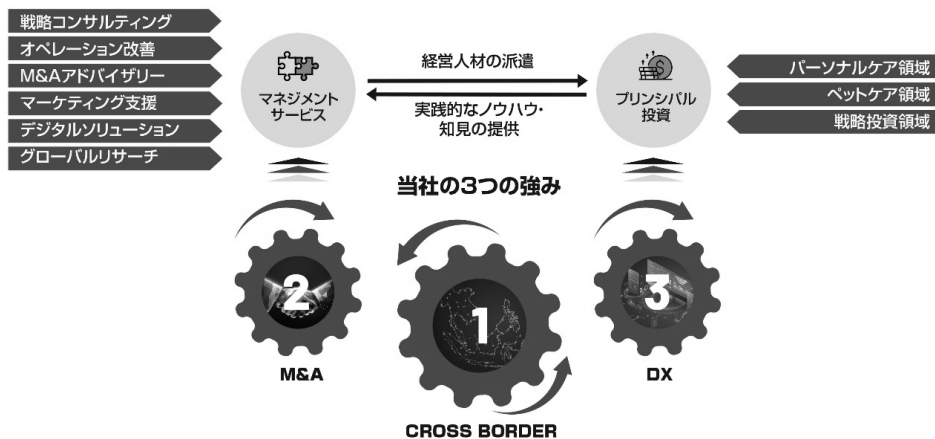
年月	概要
2014年8月	タイにAoyama sweets factory (Thailand) Co., Ltd. を設立し、高級スイーツ事業の製造・販売事業を開始。
2014年12月	シンガポールでYCP Retailing SEA Pte Ltd (現・YCP Dining Singapore Pte Ltd) を設立し、持ち帰り型の飲食店「哲平食堂」を開始。
2015年9月	ゴールドマン・サックス証券株式会社が手掛ける納骨堂の販売代理店として、株式会社チャーチル・コンサルタンツと合弁で株式会社武蔵野御廟を設立。
2016年3月	アイペット損害保険株式会社に出資。
2016年12月	YCP Dining Singapore Pte Ltdが、シンガポールでサラダ専門店「Tokyo Chopped Salad」を開始。
2017年10月	Tri-Bros Limitedと共同で、北海道札幌市中央区の飲食店「海味はちきょう」を展開する株式会社ATOMSの株式を取得し、持分法適用会社化。
2018年3月	株式会社ATOMSの全事業を新設分割で株式会社ARUKIに移管し、株式会社ATOMSを解散。
2018年4月	出資先であるアイペット損害保険株式会社が東京証券取引所マザーズ市場に上場。
2018年9月	株式会社BARCを設立し、北海道札幌市中央区でラーメン店「CRAB GANG (クラブギャング)」をオープン。
2019年11月	日本の高品質なF&B製品/ダイニングウェア/原材料の開発とブランディング、また中東向けを中心に世界の国々へそれら製品を輸出することを目的に、株式会社YCP RLA Tradingを設立。
2019年12月	シンガポールにおいて、Go Food Service Pte. Ltd. を設立し、日本食レストラン向けのセントラルキッチン事業をGreen Ocean Food Services Pte. Ltd. から承継。
2020年1月	香港において、つけ麺「三田製麺所」及びラーメン「Tonkotsu 8」のフランチャイジーであるJ-FOODS HONG KONG LIMITEDの株式を取得し、連結子会社化。
2021年1月	合弁先である株式会社チャーチル・コンサルタンツから株式を取得し、株式会社武蔵野御廟を連結子会社化。

3【事業の内容】

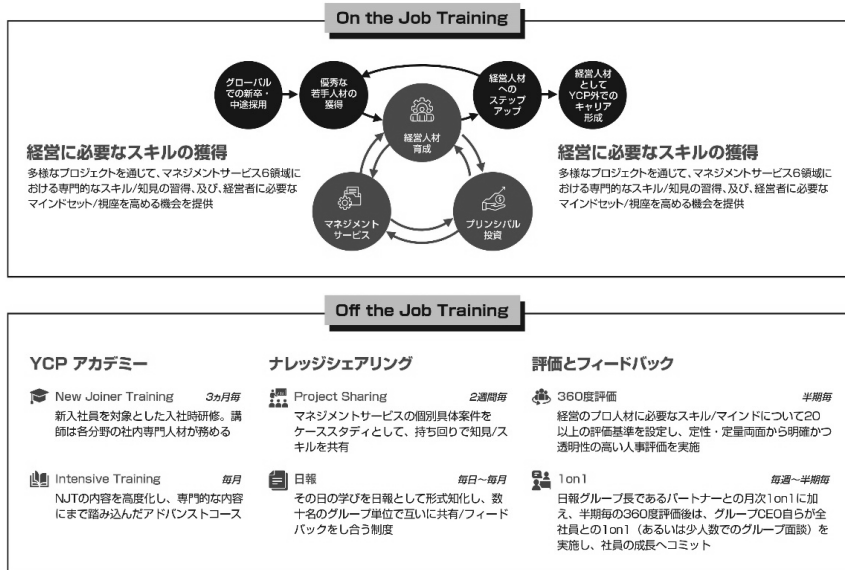
当社グループ（当社、連結子会社30社及び持分法適用関連会社1社）は、アジアの独立系プロフェッショナルファームとして、戦略コンサルティング・M&Aアドバイザー・デジタルソリューション・オペレーション改善・マーケティング支援・グローバルリサーチという6領域での経営支援を提供する「マネジメントサービス」と、中小・新興企業に対するリスクマネーの提供やゼロベースから事業をインキュベーションする「プリンシパル投資」の2つをセグメントとして事業を展開しております。後述の通りクロスボーダー・M&A・DXをその強みとしており、これまでの企業の在り方をM&AとDXを通じて変革し、クライアント企業及び投資先企業をグローバルに成長させる「GAME CHANGER－企業変革のプロ集団」を目指しております。

また、「Strive for Growth. Lead Asia. Impact the World.」をグループビジョンに掲げ、人材育成が当社グループの根幹を支えるという信念のもと、1) YCPアカデミー、2) ナレッジシェアリング、3) 360度評価、という3つの育成・人事評価プログラムをグローバルで運用し、経営人材の育成・輩出を行っております。

当社グループの事業内容と強み



人材育成の仕組み



(当社グループの特徴と強み)

当社グループの特徴として、日本で創業しながらも10年で世界17拠点へと拡大し、マネジメントサービス事業を担うプロフェッショナルのうち60%以上が海外人材（日本人駐在を含む。本書提出日現在）となっており、クロスボーダーでの支援に強みを有しております（2021年9月30日現在において海外人材が63%、日本人材が37%）。アジア全域に拠点を構えることで、市場ノウハウに精通した現地プロフェッショナルが、他拠点とも綿密に連携しながら、スピーディーかつ柔軟な事業展開を支援することが可能となっております。

また、グループCEOである石田裕樹を筆頭にM&Aに専門性を有するプロフェッショナルが数多く在籍しており、業界経験の豊富な松田清人氏（みずほ証券株式会社及びユニゾン・キャピタル株式会社の取締役を歴任し、現在トパーズ・キャピタル株式会社取締役会長）をシニアアドバイザーに迎え、M&Aという企業の抜本的変革時における支援も得意としております。M&Aを実行するのみならず、投資前の戦略検討や投資先の選定・発掘、及び投資実行後の経営・組織統合（PMI）や投資先企業のバリューアップまで、一気通貫でのサービス提供を特徴としております。

加えて、デジタルソリューションにも早期に着手し、インドネシアにアプリ・ウェブ開発、デザイン制作、ミドルウェア開発等のR&D機能を持つデジタル開発チームを設置する他、機械学習や自然言語処理に高い技術を有する株式会社ブレイド、株式会社ABEJA及び株式会社モルフォといったAI関連企業とのアライアンス体制を通じて、DXによる企業変革の支援も多数提供しております。日本における人工知能／ディープラーニング領域の第一人者である松尾豊氏（東京大学人工工学研究センター教授、日本ディープラーニング協会理事長）をシニアアドバイザーに迎えております。

当社グループは、このクロスボーダー・M&A・DXの3つを強みとし、マネジメントサービス事業においてはクライアントの、プリンシパル投資事業においては投資先企業の、経営改革・事業変革を推進しております。高収益かつ安定的なキャッシュ・フロー創出が可能なマネジメントサービス事業を基盤に、プリンシパル投資事業へのリスクマネーの投下及びスケールアップを掛け合わせ、この2事業のハイブリッド型モデルを通じた事業拡大を続けております。

(マネジメントサービス事業)

アジアを中心とする世界17拠点にて、2021年9月30日現在において238名のプロフェッショナルが必要に応じて一部外注先の協力も得つつ、各種の経営支援を提供しております。強みとするM&Aに関連した支援においては、前述の通りM&A前後も含めた一気通貫でのサービスの特徴とし、マネジメントサービス事業の売上収益における51%（2020年12月期。100千米ドル未満の小規模案件を除外して算出）を占める中核サービスとなっております。また、DX関連については、デジタル戦略立案、AIを活用した業務改革、デジタル新規事業立案など、クライアント及び自社事業向けに幅広いDXソリューションを提供しており、マネジメントサービス事業の売上収益における28%（2020年12月期。100千米ドル未満の小規模案件を除外して算出）を占めております。さらに、アジア全域に拠点を構えることで、日本国内に留まらず、成長著しいアジアを舞台にしたクロスボーダーでのM&AやDXを推進していることも大きな特徴となっております。

主要な連結子会社は、株式会社YCP Solidiance、YCP Solidiance Limited及びYCP Solidiance Pte. Ltd. であり、地域別のプロフェッショナルの人数については以下の通りです。

地域	人数
日本	63
東南アジア	114
グレーターチャイナ	39
中東・インド	18
欧州	2
米国	2

(注) 地域別プロフェッショナル数はマネジメントサービス部門とオペレーションズ部門の合計人数の2021年9月30日現在の人数を記載しております。また、グレーターチャイナについては、中国（上海）、香港及び台湾の3拠点の合計人数を記載しております。

(プリンシパル投資事業)

マネジメントサービス事業を通じて培った経営人材のプラットフォームを活用し、中小／新興企業に対して当社グループ自らの資金を投下する他、ゼロから事業立ち上げを伴うインキュベーションにも積極的に取り組んでおります。また、投資先事業に対しては、マネジメントサービス事業と同様に、当社の3つの強みであるクロスボーダー・M&A・DXを掛け合わせる形で事業拡大を推進しています。

当社グループの投資活動は、原則として、当社グループの経営人材の関与を担保するために過半数の議決権確保を前提としていることに加え、マネジメントサービス事業における主要顧客の一つであるプライベート・エクイティ・ファンドとの利益相反を避けるために1案件あたり20億円以下の投資としております。人材難に苦しむことの多い中小／新興企業に、当社グループのマネジメントサービス事業を組み合わせることで、より高い投資利益を目指しております。

これまでの投資活動の結果、現在では、パーソナルケア領域及びペットケア領域を重点領域と定め長期的な投資を継続しております。また、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対する投資も、戦略投資領域として積極的に投資を行っております。プリンシパル投資事業においては、これらの3領域を、経営上の適切な意思決定及び業績評価のため、異なるセグメントに分類しております。

(a) パーソナルケア領域

パーソナルケア領域は、主要な連結子会社である株式会社SOLIAが、パーソナルケア商材に特化したブランドをアジア全域に展開しています。「Made in Japan」 to Global」という事業ビジョンの下、「Made in Japanブランドで世界の生活を豊かにし、日本人の誇りとなる」ことを目指して、高品質で信頼できる消費財ブランドを世界に展開、日本発グローバルブランドをつくることをミッションとしております。展開する主なブランドは以下の通りです。

ブランド			
			
カテゴリ	ベビースキンケア	女性向けスキンケア	男性向けセルフケア
ローンチ	2013年	2018年	2021年
実績	繊細な赤ちゃんの肌のために開発した国産オーガニックベビースキンケアブランド。アジアを中心に海外に積極展開	敏感肌向け女性をターゲットに、肌やさしいクレンジングや美容液のスキンケアを展開	男性向けの洗顔料や除毛クリーム、ボディメイクサプリメントを展開

ビジネスモデルとしては、中間流通を排してオンラインで消費者へ直接販売を行うD2Cモデルを、スキンケア市場でいち早く取り入れた点が特徴となっております。国内においては、成長著しいECチャネルを中心に複数ブランドの同時展開を行う一方、本書提出日現在において世界で17拠点を擁する当社グループのプラットフォームを活用し、事業立ち上げから8年で6つの国と地域（中国、台湾、シンガポール、マレーシア、ベトナム及び米国）に展開するスピーディーな海外展開により、主要ブランドであるALOBABYについてはすでに販売数量の37%（2020年12月期）を海外が占めております。

(b) ペットケア領域

ペットケア領域は、当社グループの100%子会社である株式会社YCP Lifemateが、所属獣医師の発信力を活かしながら、ペットケア領域におけるビジネスの拡張を目指し、現在は5つの動物病院の事業承継によるグループ化と、子犬用しつけ教材と成犬用お楽しみボックスの定期販売事業を運営しております。「革新性と専門性で世界中の動物たちに笑顔届けたい」というビジョンの下、動物と人によさしい獣医療で伴侶動物との幸せな生活をお手伝いしております。また、予防啓発・病気の早期発見のサポート、最先端の獣医療の提供、地域獣医療への貢献、未来の獣医療の育成をミッションとして掲げております。

事業戦略としては、動物病院のDX化を通じて承継先病院の経営改革を実行することで収益改善を図り、さらにM&Aにより複数の動物病院をグループ化することで管理機能の共通化・効率化や病院間協力による労働環境の改善といったシナジーを創出することで、事業全体をスケールさせております。成犬用お楽しみボックスの定期販売事業においては、動物病院で得た知見や動物行動学の専門家と培ったネットワークを活かしながら事業開発を進め、2021年8月には累計販売個数2万個を達成しております。

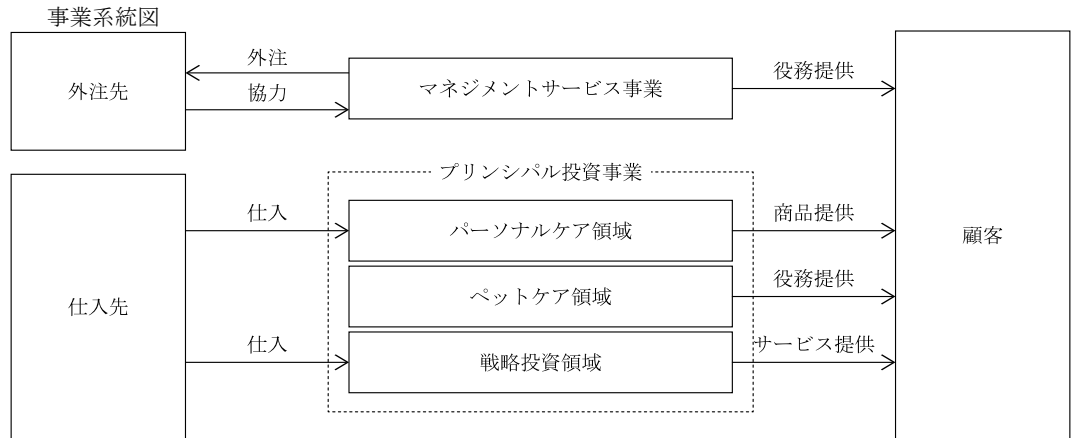


(c) 戦略投資領域

将来の重点領域の育成を目的に、様々な地域及び業種に投資を行い、その知見を深めております。現在の投資領域には、主要な連結子会社であるJ-FOODS HONG KONG LIMITEDなどによる、海外における日本食や高級スイーツ、シニア向けサービス等があります。

事業セグメントごとの事業内容及び主な連結子会社は以下の通りです。

区分	事業内容	主な連結子会社
マネジメントサービス事業	戦略コンサルティング M&A アドバイザリー デジタルソリューション オペレーション改善 マーケティング支援 グローバルリサーチ	株式会社 YCP Solidiance YCP Solidiance Pte. Ltd. YCP Solidiance Limited
プリンシパル投資事業	パーソナルケア領域	株式会社 SOLIA
	ペットケア領域	株式会社ライフメイト動物病院グループ
	戦略投資領域	J-FOODS HONG KONG LIMITED



4【関係会社の状況】

(2020年12月31日現在)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(親会社)					
YCP Holdings Limited (注) 6	香港	USD	7,780,375	資産管理事業	(被保有) 80.8% (注) 7 役員兼任 4名 (注) 8
(連結子会社)					
株式会社 YCP Solidiance (注) 9	東京都 港区	JPY	29,800,000	マネジメント サービス事業	役員兼任2名及び グループチャージ の負担 100.0% (100.0%)
YCP Solidiance Pte. Ltd. (注) 9	シンガ ポール	SGD	638,469	マネジメント サービス事業	役員兼任1名及び グループチャージ の負担 100.0%
YCP Solidiance Limited	香港	USD	918,000	マネジメント サービス事業	役員兼任1名及び グループチャージ の負担 100.0% (100.0%)
株式会社 SOLIA (注) 10	東京都 港区	JPY	10,000,000	プリンシパル 投資事業 パーソナルケア領域	役員兼任1名及び グループチャージ の負担 100.0%
株式会社ライフメイト 動物病院グループ	神奈川県 大和市	JPY	55,000,000	プリンシパル 投資事業 ペットケア領域	役員兼任1名及び グループチャージ の負担 100.0% (100.0%)
J-FOODS HONG KONG LIMITED	香港	HKD	10,000	プリンシパル 投資事業 戦略投資領域	役員兼任 1名 100.0%
その他 24 社					
(持分法適用関連会社)					
株式会社 ARUKI	北海道 札幌市 中央区	JPY	10,000,000	プリンシパル 投資事業 戦略投資領域	役員兼任 1名 25.0%
(持分法適用共同支配企業)					
株式会社武蔵野御廟 (注) 11	東京都 千代田区	JPY	4,750,000	プリンシパル 投資事業 戦略投資領域	50.0% -

- (注) 1. 当社が任意に作成した2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類（結合財務諸表）に基づき、2020年12月31日時点で終了したと仮定する連結会計年度における、結合財務諸表を構成する関係会社を明記しております。
2. 実質的に当社はYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）の継続会社でありますため、同社の関係会社に対する議決権の所有割合及び関係会社に対する関係内容を明記しております。
3. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
5. 「議決権の所有割合」の欄の（ ）内は間接所有割合を内書きで記載しております。
6. 2021年11月9日にY Asset Management Limitedに社名変更しております。
7. 本書提出日現在の議決権の被所有割合を記載しております。当社の議決権の過半数を所有していることから親会社に該当いたします。
8. 本書提出日現在の関係内容を記載しております。
9. 株式会社YCP Solidiance及びYCP Solidiance Pte. Ltd. は売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く）の2020年12月31日に終了した連結会計年度の結合財務諸表における、連結売上収益に占める割合が10%を超えております。主な損益情報等は以下の通りです。

(千米ドル、(百万円))

	株式会社 YCP Solidiance	YCP Solidiance Pte. Ltd.
売上収益	18,221 (2,071)	6,100 (693)
税引前利益	3,777 (429)	△45 (△5)
当期利益	2,512 (286)	△56 (△6)
資産合計	23,965 (2,724)	2,565 (292)
資本合計	9,739 (1,107)	1,318 (150)

10. 株式会社SOLIAは、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除きます。）の2020年12月31日に終了した連結会計年度の結合財務諸表における、連結売上収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報における「パーソナルケア領域」の売上収益に占める当該連結子会社の売上収益（セグメント間の内部売上高又は振替高を含みます。）の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
11. 2021年1月1日に連結子会社化しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在、当社グループは437名の従業員を有しており、セグメントごとの従業員数は以下の通りです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
マネジメントサービス事業	238
プリンシパル投資事業	
パーソナルケア領域	49
ペットケア領域	65
戦略投資領域	85
プリンシパル投資事業 小計	199
合計	437

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (米ドル(千円))
9 (注) 1	32	1.3 (注) 2	67,849(7,713) (注) 3

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数はおりません。

2. 実質的に当社はYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の継続会社であります。このため、平均勤続年数は、同社からの通算の年数としております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「Strive for Growth. Lead Asia. Impact the World.」をビジョンとし、「全ての顧客、グループ企業、並びに人材の成長と成功を実現し、アジアを率いる経営者を輩出する」をミッションと掲げております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、各事業を専属的に統括する経営陣がそれぞれの事業の特性に合わせた経営指標を設定しており、グループ管理の観点からは各セグメント及びプリンシパル投資事業の各領域における外部収益（売上収益から各セグメント間の取引を控除したもの）及びセグメント損益を重要な指標と定めております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

(マネジメントサービス事業)

当社グループは、アジア主要国に多くの事業拠点を持ち、独立系プロフェッショナルファームながら、アジアの広い地域をカバーした総合的な経営支援を提供できることに強みを持っております。今後は引き続きアジアへの投資を通じて既存の優位性を強化し、M&Aや事業提携を通じて成長著しい中国やインドにおけるサービス拡大を進めてまいります。また、プロフェッショナルファームとしての事業の性質上、当プロフェッショナルファームの質と数であり、優秀な人材の確保によって、より付加価値が高く高単価な案件の獲得を拡大していくことを目指しております。そのため、魅力的な社内教育プログラム（YCP Academy）や報酬体系による人材への投資を強化していく予定です。なお、主要地域ごとの中期戦略は以下の通りです。

日本地域については、引続きデューデリジェンスやM&Aアドバイザーといった付加価値が高いサービスを提供し、他の大手ファームに比べ遜色のない高単価の契約を獲得してまいります。また、今後も優秀なプロフェッショナルの獲得を拡大するとともに、クライアントへの価値提供を最大化するために社内の教育を充実していきます。これらにより、高水準の顧客単価を維持しつつ売上収益の拡大を図っていく予定です。

東南アジア地域については、マクロ経済の伸びが著しく、コンサルティング市場の成長とともにサービスの高度化と新規顧客の獲得を目指していく予定です。特に日本企業による投資は活発で、東南アジア主要国を網羅している強みを活かし、新規市場参入の支援やM&Aアドバイザーを通じて、クライアント数の拡大と一人当たり売上収益を増加させていきます。

グレーターチャイナ地域については、中国のマクロ経済の成長鈍化は顕在化しつつも、欧米企業からのコンサルティングのニーズは依然底堅く、引き続き市場拡大が予想されます。M&Aアドバイザーやデジタルソリューション等の付加価値の高いサービスを提供することで一人当たり売上収益を高めていくと同時に、グローバル展開している中国企業を新たにクライアントとして獲得することを目指しております。

(プリンシパル投資事業)

当社グループにおける投資活動、マネジメントサービス事業を通じて築いた経営人材のプラットフォームを活用することで、独自の投資機会を発掘し、またアジア全域でのハンズオンでの事業拡大支援を特徴としております。今般の新規上場によって得た資金をもってさらに投資を加速化し、マネジメントサービス事業を超える事業ポートフォリオを築いていくことを目標としております。

(a) パーソナルケア領域

パーソナルケア領域については、安心安全という日本ブランドの強みを最大限発揮し、オーガニック市場において新たなブランド開発に挑戦するとともに、既存ブランドはECへのフォーカスやアジアを始めとしたグローバル展開により販路の拡大を目指していく予定です。

(b) ペットケア領域

ペットケア領域については、中核である動物病院経営に注力いたします。獣医師やスタッフの雇用条件改善、企業として安定的な運営ができる環境づくり、教育システムの統一化によるスキルやノウハウを共有、高度医療への対応により、飼い主から信頼される地域密着型動物病院を目指すとともに、今後もM&Aを通じた事業承継を継続し、国内30病院体制、海外展開も目指してまいります。

(c) 戦略投資領域

戦略投資領域における既存の投資先については、アジア各国で高い人気を博している日本食の海外展開や、デジタル化・多様化の進むシニア市場への取り組みといった社会全体の動向や課題に対して、積極的に投資を進めていくことで将来の重点領域として立ち上げていきたいと考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループ事業の性質上、収益の源泉は人材の質と数であることから、人材確保・育成及び人材マネジメントが当社グループにおける対処すべき課題と考えております。海外拠点の展開も進むなか、国内のみならず海外においても、高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルの採用と育成に注力し、質的にも量的にも、当社グループの組織能力を高める取り組みを続けてまいります。

また、当社グループはグローバルに事業を展開していることから、各地域の事業成長にあわせて適切に管理体制を強化していくことが重要であると考えております。加えて、特にプリンシパル投資事業においては新たに参入する事業も想定されるため、各事業の特性に合わせたリスク管理体制を速やかに構築することが、持続的な成長と企業価値向上を適える上で不可欠であり、また継続的に対処すべき課題と考えております。

2【事業等のリスク】

当社及び当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。但し、当社及び当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 市場環境等に関するリスク

(1) 景気変動に関するリスク

当社グループはグローバルに事業を展開し、世界の先進国及び新興国の顧客・消費者にサービスを提供しております。グローバルに事業を展開することで、各国の景気動向や税制及び法令等の改正がグループ全体の業績に与える影響を軽減できるものと考えておりますが、特定の市場において大きな景気変動が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替相場、金利に関するリスク

当社グループはグローバルに事業を展開しており、複数の為替通貨で収益・費用及び資産・負債を計上し、それを米国ドルに換算して連結財務諸表を作成しております。従って、為替相場の変動が当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プリンシパル投資は株式の引受を伴いますので、株式市場の市況変動や、それに伴う未上場株式相場の変動が、当社の株式取得や売却における価格に対して影響を与えます。

また、当社はプリンシパル投資事業に際する投資に当たっては、金融機関からの借入を中心とした外部資金調達も活用しM&Aを行っておりますが、当連結会計年度末において、有利子負債残高が14,703千米ドル（1,671百万円）、親会社所有者帰属持分比率が27.5%となっており、借入金の一部には財務制限条項が付されております。本書提出日現在においては財務制限条項に抵触しておりませんが、予測できない業績の変動により、財務制限条項に抵触することで期限の利益を喪失し、期限前に返済が必要となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 社会・経済情勢・自然災害に関するリスク

当社グループはグローバルに事業を展開しているため、各国の社会・経済情勢の変化によって、事業遂行が困難となるリスクを有します。グローバルに事業を展開することで、各国の法令・制度・規制・社会情勢等のカントリーリスクがグループ全体の業績に与える影響を軽減できるものと考えておりますが、特定の市場において、円滑な事業展開を行うことが困難になった場合、当社グループの事業展開、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、各国における地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害や感染症の蔓延等により、当社グループの事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業に関するリスク

(1) 投資先企業の事業経営に関するリスク

プリンシパル投資事業において、各投資先企業の事業固有のリスクを踏まえたリスクマネジメントを行う必要があります。しかしながら、リスクマネジメントが十分に機能しない場合、各事業固有のリスクが顕在化し、当社グループのレピュテーション、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材確保に関するリスク

マネジメントサービス事業において、今後の事業拡大のためには、優秀な人材の採用及び育成が重要であると考えております。従って、人材獲得競争が激化し当社グループが採用競争力を維持できない場合、人材の採用が計画を下回ったり、人材の社外流出に繋がり、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合に関するリスク

当社グループが展開する各事業領域においては競合他社による新規参入、あるいは市場環境の変化、又は当社グループにおける各事業領域のコントロールの不十分性等により、競争が激化する可能性があります。本書提出日現在において当社グループが想定する各事業領域におけるリスクは以下の通りであります。

- ① マネジメントサービス事業に関して、「YCP Academy」という当社グループ独自の教育プログラム等を通じてサービス品質の向上に努めておりますが、顧客の期待する高い品質のサービスを提供できない場合には、顧客との契約継続に影響を及ぼす可能性があります。
- ② プリンシパル投資事業のパーソナルケア領域に関して、積極的な消費者調査や新ブランド・新商品の開発を通じて顧客の嗜好に合致した商品企画・開発に努めておりますが、競合他社の台頭が、顧客継続率に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新規投資に関するリスク

プリンシパル投資事業において、M&Aを活用した事業展開を行っております。M&Aに際しては、対象となる企業について詳細なデューディリジェンスを実施し、リスク回避に努めております。しかしながら、買収後に想定されていなかったリスクが判明し、当該リスクが顕在化した場合、当初想定した収益計画を達成できず、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定人物への依存に関するリスク

グループCEOである石田裕樹は、当社グループの創業者であり、設立以来、当社グループの経営方針、事業戦略の立案やその遂行において重要な役割を担っております。また、本書提出日現在において、事業規模が小さいプリンシパル投資事業のペットケア領域及び戦略投資領域を直接管掌しております。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員への情報共有や権限の委譲によって同氏に依存しない組織体制の整備を進めると共に、直接管掌する領域については事業拡大と合わせて人材育成と業務の構造化を進め、同氏が特定領域を直接管掌する体制を解消してまいります。しかしながら、何らかの理由により同氏の当社における業務遂行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスク

感染拡大に合わせた従業員の安全確保と感染拡大防止を最優先に、在宅勤務等の体制整備を進めたうえで、各分野でのお客様対応の責任を果たし社会生活の安定に貢献すべく、リスクを抑えつつ業務を継続してまいりました。ワクチン普及による世界的な感染収束を背景に、マネジメントサービス事業における影響は一巡したものと考えております。一方で、顧客との直接的な接点が重要となる事業、特にプリンシパル投資事業の戦略投資領域で手掛けるシンガポール及び香港における飲食事業は、事業規模が小さいため当社グループの連結業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後の感染状況の拡大等によっては当該事業の業績や将来計画に影響を及ぼす可能性があります。引き続き精緻なモニタリングを行い、それぞれのリスクの極小化に向けて努めてまいります。

(7) その他固有のリスク

- ① プリンシパル投資事業のパーソナルケア領域においては製造をOEMメーカーへ委託しております。OEM先と代替の生産拠点の確保については、継続した選定を模索しておりますが、工場内の事故等の発生により現在の工場での生産が停止した場合には、一時的に安定供給が出来なくなることで、また、品質管理の面で、OEM先との連携が十分に図られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ② プリンシパル投資事業のペットケア領域について、診療におけるサービスの質の均質化などを随時徹底しておりますが、診療サービスの過誤、診療動物間での感染症の流行、施設拡大が想定どおり図られず、結果として患者数が想定よりも増加しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③プリンシパル投資事業の戦略投資領域において飲食事業を手掛けておりますが、新規出店にかかる滞りが発生する場合、食中毒を含む飲食に起因する危害の発生する場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コンプライアンスに関するリスク

(1) 訴訟に関するリスク

当社グループが損害賠償の請求や訴訟を提起された場合、当社グループの財政に直接的な影響や、風評を通じた間接的な影響を受ける可能性があります。

(2) 風評被害に関するリスク

当社グループは、役職員に対する法令遵守浸透、厳格な情報管理、コンプライアンス体制の構築等の取組みを行うことにより、健全な企業経営を行っております。しかしながら、悪意を持った第三者が、意図的に噂や憶測、評判等のあいまいな情報を流す、又は何らかの事件事故等の発生に伴う風評により、当社に対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じ、事業に対し直接間接に損失を被ることが発生した場合には、当社又は各子会社におけるブランド毀損により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報管理に関するリスク

当社グループのビジネスの大部分において、クライアント企業の機密情報や個人情報を取得することが前提となります。厳重な情報管理や従業員教育を徹底しておりますが、何らかの理由でこれらの情報が外部に漏洩した場合、当社グループのレピュテーション、事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社グループのプリンシパル投資の投資先は事業を展開する各国の法令・規制の適用を受けます。

具体的には、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、獣医療法、獣医師法、食品衛生法、食品表示法といった各種法令等の下で事業活動を行っています。

当社グループでは、これらの法令等を遵守し、許認可等の更新に支障が出ないよう、従業員に対するコンプライアンス研修の実施、グループコンプライアンス体制の強化、各種専門家との連携体制の構築に取り組んでいますが、これら法令等に違反する行為があった場合には、行政処分や指導を受け事業活動や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権に関するリスク

当社グループでは、第三者の知的財産権を侵害することのないよう、社内教育の実施や顧問弁護士等による調査を実施し、常に注意を払っていますが、第三者から侵害しているとして訴訟を提起された場合、差し止め、損害賠償金や和解金の支払いなどの発生により、当社グループの事業活動や経営成績、財政状態などに重大な影響が生じる可能性があります。

(6) 個人情報漏洩に関するリスク

当社グループが提供する業務では、クライアントの機密情報や個人情報を有することがあります。そのため当社グループの役職員に対して、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っております。しかしながら、不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムに関するリスク

当社グループは、社内のシステム基盤を構築し、顧客に関する情報や、財務データや人事データ等の社内管理をはじめ、様々な情報をデータセンター内のサーバにて管理しております。そのため、日常業務においてはシステム基盤内の情報を利用することが必要不可欠であります。しかしながら、当社グループの想定を上回る自然災害や事故、火災等が発生し、これらのシステム設備に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由により大規模なシステム障害が発生し、復旧までに時間を要する場合には、顧客に関するサービス及び社内における諸業務に遅延が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他経営環境等に関するリスク

(1) 資金使途に関するリスク

当社が計画する公募増資による調達資金の使途につきましては、プリンシパル投資事業における今後2年程度の新規投資案件及び広告宣伝費等に充当することを想定しております。しかしながら、急速に変化する経営環境へ柔軟に対応していくため、あるいは当社グループが展開する各地域における経済情勢等により、投資による期待どおりの効果があげられなくなる可能性や、場合によっては資金使途の変更が生じる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) のれん減損に関するリスク

当社グループは、当社が業容拡大のため株式取得（M&A）や事業譲受を行う場合に、のれんを計上しております。当社グループはSFRS（I）及びIFRSに基づき結合財務諸表を作成しているため、当該のれんの償却は不要となりますが、非流動資産にのれんとして2020年12月期末時点で11,759千米ドル（1,337百万円）を計上しており、総資産に占める割合は21.6%となっております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 配当に関するリスク

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の保有者に支払うことに同意しています。本有価証券信託受益証券の保有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の保有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の保有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を減じる可能性があります。

5. JDR（有価証券信託受益証券）

(1) 本有価証券信託受益証券保有者には株主の権利がありません。

当社は、法令で定められる場合を除き、本有価証券信託受益証券の保有者を当社の株主として扱いません。したがって、本有価証券信託受益証券の保有者は、法令等（シンガポールの法令等を含みます。）又は当社定款により認められる株主としての権利（当社の取締役及び執行役に対して株主代表訴訟を起こす権利を含みます。）を有さず、受益者として授与されるJDR信託契約上の権利を有します。また、株主総会における議決権については、本有価証券信託受益証券の受託者に対し指図権を行使することにより間接的に行使することになります。本有価証券信託受益証券の保有者は、株主としての権利を行使するためには、保有する本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換する必要があり、その際には譲渡課税が発生する可能性があります。

- (2) 本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式はこれまで公開されておらず、当社の業績にかかわらず、本有価証券信託受益証券の市場価格は変動又は下落する可能性があり、公開価格以上で売却することができない可能性があります。

本募集以前には、本有価証券信託受益証券及びその原資産である当社普通株式は公開されていませんでした。本有価証券信託受益証券の公開価格は需要状況等を勘案して金融商品取引業者と当社の議論を通じて決定されますが、本募集後の市場における相場を示すものではありません。本募集において本有価証券信託受益証券を購入した場合、その公開価格以上で売却することができない可能性があります。また、本募集の終了後、本有価証券信託受益証券の活発で流動性の高い市場が形成され継続しない可能性があります。さらに、当社は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所マザーズ市場に上場する意向ですが、上場維持できない可能性があります。また、当社普通株式の取引市場が形成されることは予期しておらず、それを促進する計画も本書提出日現在ではありません。本有価証券信託受益証券の市場価格は、当社のコントロールの及ばない様々な要因で大幅に変動する可能性があります。

- (3) 本有価証券信託受益証券の保有者が株主総会における議決権行使の指図をしない場合、受託者は、白票の議決権行使を行うこととなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

原則として、本有価証券信託受益証券の保有者が受託者に議決権行使手続における指図書等を提出しない場合、JDR信託契約に基づき、受託者は、当社の要求に基づき、白票の議決権行使を行います。

白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも参入されません。その場合、保有者は自己の本有価証券信託受益証券の原資産である普通株式の議決権を行使できなくなり、保有者が当社の経営に影響を与えることができない可能性があります。

- (4) 既存株主が将来株式を売却する場合、本有価証券信託受益証券の価格が下落する可能性があります。

既存株主が保有する当社普通株式については、徐々に本有価証券信託受益証券に切り替わる予定となっております。既存株主が、当社普通株式又は本有価証券信託受益証券の相当量を売却する場合又は売却の意図を示す場合、本有価証券信託受益証券及び保有普通株式の取引価格が下落する可能性があります。特に、Y Asset Management Limitedの株式の49.9%はグループCEOの石田裕樹以外の株主が保有しておりますが、当該株主が保有する株式相当分をロックアップ期間満了前及び満了後に本有価証券信託受益証券に切り替えることで、当社発行済株式総数の23.0%が新たに本有価証券信託受益証券として発行される予定です。尚、本書提出日現在、当該株主が本有価証券信託受益証券を売却する意向はありません。

- (5) 本有価証券信託受益証券の保有者に対して配当を行うことが違法となる場合又は現実的でない場合、本有価証券信託受益証券の保有者は当社が普通株式に行う配当その他の対価を受けられない可能性があります。

受託者は、当社が普通株式に対して支払った現金配当その他の配当を、手数料及び費用を差し引いた上で、本有価証券信託受益証券の保有者に支払うことに同意しています。

本有価証券信託受益証券の保有者は、当社の普通株式を原資産とする本有価証券信託受益証券の保有株式数に応じて配当を受け取ります。しかしながら、受託者は、本有価証券信託受益証券の保有者に配当を支払うことが違法である場合又は現実的でない場合、配当を支払う責任を負わず、本有価証券信託受益証券の保有者は配当相当額の支払を受けられない可能性があります。これらの制限は投資家の保有する本有価証券信託受益証券の価値を著しく減じる可能性があります。

6. 会社関係者への株式所有の集中リスク

本書提出日現在、親会社であるY Asset Management Limitedが、組織再編を経て当社の発行済株式総数の80.8%を所有しております。組織再編の詳細については、「第2 企業の概況 2 沿革」に記載しております。また、グループCEOの石田裕樹が、同社の株式の50.1%を保有してお

ります。その結果、これらの者が共同することにより、取締役の選出及び重要な取引を含む、株主による承認が必要な事案のほぼすべてを決定することができます。また、他の株主や本有価証券信託受益証券の保有者が有益と考える当社の支配権の変更は、抑止又は阻止される可能性もあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次の通りであります。

当社は2021年3月5日に設立されたため、本書提出日現在、第1期事業年度は終了しておりません。したがって、当連結会計年度において該当事項はありません。

もともと、当社は、2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類として、結合財務諸表を任意に作成しております。

参考として、この結合財務諸表に基づき、2020年12月31日に終了した連結会計年度における当社グループの経営成績等の状況を含めて以下に記載いたします。

なお、当第2四半期の比較情報と前連結会計年度の結合財務諸表は作成の基礎が異なり、両者の数値に差異が生じております。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の状況

(i) 当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度末の総資産は 54,493 千米ドル（6,195 百万円）（前連結会計年度末は 47,770 千米ドル（5,430 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 6,723 千米ドル（764 百万円）増加いたしました。負債合計は 39,431 千米ドル（4,483 百万円）（前連結会計年度末は 39,215 千米ドル（4,458 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 216 千米ドル（25 百万円）増加いたしました。純資産は 15,061 千米ドル（1,712 百万円）（前連結会計年度末は 8,554 千米ドル（972 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 6,507 千米ドル（740 百万円）増加いたしました。

(ii) 第1期第2四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は 55,936 千米ドル（6,359 百万円）（前連結会計年度末は 54,493 千米ドル（6,195 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 1,444 千米ドル（164 百万円）増加いたしました。負債合計は 32,604 千米ドル（3,706 百万円）（前連結会計年度末は 33,311 千米ドル（3,787 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 706 千米ドル（80 百万円）減少いたしました。純資産は 23,332 千米ドル（2,652 百万円）（前連結会計年度末は 21,182 千米ドル（2,408 百万円））となり、前連結会計年度末に比して 2,150 千米ドル（244 百万円）増加いたしました。

b. 経営成績の状況

(i) 当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度における経営成績は、売上収益は 58,912 千米ドル（6,697 百万円）と前年同期に比べ 8,310 千米ドル（945 百万円、16.4%）の増収、営業利益は 8,218 千米ドル（934 百万円）と前年同期と比べ 6,715 千米ドル（763 百万円、446.7%）の増益、親会社の所有者に帰属する当期利益は 6,340 千米ドル（721 百万円）と前年同期と比べ 7,527 千米ドル（856 百万円）の増益となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績の概況は、次の通りであります。

（マネジメントサービス事業）

マネジメントサービス事業は、アジアを中心とする世界17都市にて、2020年12月31日現在で約240

名のプロフェッショナルが、各種の経営支援を提供しております。サービス領域としては、戦略コンサルティング・M&Aアドバイザー・デジタルソリューション・オペレーション改善・マーケティング支援・グローバルリサーチという6領域を定めており、それぞれの分野において10年以上の豊富な経験を有する人材がグローバルに指揮をとっております。

当事業においては、各国で新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、主要な地域については前年度からビジネスを拡大いたしました。日本地域においては、緊急事態宣言の発令直後に一部主要プロジェクトの停止を余儀なくされたものの、第3四半期後半以降回復傾向となり、売上収益は前年比1,072千ドル（122百万円、6.7%）の増収となりました。東南アジア地域、グレートチャイナ地域においても、各国で実施された都市封鎖や自粛措置の影響を受けながらも、それぞれ937千ドル（106百万円、16.8%）、685千ドル（78百万円、12.2%）の増収となりました。その結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は34,055千ドル（3,871百万円、前年同期は34,637千ドル（3,938百万円））、非資金取引前セグメント利益は11,828千ドル（1,345百万円、前年同期は7,866千ドル（894百万円））となりました。

マネジメントサービス事業における、2020年12月期及び2019年12月期の各連結会計年度の地域別売上収益の内訳は以下の通りです。

(地域別売上収益の内訳)	当連結累計期間		前連結累計期間	
	(2020年1月1日～2020年12月31日)		(2019年1月1日～2019年12月31日)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
日本	16,965	1,929	15,893	1,807
東南アジア	6,499	739	5,563	632
グレートチャイナ	6,297	716	5,613	638
インド	16	2	68	8
中東	1,330	151	1,868	212
欧州	283	32	425	48
北米	1,047	119	1,117	127
合計	32,436	3,687	30,545	3,472

(プリンシパル投資事業)

プリンシパル投資事業は、マネジメントサービス事業を通じて培った経営人材のプラットフォームを活用し、中小/新興企業に対して当社グループ自らの資金を投下する他、ゼロから事業立ち上げを伴うインキュベーションにも積極的に取り組んでおります。これまでの投資活動の結果、現在では、パーソナルケア領域及びペットケア領域を重点領域と定め長期的な投資を継続しております。また、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対する投資も、戦略投資領域として積極的に投資を行っております。

パーソナルケア領域は、主要な連結子会社である株式会社SOLIA等を通じて、「ALOBABY（アロベビー）」、「HALENA（ハレナ）」及び「SINCE beaute（シンスポータ）」などの様々なパーソナルケア商材をアジア全域に展開しています。

当領域においては、オンラインでの売上拡大が続き、更に2018年12月期より日本国内でマーケティング投資を続けている「HALENA（ハレナ）」等の新ブランドの伸長、台湾での「ALOBABY（アロベビー）」のオフライン展開、また、新型コロナウイルス感染症拡大によるアジア全域での「ALOBABY（アロベビー）」衛生商品への需要拡大に伴い、4,590千ドル（522百万円）の増収となりました。その結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は15,995千ドル（1,818百万円、前年同期は11,405千ドル（1,297百万円））、非資金取引前セグメント利益は625千ドル（71百万円、前年同期は799千ドル（91百万円）の損失）となりました。

ペットケア領域は、主要な連結子会社である株式会社ライフメイト動物病院グループを通じて、動物病院運営を中心に事業を展開しています。

当領域においては、より大型の動物病院の取得・運営と小型病院の売却を進めており、2019年12月によこやまペットクリニック、2020年7月に立石動物病院を売却いたしました。一方で、2020年8月に西荻動物病院と上石神井動物病院の2病院を運営する有限会社エコロガードを買収し、緊急事態宣言発令後の外出自粛に伴うペット需要の拡大によって業績を堅調に伸ばしてきたものの、前述の病院

売却をうけて通期では122千米ドル（14百万円）の減収となりました。その結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は3,841千米ドル（437百万円、前年同期は3,962千米ドル（450百万円））、非資金取引前セグメント利益は394千米ドル（45百万円、前年同期は304千米ドル（35百万円））となりました。

戦略投資領域は、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対する投資として、主に日本以外のアジア各国における飲食事業やシニア向けサービス事業に投資を行っております。

当領域においては、2019年10月に株式会社SOMOS English Academy、2019年12月に株式会社BreederONE、2020年9月に株式会社F Treatmentを売却している一方で、2019年12月にシンガポールにおいて飲食店及び小売店向けに食品製造を行うGo Food Service Pte. Ltd.を新設し、2020年1月に香港において「三田製麺所」や「Tonkotsu 8」というブランドで飲食店を展開するJ-FOODS HONG KONG LIMITEDを買収いたしました。新型コロナウイルスの影響で各国において都市閉鎖や自粛措置がとられる中、2月以降で飲食事業の収益が一時大幅に悪化し、店舗等で減損を計上したものの、徐々に持ち直し、前年比で1,936千米ドル（220百万円）の増収となりました。その結果、当連結会計年度のセグメント売上収益は7,088千米ドル（806百万円、前年同期は5,152千米ドル（586百万円））、非資金取引前セグメント利益は1,627千米ドル（185百万円、前年同期は210千米ドル（24百万円））となりました。

また、2020年1月にJ-FOODS HONG KONG LIMITEDの買収に際するバーゲン・パーチェスとして1,590千米ドル（181百万円）の非資金利益を、前述の株式会社F Treatmentの売却により381千米ドル（43百万円）の非資金利益を、当社グループが出資するアイペットホールディングス株式会社の株価が堅調に推移したことにより828千米ドル（94百万円）の非資金利益を計上しております。

(ii) 第1期第2四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における経営成績は、売上収益は35,668千米ドル（4,055百万円）と前年同期に比べ7,346千米ドル（835百万円、25.9%）の増収、営業利益は4,503千米ドル（512百万円）と前年同期と比べ1,209千米ドル（137百万円、36.7%）の増益、親会社の所有者に帰属する四半期利益は2,797千米ドル（318百万円）と前年同期と比べ661千米ドル（75百万円、30.9%）の増益となりました。

当第2四半期連結累計期間における報告セグメントごとの業績は、以下のとおりです。

（マネジメンツサービス事業）

マネジメンツサービス事業は、アジアを中心とする世界17都市にて、2021年6月30日現在で約240名のプロフェッショナルが、各種の経営支援を提供しております。サービス領域としては、戦略コンサルティング・M&Aアドバイザー・デジタルソリューション・オペレーション改善・マーケティング支援・グローバルリサーチという6領域を定めており、それぞれの分野において10年以上の豊富な経験を有する人材がグローバルに指揮をとっております。

当事業においては、主要な地域では、日本地域においては引続き堅調に推移し、売上収益は前年同期と比べ874千米ドル（99百万円、10.2%）の増収となりました。また、東南アジア地域及びグレーターチャイナ地域においても、新型コロナウイルス感染症の影響から脱却し、東南アジア地域については1,279千米ドル（145百万円、40.6%）の増収、グレーターチャイナ地域については369千米ドル（42百万円、15.7%）の増収となっております。その結果、当第2四半期連結累計期間のセグメント売上収益は18,962千米ドル（2,156百万円、前年同期は16,123千米ドル（1,833百万円））、非資金取引前セグメント営業利益は6,398千米ドル（727百万円、前年同期は5,149千米ドル（585百万円））となりました。

マネジメントサービス事業における、当第2四半期連結累計期間及び前年同期の地域別売上収益の内訳は以下の通りです。

(地域別売上収益の内訳)	当第2四半期連結累計期間 (2021年1月1日～2021年6月30日)		前第2四半期連結累計期間 (2020年1月1日～2020年6月30日)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
	日本	9,480	1,078	8,606
東南アジア	4,427	503	3,147	358
グレートチャイナ	2,711	308	2,342	266
インド	1	0	15	2
中東	953	108	638	73
欧州	145	16	184	21
北米	371	42	465	53
合計	18,088	2,056	15,398	1,750

(プリンシパル投資事業)

プリンシパル投資事業は、マネジメントサービス事業を通じて培った経営人材のプラットフォームを活用し、中小/新興企業に対して当社グループ自らの資金を投下する他、ゼロから事業立ち上げを伴うインキュベーションにも積極的に取り組んでおります。これまでの投資活動の結果、現在では、パーソナルケア領域及びペットケア領域を重点領域と定め長期的な投資を継続しております。また、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対する投資も、戦略投資領域として積極的に投資を行っております。

パーソナルケア領域は、主要な連結子会社である株式会社 SOLIA 等を通じて、「ALOBABY (アロベビー)」「HALENA (ハレナ)」「AMBiQUE (アンビーク)」などの様々なパーソナルケア商材をアジア全域に展開しています。

当領域においては、コロナ禍において引続きオンライン取引が堅調となり、2021年1月にローンチしたメンズスキンケアブランド「AMBiQUE」の販売も好調に推移し、累計売上収益が前年同期と比べ1,507千米ドル(171百万円)増加しました。その結果、当第2四半期連結累計期間のセグメント売上収益は9,660千米ドル(1,098百万円、前年同期は8,153千米ドル(927百万円))、非資金取引前セグメント営業利益は805千米ドル(92百万円)の利益(前年同期は408千米ドル(46百万円))となりました。

ペットケア領域は、主要な連結子会社である株式会社ライフメイト動物病院グループを通じて、動物病院運営を中心に事業を展開しています。

当領域においては、診療単価の高い外科・内科治療の需要は堅調に推移し、2020年8月に西荻動物病院、上石神井動物病院を運営する有限会社エコロガードを買収、また2021年3月に新たに札幌緑が丘病院の事業を譲り受けたことで、前年同期と比べ1,439千米ドル(164百万円)の増収となりました。その結果、当第2四半期連結累計期間のセグメント売上収益は3,115千米ドル(354百万円、前年同期は1,675千米ドル(190百万円))、非資金取引前セグメント営業利益は362千米ドル(41百万円、前年同期は233千米ドル(26百万円)の利益)となりました。

戦略投資領域は、将来の重点領域となるべきビジネスシーズに対する投資として、主に日本以外のアジア各国における飲食事業やシニア向けサービスといった事業に投資を行っております。

当領域においては、新型コロナウイルス感染症の影響で各国において都市閉鎖や自粛措置が徐々に緩和されたことに伴い、一時大幅に悪化していた飲食事業の収益が持ち直し、前年同期と比べ1,882千米ドル(214百万円)の増収を達成いたしました。その結果、当第2四半期連結累計期間のセグメント売上収益は5,084千米ドル(578百万円、前年同期は3,202千米ドル(364百万円))、非資金取引前セグメント営業利益は712千米ドル(81百万円)の利益(前年同期は405千米ドル(46百万円))となりました。

また、当社が出資するアイペットホールディングス株式会社の株価が堅調に推移したことにより当第2四半期連結会計期間末までに191千米ドル(22百万円)の非資金利益を計上しております。

② キャッシュ・フローの状況

(i) 当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、9,678千円ドル（1,100百万円）となり、前連結会計年度末に比べ1,533千円ドル（174百万円）増加いたしました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は8,013千円ドル（911百万円）（前連結会計年度は3,578千円ドル（407百万円）の収入）となりました。これは主に税引前利益7,269千円ドル（826百万円）（前連結会計年度は461千円ドル（52百万円））の増加要因と、減価償却費（使用権資産）4,580千円ドル（521百万円）（前連結会計年度は2,794千円ドル（318百万円）の収入）の増加要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,029千円ドル（231百万円）（前連結会計年度は344千円ドル（39百万円）の支出）となりました。これは主に子会社及び事業の取得による支出2,057千円ドル（234百万円）（前連結会計年度は111千円ドル（13百万円）の支出）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は4,940千円ドル（562百万円）（前連結会計年度は2,640千円ドル（300百万円）の支出）となりました。これは主に借入金の返済による支出4,389千円ドル（499百万円）（前連結会計年度は7,398千円ドル（841百万円）の支出）によるものであります。

(ii) 第1期第2四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末より1,103千円ドル（125百万円）減少し、8,660千円ドル（985百万円）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、4,126千円ドル（469百万円）となりました。これは主に、マネジメントサービス及びパーソナルケア領域の営業収入の堅調な推移等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、1,488千円ドル（169百万円）となりました。これは主に、2021年1月に株式会社武蔵野御廟を連結子会社化、2021年3月に札幌緑が丘病院の事業を譲り受けたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、3,438千円ドル（391百万円）となりました。これは主に、借入金の返済による支出3,790千円ドル（431百万円）によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載は省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度及び第1期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

(千米ドル、(百万円))

セグメントの名称	当連結会計年度 (自2020年1月1日至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)	第1期第2四半期 連結累計期間 (自2021年1月1日至 2021年6月30日)
マネジメントサービス事業	32,436 (3,687)	106.2	18,088 (2,056)
プリンシパル投資事業	26,476 (3,010)	132.0	17,580 (1,998)
パーソナルケア領域	15,947 (1,813)	140.8	9,603 (1,092)
ペットケア領域	3,839 (436)	97.0	3,115 (354)
戦略投資領域	6,690 (760)	140.3	4,862 (553)
合計	58,912 (6,697)	116.4	35,668 (4,055)

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社及び当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの結合財務諸表及び連結財務諸表は、SFRS (I) 及びIFRSに基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、結合財務諸表の作成上の見積り及び判断から乖離が生じ、当該影響に応じ当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については「(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

③資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用や金利情勢等を勘案し、財務健全性を注視しながら資金調達を実施しております。当社の資金需要の主なものとして、マネジメントサービス事業に係る運転資金及びプリンシパル投資事業に係る投資資金があり、主に金融機関からの借入によって資金調達を行っております。当連結会計年度については、昨年に引き続き主に事業及び子会社の取得のための投資資金需要により、有利子負債残高は、14,703千ドル（1,671百万円）となりました。また、流動性を確保するため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、資金の流動性を十分に確保していると考えております。上記の通り、現状において、資金の流動性を確保しているものと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金流動性の確保に滞りが生じる場合、特にプリンシパル投資事業における投資開始時期等に影響が及び、結果として当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

④経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の推移について

当社グループは、マネジメントサービス事業とプリンシパル投資事業の2つをセグメントとして事業を展開しており、プリンシパル投資事業においては3つの異なる領域に分類し、経営上の適切な意思決定及び業績評価のため、各セグメント及びプリンシパル投資事業の各領域における外部収益（売上収益から各セグメント間の取引を控除したもの）及びセグメント損益を経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標と定めております。なお、過年度の各セグメント外部収益及びセグメント損益の推移は以下の通りです。

(千米ドル、(百万円))

(外部収益)	連結会計年度				
	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期
マネジメントサービス事業	9,418 (1,071)	13,253 (1,507)	20,911 (2,377)	30,545 (3,472)	32,436 (3,687)
プリンシパル投資事業	13,329 (1,515)	16,500 (1,876)	19,472 (2,214)	20,057 (2,280)	26,476 (3,010)
パーソナルケア領域	5,789 (658)	7,684 (874)	8,992 (1,022)	11,330 (1,288)	15,947 (1,813)
ペットケア領域	1,758 (200)	1,980 (225)	3,462 (394)	3,958 (450)	3,839 (436)
戦略投資領域	5,781 (657)	6,835 (777)	7,018 (798)	4,769 (542)	6,690 (760)

- (注) 1. 2016年12月期から2018年12月期については、香港財務報告基準に基づくYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の連結財務諸表の数値であり、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーによる監査を受けておりません。
2. 2019年12月期及び2020年12月期については、当社の結合財務諸表の数値に基づき記載しております。
3. 戦略投資領域については、2016年12月期から2018年12月期においては、飲食サービス、教育サービス及びその他の投資事業を含んでおります。2019年12月期及び2020年12月期においては、飲食サービス、教育サービス、妊娠検査キットの販売及び関連するインターネットマーケティングサービスを含んでおります。

(セグメント損益)	(千米ドル、(百万円))	
	連結会計年度	
	2019年 12月期	2020年 12月期
マネジメントサービス事業	5,465 (621)	9,193 (1,045)
プリンシパル投資事業	△30 (△3)	2,284 (260)
パーソナルケア領域	△908 (△103)	438 (50)
ペットケア領域	181 (21)	237 (27)
戦略投資領域	697 (79)	1,610 (183)
配賦不能親会社管理部門費用	△2,938 (△334)	△3,278 (△373)

(注) 1. 2016年12月期から2018年12月期については、2019年12月期及び2020年12月期と同区分のセグメント損益管理を行っていないため、セグメント損益は作成しておりません。

2. 2019年12月期及び2020年12月期については、当社の結合財務諸表の数値に基づき記載しております。

⑤経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については「2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑥経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) と、YCP Holdings Limited が保有するマネジメントサービス事業含むすべての資産及び負債、並びに子会社を2021年4月1日付で移管する契約を締結しております。それに伴う対価として、シンガポール会社法第161条に基づき、当社は2021年5月4日付の臨時株主総会で、YCP Holdings Limitedあてに15,881,275株の株式発行を決議し、2021年5月5日付で登記を完了しております。

なお、本書提出日現在、当社とY Asset Management Limitedとの間で継続する事業や契約関係はありません。

5【研究開発活動】

(i) 当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社が任意に作成した2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類(結合財務諸表)に基づく、2020年12月31日に終了したと仮定する連結会計年度において、該当事項はありません。

(ii) 第1期第2四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(i) 当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社が任意に作成した2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類（結合財務諸表）に基づくと、2020年12月31日に終了したと仮定する連結会計年度において、該当事項はありません。

(ii) 第1期第2四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社が任意に作成した2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類（結合財務諸表）に基づくと、2020年12月31日に終了したと仮定する連結会計年度において、2020年12月31日時点における、当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社

実質的に、当社は YCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）の継続会社になりますが、2020年12月31日時点における、同社の主要な設備の状況について、特記すべき事項はありません。

(2) 子会社

(2020年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額（千円ドル（百万円））					従業員数 (人)
				建物附属 設備	機械 装置	使用権 資産	その他	合計	
J-FOODS HONG KONG LIMITED	三田製麺所 CWB店 (香港)	プリンシパル投資 事業 戦略投資領域	店舗 設備	-	84	802	-	885	44
				-	(10)	(91)	-	(101)	
	三田製麺所 TST店 (香港)	プリンシパル投資 事業 戦略投資領域	店舗 設備	-	272	553	-	825	
				-	(31)	(63)	-	(94)	
	Tonkotsu 8 (香港)	プリンシパル投資 事業 戦略投資領域	店舗 設備	-	55	335	-	389	
				-	(6)	(38)	-	(44)	
株式会社 YCP Solidiance	本社 (東京都港区)	マネジメント サービス	本社 機能	200	-	210	2	412	67
				(23)	-	(24)	(0)	(47)	
	株式会社 SOLIA 本社 (東京都港区) (注 3)	マネジメント サービス	本社 機能	89	0	145	14	248	
				(10)	(0)	(17)	(2)	(28)	43
株式会社ライフ メイト動物病院 グループ	山口獣医科病院 (神奈川県大和市)	プリンシパル投資 事業 ペットケア領域	病院 設備	39	31	253	3	326	22
				(4)	(4)	(29)	(0)	(37)	
YCP Solidiance Limited	本社 (香港)	マネジメント サービス	本社 機能	26	-	272	3	301	12
				(3)	-	(31)	(0)	(34)	
有限会社エコロ ガード (注4)	上石神井動物病院 (東京都練馬区)	プリンシパル投資 事業 ペットケア領域	病院 設備	8	130	135	-	273	13
				(1)	(15)	(15)	-	(31)	
	西荻動物病院 (東京都杉並区)	プリンシパル投資 事業 ペットケア領域	病院 設備	97	81	86	2	267	
				(11)	(9)	(10)	(0)	(30)	
YCP Dining Singapore Pte Ltd	本社 (シンガポール)	プリンシパル投資 事業 戦略投資領域	本社 機能	-	6	175	6	187	1
				-	(1)	(20)	(1)	(21)	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び構築物、車両及び運搬具並びに無形資産の合計であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 株式会社SOLIAが同居し、同社はグループチャージに含めて賃料相当を株式会社YCP Solidianceに支払っております。
4. 2021年1月1日に有限会社エコログードは、株式会社ライフメイト動物病院グループに吸収合併され、消滅しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の売却等
該当事項はありません。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2021年11月18日現在)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	—
計	—

(注) シンガポールにおいて、発行可能株式総数はございません。

②【発行済株式】

(2021年11月18日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	15,701,276	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
計	—	15,701,276	—	—

(注) 発行済株式のうち、15,668,813株は、組織再編におけるYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) からの現物出資によるものであります。

(2)【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2021年11月18日現在)

年月日	発行済株式総数(株)		資本金 (千米ドル) (百万円)	
	増減数	残高	増減額	残高
2021年 3月5日 (注) 1	1	1	0 (0)	0 (0)
2021年 4月1日 (注) 2	15,881,275	15,881,276	7,141 (812)	7,141 (812)
2021年 10月7日 (注) 3	△180,000	15,701,276	△6 (△1)	7,135 (811)
2021年 10月20日 (注) 3	△32,462	15,668,814	△162 (△18)	6,973 (793)
2021年 11月15日 (注) 4	32,462	15,701,276	162 (18)	7,135 (811)

(注) 1. 会社設立により普通株式1株をYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) に発行した増加分になります。

2. 当社設立後、YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) が保有するマネジメントサービス事業含むすべての資産及び負債、並びに子会社を移管し、対価として、当社から7,141,379.25米ドル相当の15,881,275株を同社に割当てた、現物出資による増加分になります。

3. YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の株主である当社グループの従業員の退職に伴う、当社株式の買戻し及び消却分になります。

4. 有償第三者割当

発行価格	5米ドル
資本組入額	5米ドル
主な割当先	当社の子会社の元従業員

なお、実質的に、当社はYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の継続会社になりますため、当社の組織再編が完了した2021年4月1日までの同社の発行済株式総数及び資本金の推移を参考して、以下の通り掲載いたします。

年月日	発行済株式総数 (株)		資本金 (千米ドル) (百万円)	
	増減数	残高	増減額	残高
2018年 10月11日 (注) 1	467	5,467	7,005 (796)	7,505 (853)
2019年 12月13日 (注) 2	16,395,533	16,401,000	-	7,505 (853)
2020年 5月31日 (注) 3	△234,865	16,166,135	-	7,505 (853)
2020年 11月13日 (注) 4	234,000	16,400,135	275 (31)	7,780 (884)
2020年 12月28日 (注) 3	△68,859	16,331,276	-	7,780 (884)
2021年 1月15日 (注) 3	△450,000	15,881,276	-	7,780 (884)

- (注) 1. Solidiance Asia Pacific Pte. Ltd (その後、YCP Management Southeast Asia Pte. Ltd. と合併し、現・YCP Solidiance Pte.Ltd.) との株式交換による新株発行によるものです。
 2. 2019年12月13日付で実施した、1株を3,000株に分割する株式分割によるものです。
 3. 自己株式の消却によるものです。
 4. 有償第三者割当
 発行価格 5米ドル
 資本組入額 1.18米ドル
 主な割当先 YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) のDirector及び
 ビシニアアドバイザー

(3) 【所有者別状況】

(2021年11月18日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数 一株)						単元未満の株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	個人 その他	計	
株主数 (人)	-	-	-	1	19	20	-
所有株式数 (株)	-	-	-	12,690,000	3,011,276	15,701,276	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	80.82	19.18	100.00	-

(4) 【大株主の状況】

(2021年11月18日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数（自己株式を除く）に対する所有株式数の割合（%）
Y Asset Management Limited	香港、コーズウェイベイ、ハイサンアベニュー33、リーガーデンワン 46階	12,690,000	80.82
粕本 晋吾	シンガポール	1,320,000	8.41
ダミアン・デュアメル	アラブ首長国連邦 アブダビ	456,965	2.91
ハイコー・バグズ	ドイツ ベルリン	436,989	2.78
天野 淳	オランダ アムステルダム	150,000	0.96
石崎 貴紘	シンガポール	120,000	0.76
松田 清人	東京都世田谷区	95,000	0.61
松尾 豊	東京都文京区	95,000	0.61
大河原 貴宏	シンガポール	90,000	0.57
ピラー・ディーター	米国 カルフォルニア州 サンディエゴ	61,000	0.39
計	—	15,514,954	98.81

(注) Y Asset Management Limited の株主については、上位 10 名は当社グループの現職の役職員であり、11 位以下についても退職者を含む当社グループの役職員であります。その大株主の状況は以下の通りです。

(2021年11月18日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数（自己株式を除く）に対する所有株式数の割合（%）
石田 裕樹	シンガポール	6,360,000	50.12
西口 征郎	東京都港区	1,080,000	8.51
入道 信生	東京都港区	960,000	7.57
荒井 直樹	中国 上海市	600,000	4.73
一色 淳之介	東京都渋谷区	600,000	4.73
渡利 真也	東京都江東区	600,000	4.73
小野 孝倫	東京都江東区	510,000	4.02
横山 洋樹	東京都中央区	465,000	3.66
朝倉 吾郎	東京都港区	450,000	3.55
伊藤 開多	東京都港区	225,000	1.77
以下退職者含む当社グループ役職員 6 名	—	840,000	6.62
計	—	12,690,000	100.00

2【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していくことを基本方針としております。なお剰余金の配当を行う場合は、年1回を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、配当を支払う場合の決定機関については「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」をご参照ください。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー(取引先、従業員等)と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、グループ取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させることを目的として、日本の会社法に準じ、監査等委員会設置会社制度を採用しており、本書提出日現在、グループ取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除きます。)1名、監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成され、「迅速かつ確な経営及び執行判断」を行うため、定時グループ取締役会を月1回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、グループ監査等委員会は、監査等委員である社外取締役2名を含む取締役3名で構成されており、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監視を行っております。また、社外取締役2名については、当社株式の所有割合が10%に満たないこと、又は当社グループの経営陣と独立した経営判断を妨げるような関係がない者であるといった、シンガポールのコーポレート・ガバナンス・コードに基づいた独立性を満たしております。常勤の監査等委員である取締役は、グループ取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

a. グループ取締役会

グループ取締役会は、本書提出日現在、取締役1名(石田裕樹)、監査等委員である取締役3名(ジャスティン・リオン、ルーザ・ウォン、岩瀬大輔)により構成されております。監査等委員である取締役のうち、ルーザ・ウォン、岩瀬大輔の2名は日本の会社法に定める社外取締役の要件を満たしております。

グループ取締役会は、グループCEO石田裕樹が議長を務め、定時グループ取締役会を月1回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

b. グループ監査等委員会

グループ監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名(ジャスティン・リオン、ルーザ・ウォン、岩瀬大輔)によって構成されております。グループ監査等委員会は、ジャスティン・リオンが議長を務め、定時グループ監査等委員会会議を毎月、臨時グループ監査等委員

会会議を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

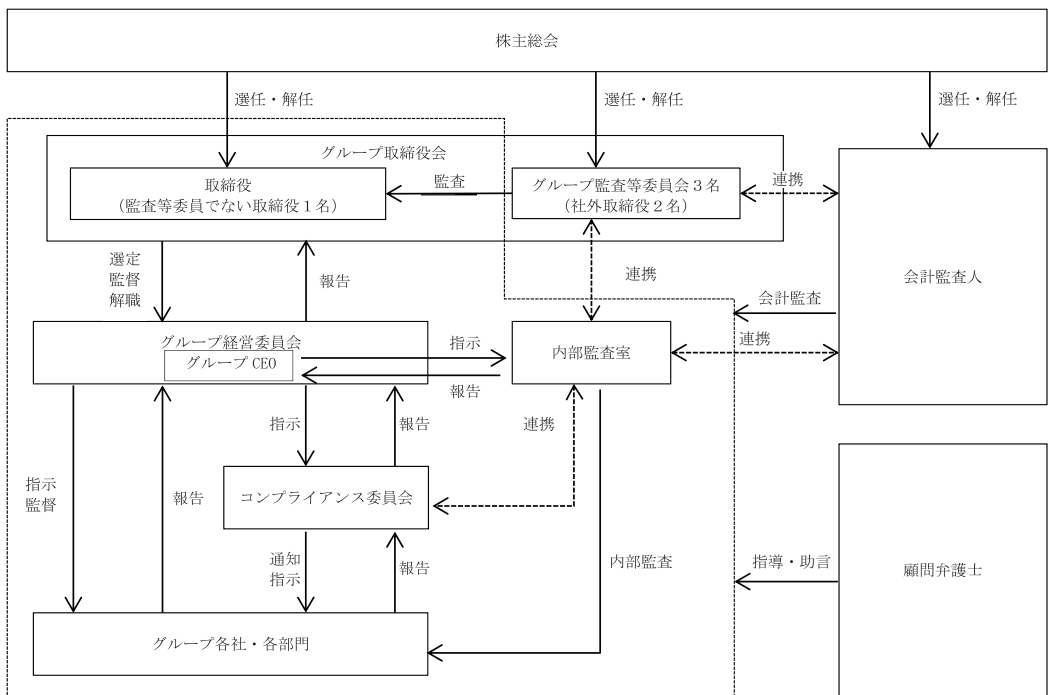
c. グループ経営委員会

グループ経営委員会は、本書提出日現在、監査等委員ではない取締役1名（石田裕樹）及び当社執行役員8名（荒井直樹、ハイコー・バグズ、ピラー・ディーター、ダミアン・デュアメル、粕本晋吾、西口征郎、入道信生、ヴィクター・フィ）により構成されております。グループCEOの石田裕樹が議長を務め、必要に応じて適宜開催し、グループ取締役会の決議事項について事前審議を行う他、経営執行上の重要事項についての審議を行っております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス推進のため、グループCEOを議長とするコンプライアンス委員会を設置しております。また、グループCOOをコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局と定め、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図の通りです。



③ 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備状況

当社は、グループ取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行う予定であります。

(a) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、グループCEOを中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

グループC00をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

(b) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、グループC00を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、グループCEOを議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員が出席するグループ経営委員会会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、グループCEOを中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時グループ取締役会を月1回、臨時グループ取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

また、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員が出席するグループ経営委員会会議を適宜開催し、グループ取締役会の決議事項について事前審議を行う他、グループ取締役会未達の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役又は監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。

ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。

iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、当社が主管となって子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社のグループ取締役会で審議を行う。

iv. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各子会社でコンプライアンス委員が選任され、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行う。

(f) グループ監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

内部監査部門の従業員が、必要に応じてグループ監査等委員会を補助する。

(g) 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの独立性及びグループ監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

グループ監査等委員会よりグループ監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、グループ監査等委員会を補助する従業員はその要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動についてはグループ監査等委員会の同意を必要とする。

(h) 当社及び子会社の取締役及び従業員がグループ監査等委員会に報告するための体制その他グループ監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、グループ取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査等委員は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることが出来る。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なくグループ監査等委員会に報告する。この他グループ監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることが出来る。

(i) グループ監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。

(j) その他グループ監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、グループ取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

グループ監査等委員会は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

監査等委員が職務の執行につき生ずる費用の前払い又は償還の手続等の請求をした場合は、監査等委員の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。

(k) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、グループCEOの指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

当社の要約四半期連結財務諸表は、独立監査人によるレビューを受けないものの、経営陣及びグループ監査等委員会が具体的な領域を特定し、合意された手続の実施により財務数値の正確性を検討する。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 3名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 25%)

役職名	氏名	生年月日	経歴		所有株式数	任期
取締役兼 グループCEO	石田 裕樹	1982年 3月10日	2003年5月	(学歴) コーネル大学 工学部 卒業	-株	(注) 2
			2006年9月	東京大学大学院 工学系研究科 修了		
			2006年4月	(職歴) ゴールドマン・サックス証券株 式会社 戦略投資部 入社		
			2007年4月	アイベット損害保険株式会社 取締役		
			2009年4月	テイボー株式会社 取締役 就 任		
			2011年5月	株式会社W Tokyo 取締役 就 任		
			2011年8月	株式会社ヤマトキャピタルパー トナーズ (現 株式会社YCP Solidiance) 代表取締役 就任		
			2012年7月	株式会社ステップクリエイショ ン 取締役 就任		
			2013年6月	YCP Management Southeast Asia Pte. Ltd. (現 YCP Solidiance Pte. Ltd.) Director 就任 (現任)		
			2013年8月	YCP Shanghai Inc. (現 YCP Solidiance Shanghai, Inc.) Director 就任		
			2013年11月	YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) Director 就任 (現任)		
			2013年11月	YCP Hong Kong Limited (現・ YCP Solidiance Limited) Director 就任		
			2014年4月	Aoyama Sweets Factory (Thailand) Co., Ltd. Director 就任 (現任)		
			2015年4月	YCP Solidiance Co., Ltd. Director 就任 (現任)		
			2015年7月	Naturali Hong Kong Limited Director 就任		
			2017年1月	YCP Education Limited Director 就任		
			2017年11月	株式会社ATOMS 取締役 就任		
			2018年4月	株式会社ARUKI 取締役 就任 (現任)		
			2018年8月	株式会社YCP Solidiance 代表 取締役 就任 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	経歴	所有株式数	任期
			2019年5月 株式会社N&O Life (現 株式会社SOLIA) 取締役 就任 (現任)		
			2019年5月 株式会社ライフメイト動物病院グループ 取締役 就任		
			2019年5月 YCP Dining Singapore Pte. Ltd. Director 就任 (現任)		
			2019年5月 Go Food Service Pte. Ltd. Director 就任 (現任)		
			2020年1月 株式会社ライフメイト動物病院グループ 取締役 就任 (現任)		
			2020年1月 株式会社YCP RLA Trading 取締役 就任 (現任)		
			2021年1月 YCP Solidiance Limited Director 就任 (現任)		
			2021年4月 YCP Holdings (Global) Limited Director兼グループCEO 就任 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	経歴		所有株式数	任期
取締役 (常勤監査等委員)	ジャスティン・リヨン	1968年 3月12日	1990年6月	(学歴) インペリアル・カレッジ・ロンドン 卒業	5,000株	(注) 3
			1994年6月	スタンフォード大学大学院 修了		
			1990年10月	(職歴) Hewlett Packard Co., Limited 入社		
			1992年5月	Xerox Engineering Systems, Inc 入社		
			1995年1月	A.T. Kearney 入社		
			1997年1月	C. Melchers Consulting GmbH Head of Greater China 就任		
			2000年1月	Chase.com, The Chase Manhattan Bank Vice President 就任		
			2000年11月	McKinsey & Co 入社		
			2002年5月	Master Alliance Co., Ltd. Managing Director 就任		
			2006年8月	Booz Allen Hamilton 入社		
			2014年9月	KPMG Transactions Services Limited 入社		
			2015年7月	Digitaura Advisory Co., Ltd. Director 就任		
			2016年9月	Chong Kin Group Holdings Ltd. Independent Non-Executive Director 就任		
			2016年12月	YCP Hong Kong Limited (現・YCP Solidiance Limited) 入社		
			2018年3月	Tam Jai International Co. Limited Director 就任		
			2018年10月	UMEOX Innovations Co., Ltd. Director 就任 (現任)		
			2018年11月	Principal Lecturer: HKU SPACE Institute for China Business Senior Programme Director 就任 (現任)		
			2019年5月	YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) Director 就任 (現任)		
			2019年8月	Cyberport Entrepreneurship Centre Advisory Group member 就任 (現任)		
			2020年2月	Entrepreneurial Leaders Institute, Wycliffe Hall, University of Oxford Advisor 就任 (現任)		
			2020年3月	Chartered Management Institute Board Member 就任 (現任)		
			2020年5月	Hexon Green Capital Limited Director 就任 (現任)		
2020年6月	Association of Family Offices in Asia Board Advisor 就任 (現任)					
2021年4月	YCP Holdings (Global) Limited Director 就任 (現任)					

役職名	氏名	生年月日	経歴		所有株式数	任期
社外取締役 (監査等委員)	ルイーザ・ ウォン	1957年 9月21日	1979年7月	(学歴) トロント大学 卒業	10,000株	(注) 3
			1981年9月	ハーバード・ビジネス・スクール 修了		
			1981年9月	(職歴) Morgan Guaranty Trust New York (現・J. P. Morgan Chase & Co.) 入社		
			1986年4月	Alexandra Department Store Strategic Planning Manager 就任		
			1986年9月	Russell Reynolds, Hong Kong Managing Director 就任		
			1996年3月	Bo Le Associates Ltd. 設立		
			1998年10月	Bo Le Yau Cai Management Ltd. Director (現任)		
			2008年10月	Bo Le Leaders Ltd. 入社		
			2009年5月	Giving Hand Ltd. Director (現任)		
			2009年5月	Bo Le Associates Ltd. Director (現任)		
			2011年12月	Global Sage Ltd. Director (現任)		
			2011年12月	Global Sage Japan有限公司 取 締役 (現任)		
			2011年12月	Global Sage Ltd. (US) Director (現任)		
			2011年12月	Global Sage Ltd. (UK) Director (現任)		
			2016年9月	Global Sage Pte Ltd. (Singapore) Director (現 任)		
			2018年6月	Sage Executive Sdn Bhd (Malaysia) Director (現任)		
			2019年5月	YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) Director 就任 (現任)		
2021年4月	YCP Holdings (Global) Limited Director 就任 (現 任)					

役職名	氏名	生年月日	経歴		所有株式数	任期
社外取締役 (監査等委員)	岩瀬 大輔	1976年 3月17日	1998年3月	(学歴) 東京大学 法学部 卒業	10,000株	(注) 3
			2006年6月	ハーバード・ビジネス・スクール 修了		
			1998年4月	(職歴) ボストン・コンサルティング・グループ 入社		
			2000年5月	インターネット・キャピタル・グループ 入社		
			2001年12月	株式会社リップルウッド・ジャパン 入社		
			2006年6月	あすかアセットマネジメント株式会社 入社		
			2006年10月	ライフネット生命保険株式会社 取締役副社長 就任		
			2011年7月	ライフネット生命保険株式会社 代表取締役副社長 就任		
			2013年6月	株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 就任		
			2013年6月	ライフネット生命保険株式会社 代表取締役兼COO執行役員 就任		
			2016年6月	ライフネット生命保険株式会社 代表取締役社長 就任		
			2018年6月	ライフネット生命保険株式会社 取締役会長 就任		
			2018年7月	AIA Group Limited Group CDO 就任		
			2020年4月	KLKTN Limited 就任 (現任)		
			2020年6月	株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 就任 (現任)		
			2020年6月	Tiger Gate Capital Limited Director 就任 (現任)		
			2020年6月	YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) Director 就任 (現任)		
			2020年6月	株式会社YCP Solidiance 監査役 就任 (現任)		
			2020年8月	INFORICH株式会社 取締役 就任 (現任)		
			2020年8月	Spiral Capital 株式会社 マネ ージングパートナー 就任 (現 任)		
2021年3月	メドレー株式会社 取締役 就任 (現任)					
2021年4月	YCP Holdings (Global) Limited Director 就任 (現任)					

石田 裕樹

石田裕樹は、ゴールドマン・サックス証券株式会社にて、株式・不動産・債権等のアセットクラスへの投資を担当した他、投資先企業に常駐する形での企業再生実務を経験しました。その後、2011年にYCPグループの中核である株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ（現・株式会社YCP Solidiance）を創業。2013年のホールディングス化に伴い、YCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）の取締役兼グループCEOに就任、2021年の当社設立に伴い当社の取締役兼グループCEOに就任しました。石田裕樹は、コーネル大学機械航空工学部の学士号及び東京大学大学院工学系研究科の修士号を取得しております。

ジャスティン・リヨン

ジャスティン・リヨンは、2018年11月までYCP Hong Kong Limited（現・YCP Solidiance Limited）のパートナーであり、現在は香港大学の主任講師を務めております。それ以前は、アジアでMcKinsey & Co、A.T. Kearney、Booz Allen Hamilton、C. Melchers Consulting GmbHを含む複数の経営コンサルティング会社で働いた経験があります。ジャスティン・リヨンは、2つのブティックデジタルコンサルティング会社を設立し、いずれも中国の投資家への売却に成功しております。ジャスティン・リヨンはインペリアル・カレッジ・ロンドンを卒業し、また、スタンフォード大学の修士号を取得しております。

ルイーザ・ウォン

ルイーザ・ウォンは、エグゼクティブサーチ業界の先駆者であります。ルイーザ・ウォンは以前、Bo Le Associates Ltd. の設立者及び最高経営責任者を務めておりました。ルイーザ・ウォンは同社を1996年に設立し550名のコンサルタントが所属する中国及びアジアの最大のリクルートファームへと育て上げました。それ以前は、長らくRussell Reynolds Associates のパートナーを務めました。さらに、それ以前はMorgan Guaranty Trust Company of New York に務めておりました。ルイーザ・ウォンはハーバード・ビジネス・スクールのMBAを取得しております。

岩瀬 大輔

岩瀬大輔は、ボストン・コンサルティング・グループ、インターネット・キャピタル・グループ、株式会社リップルウッド・ジャパンを経て、2008年にライフネット生命保険株式会社を創業し、要職を歴任した後に2019年まで取締役会長を務め、直近ではアジア最大の保険グループAIAグループのグループ・チーフ・デジタル・オフィサーを務めておりました。岩瀬大輔は、世界経済フォーラムで「ヤング・グローバル・リーダーズ」に選出されています。また、ハーバード・ビジネス・スクールのMBAを取得しております。

- (注) 1. 取締役ルイーザ・ウォン及び岩瀬 大輔は、社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、就任日の2021年4月1日から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、就任日の2021年4月1日から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社グループでは執行役員制度を導入しております。グループ執行役員の状況は以下の通りであります。

役職名	氏名
執行役員 グループCOO兼グレートチャイナ地域統括	荒井 直樹
執行役員 欧州地域統括	ハイコー・バグズ
執行役員 北米地域統括	ピラー・ディーター
執行役員 中東地域統括	ダミアン・デュアメル
執行役員 東南アジア地域統括	粕本 晋吾
執行役員 パーソナルケア領域統括	西口 征郎
執行役員 日本地域統括	入道 信生
執行役員 グループCFO	ヴィクター・ファイ

②社外役員の状況

(i) 社外取締役が果たす機能・役割、独立性の基準・方針の内容、選任状況に関する考え方

a. 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割は、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より視野の広い独立した立場から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行うことです。さらに、当社の社外取締役は全員監査等委員である取締役であり、グループ監査等委員会の構成員として必要な監査を行っています。

b. 独立性の基準・方針の内容

社外取締役については、当社株式の所有割合が10%に満たないこと、又は当社グループの経営陣と独立した経営判断を妨げるような関係がない者であるといった、シンガポールのコーポレート・ガバナンス・コードに基づく独立性を満たしております。

c. 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えています。

(ii) 社外取締役の員数及び提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

a. 社外取締役の員数

当社の社外取締役は2名であり、いずれも監査等委員である取締役です。

b. 社外取締役と提出会社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

社外取締役ルーザ・ウォンは、長年エグゼクティブサーチ業界を経験し、また起業家及び企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、当社の事業環境への深い理解と見識を有していることから社外取締役として選任しています。当社株式を10,000株保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他利害関係はありません。

社外取締役岩瀬大輔は、ライフネット生命保険株式会社を創業するなど起業や企業経営に関する豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。当社株式を10,000株保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係及びその他利害関係はありません。

(iii) グループ監査等委員会監査、内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社のグループ監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、三様監査の観点から、定期的に会合を開催しており、情報共有及び意見交換を行っています。また、必要に応じて随時の情報交換を行い、相互に連携しながら監査・監督を行うこととしております。

(3)【監査の状況】

①グループ監査等委員会監査の状況

当社のグループ監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名によって構成されております。グループ監査等委員会は内部統制システムを利用した監査を実施すべく、毎期策定するグループ監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査による監査結果の報告を受ける体制を整えるとともに、原則として毎月開催されるグループ監査等委員会会議において情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

実質的に当社はYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の継続会社であるため、同社のグループ監査等委員会会議の状況を記載しております。当事業年度において、グループ監査等委員会会議は合計12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
ジャスティン・リヨン	12回	12回
ルイーザ・ウォン	12回	12回
岩瀬 大輔 (注) 1	6回	6回
高田 誠 (注) 2	6回	6回

(注) 1. 岩瀬大輔は、2020年6月24日付で就任しております。

2. 高田誠は、2020年6月30日付で退任しており、在任期間中について記載しております。

②内部監査の状況

当社の内部監査は、当社所属の内部監査担当者2名のほか、外部の専門家を内部監査の補助者として使用して実施しております。内部監査は、当社の経営目標の達成と安定的な事業運営に寄与するために、当社にて整備・運用されている内部統制の有効性を検証・評価し、改善が必要な事項について指摘し、かつ改善に向けた助言を行うことを目的としております。内部監査責任者は、毎期策定する内部監査計画に基づき、グループCEOの承認のもとで内部監査を実施し、監査結果についてグループCEO及び被監査部門に報告するとともに、監査による指摘事項の改善のための指導と改善状況の確認を行っております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

ブンリヨン・タン

d. 監査業務に係る補助者の構成

十分な人数の公認会計士及びその他の専門家が関与しました。

e. 監査法人の選定方針と理由

選定理由は、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーが強力なグローバルネットワークと能力、実績、専門人材を有しているためです。

当社は、株主総会の決議により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、グループ監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致しません。

f. グループ監査等委員会による監査法人の評価

当社のグループ監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。グループ監査等委員会は、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーと緊密なコミュニケーションを行い、監査状況の理解や意見交換を行っております。その結果、監査法人による監査は有効に機能していると判断しております。

④監査報酬の内容等

当社が任意に作成した2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類（結合財務諸表）に伴う監査報酬を記載しております。

また、実質的に当社はYCP Holdings Limited（現・Y Asset Management Limited）の継続会社であります。このため、同社における監査報酬も含めて記載しております。

a. 外国監査公認会計士等に対する報酬

(千米ドル (百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	90 (10)	- (-)	90 (10)	- (-)
連結子会社	- (-)	- (-)	37 (4)	- (-)
計	90 (10)	- (-)	127 (14)	- (-)

b. 外国監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する報酬 (a. を除く)

(千米ドル (百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	702 (80)	- (-)	706 (80)	- (-)
連結子会社	11 (1)	- (-)	11 (1)	- (-)
計	713 (81)	- (-)	717 (82)	- (-)

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、外国監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。監査報酬については、監査内容、監査日数等に基づき適切な報酬額を検討し、グループ監査等委員会の同意のうえで取締役が決定しております。

e. グループ監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
 会計監査人に対する報酬等に対して、当社のグループ監査等委員会は会計監査人の前期以前の監査実績を評価し、それを踏まえた当期の監査計画における監査時間、日数等の相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社において、取締役の報酬は月額固定報酬の「基本報酬」で構成されており、業務執行取締役は追加的に単年度業績に連動した「賞与」が支給される場合があります。

実質的に、当社はYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の継続会社になりますため、同社の2020年12月31日に終了した事業年度の役員の報酬等を記載しております。

同社の取締役の報酬は、2020年5月22日開催の株主総会決議により、監査等委員を含む取締役全員のそれぞれの報酬総額を決定しております(決議時の取締役の人数は4名)。そのうえで各取締役の基本報酬は、担当業務や業界水準などを総合的に勘案し、グループ取締役会において決定しております。各取締役の賞与は、当社グループの経営成績や当該取締役の業績への貢献度、社員給与とのバランスなどを勘案し、グループ取締役会において決定しております。

また、当事業年度における取締役の基本報酬及び賞与については、2019年4月24日、2019年5月29日、2020年6月24日及び2021年2月7日開催の取締役会決議により決定しております。

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千米ドル(百万円))	報酬等の種類別の総額 (千米ドル(百万円))			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	658 (75)	162 (18)	496 (56)	- (-)	2
社外役員	53 (6)	53 (6)	- (-)	- (-)	3

(注) 社外役員には、YCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) における2020年6月30日付で退任した役員1名を含めております。

(b) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
 該当事項はありません。

(c) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

実質的に、当社はYCP Holdings Limited (現・Y Asset Management Limited) の継続会社になりますため、2020年12月31日時点における、同社の株式の保有状況を記載しております。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、主要な事業の一環としてプリンシパル投資事業を営んでおり、将来の成長が見込まれる事業に対し、リスクマネーを提供するのみでなく、ゼロベースでの事業立ち上げを伴うインキュベーションにも積極的に取り組んでおります。プリンシパル投資事業として取得する株式については保有目的が純投資目的である投資株式、それ以外の株式については純投資目的以外の目的である投資株式に区分する方針としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千米ドル (百万円))	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千米ドル (百万円))
非上場株式	-	- (-)	-	- (-)
非上場株式 以外の株式	1	9,955 (1,132)	1	8,600 (978)

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (千米ドル (百万円))	売却損益の 合計額 (千米ドル (百万円))	評価損益の 合計額 (千米ドル (百万円))
非上場株式	- (-)	- (-)	- (-)
非上場株式 以外の株式	- (-)	- (-)	828 (94)

第6【経理の状況】

当社の第1期の事業年度は、2021年3月5日（設立日）から2021年12月末日までです。本書提出日現在、当社は、第1期の事業年度を終了していませんので、第1期に関する連結財務書類は作成されていません。したがって、該当事項はありません。当社の第2期事業年度以後については、毎年1月1日から12月末日までの期間を事業年度とします。

当社の連結財務書類は、シンガポール財務報告基準（国際版）（SFRS（I））及び国際財務報告基準（IFRS）に基づいて作成され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）第131条第1項の規定の適用を受けます。

なお、当社の連結財務書類は外国監査法人等の監査を受けますが、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条及び「財務諸表等監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査を受けません。

1【財務書類】

該当事項はありません。

2【主な資産・負債及び収支の内容】

該当事項はありません。

3【その他】

(1) 結合財務諸表

当社は2021年3月5日に設立され、2021年4月1日に再編が完了したため、2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務書類として、結合財務諸表を任意に作成しております。

本書記載の和文の結合財務諸表は、本書記載の原文（英文）の結合財務諸表を翻訳したものです。

本書記載の原文の結合財務諸表は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査を受けており、金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書の原文及び和文訳が本書とともに提出されています。

本書記載の結合財務諸表は、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条及び「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査を受けておりません。

本書記載の原文の結合財務諸表は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2021年10月29日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づき1米ドル=113.68円で換算された金額です。この換算は、もっぱら読者の便宜のものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

当社が採用する会計原則、慣行、表示方法及び開示要件と日本のそれらとの相違のうち、作成に関わるもので重要なものは、財務諸表等規則第132条及び第133条第2項の規定に基づき、「4 シンガポール及び国際財務報告基準(IFRS)並びに日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」でその内容を説明しております。

円換算額及び「4 シンガポール及び国際財務報告基準(IFRS)並びに日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている事項は、原文の結合財務諸表には含まれておらず、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査の対象にもなっていません。

YCP Holdings (Global) Limited

結合損益及び包括利益計算書

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

	注記	2020年		2019年	
		米ドル	百万円	米ドル	百万円
売上収益	5	58,912,373	6,697	50,602,013	5,752
売上原価		△16,005,688	△1,820	△13,842,241	△1,574
売上総利益		42,906,685	4,878	36,759,772	4,179
その他の収益	5	3,121,617	355	1,766,705	201
販売費		△8,648,403	△983	△7,830,238	△890
一般管理費		△28,848,004	△3,279	△27,566,503	△3,134
その他の営業費用		△313,568	△36	△1,626,392	△185
営業利益		8,218,327	934	1,503,344	171
金融収益	7	2,443	0	5,087	1
金融費用	8	△732,305	△83	△1,124,916	△128
持分法による投資損益		△219,476	△25	77,470	9
税引前利益	6	7,268,989	826	460,985	52
法人所得税費用	10	△968,981	△110	△1,682,735	△191
当期利益(損失)		6,300,008	716	△1,221,750	△139
当期利益の帰属:					
親会社の所有者		6,339,589	721	△1,186,967	△135
非支配持分		△39,581	△4	△34,783	△4
		6,300,008	716	△1,221,750	△139
親会社の所有者に帰属する1株当たり利益(損失):					
基本(米セント/円)	11	38.89	44.22	△7.24	△8.23
希薄化後(米セント/円)	11	38.89	44.22	△7.24	△8.23

YCP Holdings (Global) Limited

結合損益及び包括利益計算書(続き)

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

注記	2020年		2019年	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円
当期利益(損失)	6,300,008	716	△1,221,750	△139
その他の包括利益				
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益:				
在外営業活動体の換算差額	△72,117	△8	161,403	18
持分法のその他の包括利益	22,197	3	6,704	1
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	△49,920	△6	168,107	19
純損益に振り替えられることのないその他の包括利益:				
退職給付制度の再測定額 30	△5,062	△1	—	—
税引後その他の包括利益(損失)	△54,982	△6	168,107	19
当期包括利益(損失)合計	6,245,026	710	△1,053,643	△120
当期包括利益の帰属:				
親会社の所有者	6,279,516	714	△1,018,545	△116
非支配持分	△34,490	△4	△35,098	△4
	6,245,026	710	△1,053,643	△120

YCP Holdings (Global) Limited

結合財政状態計算書

2020年12月31日及び2019年12月31日現在

	注記	2020年		2019年		2019年1月1日	
		米ドル	百万円	米ドル	百万円	米ドル	百万円
非流動資産							
有形固定資産	12	1,409,912	160	636,408	72	967,450	110
使用権資産	12	4,764,215	542	4,753,622	540	5,148,403	585
のれん	13	11,758,830	1,337	10,305,073	1,171	10,318,699	1,173
無形資産	14	1,545,886	176	1,999,225	227	2,184,318	248
関連会社に対する投資	16	283,117	32	527,200	60	534,721	61
ジョイント・ベンチャーに対する投資	15	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	17	9,954,946	1,132	8,599,580	978	7,384,366	839
デリバティブ金融資産	25	-	-	-	-	1,184,474	135
前払金、敷金及び保証金並びにその他の債権	20	1,170,597	133	870,495	99	988,661	112
繰延税金資産	29	1,237,353	141	559,497	64	1,104,827	126
非流動資産合計		32,124,856	3,652	28,251,100	3,212	29,815,919	3,389
流動資産							
棚卸資産	18	1,960,856	223	1,080,836	123	1,313,467	149
営業債権	19	6,964,543	792	6,692,593	761	5,272,440	599
契約資産	19	698,571	79	-	-	-	-
その他の流動資産	20	2,837,030	323	2,132,904	242	1,778,020	202
デリバティブ金融資産	25	-	-	1,117,217	127	925,701	105
現金及び預金	21	9,906,705	1,126	8,494,881	966	7,811,675	888
流動資産合計		22,367,705	2,543	19,518,431	2,219	17,101,303	1,944
流動負債							
営業債務	22	2,012,490	229	1,654,769	188	1,491,761	170
営業債務以外の短期債務	23	9,213,771	1,047	9,042,807	1,028	7,219,977	821
その他の負債	24	5,198,955	591	6,444,150	733	3,110,550	354
有利子負債	26	4,072,753	463	4,785,717	544	5,436,557	618
リース負債	27	3,066,861	349	2,755,423	313	2,908,561	331
取締役に対する債務	28	-	-	301,232	34	-	-
未払法人所得税		1,500,060	171	680,907	77	1,784,718	203
流動負債合計		25,064,890	2,849	25,665,005	2,918	21,952,124	2,496
正味流動負債		△2,697,185	△307	△6,146,574	△699	△4,850,821	△551
正味流動負債及び非流動資産合計		29,427,671	3,345	22,104,526	2,513	24,965,098	2,838

YCP Holdings (Global) Limited

結合財政状態計算書(続き)

2020年12月31日及び2019年12月31日現在

	注記	2020年		2019年		2019年1月1日	
		米ドル	百万円	米ドル	百万円	米ドル	百万円
非流動負債							
営業債務以外の長期債務	23	664,467	76	390,273	44	537,108	61
その他の負債	24	921,321	105	—	—	2,913,300	331
有利子負債	26	10,630,251	1,208	10,691,074	1,215	9,333,582	1,061
リース負債	27	1,797,991	204	2,075,252	236	2,336,561	266
繰延税金負債	29	251,349	29	393,636	45	346,883	39
退職給付に係る負債	30	100,992	11	—	—	—	—
非流動負債合計		14,366,371	1,633	13,550,235	1,540	15,467,434	1,758
純資産		15,061,300	1,712	8,554,291	972	9,497,664	1,080
資本							
親会社の所有者に帰属する持分							
剰余金	31	14,987,118	1,704	8,445,619	960	9,478,685	1,078
		14,987,118	1,704	8,445,619	960	9,478,685	1,078
非支配持分		74,182	8	108,672	12	18,979	2
資本合計		15,061,300	1,712	8,554,291	972	9,497,664	1,080

YCP Holdings (Global) Limited

結合持分変動計算書

2019年12月31日並びに2020年12月31日に終了する連結会計期間

(単位：米ドル (百万円))

	親会社の所有者に帰属する持分			YCP Holdings Limitedの所有者に帰属する資本合計	非支配持分	資本合計
	資本剰余金	在外営業活動体の換算差額	利益剰余金			
2019年1月1日残高 (修正再表示)	500,000 (57)	240,516 (27)	8,738,169 (993)	9,478,685 (1,078)	18,979 (2)	9,497,664 (1,080)
当期損失	-	-	△1,186,967 (△135)	△1,186,967 (△135)	△34,783 (△4)	△1,221,750 (△139)
その他の包括利益 (損失) :						
在外営業活動体の換算差額	-	161,718 (18)	-	161,718 (18)	△315 (△0)	161,403 (18)
持分法のその他の包括利益	-	6,704 (1)	-	6,704 (1)	-	6,704 (1)
当期包括損失合計	-	168,422 (19)	△1,186,967 (△135)	△1,018,545 (△116)	△35,098 (△4)	△1,053,643 (△120)
非支配持分からの 子会社持分取得	-	△1,366 (△0)	△13,155 (△1)	△14,521 (△2)	△18,979 (△2)	△33,500 (△4)
非支配持分からの払込	-	-	-	-	143,770 (16)	143,770 (16)
2019年12月31日残高	500,000 (57)	407,572 (46)	7,538,047 (857)	8,445,619 (960)	108,672 (12)	8,554,291 (972)

YCP Holdings (Global) Limited

結合持分変動計算書(続き)

2019年12月31日並びに2020年12月31日に終了する連結会計期間

(単位：米ドル (百万円))

注記	親会社の所有者に帰属する持分					YCP Holdings Limitedの所有者に帰属する資本合計	非支配持分	資本合計	
	資本 剰余金	在外営業 活動体の 換算差額	利益 剰余金	新株 予約権	退職給付 制度の再 測定額				
2020年1月1日残高	500,000 (57)	407,572 (46)	7,538,047 (857)	-	-	8,445,619 (960)	108,672 (12)	8,554,291 (972)	
当期利益	-	-	6,339,589 (721)	-	-	6,339,589 (721)	△39,581 (△4)	6,300,008 (716)	
その他の包括利益 (損失) :									
在外営業活動体の 換算差額	-	△77,208 (△9)	-	-	-	△77,208 (△9)	5,091 (1)	△72,117 (△8)	
持分法のその他の 包括利益	-	22,197 (3)	-	-	-	22,197 (3)	-	22,197 (3)	
退職給付制度の 再測定額	30	-	-	-	△5,062 (△1)	△5,062 (△1)	-	△5,062 (△1)	
当期包括利益合計	-	△55,011 (△6)	6,339,589 (721)	-	△5,062 (△1)	6,279,516 (714)	△34,490 (△4)	6,245,026 (710)	
自己株式の取得	31b	△30,871 (△4)	-	-	-	△30,871 (△4)	-	△30,871 (△4)	
YCP Holdings Limited の新株の発行	31c	275,375 (31)	-	-	-	275,375 (31)	-	275,375 (31)	
新株予約権の発行	32	-	-	17,479 (2)	-	17,479 (2)	-	17,479 (2)	
2020年12月31日残高		744,504 (85)	352,561 (40)	13,877,636 (1,578)	17,479 (2)	△5,062 (△1)	14,987,118 (1,670)	74,182 (8)	15,061,300 (1,679)

YCP Holdings (Global) Limited

結合キャッシュ・フロー計算書

2020年12月31日及び2019年12月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		米ドル	百万円	米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		7,268,989	826	460,985	52
営業活動によるキャッシュ・フロー への調整:					
金融収益	7	△2,443	△0	△5,087	△1
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の評価損益	6	△827,976	△94	△1,128,624	△128
デリバティブ金融商品評価益	6	△18,769	△2	△100,193	△11
デリバティブ金融商品の認識中止による 損失	6	-	-	1,093,151	124
子会社及び事業の売却損益	6	△466,537	△53	△509,841	△58
バーゲン・パーチェスによる利得	6	△1,590,312	△181	-	-
新型コロナウイルス感染症に 関連した賃料減免	27	△791,495	△90	-	-
減価償却費 (有形固定資産)	6	726,365	83	381,898	43
減価償却費 (使用権資産)	6	4,580,241	521	2,794,323	318
その他の償却費 (無形資産)	6	284,817	32	306,529	35
棚卸資産評価損	6	59,486	7	-	-
有形固定資産除売却損益	6	4,111	0	168,665	19
無形資産除売却損益	6	31,828	4	24,117	3
リース資産除売却損益 (△は利益)	6	△31,142	△4	2,716	0
減損損失 (のれん)	6	-	-	58,013	7
貸倒損失・引当金等 (△は戻入)	6	△40,202	△5	220,019	25
減損損失 (有形固定資産)	6	76,064	9	-	-
減損損失 (無形資産)	6	16,369	2	24,630	3
減損損失 (使用権資産)	6	63,538	7	-	-
金融費用	8	732,305	83	1,124,916	128
持分法による投資純損益 (△は利益)		219,476	25	△77,470	△9
退職給付に係る費用	30	92,379	11	-	-
新株予約権の発行	32	17,479	2	-	-
運転資本の変動前の 営業キャッシュ・インフロー		10,404,571	1,183	4,838,747	550
運転資本の変動:					
その他の流動資産の増減額 (△は増加)		19,800	2	△433,715	△49
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△790,024	△90	242,087	28
営業債権の増減額 (△は増加)		131,816	15	△1,870,050	△213
営業債務の増減額 (△は減少)		△46,949	△5	433,263	49
営業債務以外の債務の増減額 (△は減少)		△455,338	△52	2,225,152	253
取締役に対する債務の増減額 (△は減少)		△301,232	△34	301,232	34
小計		8,962,644	1,019	5,736,716	652
法人所得税の支払額		△950,032	△108	△2,158,321	△245
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,012,612	911	3,578,395	407

YCP Holdings (Global) Limited

結合キャッシュ・フロー計算書(続き)
2020年12月31日及び2019年12月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		米ドル	百万円	米ドル	百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー					
利息の受取額		2,443	0	5,087	1
配当金の受取額		46,804	5	91,695	10
有形固定資産の取得による支出	12	△566,505	△64	△274,222	△31
無形資産の取得による支出	14	△60,493	△7	△184,647	△21
子会社及び事業の取得による支出	33	△2,056,897	△234	△110,990	△13
無形資産の売却による収入		-	-	29,487	3
子会社及び事業の売却による収入	34	601,411	68	247,596	28
担保に提供されている定期預金の減少/(増加)	21	4,537	1	△147,987	△17
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,028,700	△231	△343,981	△39
財務活動によるキャッシュ・フロー					
非支配持分からの払込による収入		-	-	143,770	16
株式の発行による払込	24	1,170,000	133	-	-
非支配持分からの子会社株式持分取得による支出		-	-	△33,500	△4
借入による収入		2,936,156	334	8,147,317	926
借入金の返済による支出		△4,388,736	△499	△7,398,010	△841
リース負債の返済による支出		△3,796,142	△432	△2,795,276	△318
支払利息（リース負債）		△147,840	△17	△113,785	△13
自己株式の取得による支出	31	△344,305	△39	-	-
利息の支払額		△369,026	△42	△590,831	△67
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,939,893	△562	△2,640,315	△300
現金及び現金同等物の増減額					
現金及び現金同等物の期首残高		1,044,019	119	594,099	68
現金及び現金同等物の為替変動による影響		8,145,175	926	7,453,208	847
		489,146	56	97,868	11
現金及び現金同等物の期末残高		9,678,340	1,100	8,145,175	926
現金及び現金同等物の内訳:					
現金及び預金	21	9,763,255	1,110	8,346,894	949
当座貸越	26	△84,915	△10	△201,719	△23
現金及び現金同等物の期末残高		9,678,340	1,100	8,145,175	926

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

1. 企業情報及びグループ再編

1.1 企業情報

YCP Holdings (Global) Limited(以下「当社」)は2021年3月5日に設立し、中華人民共和国香港特別行政区(以下「香港」)に所在するYCP Holdings Limitedを親会社とする、シンガポールに所在(本店:シンガポール共和国、テマセック・プールバード5、サンテックタワーファイブ #11-02)する有限責任会社です。

当社の主な活動は投資の保有とグループ会社へのマネジメントサービスの提供で構成されます。2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度において、当社の子会社は、以下を主要な活動として営んでおります。

- マネジメント・アドバイザーサービスの提供
- 国産オーガニック商品の企画、製造及び販売
- 動物病院の運営及びペットケア事業
- レストランの運営及び飲食サービスにおけるフランチャイズ事業
- 食品の製造、販売及び流通
- 日本独自のデザート及びお菓子の製造及び輸出販売事業
- 日本式幼児教育サービスの提供、及び
- 妊娠検査キットの販売及び関連するインターネットマーケティングサービスの提供

当社は注記1.2に記載している通り、グループ再編の一環で既存の事業を買収する目的で設立しております。主要な子会社は以下の通りです。:

名称	所在地	資本金又は 出資金	議決権の 保有割合		主要な事業の内容
			直接	間接	
株式会社YCP Solidiance.	日本	29,800,000円	-	100%	マネジメント・アドバイザーサービスの提供
YCP Solidiance Limited	香港	918,000米ドル (2019年: 400,000米ドル)	-	100%	マネジメント・アドバイザーサービスの提供
YCP Solidiance (Shanghai) Limited	中華人民共和国 (以下「中国」)	400,000人民元	-	100%	マネジメント・アドバイザーサービスの提供

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

1. 企業情報及びグループ再編(続き)

1.1 企業情報(続き)

名称	所在地	資本金又は 出資金	議決権の 保有割合		主要な事業の内容
			直接	間接	
YCP Solidiance Pte. Ltd.	シンガポール	638,469シンガポ ールドル	100%	－	マネジメント・アドバ イザリーサービスの提 供
YCP Solidiance, Co., Ltd	タイ	5,000,000タイバ ーツ	－	100%	マネジメント・アドバ イザリーサービスの提 供
YCP Solidiance FZ LLC	アラブ首長国連 邦	1,000UAEディル ハム	－	100%	マネジメント・アドバ イザリーサービスの提 供
YCP Solidiance Limited	米国	200,000米ドル	－	100%	マネジメント・アドバ イザリーサービスの提 供
株式会社SOLIA (旧N&O Life)	日本	10,000,000円	100%	－	国産オーガニック商品 の企画、製造及び販売
株式会社YCP Lifemate	日本	30,000,000円	100%	－	動物病院の運営及びペ ットケアサービスの提 供
株式会社ライフメ イト動物病院グル ープ	日本	55,000,000円	－	100%	動物病院の運営
有限会社エコログ ード (以下「エコログ ード」)	日本	3,000,000円	－	100%	動物病院の運営 (2019年: 該当なし)
株式会社こいぬす てっぷ	日本	20,000,000円	－	100%	ペットケアサービスの 提供
YCP Education Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	130,000シンガポ ールドル	100%	－	日本式幼児教育サービ スの提供
YCP Dining Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	672,060シンガポ ールドル	100%	－	レストランの運営及び 飲食サービスにおける フランチャイズ事業
Go Food Service Pte. Ltd. (以下 「Go Food」)#	シンガポール	450,000シンガポ ールドル	100%	－	食品の企画、製造及び 販売事業

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

1. 企業情報及びグループ再編(続き)

1.1 企業情報(続き)

名称	所在地	資本金又は 出資金	議決権の 保有割合		主要な事業の内容
			直接	間接	
J-Foods Hong Kong Limited (以下「J-Foods」)	香港	10,000香港ドル (2019年: 該当な し)	100% (2019年: 該当なし)	—	レストランの運営及び 飲食サービスにおける フランチャイズ事業
Aoyama Sweets Factory Limited	香港	300,000米ドル	100%	—	持株会社
Aoyama Sweets Factory (Thailand) Co., Ltd.	タイ	5,000,000タイバ ーツ	—	100%	日本独自のデザート の製造及び輸出版売事業
株式会社YCP RLA Trading	日本	35,000,000円	55%	—	日本独自のお菓子の製 造及び輸出版売事業

当社グループは、非支配株主との間でいくつかの契約を締結しており、Go Food のすべての経済的便益を享受する権利を有しております。そのため、Go Food は当社グループの完全子会社として取り扱っております。

当連結会計年度において、当社グループはJ-Foods及びエコロガードの持分の100%を、それぞれ60百万円(553,083米ドル相当)、189百万円(1,825,736米ドル相当)で現金で取得しております。これらの取得に関する詳細は、結合財務諸表の注記33に記載しております。

当連結会計年度において、当社グループはYCP Education Limited、YCP Solidiance Pty. Ltd.、株式会社F-Treatment、及び動物病院事業の一部を、それぞれ3,000香港ドル(387米ドル/40,945円相当)、5シンガポールドル(4米ドル/388円相当)、44.4百万円(428,904米ドル相当)、及び20百万円(193,200米ドル相当)で売却しております。これら売却に関する詳細は、結合財務諸表の注記34に記載しております。

また、前連結会計年度において、当社グループは株式会社SOMOS English Academy Ltd.、YCP Shanghai Inc.及びその完全子会社であるRainbow Bird, Inc.、Technomic Asia (Shanghai) Inc.、株式会社Breeder One、並びに動物病院事業の一部を、それぞれ33.75百万円(308,080米ドル相当)、1人民元(0米ドル/16円相当)、5,000米ドル、5百万円(45,641米ドル相当)、10百万円(91,282米ドル相当)で売却しております。これらの売却に関する詳細は、結合財務諸表の注記34に記載しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

1. 企業情報及びグループ再編(続き)

1.2 グループ再編

当社の設立及び再編(以下「本再編」)が完了するまでは、当社グループの営業活動はYCP Holdings Limited及びその子会社によって営まれております。

本再編の一環で、当社は2021年3月5日にシンガポールで設立されました。当社設立後、デリバティブ金融資産(注記25)、その他の負債(注記24)、及び従業員のストック・オプション(注記32)を除き、YCP Holdings Limitedが保有するグループマネージメントサービス事業含むすべての資産及び負債、並びに子会社を移管しております。本再編は、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場準備のため、当社グループを構成する子会社の持株会社を設立する目的で行われております。

本再編の主な手順は以下の通りです。

- (a) 2021年3月5日、当社はシンガポールに公開会社として設立し、資本金1シンガポールドルをYCP Holdings Limitedに割当てております。
- (b) 2021年4月1日、当社はYCP Holdings Limitedと以下に関連する譲渡契約を締結しております。
 - (i) デリバティブ金融資産(注記25)、その他の負債(注記24)、及び従業員のストック・オプション(注記32)を除く、YCP Holdings Limitedが保有するグループマネージメントサービス事業含むすべての資産及び負債
 - (ii) YCP Holdings Limitedが保有する子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社のすべての株式

上記の資産及び負債の移管の対価として、当社から7,141,379米ドル相当の15,881,275株をYCP Holdings Limitedに割当てております。その結果、当社は現在当社グループを構成する子会社の持株会社となっております。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 会計および作成の基礎

この結合財務諸表は、シンガポール財務報告基準(国際版)(以下「SFRS(I)」)及び国際財務報告基準(以下「IFRS」)に準拠して作成されています。SFRS(I)はIFRSと同等の基準及び解釈で構成されています。

2019年12月31日に終了した連結会計年度の結合財務諸表は、当社グループが初めてSFRS(I)及びIFRSに準拠して作成しております。当社グループのSFRS(I)及びIFRSの適用方法については、注記2.2に記載しております。

SFRS(I)及びIFRSの参照は、特段の定めがない限り、IFRSに則り参照しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.1 会計および作成の基礎(続き)

この結合財務諸表は、公正価値で測定される持分法適用金融商品を除き、歴史的原価法で作成されています。特段の記載がない限り、この結合財務諸表は米ドルで表示されています。

2020年12月31日現在、当社グループの流動負債は流動資産を2,697,185米ドル(2019年: 6,146,574米ドル)上回っております。したがって、取締役は、当社グループが存続するために十分な財源を有しているかを評価するにあたり、将来の流動性と運営状況を検討しています。財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、注記1.2(b)で記載されている通り、2021年4月1日の本再編後、プットオプションの取り決め(注記24)から生じるその他の負債総額6,120,276米ドル(2019年: 6,444,150米ドル)は当社に取得されないものとして作成しております。

2.2 IFRSの初度適用

2020年12月31日に終了する年度に関する結合財務諸表は、当社グループがIFRSに準拠して作成した最初の結合財務諸表です。2019年12月31日に終了する年度及びそれまでのすべての期間について、当社グループは香港において一般に公正妥当と認められる会計原則(従前のGAAP)に準拠して連結財務諸表を作成していました。したがって、当社グループは2020年12月31日現在において有効なIFRSに準拠して財務諸表を作成しています。結合財務諸表の作成にあたり、当社グループはIFRSへの移行日である2019年1月1日現在の開始財務状態計算書を作成しています。本注記では、従前のGAAPに基づいて2019年1月1日現在の財政状態計算書を修正再表示する際に、当社グループが行った主な調整について説明しています。

免除規定の適用

IFRS第1号は、初度適用企業に対して、一定のIFRSの規定の遡及適用の免除を認めています。当社グループは以下の免除規定を適用しています。

- 2019年1月1日より前に行われた、IFRSに定められる事業の定義を満たす子会社の取得、又は関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分の取得に対して、IFRS第3号「企業結合」を適用していません。この企業結合に関する免除規定の適用により、IFRSにおいて認識することが求められる資産及び負債について、従前のGAAPに基づく帳簿価額が取得日におけるみなし原価とされています。取得日後の測定は、IFRSに従って行われます。IFRSにおける認識要件を満たさない資産及び負債は、IFRS開始財政状態計算書から除去されます。IFRSの認識要件に基づき検討した結果、当社グループが従前のGAAPに基づき認識していなかったが新たに認識した項目又は従前認識していたが認識を中止した項目はありません。

また、IFRS第1号は、IFRS開始財政状態計算書において、従前のGAAPに基づくのれんの帳簿価額を引き継ぐことを求めています(ただし、のれんの減損、及び無形資産の認識又は認識の中止による調整を除く)。IFRS第1号に従い、IFRS移行日においてのれんの減損テストを実施した結果、当社グループは、2019年1月1日現在においてのれんの減損を認識していません。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.2 IFRSの初度適用(続き)

- ・ 当社グループは、IFRS移行日より前に行われた企業結合から生じた公正価値への修正額及びのれんに対してIAS第21号「外国為替レート変動の影響」を遡及適用していません。このような公正価値への修正額及びのれんは、被取得企業の資産及び負債ではなく、初度適用企業の資産及び負債として取り扱われています。

したがって、当該資産及び負債は、すでに初度適用企業の機能通貨で表示されているか、又は非貨幣性外貨項目であるため、追加で換算差額は生じません。

- ・ 当社グループは、2019年1月1日時点で存在する状況に基づいて、2019年1月1日時点で存在するすべての契約にリースが含まれているか否かを判断しています。
- ・ リース負債は、残りのリース料を2019年1月1日現在の借手の追加借入利子率で割り引いた現在価値で測定しています。使用権資産は、リース負債と同額で測定していますが、当該リースに関して2019年1月1日直前の財政状態計算書に前払リース料又は未払リース料が認識されていた場合には当該金額について調整しています。リース期間がIFRS移行日から12カ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースに関するリース料は、リース期間にわたって定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

2019年1月1日現在のIFRS第16号の適用の影響は以下の通りです。

	増加/(減少) 米ドル
資産	
使用権資産	5,148,403
有形固定資産	(73,134)
繰延税金資産	14,873
負債	
リース負債	5,245,122
ファイナンス・リース	(84,217)
利益剰余金	(70,763)

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.2 IFRSの初度適用(続き)

- ・ 当社グループは、IFRS第16号「リース:新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免」の改訂を適用し、この改訂に適用される実務上の便法を適用しました。本改訂は、2020年6月1日以降に開始する会計年度から適用されます。

この基準では、借手が受領した新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免を、一般的にはIFRS第16号「リース」に基づく新しい割引率を用いて修正後のリース料を割り引いてリース負債を再測定することを要求するリース修正ではなく、変動リース料として賃料減免の影響を結合包括利益計算書で直接認識することを認めています。

見積り

- ・ 2019年1月1日及び2019年12月31日現在の見積りは、従前のGAAPに従い同じ日に行われた見積り(会計方針の相違を反映するための修正後)と整合しています。当社グループは、2019年1月1日(IFRS移行日)及び2019年12月31日現在の状況を反映させて、IFRSに準拠した金額の見積りを行っています。

2.3 公表済未発効の基準

当社グループは本結合財務諸表において、公表済みであるが未発効の以下の基準を適用していません。

基準	適用開始可能日
IFRS 第9号、IAS第39号、IFRS 第7号、IFRS第4号、及びIFRS 第16号: 金利指標改革-フェーズ2(改訂)	2021年1月1日
IFRS 第3号: 概念フレームワークへの参照(改訂)	2022年1月1日
IAS第16号: 有形固定資産: 意図した使用の前の収入(改訂)	2022年1月1日
IAS第37号: 不利な契約: 契約履行のコスト(改訂)	2022年1月1日
IFRSの年次改善(2018年-2020年)	2022年1月1日
IAS第1号: 負債の流動負債又は非流動負債への分類(改訂)	2023年1月1日
IFRS 第17号 保険契約(改訂)	2023年1月1日
IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号: 会計方針の表示(改訂)	2023年1月1日
IAS第8号「会計上の見積り」の定義(改訂)	2023年1月1日
IFRS 第10号及びIAS第28号: 投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの資産の売却又は拠出(改訂)	強制適用は未定

上記の基準の適用が適用開始年度に当社グループの結合財務諸表に与える重要な影響はないものと見込んでおります。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.4 結合の基礎、企業結合及びのれん

結合の基礎

注記2.1で記載されている通り、2021年に当社が設立し本再編が完了するまでは、当社グループの営業活動はYCP Holdings Limited及びその子会社によって営まれております。実質的に、当社グループはYCP Holdings Limited及びその子会社の継続会社です。したがって、当社グループの結合財務諸表は、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した各連結会計年度のYCP Holdings Limited及びその子会社の連結財務諸表になりません。

結合財務諸表で記載されている資本剰余金は、以下に従ってYCP Holdings Limitedの資本金を修正再表示しております。

- YCP Holdings Limitedの連結財務諸表で、連結企業の資産、負債、剰余金、収益及び費用が、それらの帳簿価額で反映されている。
- のれんの金額を認識しない。
- 結合財務諸表で認識されている利益剰余金は、YCP Holdings Limited及びその子会社の利益剰余金を参照する。

企業結合及びのれん

企業結合は取得法を用いて会計処理を行っております。移転対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の以前の所有者に対して当社グループが引き受けた負債、及び被取得企業の支配と引き換えに当社グループが発行した株式持分の取得日の公正価値の合計額で測定しております。当社グループは企業結合ごとに、公正価値、又は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分割合相当額のいずれかにより、現在の持分及び清算の際に所有者に純資産の持分割合相当額を付与する被取得企業に対する非支配持分を測定しております。非支配持分のその他すべての構成要素は、公正価値で測定しております。取得関連費用は発生時に費用として処理しております。

当社グループでは、事業の取得を、活動と資産の統合された組合せに、アウトプットを創出する能力とともに著しく寄与するインプットと実質的なプロセスが含まれている場合としております。

当社グループは事業を取得した場合、取得日時点の契約条件、経済情勢及びその他の関連する条件に基づき適切な分類及び指定を行うために、取得した金融資産及び引き受けた負債を評価しております。これには、被取得企業による主契約から組込デリバティブを区分することが含まれております。

企業結合が段階的に実施される場合、従前に保有していた持分は取得日の公正価値で再測定し、その結果生じる利得又は損失は純損益で認識しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.4 結合の基礎、企業結合及びのれん(続き)

企業結合及びのれん(続き)

取得企業が移転すべき条件付対価は、取得日の公正価値で認識しております。資産又は負債に分類される条件付対価は公正価値により測定され、公正価値の変動額は純損益で認識しております。資本に分類される条件付対価は再測定せず、決済された場合には資本の中で会計処理しております。

のれんは、取得日時点において、移転された対価、非支配持分の金額、及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する金額として測定しております。この対価とその他の項目の総額が取得した純資産の公正価値よりも低い場合、差額は再検討を行ったうえで、バーゲン・パーチェスにおける利得として純損益で認識しております。

のれんは取得後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。年次、又は事象又は状況の変化によりのれんの帳簿価額が減損している兆候がある場合は、それ以上の頻度で減損テストを実施しております。当社グループは、年次の減損テストを毎年12月31日時点で実施しております。企業結合により取得されたのれんは、取得日以降、減損テストを実施するために、当社グループの他の資産又は負債が当該資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しているかに関係なく、当該企業結合のシナジー効果から便益を得ることが見込まれる当社グループの資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんに関する減損は、当該のれんが関連する資金生成単位(又は資金生成単位グループ)の回収可能価額を評価して決定しております。資金生成単位(又は資金生成単位グループ)の回収可能価額がその帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識しております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻し入れておりません。

のれんが配分されている資金生成単位(又は資金生成単位グループ)に属する事業の一部を処分する場合には、処分する事業に関連するのれんは、事業の処分から生じる利得又は損失を算定する際に、当該事業の帳簿価額に含めております。このような状況で処分するのれんは、処分する事業と存続する資金生成単位との相対価値の比率に基づいて測定しております。

2.5 非支配持分との取引

非支配持分は、直接的または間接的に当社の所有者に帰属しない子会社の持分を表しています。支配の喪失を伴わない子会社に対する当社の持分の変動は、資本取引として会計処理をしております。このような場合、支配持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映して調整します。非支配持分の調整額と支払済または受取済の対価の公正価値との差額は、資本に直接認識され、当社の所有者に帰属します。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.6 子会社

子会社とは、当社グループが支配している投資先のことです。支配は、当社グループが投資先への関与から得られる変動リターンにさらされているか、またはその権利を有しており、かつ投資先に対する権限を通じて、そのリターンに影響を与える能力を有している場合に達成されます。具体的には、当社グループは次の各要素をすべて有している場合のみ、投資先を支配しています。

- ・ 投資先に対するパワー(すなわち、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利)
- ・ 投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・ 当社グループのリターンに影響を及ぼすために投資先にパワーを用いる能力

当社グループは、支配を構成する3つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実及び状況が存在する場合には、投資先を支配しているか否かの再評価を行います。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.7 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資(続き)

関連会社とは、当社グループが、原則として議決権の20%以上の長期持分を有し、重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針の決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいいます。

ジョイント・ベンチャーとは、複数の当事者がジョイント・ベンチャーの純資産に対する権利に対する取り決めに共同支配している場合の共同契約をいいます。共同支配とは、取り決めに對する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に対する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在します。

当社グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資について、関連会社及びジョイント・ベンチャーになった日から持分法を用いて会計処理しております。

投資の取得時に、投資の取得原価が投資先の識別可能な資産・負債の公正価値の金額に対する当社グループの持分を超えた金額は、のれんとして会計処理され、投資の帳簿価額に含まれます。また、投資先の識別可能な資産・負債の公正価値の純額に対する当社グループの持分が、投資の取得原価を上回る場合は、投資を取得した期間の、持分法による投資損益における、当社グループの持分を決定する際に収益として計上されます。

持分法では、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資は、取得原価に関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産に対する当社グループの持分の取得後の変動を加えた金額で財政状態計算書に計上されます。純損益には、関連会社やジョイント・ベンチャーの営業活動の結果に対する当社グループの持分が反映されています。関連会社やジョイント・ベンチャーから受け取った配当については、投資の帳簿価額から減額します。ジョイント・ベンチャーによるその他の包括利益の変動を認識した場合、当社グループは当該変動の当社グループの持分をその他の包括利益で認識しています。当社グループと関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現の利得及び損失は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する持分の範囲で消去しております。

関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する当社グループの持分が、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する当社グループの持分と同じかそれ以上である場合、当社グループが関連会社及びジョイント・ベンチャーに代わって義務を負ったり支払いを行ったりしていない限り、当社グループはさらなる損失を認識しません。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.7 関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資(続き)

持分法適用後、当社グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーにおける追加の減損を認識する必要があるかを決定します。当社グループは、各報告期間の末日に、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資が減損していることを示す客観的な証拠があるかどうかを判断します。減損している場合、当社グループは、関連会社及びジョイント・ベンチャーの回収可能額と帳簿価額の差額を減損額として純損益に計上します。

関連会社及びジョイント・ベンチャーの財務諸表は、当社と同じ報告日付で作成されません。必要に応じて、当社グループと同様の会計方針の変更が調整されます。

2.8 外国為替

当社グループの結合財務諸表は、当社の機能通貨である米ドルで記載されております。当社グループの各社は、それぞれの機能通貨を決定しており、各社の財務諸表に含まれる項目は当該機能通貨を用いて測定しております

取引及び残高

当社グループの各社における外貨建取引は、当該認識時に、取引が最初に認識の要件を充たす日の機能通貨の直物為替レートで記録しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日の機能通貨の為替レートを用いて換算しております。貨幣性項目の決済又は換算で生じた換算差額は、純損益で認識しております。

外国通貨において取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算しております。外国通貨において公正価値で測定される非貨幣性資産は、当該公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しております。公正価値で測定される非貨幣性項目に係る換算から生じた利得又は損失は、非貨幣性項目の公正価値の変動に係る利得又は損失を認識する項目に合わせて、その他の包括利益又は純損益で認識しております。

結合財務諸表

連結にあたり、在外営業活動体の資産及び負債は、報告日の為替レートで米ドルに換算し、損益計算書は取引日の為替レートで換算しています。連結のための換算の結果として生じる為替差額はその他の包括利益に認識しております。在外営業活動体の処分時には、当該在外営業活動体に関連するその他の包括利益の構成要素を純損益に再分類します。

在外営業活動体の取得時に生じたのれんと当該取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理し、報告日の為替レートを用いて換算しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.9 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれております。自家建築資産の原価には以下が含まれます。

- 材料費および直接労務費
- 意図した用途に使用可能な状態にすることに直接起因するその他の費用
- 当社グループが資産の撤去または敷地の修復を行う義務がある場合には、資産の解体及び撤去、及び資産が設置されている敷地の修復に要する費用の見積り
- 資産化された借入費用

事業の用に供した日以降、有形固定資産の修理・保守等のために生じた支出に関しては、原則として当該支出が発生した期の損益として認識しております。大規模な検査の実施時に、認識基準が満たされる場合には、その取得原価を取替資産として有形固定資産の帳簿価額に含めて認識します。有形固定資産の重要な部分を定期的に交換する必要がある場合には、当社グループは当該支出を特定の耐用年数を持つ個別の有形固定資産として認識し、当該見積耐用年数に応じて減価償却費を計上しております。

有形固定資産の減価償却費は、各資産の見積耐用年数にわたり、残存価額まで定額法で計算されます。主な固定資産の見積耐用年数に基づく償却率は以下の通りです。

賃貸契約資産に係る修繕費等	リース期間に基づく償却率と 20%の いずれか小さい償却率
機械装置	10%から 33%
器具及び備品	20%から 33%
車両及び運搬具	16%から 50%

有形固定資産の構成部分がそれぞれ異なる耐用年数を有している場合、当該取得価額については合理的な基準で構成部分に按分したうえで、それぞれの減価償却費を計上しております。有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は、各連結会計年度末に再検討し、必要に応じて修正しております。

当初認識された重要な部分を含む有形固定資産項目は、処分された時点もしくは、使用又は処分からの将来の経済的利益が見込めなくなった時点で認識を中止しております。処分又は除却による正味売却収入と関連する資産の帳簿価額の差額を利得又は損失として、認識が中止された期の損益として計上しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.10 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しております。取得後の無形資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。資産化された開発費を除き、内部で発生した無形資産は資産化されず、支出はその支出が発生した年度の損益に反映されます。

各無形資産の耐用年数は、有限又は耐用年数を確定できないものであるかも含めて評価を実施しております。

耐用年数が有限の無形資産は、経済的耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合には、その都度減損テストを実施しております。耐用年数が有限の無形資産の償却期間及び償却方法は、少なくとも各報告期間の末日に見直しを行っております。見積耐用年数又は無形資産において具現化された将来の経済的便益の予想費消パターンの変更は、当該変化を適切に反映するように償却期間又は償却方法を変更することにより会計処理され、会計上の見積りの変更として取り扱われます。

耐用年数を確定できないまたは未だ使用できる状態にない無形資産は年1回、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。これらの無形資産は償却を実施していません。耐用年数を確定できないという判断は、毎年、それが引き続き妥当であるかどうかを見直しております。当該判断がもはや妥当でなくなった場合、耐用年数が確定できないものから有限の耐用年数への変更は将来に向かって行っております。

無形資産の認識を中止することにより生じる損益は、正味の処分収入と資産の帳簿価額との差額として測定され、資産の認識を中止した時点で損益として認識されます。

外部より購入した特許権及びライセンス

外部より購入した特許権及びライセンスは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示し、見積耐用年数(10年)に基づく定額法により償却を行っております。

商標権

外部より購入した商標権は、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示し、見積耐用年数(10年)に基づく定額法により償却を行っております。

ソフトウェア

外部より購入したソフトウェアは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示し、見積耐用年数(5年)に基づく定額法により償却を行っております。

インターネットドメイン名

外部より購入したインターネットドメイン名は、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。当該資産がキャッシュ・フローを生成することが予想される期間には予見される期限がないため、耐用年数は無期限です。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.10 無形資産(続き)

顧客基盤

企業結合により取得した顧客基盤は、取得日の公正価値で測定しております。取得日後、当該無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示し、見積耐用年数(10年)に基づく定額法により償却を行っております。

2.11 非金融資産の減損

減損の兆候が存在する場合、又は資産(棚卸資産、繰延税金資産、金融資産を除く)の減損テストを毎年行う必要がある場合、当該資産の回収可能価額を見積っております。

資産の回収可能価額は、資産又は資金生成単位の使用価値と処分コスト控除後の公正価値とのいずれか高い方の金額であり、回収可能価額は、個別の資産ごとに決定しておりますが、資産が他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合は除きます。その場合、回収可能価額は当該資産の属する資金生成単位について算定されます。

減損損失は、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合にのみ認識しております。使用価値の算定にあたって、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値まで割り引いております。

減損損失は、減損した資産の機能に応じた費用区分で発生する期間の純損益に計上しております。

過年度に認識した減損損失がもはや存在しない、又は減少している可能性を示す兆候の有無を、各報告期間の末日に判定しております。当該兆候が存在する場合、回収可能価額を見積っております。当社グループは、直近で減損損失が認識された後に、資産の回収可能価額の決定に用いた仮定に変更があった場合にのみ、資産の帳簿価額がその回収可能価額、及び仮に過去に減損損失が認識されていなかったとした場合の帳簿価額(減価償却控除後)を超えない範囲で、のれん以外の資産の過去に認識した減損損失を戻し入れております。減損の戻入額は、発生した期間の純損益で認識しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.12 投資及びその他の金融商品

(a) 金融資産

当初認識及び事後測定

金融資産は、当社グループが当該商品の契約条項の当事者となった場合のみ認識されます。当社グループは、当初認識時に金融資産の分類を決定します。

当初認識時、当社グループは金融資産を公正価値で測定しております。また、純損益を通じて公正価値で測定するものでない金融資産の場合には、当該金融資産の取得に直接帰属する取引コストで測定しております。純損益を通じて公正価値で測定するものでない金融資産の取引コストは、純損益において費用計上されません。

営業債権は、第三者に代わって回収される金額を除き、当初認識時に重要な金融要素を含まない場合、顧客への財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込んでいる対価の金額を測定しています。

事後測定

債券の事後測定は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性及び金融資産を管理する当社グループの事業モデルによって決定されます。債券の分類における3つの測定カテゴリは以下の通りです。

(i) 償却原価で測定する金融資産(負債性金融商品)

契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有する金融資産で、そのキャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみを表しているものは、償却原価で測定されます。償却原価で測定する金融資産は、当初認識後に実効金利法を用いて測定され、減損の対象となります。利得及び損失は、資産の認識を中止した時点、契約条件が変更された時点又は減損した時点の純損益で認識しております。

(ii) その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVOCI)

契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却目的で保有する金融資産で、資産のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみを表しているものは、FVOCIで測定されます。FVOCIで測定された金融資産は、その後、公正価値で測定されます。金融資産の公正価値の変動による損益は、その他の包括利益で認識されますが、減損損失、為替差損益、実効金利法で計算された利息は損益に認識されます。過年度にその他の包括利益で認識された累積損益は、金融資産の認識が中止された場合、資本から損益に再分類されます。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.12 投資及びその他の金融商品(続き)

(a) 金融資産(続き)

事後測定(続き)

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はFVOCIの基準を満たさない資産は、純損益を通じて公正価値で測定されます。純損益を通じて公正価値で事後測定し、ヘッジ関係にない債券の損益は、それが発生した期間の純損益に認識されません。

持分金融商品への投資

この区分には、当社グループがその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行っていない株式への投資を含めております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類した株式への投資に係る配当は、配当に伴う経済的便益が当社グループに流入し、配当額を信頼性をもって測定できる可能性が高く、支払を受ける権利が確定している場合に、結合損益計算書においてその他の収益に認識されます。当社グループがその後の変動をその他の包括利益を通じて公正価値で表示する選択を行っていない資本性金融商品については、公正価値の変動は純損益に認識されます。

金融資産の認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅した場合、認識の中止を行います。金融資産の認識を中止する際、帳簿価額と受取対価および負債性金融商品についてその他の包括利益で認識されていた累積利益または損失の合計額との差額を損益として認識しています。

(b) 金融負債

当初認識及び測定

金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者となった時点でのみ認識されます。当社グループは、当初認識時に金融負債の分類を決定します。

すべての金融負債は公正価値で当初認識され、純損益を通じて公正価値で認識されない金融負債は、直接起因する取引コストを加算して算定しております。

当社グループの金融負債には、営業債務、その他の未払金、及び特定の未払費用、利付ローン及び借入金、リース負債や役員に対する債務並びにその他の債務が含まれております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.12 投資及びその他の金融商品(続き)

(b) 金融負債(続き)

事後測定

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定されない金融負債は実効金利法により償却原価で測定しております。認識の中止時及び償却過程における利得又は損失は純損益で認識しております。

デリバティブ金融資産

デリバティブ金融資産は、デリバティブ契約締結日の公正価値で当初認識し、その後公正価値で測定しております。デリバティブは公正価値がプラスであれば資産として、マイナスであれば負債として会計処理します。デリバティブの公正価値の変動による利得又は損失は、直接純損益で認識します。

金融負債の認識の中止

金融負債は、義務が履行されるか、免除されるか、又は失効した場合に認識を中止しております。既存の金融負債が、当初貸手との間で実質的に異なる条件の負債に交換された場合、もしくはその条件が実質的に変更された場合には、そのような交換又は変更は、原負債の認識の中止及び新たな負債の認識として取り扱われ、これらの帳簿価額の差額を純損益で認識しております。

金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在しており、かつ純額で決済する意図、もしくは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合にのみ相殺され、結合財政状態計算書において純額で表示しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.13 金融資産の減損

当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものではないすべての負債性金融資産に関して、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ることを見込むすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いた金額に基づいております。予想キャッシュ・フローには、保有する担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含めております。

原則的なアプローチ

予想信用損失は、2段階で認識されます。当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合、報告日後12カ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる信用損失に対して損失評価引当金を計上します(12カ月の予想信用損失)。当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合、債務不履行の発生時期にかかわらず、エクスポージャーの全期間の予想損失について損失評価引当金を計上することが必要です(全期間の予想信用損失)。

当社グループは、各報告期間の末日に金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加したかどうかを評価しております。この評価を行うにあたっては、当社グループは、過去の情報や将来予測情報等、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使って、報告日現在において金融商品に発生する債務不履行のリスクと、当初認識時の債務不履行のリスクを比較、検討しております。

当社グループは、契約上の支払いの期日経過が90日となった場合に金融資産が債務不履行に陥っているものとみなしております。ただし、内部又は外部の情報によって、当社グループが保有する信用補完を考慮せずに、未払いである契約上の金額の全額を受領する可能性が低いことが示される場合にも金融資産が債務不履行に陥っているものとみなすことがあります。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収することが合理的に見込まれない場合に直接償却されます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及び償却原価で測定する金融資産は、簡便法を適用する営業債権及び契約資産を除き、原則的なアプローチにより、以下のステージに分類して予想信用損失を測定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.13 金融資産の減損(続き)

原則的なアプローチ(続き)

- ステージ1 - 信用リスクが当初認識以降に著しく増大しておらず、損失評価引当金を12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定する金融商品
- ステージ2 - 信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているものの信用減損しているとはいえ、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する金融商品
- ステージ3 - 報告日時点において信用減損しており(ただし、購入又は組成した信用減損ではない)、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する金融商品

簡便法

重要な金融要素を含まない営業債権及び契約資産、又は、当社グループが重要な金融要素の影響を調整しないという実務上の便法を適用する場合、当社グループは予想信用損失の計算にあたり簡便法を適用しております。そのため、当社グループは信用リスクの変動を追跡しておらず、代わりに報告日ごとに全期間の予想信用損失に基づいた損失評価引当金を認識しております。当社グループは、過去の信用損失の実績をベースに、債務者に固有の将来に関する要因や経済環境に基づく調整を行い、引当マトリクスを作成しております。

2.14 リース

当社グループは、契約時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転しているかどうかを判定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.14 リース(続き)

借手としての立場

当社グループは短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用しております。当社グループは、リース料の支払義務であるリース負債と、原資産を使用する権利である使用権資産を認識しております。

(a) 使用権資産

当社グループは、リースの開始日(すなわち、原資産の使用が可能になる日)において使用権資産を認識しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定の金額を修正することにより測定しております。使用権資産の取得原価には、リース負債の認識額、発生した当初直接コスト、開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれております。使用権資産は、以下の通り見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

建物	5年
機械装置	3年から10年
オフィス設備	3年から5年

リース資産の所有権がリース期間の終了時に当社グループに移転する場合、又は使用権資産の取得原価に購入オプションの行使が反映されている場合には、リース期間の見積耐用年数を用いて減価償却費を計算しております。また、使用権資産は減損の対象となります。注記2.11 「非金融資産の減損」をご参照ください。

(b) リース負債

リースの開始日において、リース期間にわたって支払うリース料の現在価値で測定したリース負債を認識しております。当該リース料には、固定リース料(実質上の固定リース料を含む)から受け取るリース・インセンティブを控除した金額、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、及び残価保証に基づいて支払われる予定の金額が含まれます。当該リース料には、当社グループが購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には当該オプションの行使価格、及びリース期間が当社グループによるリース解約オプションの行使を反映している場合にはリースの解約に対するペナルティの支払額も含まれます。指数又はレートに応じて決まらない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となる事象又は状況が生じた期間において費用として認識しております。

当社グループは、リース料の現在価値を計算する際、リースの計算利率が容易に計算できないため、追加借入利率をリースの開始日において使用します。開始日後において、リース負債の帳簿価額は、金利の発生を反映するように増額されるとともに、支払われたリース料を反映するように減額されます。更に、リース負債の帳簿価額は、リースの条件変更、リース期間の変更、リース料の変更(たとえば、リース料の算定に使用された指数又はレートの変動により生じる将来のリース料の変更)又は原資産を購入するオプションについての評価に変更がある場合には再測定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.14 リース(続き)

借手としての立場(続き)

(c) 短期リース及び少額資産のリース

当社グループは、短期リースに係る認識の免除規定を、機械装置及び設備に関する短期リース(すなわち、リース期間が開始日から12カ月以内のリースで、購入オプションを含まないもの)に適用しております。当社グループは、少額と考えられるリース契約を締結する際、リース契約ごとに少額資産に係る認識の免除規定を適用するかどうかの判断を実施しております。

短期リース及び少額資産のリースに関するリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております

2.15 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。費用は、先入先出法により決定し、仕掛品及び製品の場合は、直接材料費、直接労務費及び適切な間接費配賦額により決定しております。正味実現可能価額は、予想売価から、完成及び処分に要する見積費用を控除した額に基づいております。

棚卸資産の帳簿価額を取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方に修正するために、必要に応じて、破損、陳腐化した商品や移動の遅い商品に対する引当金を計上しています。

2.16 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手元現金及び当座預金並びに満期が3カ月以内に到来する短期の流動性の高い預金のうち、容易に一定の金額で換金可能で、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わないもので構成されております。当座借越は当社グループの資金管理上不可分な一部と考えられるため、現金及び現金同等物は、現金及び預金から未決済の当座借越を控除したもので構成されております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.17 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有し、その債務を決済するために経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を信頼性をもって見積もることができる場合に認識されます。

引当金は、各報告期間の末日に見直しを行い、現在の最善の見積りを反映して調整します。債務を決済するために経済的資源の流出が必要となる可能性が高くなった場合、引当金は取り崩されます。貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、引当金は、必要に応じて負債固有のリスクを反映した現在の税引前レートを用いて割り引かれます。割引を行った場合、時間の経過による引当金の増加は金融費用として認識されます。

2.18 借入コスト

借入費用は、当該資産の取得、建設または生産に直接帰属する場合には、適格資産の取得原価の一部として資産化されます。借入費用の資産化は、意図した使用または販売のために資産を準備する活動が進行し、支出および借入費用が発生した時点で開始されます。借入費用は、当該資産が意図した使用または販売のために実質的に完成するまで資産化されます。その他の借入費用は発生した期に費用化されます。借入費用は、資金の借入に関連して法人が負担する利息およびその他の費用で構成されています。

2.19 政府補助金

政府補助金は、補助金の受領及び交付に係るすべての付帯条件の充足について、合理的な補償が得られた場合に公正価値で認識します。当該補助金は、補償することが意図された関連コストを、費用として認識する期間にわたって定期的に損益として認識しています。収益に関連する補助金は、損益に含めて単独で計上するか、又は「その他の収益」として切り出して記載するか、関連費用として控除します。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.20 収益認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当社グループがそれらの財又はサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。

契約における対価に変動性のある金額が含まれている場合、顧客に財又はサービスを引き渡すことと交換に権利を得ることになる対価の金額を見積もっております。変動対価は契約の開始時に見積りますが、当該変動対価に関する不確実性が解消された時点で、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲に制限しております。

契約に、財又はサービスの顧客への移転に1年以上要するような顧客に対する重要な資金調達の便益を提供する重要な金融要素が含まれる場合、収益は、契約開始時に当社グループと顧客との間で独立の金融取引を締結した場合に反映されるであろう割引率を用いた売掛金の割引現在価値で測定しております。契約に、当社グループに対して1年以上の資金調達の便益を提供する金融要素が含まれる場合、契約に基づいて認識する収益には、実効金利法に基づく契約負債と一体となる利息費用を含めております。顧客の支払いから約束した財又はサービスが移転される期間が1年以内の場合の契約については、IFRS第15号の実務上の便法を適用し、重要な金融要素の影響について取引価格を調整していません。

- (a) マネジメントサービス - マネジメントフィー
マネジメントサービスの提供による収益は、当該サービスの提供期間にわたり定額法により認識しております。これは、顧客が当社グループによって提供される便益を、同時に受け取って消費するためです。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.20 収益認識(続き)

- (b) マネジメントサービス - アドバイザリーフィー
アドバイザリーサービスの提供による収益は、(i)約束した財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点、通常アドバイザリーレポート提出の時点で、もしくは(ii)一定期間にわたり、契約上当該期間に当社グループが業務の完了による支払について強制可能な権利を有する場合、顧客に移転するサービスの価値を直接測定するアウトプット法を用いて、契約期間に関連し、残存する約束したサービスに関連して生じます。
- (c) 飲食サービス収入
飲食サービスの収益は、各店舗において約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で認識しております。
- (d) パーソナルケア収入
パーソナルケア事業による収益は、財に対する支配が顧客に移転した時点、すなわち、通常パーソナルケア商品が顧客に移転した時点で認識しております。
- (e) ペットケアサービス収入
ペットケアサービスの提供による収益は、関連する履行義務の充足の完了に向けた進捗状況に応じて、一定の期間にわたり認識しております。これは、顧客が当社グループによって提供される便益を、同時に受け取って消費するためです。
- (f) 教育サービス収入
教育サービスの提供による収益は、関連する履行義務の充足の完了に向けた進捗状況に応じて、一定の期間にわたり認識しております。これは、顧客が当社グループによって提供される便益を、同時に受け取って消費するためです。
- (g) その他戦略投資売上- インターネットメディア収入
インターネットメディアによる収益は、関連する履行義務の充足の完了に向けた進捗状況に応じて、一定の期間にわたり認識しております。これは、顧客が当社グループによって提供される便益を、同時に受け取って消費するためです。
- (h) その他収益-利息収入
利息収入は、金融商品の予想存続期間又はそれよりも短い期間にわたって見込まれる将来の現金受領額を、金融資産の純帳簿価額に適切な割引率を適用する実効金利法を用いた発生主義に基づき認識しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.21 契約資産及び契約負債

契約資産

契約資産は、財又はサービスの移転対価を受け取る権利です。顧客が対価を支払う前、又は支払が完了する前に当社グループが財又はサービスを移転する場合、契約資産は条件付きで対価に認識されます。契約資産は減損評価の対象となり、詳細は金融資産の減損に関する会計方針に含まれております。

契約負債

当社グループが財又はサービスを移転する前に、顧客から対価を受け取った時点又は支払期限が到来した時点のいずれか早い時点で、契約負債を認識しております。契約負債は、当社グループが契約に基づき履行した(すなわち、関連する財又はサービスの支配が顧客に移転される)時点で収益として認識しております。

2.22 従業員給付

(a) 確定拠出年金

年金制度 - シンガポール

シンガポール中央積立年金など、国が管理をする退職給付制度への支払いは、確定拠出制度への支払いとして処理しており、当該期日が到来した時点で費用として認識しております。

年金制度 - 日本

日本における従業員は、日本の法律に従い、公的年金制度の適用を受ける必要があります。当社グループによる年金基金への拠出金は、従業員の基本給に対するパーセンテージを基礎として計算しております。当社グループによる拠出金が年金基金へ支払うべき時点で、退職給付費用を純損益として認識しております。

年金制度 - 香港

当社グループは、全従業員に対して強制積立金制度条例に基づく確定拠出強制積立年金制度(以下「MPF 制度」)を適用しております。拠出金は、従業員の基本給に対するパーセンテージを基礎としており、MPF 制度の規定に従って支払うべき時点で純損益に認識しております。MPF 制度の資産は、当社グループの資産とは別に、独立して管理されるファンドによって保有されております。当社グループの雇用主としての拠出金は、MPF 制度への拠出が実施された時点で、従業員に完全に権利が付与されます。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.22 従業員給付(続き)

(b) 確定給付年金

労働に関するインドネシア共和国法律2003年第13号により、受給資格のある従業員に最低限の退職給付を提供するため、当社グループは当該給付のための引当金を計上しています。当該給付について基金は存在しておらず、予測単位積増方式により算定しています。

確定給付に係る負債から生ずる再測定は、数理計算上の純損益で構成され、結合財政状態計算書において直ちに認識し、発生した期間に対応する借方項目又は貸方項目は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に計上しています。再測定は、その後の期間において純損益に振り替えられません。

過去勤務費用は、下記のいずれか早い時点において純損益で認識します。

- ・ 制度改定又は縮小が発生した時点
- ・ 当社グループが関連するリストラクチャリング費用を認識した時点

利息純額は、退職給付に係る負債の純額に、割引率を乗じて計算しています。当社グループは、下記の退職給付に係る負債の純額に関する変動を、結合損益計算書上、一般管理費として計上しています。

- ・ 勤務費用(当期勤務費用、過去勤務費用、縮小及び通常ではない清算に係る利得又は損失を含む)
- ・ 利息費用又は利息収益の純額

2.23 株式報酬

当社は当社グループの事業の成功に貢献する適格な参加者にインセンティブと報酬を与えることを目的として、ストック・オプション制度を運営しています。当社グループの従業員(取締役含む)は、株式報酬の形態で報酬を受取り、それにより資本性金融商品の対価としてサービスを提供します(以下「持分決済型取引」)。

付与された持分決済型取引の費用については、付与日における公正価値により測定されています。公正価値については、二項モデルを用いて外部評価者によって算定され、注記32でさらに詳しく説明しています。

持株決済型取引の費用は、業績条件及び(又は)勤務条件が充足する期間中に、従業員給付費用として認識され、対応する金額の資本の増加として計上しています。権利確定日までの各報告期間の末日現在で持分決済型取引に関して認識される費用の累計額は、権利確定期間のうち既経過分及び最終的に権利確定する資本性金融商品の数の当社グループによる最善の見積りを反映しています。報告期間における損益計算書上の費用計上額もしくは戻入額は、当該期間の期首と期末時点の費用累計額の差額です。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.23 株式報酬(続き)

勤務条件及び株式市場条件以外の業績条件は、報酬の付与日現在の公正価値を算定する際には考慮されていませんが、最終的に権利確定する資本性金融商品の数の当社グループによる最善の見積りの一環として、それらの条件が充足される可能性を評価しています。株式市場条件は、付与日現在の公正価値に反映されています。関連する勤務条件を伴わないそれ以外の条件は、権利確定条件以外の条件とみなしています。権利確定条件以外の条件については、報酬の公正価値に反映されており、ほかに勤務条件や行政機条件がある場合を除き、費用を直ちに認識しています。

株式市場条件以外の業績条件や勤務条件が満たされていないために最終的に権利確定しない報酬に関しては、費用は認識されません。報酬に株式市場条件又は権利確定条件以外の条件が含まれている場合、その他のすべての業績条件及び(又は)勤務条件が満たされている場合には、当該株式市場条件や権利確定条件以外の条件の充足の有無にかかわらず権利が確定したものととして取り扱います。

持分決済型報酬取引に対して条件変更が行われた場合、当初の権利確定条件が充足されていることを条件として、条件変更前の報酬に係る付与日現在の公正価値を最低限の費用として認識しています。株式報酬の公正価値の総額を増加させる条件変更、あるいは従業員にとって有利なその他の条件変更が行われた場合には、条件変更日に測定した追加の費用を認識しています。

報酬の取り消しを行った場合、取消日に権利が確定したものととして取り扱い、未認識の報酬の費用を直ちに認識します。これは当社グループ又は従業員のいずれかの管理下にある権利確定条件以外の条件が充足しない場合の報酬を含みます。しかしながら、新たな報酬が取り消された報酬に代替され、また付与日現在の代替の報酬として指定される場合、前段に記載する当初の報酬の条件変更として取り扱われます。

未行使のオプションは、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれています。

2.24 税金

法人所得税は、当期税金と繰延税金で構成されております。純損益外で認識される項目に関連する法人所得税は、純損益外ではなく、その他の包括利益又は資本において直接認識しております

(a) 法人所得税

当期税金資産及び負債は、当社グループが営業活動を行う国における解釈及び慣行を考慮の上、報告日時点で制定又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づき、税務当局からの還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.24 税金(続き)

(b) 繰延税金

繰延税金は、報告日におけるすべての資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差額（一時差異）に対して、資産負債法を用いて計上しております。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異に対して認識しております。

- ・ 繰延税金負債が、のれんの当初認識、又は企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の解消時期をコントロールすることが可能であり、かつ当該一時差異が予見可能な期間内に解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産は、以下の場合を除き、すべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び未使用の税額控除について、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

- ・ 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社及び共同契約に対する持分への投資に関連する将来減算一時差異については、一時差異が予想可能な期間内に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異を活用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ、繰延税金資産を認識する場合

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、繰延税金資産の計上が可能となるだけの将来の課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえなくなった範囲内で減額しております。未認識の繰延税金資産は各報告期間の末日に再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、報告日現在で制定又は実質的に制定されている税率(及び税法)に基づいて、当該資産が実現する、あるいは負債を決済する期における予想適用税率で測定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.24 税金(続き)

(b) 繰延税金(続き)

当社グループは、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債が同一の税務当局により、同一の納税主体に対して、もしくは別々の納税主体ではあるが、多額の繰延税金負債・資産の決済又は回収が見込まれる将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うかのいずれかを意図している納税主体に対して課せられている法人所得税に関するものである場合に限り、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺しております。

(c) 売上税

費用及び資産に関しては、以下の場合を除き、売上税の金額を控除した純額で認識しています。

- ・ 資産又はサービスの購入に伴い発生する売上税が税務当局から回収できない場合(この場合の売上税は、状況に応じて、資産の取得原価の一部又は費用項目の一部として認識されます)
- ・ 債権及び債務が売上税込みの金額である場合

税務当局から還付される、又は税務当局に納付する売上税の正味の金額は、結合財政状態計算書上、債権又は債務の一部に含めて計上しています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.25 偶発事象

偶発債務は、以下のものを指します。

- (a) 過年度の事象に起因する可能性のある債務で、その存在は当社グループが完全にはコントロールできない1つまたは複数の不確実な将来の事象の発生または不発生によってのみ確認されるもの、または
- (b) 過年度の事象に起因する現在の債務であって、以下の理由により認識されていないもの。
 - (i) 当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高くないもの、または
 - (ii) 当該債務の金額を十分な信頼性をもって測定できないもの。

偶発資産は、過年度の事象から発生した可能性のある資産で、その存在は当社グループが完全にはコントロールできない1つまたは複数の不確実な将来の事象の発生または不発生によってのみ確認されるものを指します。

偶発債務および資産は、現在の債務であり、公正価値を信頼性をもって決定できる企業結合で引き受けた偶発債務を除き、当社グループの結合財政状態計算書では認識されません。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

2. 重要な会計方針の要約(続き)

2.26 セグメント報告

事業セグメントとは、当社グループの構成要素のうち、収益を獲得し、費用を負担する事業活動を行うものをいいます（当社グループの他の構成要素との取引に関連する収益及び費用を含みます）。すべての事業セグメントの経営成績は、当社グループのCEO（最高経営意思決定者）及び上級管理職が、セグメントに配分する資源に関する意思決定及び業績評価のために定期的に検討しており、個別の財務情報が入手可能なものです。

当社グループのCEO及び上級管理職に報告されるセグメント業績には、セグメントに直接帰属する項目及び合理的に配分可能な項目が含まれます。未配分項目は、主に全社資産（主に当社の本社）、本社経費、税金資産及び負債です。

セグメント資本支出は、有形固定資産及びのれん以外の無形資産を取得するために会計年度内に発生した費用の総額です

3. 重要な会計上の見積り

経営者は当社グループの結合財務諸表を作成するにあたり、収益、費用、資産及び負債それらに付随する開示並びに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが求められます。これらの仮定及び見積りに関する不確実性により、将来において資産又は負債の帳簿価額に対して、重要な修正が必要となる可能性があります。

3.1 会計方針の適用の判断

当社グループの会計方針を適用するにあたり、経営者の重要な判断はないと考えていません。

3.2 見積りの不確実性の主たる要因

将来に関する主要な仮定及び報告日現在における見積りの不確実性に関するその他の主たる要因は、翌年度において資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる重要なリスクを有しており、その内容を以下に記載しております。

のれんの減損

当社グループは、少なくとも1年に1回、のれんの減損の必要性について検討を実施しております。当該検討にあたっては、のれんが配分されている資金生成単位の使用価値の見積りが必要となります。使用価値の算定にあたっては、資金生成単位から将来獲得される見積将来キャッシュ・フローの見積り及びそれらの現在価値を算定するための適切な割引率の選択が必要となります。2020年12月31日時点におけるのれんの帳簿価額は11,758,830米ドル（2019年: 10,305,073米ドル）です。詳細は注記13をご参照ください。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

3. 重要な会計上の見積り(続き)

3.2 見積りの不確実性の主たる要因(続き)

有形固定資産及び使用権資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日に、すべての有形固定資産及び使用権資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である回収可能価額を超過する場合、資産は減損しているとみなします。経営者は、資産又は資金生成単位の回収可能価額の評価に、使用価値を用いています。使用価値の算定においては、経営者は資産又は資金生成単位から将来獲得される将来キャッシュ・フローを見積るとともに、それらの現在価値を算定するための適切な割引率を選択する必要があります。2020年12月31日時点における有形固定資産及び使用権資産の帳簿価額は、それぞれ1,409,912米ドル(2019年: 636,408米ドル)、4,764,215米ドル(2019年: 4,753,622米ドル)です。詳細な内容については、注記12に記載しております

繰延税金資産

未使用の税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、当該欠損金と相殺可能な課税所得が生じる可能性が高い場合に限り認識しております。将来のタックス・プランニング戦略とともに将来予測される課税所得の時期及びその程度に基づいて、認識可能な繰延税金資産の金額を算定するために、経営者の重要な判断が求められます。2020年12月31日時点における税務上の欠損金は3,087,189米ドル(2019年:4,525,691米ドル)です。詳細な内容については、注記29に記載しております。

リース - 追加借入利率の見積り

当社グループは、リースの計算利率を容易に算定できないため、自らの追加借入利率を使用してリース負債を測定しております。追加借入利率とは、当社グループが同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率をいいます。したがって、追加借入利率は当社グループが「支払わなければならないであろう利率」を反映するため、観察可能な利率が入手できない場合(借入取引を行っていない子会社の利率など)やリースの条件を反映して利率を調整する必要がある場合(たとえば、リース契約が子会社の機能通貨建てでない場合など)には見積りが必要になります。当社グループは、入手可能な場合は観察可能なインプット(市場利率など)を用いて、それに企業固有の見積り(子会社単独の信用格付けなど)を加えて追加借入利率を算定する必要があります。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

3. 重要な会計上の見積り(続き)

3.2 見積の不確実性の主たる要因(続き)

営業債権及の予想信用損失に対する引当金

当社グループは、営業債権及びその他の債権の予想信用損失の算定に引当マトリクスを用いております。引当率は、類似の損失パターンを有する様々な顧客セグメントのグループ(顧客の種類及び格付けごと、等)に係る期日経過日数に基づいております。

引当マトリクスは、当社グループの過去の観察されたデフォルト率に基づき、将来予測情報を調整して算出しております。たとえば、経済環境(すなわち、GDP)が来年にかけて悪化すると見込まれ、債務不履行が増える可能性があるとして予測される場合、過去のデフォルト率を調整しております。報告日ごとに過去のデフォルト率をアップデートし、将来予測の見積りの変更を分析しております。

過去のデフォルト率、経済環境の予測及び予想信用損失の間の相関関係の評価は重要な見積りとなります。予想信用損失の金額は、状況の変化及び経済環境の予測の変化により大きく変動する可能性があります。また、当社グループにおける過去の信用損失の実績及び経済環境の予測は、顧客の実際の債務不履行を表すものではない可能性があります。当社グループの営業債権に係る予想信用損失に関する情報は注記19に開示しております。

4. 事業セグメント情報

当社グループは、経営管理目的で、製品及びサービスに基づく複数の事業単位から構成されており、以下の4つの報告セグメントを有しております。

- (a) マネジメントサービス事業は、マネジメントサービスとアドバイザーサービスを提供しております。
- (b) パーソナルケア領域は、原料及びオーガニック商品の開発、製造及び販売を行っております。
- (c) ペットケア領域は、動物病院の運営及びペットケア事業を提供しております
- (d) 戦略投資領域は、飲食サービス、教育サービス、妊娠検査キットの販売及び関連するインターネットマーケティングサービスを提供しております。

経営者は資源の配分及び業績評価に関する意思決定を行うために、当社グループの事業セグメントの財務業績を個別にモニタリングしております。セグメントの業績は調整後の税引前損益である報告セグメントの損益に基づき評価され、その測定方法は調整後税引前損益です。調整後営業利益は、当社グループの営業利益より、デリバティブ金融商品評価益、デリバティブ金融商品の認識中止による損失、金融収益、金融費用、持分法による投資損益及び配賦不能親会社管理部門費用を除いて測定しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

関連会社に対する投資、デリバティブ金融資産、及び配賦不能親会社管理部門資産はグループ全体で管理していることから、セグメント資産から除いております

その他の負債及び配賦不能親会社管理部門負債はグループ全体で管理していることから、セグメント負債から除いております

セグメント間の販売及び振り替えは、取引時点の市場価格で第三者に対して行った販売において使用する販売価格を参考に取引を行っております。

2020年

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
セグメント売上収益					
外部収益	32,436,346	15,946,922	3,839,344	6,689,761	58,912,373
セグメント間収益	1,618,339	47,664	1,187	398,333	2,065,523
	34,054,685	15,994,586	3,840,531	7,088,094	60,977,896
<u>調整:</u>					
セグメント間収益の相殺					(2,065,523)
収益合計					<u>58,912,373</u>

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

2020年(続き)

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
非資金取引前セグメント損益	11,828,266	625,005	393,678	1,627,220	14,474,169
<i>非資金取引</i>					
貸倒損失・引当金等(戻入)	40,202	-	-	-	40,202
減損損失(有形固定資産)	-	-	-	(76,064)	(76,064)
減損損失(無形資産)	-	-	-	(16,369)	(16,369)
減損損失(使用権資産)	-	-	-	(63,538)	(63,538)
棚卸資産評価損	-	(59,486)	-	-	(59,486)
減価償却費	(2,366,437)	(60,213)	(241,183)	(2,638,773)	(5,306,606)
その他の償却費	(202,113)	(52,510)	(3,362)	(26,832)	(284,817)
有形固定資産除売却損益	(7,023)	-	749	2,163	(4,111)
無形資産除売却損	(16,943)	(14,885)	-	-	(31,828)
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産の評価益	-	-	-	827,976	827,976
リース資産除売却損益	27,097	38	1,571	2,436	31,142
バーゲン・パーチェスによる 利得	-	-	-	1,590,312	1,590,312
子会社及び事業の売却益	4	-	85,133	381,400	466,537
退職給付に係る費用	(92,379)	-	-	-	(92,379)
新株予約権の発行	(17,479)	-	-	-	(17,479)
セグメント損益	9,193,195	437,949	236,586	1,609,931	11,477,661
デリバティブ金融商品評価益					18,769
配賦不能親会社管理部門費用					(3,278,103)
営業利益					8,218,327
金融収益					2,443
金融費用					(732,305)
持分法による投資損益					(219,476)
税引前利益					7,268,989

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

2020年(続き)

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
セグメント資産	26,060,508	4,314,366	6,141,630	15,309,071	51,825,575
<u>調整:</u>					
セグメント間資産の消去					(280,857)
関連会社に対する投資					283,117
配賦不能親会社管理部門資産					2,664,726
資産合計					54,492,561
セグメント負債	17,428,867	4,170,134	4,965,811	4,169,403	30,734,215
<u>調整:</u>					
その他の負債					6,120,276
セグメント間負債の消去					(280,857)
配賦不能親会社管理部門負債					2,857,627
負債合計					39,431,261
その他のセグメント情報					
資本的支出 #	267,644	20,029	8,074	1,350,874	1,646,621

資本的支出は、有形固定資産及び子会社の取得による資産を含む無形資産の増加から構成されております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

2019年

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
セグメント売上収益					
外部収益	30,545,433	11,329,517	3,957,835	4,769,228	50,602,013
セグメント間収益	4,091,507	75,504	4,585	383,192	4,554,788
	34,636,940	11,405,021	3,962,420	5,152,420	55,156,801
<u>調整:</u>					
セグメント間収益の相殺					(4,554,788)
収益合計					50,602,013
非資金取引前セグメント損益	7,866,449	(798,729)	304,045	209,872	7,581,637
<u>非資金取引</u>					
減損損失(のれん)	-	-	-	(58,013)	(58,013)
貸倒損失・引当金等	(133,152)	-	(11,616)	(75,251)	(220,019)
減損損失(無形資産)	-	-	-	(24,630)	(24,630)
減価償却費	(1,999,247)	(59,118)	(196,338)	(921,518)	(3,176,221)
その他の償却費	(205,221)	(50,037)	(4,346)	(46,925)	(306,529)
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産の評価益	-	-	-	1,128,624	1,128,624
子会社及び事業の売却損益	(64,191)	-	89,331	484,701	509,841
セグメント損益	5,464,638	(907,884)	181,076	696,860	5,434,690
デリバティブ金融商品の認識 中止による損失					(1,093,151)
デリバティブ金融商品評価益					100,193
配賦不能親会社管理部門費用					(2,938,388)
営業利益					1,503,344
金融収益					5,087
金融費用					(1,124,916)
持分法による投資損益					77,470
税引前利益					460,985

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

2019年(続き)

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
セグメント資産	25,388,708	3,244,432	4,251,578	11,748,233	44,632,951
<u>調整:</u>					
セグメント間資産の消去					(154,477)
関連会社に対する投資					527,200
デリバティブ金融商品					1,117,217
配賦不能親会社管理部門資産					1,646,640
資産合計					47,769,531
セグメント負債	19,797,554	3,501,562	2,739,239	2,208,189	28,246,544
<u>調整:</u>					
その他の負債					6,444,150
セグメント間負債の消去					(154,477)
配賦不能親会社管理部門負債					4,679,023
負債合計					39,215,240
その他のセグメント情報					
資本的支出 #	181,356	63,934	79,818	133,761	458,869

資本的支出は、有形固定資産及び無形資産の増加から構成されております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

4. 事業セグメント情報(続き)

地域別情報

(a) 外部収益

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
日本	37,220,689	31,792,399
グレーターチャイナ	9,485,139	5,708,869
東南アジア	9,531,422	9,623,424
北米	1,046,873	1,116,933
ヨーロッパ	282,930	424,563
中東	1,329,768	1,868,195
インド	15,552	67,630
	<hr/>	<hr/>
	58,912,373	50,602,013

上記の収益情報は、収益を獲得する当社グループ各社の所在地に基づいています

(b) 非流動資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
日本	6,272,121	5,819,287
グレーターチャイナ	3,132,630	1,208,352
東南アジア	10,338,766	11,132,008
中東	18,443	55,922
インド	-	5,959
	<hr/>	<hr/>
	19,761,960	18,221,528

上記の非流動資産情報は、資産の所在地に基づいております。なお上記金額には、金融資産及び繰延税金資産は含めておりません。

主要な顧客についての情報

当連結会計年度において、単一の外部顧客からの取引による収益が当社グループの収益合計の10%以上となる取引は発生していません。(2019年:該当なし)

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

5. 収益、その他の収益及び利得

顧客との契約から生じる収益

(a) セグメント別内訳

2020年12月31日に終了する連結会計年度

セグメント	マネジメント サービス	パーソナル ケア	ペットケア	戦略投資	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
財又はサービスの種類					
マネジメントサービス	18,811,206	-	-	-	18,811,206
アドバイザーサービス	13,625,140	-	-	-	13,625,140
パーソナルケア	-	15,946,922	-	-	15,946,922
ペットケア	-	-	3,839,344	-	3,839,344
飲食サービス	-	-	-	6,475,730	6,475,730
教育サービス	-	-	-	15,204	15,204
その他	-	-	-	198,827	198,827
	32,436,346	15,946,922	3,839,344	6,689,761	58,912,373
地域別市場					
日本	16,964,808	15,852,405	3,839,344	564,132	37,220,689
グレートチャイナ	6,297,208	4,672	-	3,183,259	9,485,139
東南アジア	6,499,207	89,845	-	2,942,370	9,531,422
北米	1,046,873	-	-	-	1,046,873
ヨーロッパ	282,930	-	-	-	282,930
中東	1,329,768	-	-	-	1,329,768
インド	15,552	-	-	-	15,552
	32,436,346	15,946,922	3,839,344	6,689,761	58,912,373
収益の認識時期					
一定期間にわたり 移転されるサービス	26,184,805	-	3,839,344	15,204	30,039,353
一時点で移転される 財又はサービス	6,251,541	15,946,922	-	6,674,557	28,873,020
	32,436,346	15,946,922	3,839,344	6,689,761	58,912,373

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

5. 収益、その他の収益及び利得(続き)

顧客との契約から生じる収益(続き)

(a) セグメント別内訳(続き)

2019年12月31日に終了する連結会計年度

	マネジメント サービス 米ドル	パーソナル ケア 米ドル	ペットケア 米ドル	戦略投資 米ドル	合計 米ドル
セグメント					
財又はサービスの種類					
マネジメントサービス	21,968,957	-	-	-	21,968,957
アドバイザーサービス	8,576,476	-	-	-	8,576,476
パーソナルケア	-	11,329,517	-	-	11,329,517
ペットケア	-	-	3,957,835	-	3,957,835
飲食サービス	-	-	-	3,853,715	3,853,715
教育サービス	-	-	-	628,066	628,066
その他	-	-	-	287,447	287,447
	30,545,433	11,329,517	3,957,835	4,769,228	50,602,013
地域別市場					
日本	15,892,772	11,218,350	3,957,835	723,442	31,792,399
グレートチャイナ	5,612,686	-	-	96,183	5,708,869
東南アジア	5,562,654	111,167	-	3,949,603	9,623,424
北米	1,116,933	-	-	-	1,116,933
ヨーロッパ	424,563	-	-	-	424,563
中東	1,868,195	-	-	-	1,868,195
インド	67,630	-	-	-	67,630
	30,545,433	11,329,517	3,957,835	4,769,228	50,602,013
収益の認識時期					
一定期間にわたり 移転されるサービス	21,968,957	-	3,957,835	915,513	26,842,305
一時点で移転される 財又はサービス	8,576,476	11,329,517	-	3,853,715	23,759,708
	30,545,433	11,329,517	3,957,835	4,769,228	50,602,013

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

5. 収益、その他の収益及び利得(続き)

顧客との契約から生じる収益(続き)

(a) セグメント別内訳(続き)

「期首現在の契約負債残高のうち、当連結会計年度に認識した収益」及び「過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益」は以下の表の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
期首現在の契約負債残高のうち 当連結会計年度に認識した収益 アドバイザーサービスフィー	365,871	108,912

(b) 履行義務

当社グループの履行義務に関する情報は以下の通りです。

マネジメントサービス - マネジメントフィー

履行義務はサービスを提供する期間にわたり充足され、通常はサービス提供開始前に短期間の前払金を要請します。マネジメントサービスの契約期間は1年以内で、発生した時間に基づき請求しております。

マネジメントサービス - アドバイザーフィー

履行義務はアドバイザーレポート提出の時点で充足され、支払期限は通常提出日から30日以内です。もしくは、サービスが一定期間にわたり提供されることで充足される場合は、支払期限は通常請求書の発行から30日以内です。

飲食サービス

履行義務は顧客にケータリングサービスを提供した時点で充足されます。支払条件は、主に現金及びクレジットカード決済になります。与信期間は通常1カ月未満です。

パーソナルケア

履行義務はパーソナルケア商品を引き渡した時点で充足され、支払期限は通常引渡しから30日以内です。

ペットケア

履行義務はサービスを提供する期間にわたり充足され、通常サービス終了時点で支払いが行われます。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

5. 収益、その他の収益及び利得(続き)

顧客との契約から生じる収益(続き)

(b) 履行義務(続き)

教育サービス

履行義務はサービスを提供する期間にわたり充足され、通常サービス終了時点で支払いが行われます

その他戦略投資売上 - インターネットメディア

履行義務はサービスを提供する期間にわたり充足され、通常サービス終了時点で支払いが行われます。

残存する履行義務に配分されている取引価格

2020年12月31日現在、残存する履行義務(未充足又は部分的に未充足の履行義務)に配分されている取引価格は、698,571米ドルです。この金額には以下のものが含まれません。

- ・当社グループが実務上の便法を使用し、情報の開示を省略する残存する履行義務

- 履行義務が当初の予想期間が1年以下の契約の一部である場合、または
- 現在までに完了した当社グループの履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有していることを当社グループが認識する場合

当社グループは、2020年12月31日現在で未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分された取引価格に関連する収益として、2021年12月期に1,488,737米ドルを認識する見込みです。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

5. 収益、その他の収益及び利得(続き)

その他の収益及び利得

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価益	827,976	1,128,624
デリバティブ金融商品評価益(注記25)	18,769	100,193
バーゲン・パーチェスによる利得(注記33)	1,590,312	—
子会社及び事業の売却益(注記34)	466,537	509,841
政府補助金 #	218,023	—
その他	—	28,047
	<u>3,121,617</u>	<u>1,766,705</u>

政府補助金は主に、香港の食品環境衛生署が運営する「疫病対策基金-飲食業（社会的距離）」に関するものです。これは、一般的なレストラン、軽食レストラン、海上レストラン、工場の食堂などの施設の適格なライセンス保持者に対して、承認されたエリアに応じて提供される一回限りの補助金です。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

6. 税引前利益(損失)

当社グループの税引前利益(損失)は、以下の項目を踏まえて算定しております。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
売上原価(商品原価)	6,627,142	4,745,749
売上原価(サービス原価)	3,011,229	3,134,057
従業員給付費用(取締役報酬を含む(注記9))*:		
賃金及び給料	21,283,497	19,913,834
年金制度への拠出	1,685,575	1,680,480
確定給付に係る費用(注記30)	92,379	—
新株予約権の発行(注記32)	17,479	—
	<u>23,078,930</u>	<u>21,594,314</u>
減価償却費:		
有形固定資産(注記12)	726,365	381,898
使用権資産(注記12)	4,580,241	2,794,323
	<u>5,306,606</u>	<u>3,176,221</u>
監査報酬	1,027,656	779,325
短期リースに関連する費用	263,090	373,199
為替差損益	133,516	35,081
有形固定資産除売却損益	4,111	168,665
リース資産除売却損益	(31,142)	2,716
無形資産除売却損益	31,828	24,117
減損損失(のれん)(注記13)	—	58,013
減損損失(有形固定資産)(注記12)	76,064	—
減損損失(無形資産)(注記14)	16,369	24,630
減損損失(使用権資産)(注記12)	63,538	—
棚卸資産評価損	59,486	—
その他の償却費(無形資産)(注記14)	284,817	306,529
貸倒損失・引当金等(戻入)(注記19)	(40,202)	220,019
バーゲン・バーチェスによる利得(注記33)	(1,590,312)	—
子会社及び事業の売却益(注記34)	(466,537)	(509,841)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価損益	(827,976)	(1,128,624)
デリバティブ金融商品評価益(注記25)	(18,769)	(100,193)
デリバティブ金融商品の認識中止による損失(注記25a)	—	1,093,151

* 従業員給付費用は結合損益及び包括利益計算書の売上原価及び管理費に、それぞれ6,367,317米ドル(2019年: 5,962,435米ドル)、16,711,613米ドル(2019年: 15,631,879米ドル)計上しています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

7. 金融収益

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
受取利息	2,443	5,087

8. 金融費用

金融費用の分析は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
支払利息(有利子負債)	369,026	590,831
支払利息(リース負債)(注記27)	147,840	113,785
支払利息(その他の負債)(注記24)	215,439	420,300
	732,305	1,124,916

9. 当社グループの取締役に対する報酬

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
取締役への報酬	81,068	33,974
その他報酬:		
給与及びその他従業員給付	625,140	254,113
新株予約権の発行	94	-
	706,302	288,087

10. 法人所得税

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
<i>結合損益及び包括利益計算書:</i>		
<u>当期法人所得税</u>		
- 当期課税額	1,749,665	1,059,682
- 過年度超過税金引当額	(14,138)	(9,005)
<u>繰延税金</u>		
- 一時差異の発生及び解消	(766,546)	632,058
当連結会計年度の合計課税額	968,981	1,682,735

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

10. 法人所得税(続き)

税金費用と会計上の利益の関係

税引前利益にYCP Holdings Limitedとその子会社の大半が所在する国における法定税率を乗じて算定された税金費用と実効税率による税金費用との調整表は以下のとおりです。

	2020年		2019年	
	米ドル	%	米ドル	%
税引前利益	7,268,989		460,985	
法定税率による法人所得税費用	1,199,383	16.5	76,063	16.5
他国による実効税率	626,728	8.8	204,069	44.3
税効果:				
非課税所得	(593,273)	(8.3)	(270,347)	(58.6)
税務上損金算入が認められない費用	36,883	0.5	470,456	102.1
過年度税金費用の当期調整額	(14,138)	(0.2)	(9,005)	(2.0)
関連会社に帰属する損益	36,214	0.5	(12,783)	(2.8)
過年度において認識された税務上の欠損金の充当	(225,551)	(3.2)	—	—
過年度において未認識であった税務上の欠損金の充当	(369,862)	(5.2)	—	—
未認識の税務上の欠損金	221,610	3.1	1,063,667	230.7
源泉課税の影響	96,210	1.4	176,281	38.2
その他	(45,223)	(0.6)	(15,666)	(3.4)
当社グループの実効税率による法人所得税費用	968,981	13.3	1,682,735	365.0

結合損益及び包括利益計算書の「持分法による投資損益」に含めております、関連会社に帰属する税金負担額は、当期は発生しておりません(2019年: 57,020米ドル)。

香港の法人所得税は、2段階の事業所得税率を適用できるYCP Holdings Limitedを除き、当連結会計年度中に香港で発生する見積課税所得に16.5%(2019年:16.5%)の税率が適用されます。課税所得のうち2,000,000香港ドル(257,921米ドル相当)(2019年:2,000,000香港ドル(256,869米ドル相当))までは8.25%、2,000,000香港ドルを超える部分は16.5%の税率が適用されます。税額の算定には、当社グループが営業活動を行い、課税所得を獲得する国において、実質的に制定されている税率を使用しております(例 日本:35%、シンガポール:17%)。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

11. 親会社の所有者に帰属する1株当たり利益/(損失)

基本的1株当たり利益/(損失)は、YCP Holdings Limitedの所有者に帰属する当期利益(損失)、及び当連結会計年度中の加重平均発行済普通株式数16,299,296株(2019年: 16,401,000株)に基づいて計算しております。

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度においては潜在的希薄化株式が発行されていないため、基本的1株当たり利益/(損失)は調整しておりません。

	グループ	
	2020年	2019年
<u>当期利益/(損失)</u>		
基本的1株当たり利益/(損失)の計算に用いられた YCP Holdings Limitedの所有者に帰属する当期利益/(損失)	6,339,589	(1,186,967)

	株式数	
	2020年	2019年
<u>株式数</u>		
基本的1株当たり利益の計算に用いられた 加重平均普通株式数	16,299,296	16,401,000

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産

	有形固定資産				使用権資産					
	建物附属 設備 米ドル	機械装置 米ドル	器具及び 構築物 米ドル	車両及び 運搬具 米ドル	小計 米ドル	建物 米ドル	機械装置 米ドル	設備 米ドル	小計 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日	521,460	1,593,891	132,259	64,371	2,311,981	10,491,418	191,432	53,106	10,735,956	13,047,937
2019年12月31日現在 及び2020年1月1日現在: 取得原価	(232,465)	(1,321,826)	(56,911)	(64,371)	(1,675,573)	(5,800,269)	(145,387)	(36,678)	(5,982,334)	(7,657,907)
減価償却累計額及び 減損損失累計額	288,995	272,065	75,348	-	636,408	4,691,149	46,045	16,428	4,753,622	5,390,030
正味帳簿価額										

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産(続き)

	有形固定資産				使用権資産					
	建物附属 設備 米ドル	機械装置 米ドル	器具及び 構築物 米ドル	車両及び 運搬具 米ドル	小計 米ドル	建物 米ドル	機械装置 米ドル	設備 米ドル	小計 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日 (続き)										
2020年1月1日現在の 正味帳簿価額	288,995	272,065	75,348	-	636,408	4,691,149	46,045	16,428	4,753,622	5,390,030
増加	380,109	163,163	23,233	-	566,505	3,580,255	14,191	51,116	3,645,562	4,212,067
子会社及び事業の取得 (注記33)	487,507	529,381	-	1,937	1,018,825	1,709,093	60,896	-	1,769,989	2,788,814
処分	(5,008)	1,443	(546)	-	(4,111)	-	-	-	-	(4,111)
リース資産除却 子会社及び事業の売却 (注記34)	-	-	-	-	-	(800,927)	(26,201)	(3,787)	(830,915)	(830,915)
当期減価償却費	(3,343)	(13,230)	-	-	(16,573)	-	-	-	-	(16,573)
減損損失	(392,189)	(301,703)	(32,147)	(326)	(726,365)	(4,540,756)	(29,995)	(9,490)	(4,580,241)	(5,306,606)
在外営業活動体の換算差額	(807)	(74,158)	(1,099)	-	(76,064)	(63,538)	-	-	(63,538)	(139,602)
	7,723	2,841	733	(10)	11,287	68,318	886	532	69,736	81,023
2020年12月31日現在 の正味帳簿価額	762,987	579,802	65,522	1,601	1,409,912	4,643,594	65,822	54,799	4,764,215	6,174,127

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産(続き)

	有形固定資産				使用権資産					
	建物附属 設備 米ドル	機械装置 米ドル	器具及び 構築物 米ドル	車両及び 運搬具 米ドル	小計 米ドル	減価 米ドル	機械装置 米ドル	オフィス 設備 米ドル	小計 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日(続き)										
2020年12月31日現在:										
取得原価	1,379,918	2,200,490	153,847	66,308	3,800,563		239,559	79,433	14,105,633	17,906,196
減価償却累計額 及び減損損失累計額	(616,931)	(1,620,688)	(88,325)	(64,707)	(2,390,651)	(9,143,047)	(173,737)	(24,634)	(9,341,418)	(11,732,069)
正味帳簿価額	762,987	579,802	65,522	1,601	1,409,912	4,643,594	65,822	54,799	4,764,215	6,174,127

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記
2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産(続き)

	有形固定資産				使用権資産				
	建物附属 設備 米ドル	機械装置 米ドル	器具及び構築物 米ドル	車両及び運搬具 米ドル	建物 米ドル	機械装置 米ドル	オフィス設備 米ドル	小計 米ドル	合計 米ドル
2019年12月31日									
2018年12月31日現在及び 2019年1月1日現在:									
取得原価	594,181	1,506,518	88,728	110,401	4,969,278	151,145	27,980	5,148,403	7,448,231
減価償却累計額及び 減損損失累計額	(162,303)	(1,063,199)	(41,937)	(64,939)	-	-	-	-	(1,332,378)
正味帳簿価額	431,878	443,319	46,791	45,462	4,969,278	151,145	27,980	5,148,403	6,115,853
2019年1月1日現在の									
正味帳簿価額	431,878	443,319	46,791	45,462	4,969,278	151,145	27,980	5,148,403	6,115,853
増加	64,635	151,372	58,215	-	2,653,846	-	-	2,653,846	2,928,088
処分	(35,804)	(72,031)	(14,800)	(46,030)	-	-	-	-	(168,665)
リース資産除却	-	-	-	-	(42,338)	-	-	(42,338)	(42,338)
子会社及び事業の売却(注記34)	(67,081)	(10,097)	(644)	-	(140,409)	(73,134)	(2,624)	(216,167)	(293,989)
当期減価償却費	(109,169)	(246,088)	(26,641)	-	(2,753,244)	(32,110)	(8,969)	(2,794,323)	(3,176,221)
在外営業活動体の換算差額	4,536	5,590	12,427	568	4,016	144	41	4,201	27,322
2019年12月31日現在の									
正味帳簿価額	288,995	272,065	75,348	-	4,691,149	46,045	16,428	4,753,622	5,390,030

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記
2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産(続き)

	有形固定資産				使用権資産				
	建物附属 設備 米ドル	機械装置 米ドル	器具及び構築物、車両及び運搬具 米ドル	小計 米ドル	建物 米ドル	機械装置 米ドル	オフィス設備 米ドル	小計 米ドル	合計 米ドル
2019年12月31日(続き)									
2019年12月31日現在:									
取得原価	521,460	1,593,891	132,259	2,311,981	10,491,418	191,432	53,106	10,735,956	13,047,937
減価償却累計額及び 損失累計額	(232,465)	(1,321,826)	(56,911)	(1,675,573)	(5,800,269)	(145,387)	(36,678)	(5,982,334)	(7,657,907)
正味帳簿価額	288,995	272,065	75,348	636,408	4,691,149	46,045	16,428	4,753,622	5,390,030

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

12. 有形固定資産及び使用権資産(続き)

資産の減損

有形固定資産及び使用権資産は、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施します。経営者は2020年12月31日に終了する会計年度に不振が続いた飲食サービスの資金生成単位において、有形固定資産及び使用権資産の減損を測定しています。

減損の兆候が見られた飲食サービスに関連する有形固定資産及び使用権資産の回収可能額は、当該資産の使用価値と12% (2019年: 12%)の税引前割引率に基づいています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては0% (2019年: 0%)の成長率を用いています。

有形固定資産及び使用権資産の減損については、純損益でそれぞれ76,064米ドル (2019年: 該当なし)、63,538米ドル (2019年: 該当なし)を認識しています。

13. のれん

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
1月1日現在:		
取得原価	10,363,086	10,639,927
減損損失累計額	(58,013)	(321,228)
	10,305,073	10,318,699
正味帳簿価額	10,305,073	10,318,699
1月1日現在の正味帳簿価額	10,305,073	10,318,699
子会社及び事業の取得(注記33)	1,565,988	110,990
減損損失(注記6)	-	(58,013)
子会社及び事業の売却(注記34)	-	(208,532)
在外営業活動体の換算差額	(112,231)	141,929
	11,758,830	10,305,073
12月31日現在の正味帳簿価額	11,758,830	10,305,073
12月31日現在:		
取得原価	11,758,830	10,363,086
減損損失累計額	-	(58,013)
	11,758,830	10,305,073
正味帳簿価額	11,758,830	10,305,073

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

13. のれん(続き)

のれんの減損テスト

企業結合により取得したのれんは、減損テストにあたり以下の資金生成単位に配分しております。

- ・ 飲食サービス資金生成単位
- ・ 教育サービス資金生成単位
- ・ ペットケアサービス資金生成単位
- ・ マネジメントサービス資金生成単位
- ・ インターネットメディアサービス資金生成単位

飲食サービス資金生成単位

飲食サービス資金生成単位の回収可能価額は、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は12%(2019年:12%)です。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、0%(2019年:0%)の成長率を用いて見積っております。

教育サービス資金生成単位

2018年、教育サービス資金生成単位の回収可能価額は、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は15%です。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、0%の成長率を用いて見積っております。

ペットケアサービス資金生成単位

ペットケアサービス資金生成単位の回収可能価額は、上級管理職が承認した5年間(2019年:5年間)の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定した使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は15%(2019年:15%)です。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、0%(2019年:0%)の成長率を用いて見積っております。資金生成単位の予想成長率の範囲は、0%から5%(2019年:2%から6%)です。

マネジメントサービス資金生成単位

マネジメントサービス資金生成単位の回収可能価額は、上級管理職が承認した5年間(2019年:5年間)の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定した使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は15%から18%(2019年:15%から18%)です。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、0%から3%(2019年:0%から3%)の成長率を用いて見積っております。資金生成単位の予想成長率の範囲は、0%から10%(2019年:1%から10%)です。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

13. のれん(続き)

のれんの減損テスト(続き)

マネジメントサービス資金生成単位(続き)

経営者は、売上高成長率が5.81%(2019年:5.58%)減少、又は税引前割引率が19.05%(2019年:13.63%)増加すると、それぞれ単独で、マネジメントサービスの回収可能価額が概ね帳簿価額と等しくなると試算しております。2020年12月31日現在、マネジメントサービスの回収可能価額は、帳簿価額を3,144,780米ドル(2019年:2,790,346米ドル)上回っております。

インターネットメディアサービス資金生成単位

2019年、インターネットメディアサービス資金生成単位の回収可能価額は、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定された使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は15%です。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、0%の成長率を用いて見積っております。

のれんの帳簿価額は各資金生成単位に以下の通り配分しております。

	飲食 サービス 米ドル	教育 サービス 米ドル	ペットケア サービス 米ドル	マネジメント サービス 米ドル	インターネット メディアサービス 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日現在	113,022	-	3,007,598	8,638,210	-	11,758,830
2019年12月31日現在	110,990	-	1,362,259	8,831,824	-	10,305,073
2019年1月31日現在	-	205,975	1,345,554	8,709,868	57,302	10,318,699

インターネットメディアサービスにおいて直近で損失が発生していたため、2019年12月31日終了する会計年度に58,013米ドルの減損損失を認識しております。当該減損損失額は、上級管理職が承認した5年間の財務予算上の見積キャッシュ・フローを用いて算定した使用価値に基づいております。見積キャッシュ・フローに適用した税引前割引率は15%です。

2020年12月31日の飲食サービス、ペットケアサービス及びマネジメントサービスの使用価値の算定において、一定の仮定を使用しております。経営者が見積キャッシュ・フローに基づきのれんの減損テストを実施するために使用した主要な仮定は、以下の通りです。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

13. のれん(続き)

のれんの減損テスト(続き)

予算売上総利益率 - 予算売上総利益率の割当ての決定に使用する基準値は、予算年度直前の1年間の実績平均売上総利益に基づいており、予想される業務の効率化と業界の成長により増加しております。

割引率 - 割引率は税引前であり、各資金生成単位に関連する固有のリスクを反映しております。

飲食サービス、ペットケアサービス、及びマネジメントサービスの業界の市場成長に関する主要な仮定に配分する金額及び割引率は、外部の情報に基づいております。

資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を下回っているため、減損損失は認識されていません。仮定が実現しない場合、将来減損損失が求められる可能性があります。

14. 無形資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
耐用年数を確定できない無形資産	16,381	15,479	15,289
耐用年数が有限の無形資産	1,529,505	1,983,746	2,169,029
	<u>1,545,886</u>	<u>1,999,225</u>	<u>2,184,318</u>

耐用年数を確定できない無形資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
インターネットドメイン名		
期首残高	15,479	15,289
在外営業活動体の換算差額	902	190
期末残高	<u>16,381</u>	<u>15,479</u>

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

14. 無形資産(続き)

耐用年数が有限の無形資産

	特許権及び ライセンス 米ドル	商標権 米ドル	ソフトウェア 米ドル	顧客基盤 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日					
2020年1月1日現在:					
取得原価	172,063	24,056	452,914	2,114,492	2,763,525
減価償却累計額及び 減損損失累計額	(100,978)	(24,056)	(238,930)	(415,815)	(779,779)
正味帳簿価額	71,085	–	213,984	1,698,677	1,983,746
2020年1月1日現在の					
正味帳簿価額	71,085	–	213,984	1,698,677	1,983,746
増加	18,595	–	41,898	–	60,493
子会社及び事業の取得(注記33)	–	–	798	–	798
処分	(14,556)	–	(17,272)	–	(31,828)
子会社及び事業の売却(注記34)	(48,300)	–	(93,858)	–	(142,158)
当期償却費	(11,370)	–	(87,234)	(186,213)	(284,817)
減損損失	(1,511)	–	(14,858)	–	(16,369)
在外営業活動体の換算差額	2,885	–	8,208	(51,453)	(40,360)
2020年12月31日現在	16,828	–	51,666	1,461,011	1,529,505
2020年12月31日現在:					
取得原価	108,299	–	185,958	2,114,492	2,408,749
減価償却累計額及び 減損損失累計額	(91,471)	–	(134,292)	(653,481)	(879,244)
正味帳簿価額	16,828	–	51,666	1,461,011	1,529,505

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

14. 無形資産(続き)

耐用年数が有限の無形資産(続き)

	特許権及び ライセンス 米ドル	商標権 米ドル	ソフトウェア 米ドル	顧客基盤 米ドル	合計 米ドル
2019年12月31日					
2019年1月1日現在:					
取得原価	240,669	24,056	279,367	2,114,492	2,658,584
減価償却累計額及び 減損損失累計額	(95,252)	(24,056)	(120,322)	(249,925)	(489,555)
正味帳簿価額	145,417	–	159,045	1,864,567	2,169,029
2019年1月1日現在の					
正味帳簿価額	145,417	–	159,045	1,864,567	2,169,029
増加	–	–	184,647	–	184,647
処分	(52,536)	–	(1,068)	–	(53,604)
子会社及び事業の売却 (注記34)	–	–	(13,501)	–	(13,501)
当期償却費	(23,085)	–	(92,924)	(190,520)	(306,529)
減損損失	–	–	(24,630)	–	(24,630)
在外営業活動体の換算差額	1,289	–	2,415	24,630	28,334
2019年12月31日現在	71,085	–	213,984	1,698,677	1,983,746
2019年12月31日現在の:					
取得原価	172,063	24,056	452,914	2,114,492	2,763,525
減価償却累計額及び 減損損失累計額	(100,978)	(24,056)	(238,930)	(415,815)	(779,779)
正味帳簿価額	71,085	–	213,984	1,698,677	1,983,746

インターネットメディアサービスにおいて直近で損失が発生していたため、引当前帳簿価額16,369米ドル (2019年: 24,630米ドル)の特許権及びライセンス並びにソフトウェアについて、当連結会計年度中に16,369米ドル (2019年: 24,630米ドル) の減損損失を認識しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

15. ジョイント・ベンチャーに対する投資

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
純資産に対する当社の持分	-	-	-

当社が保有するジョイント・ベンチャーの内訳は以下の通りです。

名称	保有する発行済み 株式の内訳	設立国	持分(%)	主な事業活動
株式会社武蔵野御廟 ("武蔵野御廟")	普通株式	日本	50.0	墓苑支援サービス提供

株式会社武蔵野御廟の持分の損失累計額は当社グループの持分を上回っているため持分の損失の認識を中止しています。当社グループは更なる損失を負担する義務を負いません。当連結会計年度における株式会社武蔵野御廟の持分の未認識の損益及び未認識の損失累計額は、それぞれ146,655米ドルの利益(2019年: 523,337米ドルの損失)、810,995米ドル(2019年: 957,650米ドル)です。

16. 関連会社に対する投資

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
純資産(負債)に対する持分のれん	(63,356) 346,473	199,798 327,402	211,334 323,387
	283,117	527,200	534,721

当社が保有する主要な関連会社の内訳は以下の通りです。

名称	保有する発行済み 株式の内訳	設立国	持分(%)	主な事業活動
株式会社ARUKI	普通株式	日本	25.0	飲食業界におけるレストランの運営
株式会社ARUKIを通じて保有: 株式会社BARC	普通株式	日本	25.0	飲食業界におけるレストランの運営

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

16. 関連会社に対する投資(続き)

個別には重要性のない当社グループの関連会社の要約財務情報は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
関連会社の当期損益に対する持分	(219,476)	77,470	66,636
関連会社のその他の包括利益に対する持分	22,197	6,704	8,286
関連会社の包括損益合計に対する持分	(197,279)	84,174	74,922
当社グループの関連会社に対する 投資の帳簿価額合計	283,117	527,200	534,721

17. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
<u>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産</u>			
上場株式への投資の公正価値			
アイペットホールディングス株式会社	9,954,946	8,599,580	7,384,366

2020年12月31日現在の上記の株式投資は、当社グループが、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして区分するという取消不能の選択を行わなかったため、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に関する公正価値の情報については、注記38に記載しております。

2020年12月31日現在、当社グループの上場株式への投資の帳簿価額9,954,946米ドル(2019年:8,599,580米ドル)は、注記26で開示している通り、当社グループの銀行借入の担保に供しております。

18. 棚卸資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
原材料	200,468	123,203	34,239
製品	1,760,388	957,633	1,279,228
	1,960,856	1,080,836	1,313,467

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

19. 営業債権及び契約資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
営業債権	7,060,380	6,838,143	5,285,859
貸倒損失・引当金等	(95,837)	(145,550)	(13,419)
	6,964,543	6,692,593	5,272,440
契約資産 [#]	698,571	—	—
	7,663,114	6,692,593	5,272,440

契約資産は、継続的なアドバイザーサービスから得られる収入に関連します。したがって、期末時点での継続的なアドバイザーサービスの数に応じて残高が変動します。2020年12月31日現在の契約資産の予想信用損失は僅少と判断しており、2020年12月31日現在の契約資産の予想決済時期は1年以内です。

当社グループの顧客との取引条件は、新規顧客との間での前受金取引を除き、主に信用取引となっております。通常の支払期間は1カ月であり、各顧客に与信限度額を付与しております。未回収の営業債権は厳格に管理し、期日を経過した残高は上級管理職が定期的にモニタリングしております。前述の観点と、当社グループの営業債権は多様な顧客に対して分散しているという事実から、当社グループの信用リスクの集中度は低いものと判断しております。当社グループは営業債権に対して、担保又はその他の信用補完を保有しておりません。なお、営業債権は無利息です。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

19. 営業債権及び契約資産(続き)

営業債権の貸倒引当金の増減は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
期首残高	145,550	13,419	9,691
貸倒損失・引当金等(戻入) (注記6)			104,897
	(40,202)	220,019	
回収不能として直接償却した金額	(9,511)	(87,888)	(101,169)
期末残高	95,837	145,550	13,419

減損損失(貸倒損失)の分析は、予想信用損失を測定するための引当マトリクスを用いて各報告日に実施しております。引当率は、類似する損失パターンによりグルーピングされた(すなわち、顧客の種類及び信用度)さまざまな顧客セグメントの期日経過日数に基づいております。計算には、確率加重した結果、貨幣の時間価値及び過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して報告日現在で入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を反映しております。通常、営業債権は1年超にわたり回収不能で、かつ、回収に向けた執行活動を行っていない場合に直接償却しております。

2020年12月31日現在

	期日経過日数				合計
	期日未経過	1カ月未満	1カ月- 3カ月	3カ月超	
予想信用損失率	0.13%	0.21%	1.52%	28.29%	1.36%
営業債権(米ドル)	5,336,258	1,074,949	363,991	285,182	7,060,380
予想信用損失 (米ドル)	7,118	2,247	5,515	80,957	95,837

2019年12月31日現在

	期日経過日数				合計
	期日未経過	1カ月未満	1カ月- 3カ月	3カ月超	
予想信用損失率	0.04%	0.04%	8.00%	52.49%	2.13%
営業債権(米ドル)	5,597,507	842,640	147,748	250,248	6,838,143
予想信用損失 (米ドル)	2,008	375	11,817	131,350	145,550

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

19. 営業債権及び契約資産(続き)

2019年1月1日現在

	期日経過日数				合計
	期日未経過	1カ月未満	1カ月- 3カ月	3カ月超	
予想信用損失率	0.06%	0.17%	0.61%	5.35%	0.25%
営業債権(米ドル)	4,262,821	764,866	84,742	171,430	5,285,859
予想信用損失(米ドル)	2,445	1,282	517	9,175	13,419

20. その他の資産

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
前払金	1,012,243	493,079	476,097
敷金及び保証金並びにその他の債権	2,995,384	2,510,320	2,290,584
	4,007,627	3,003,399	2,766,681
非流動資産計上額	(1,170,597)	(870,495)	(988,661)
	2,837,030	2,132,904	1,778,020

2020年12月31日及び2019年12月31日現在のその他の債権の帳簿価額はおおむね公正価値に近似しております。回収可能価額は顧客の信用状況に基づき評価し、2020年12月31日及び2019年12月31日現在の予想信用損失は僅少と判断しております。

21. 現金及び預金

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
現金及び預金	9,763,255	8,346,894	7,811,675
定期預金	143,450	147,987	-
	9,906,705	8,494,881	7,811,675
控除: 担保差入定期預金(注記a)	(143,450)	(147,987)	-
	9,763,255	8,346,894	7,811,675

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

21. 現金及び預金(続き)

注記:

- (a) 2020年12月31日現在、当社グループの定期預金143,450米ドル (2019年: 147,987米ドル) は特定の銀行機能を確保するために担保として差し入れられております (注記26)。

当連結会計年度の末日における、当社グループが保有する人民元建ての現金及び預金は525,353米ドル (2019年: 319,962米ドル)です。人民元は、他の通貨に自由に交換することはできませんが、中国本土の外貨管理条例と人民元転、外貨売却及び外貨支払管理規定の管理の下、外国為替業務を実施する公認銀行を通じて人民元を他の通貨に交換することを認められております。

預金は、日々の銀行預金金利に基づく変動金利により利息が付されます。預金は直近でデフォルトの実績のない信用力のある銀行に預けております。

22. 営業債務

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
営業債務	2,012,490	1,654,769	1,491,761

営業債務は無利息で、通常は30日で決済しております。

23. 営業債務以外の債務

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
契約負債(注記a)	7,563	365,871	108,912
その他の債務(注記b)	4,206,704	4,878,809	4,202,081
未払費用(注記b)	5,084,329	3,806,609	3,109,765
引当金(注記c)	579,642	381,791	445,239
非流動負債計上額	9,878,238 (664,467)	9,433,080 (390,273)	7,757,085 (537,108)
流動負債計上額	9,213,771	9,042,807	7,219,977

注記:

- (a) 契約負債には、アドバイザーサービスに対する短期前受金を含めております。契約負債は、年度末に受領した顧客からの短期前受金に応じて変動します。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

23. 営業債務以外の債務(続き)

注記(続き):

- (b) 営業債務以外の短期債務は無利息であり、決済までの期間は平均1カ月です。
- (c) 引当金は、当社グループのリース資産を修復するために必要な費用の見積額で、それぞれのリース期間の終了時に利用される予定です。12月31日現在での引当金の変動は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
1月1日現在	381,791	445,239
増加	179,112	—
子会社の売却	(14)	(8,972)
利用	—	(60,242)
在外営業活動体の換算差額	18,753	5,766
12月31日現在	579,642	381,791

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

24. その他の負債

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
企業結合により発生したプット・オプション (注記a)	5,198,955	6,444,150	6,023,850
株式の割当により発生したプット・オプション (注記b)	921,321	—	—
	6,120,276	6,444,150	6,023,850
非流動負債計上額	(921,321)	—	(2,913,300)
流動負債計上額	5,198,955	6,444,150	3,110,550

注記:

- (a) ソリディアンズ・グループの買収契約に基づき(詳細は注記25)、YCP Holdings Limited は、株式分割後旧ソリディアンズ・グループ株主が1株当たり行使価格5米ドルで発行済株式をYCP Holdings Limitedに売却することができるプット・オプションを付与しております。プット・オプションについては、当初償還金額の現在価値で認識され、その後償却費で再測定します。

当期におけるプット・オプションの帳簿価額の変動は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
期首残高	6,444,150	6,023,850
認識の中止(注記31b)	(1,105,125)	—
行使(注記31b)	(344,295)	—
利息費用(注記8)	204,225	420,300
2020年12月31日現在の非流動負債計上額	5,198,955	6,444,150

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

24. その他の負債(続き)

注記(続き):

- (b) 2020年11月13日、YCP Holdings Limitedは独立した第三者及び当社の一部の取締役（以下「引受人」）と、YCP Holdings Limitedの運転資金を追加するため、1株当たり5米ドルで普通株式234,000株を割り当てる株式引受契約（以下「引受契約」）を締結しております。2020年11月13日（以下「引受日」）付の引受契約に基づき、引受人は1株当たり5米ドルで割当株式の買い戻しをYCP Holdings Limitedに請求でき、引受日から2年以内の権利行使が可能となります。

引受日現在の負債の構成要素の公正価値は、類似するローンの市場金利と同等の金利を用いて、894,625米ドルと測定されております。残余額は資本に割り当てられ、株主資本に含まれております。

プット・オプションについては、当初償還金額の現在価値で認識され、その後償却費で再測定します。

引受合計額は以下の通り負債と資本に割り当てられております。

	2020年 米ドル
発行済普通株式の名目価値	1,170,000
引当日現在の資本の構成要素	(275,375)
引当日現在の負債の構成要素	894,625
利息費用 (注記8)	11,214
在外営業活動体の換算差額	15,482
2020年12月31日現在の非流動負債計上額	921,321

25. デリバティブ資産及び負債

2018年10月11日(以下「取得日」)、YCP Holdings Limitedは第三者(旧ソリディアンズ・グループ株主)からソリディアンズ・グループの100%の株式を取得する譲渡契約(以下「買収契約」)を締結しております。

買収契約に基づき、買収の対価は現金及びYCP Holdings Limited株式(以下「発行済株式」)467株(株式分割後は1,401,000株相当)で決済しております。また、合わせてYCP Holdings Limitedは以下を付与しております。(i)コール・オプション—ソリディアンズ・グループが指定されたアンアウト条項を満たさない場合、株式分割後YCP Holdings Limitedが1株当たり行使価格0.0003香港ドルで旧ソリディアンズ・グループ株主から、発行済株式を買い戻す権利、及び(ii)プット・オプション—株式分割後旧ソリディアンズ・グループ株主が1株当たり行使価格5米ドルで発行済株式をYCP Holdings Limitedに売却することができる権利。ソリディアンズ・グループが指定されたアンアウト条項を満たさない場合、旧ソリディアンズ・グループ株主が行使可能なプット・オプションの数は、コール・オプションに基づいてYCP Holdings Limitedが行使しなかった発行済株式数に制限されます。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

25. デリバティブ資産及び負債(続き)

取得日時点で付与されたコール・オプション及びプット・オプションの行使価格及び権利行使期間は以下の通りです。

	株式分割後 1株当たり 行使価格	行使可能な オプション の最大数
権利行使期間		
コール・オプション		
取得日の1年後から90日以内	0.0003香港ドル	233
取得日の2年後から90日以内	0.0003香港ドル	234
プット・オプション-ソリディアンズ・グループが アーンアウト条項を満たした場合		
取得後の1年後から、取得日から2年経過する日の 前日まで(両端日含む)	5米ドル	233
取得後の2年後から、取得日から3年経過する日の 前日まで(両端日含む)	5米ドル	467
プット・オプション-ソリディアンズ・グループが アーンアウト条項を満たさなかった場合		
取得日の1年後から90日以内	5米ドル	注記1
取得日の2年後から90日以内	5米ドル	注記2

注記1: 233オプション、又はYCP Holdings Limitedがコール・オプションに基づいて行使しなかったオプション数のいずれか少ない方

注記2: 467オプション、又はYCP Holdings Limitedがコール・オプションに基づいて行使しなかったオプション数のいずれか少ない方

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

25. デリバティブ資産及び負債(続き)

当期におけるコール・オプションの帳簿価額の変動は以下の通りです

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
期首残高	1,117,217	2,110,175
行使(注記31b)	(1,135,986)	-
認識の中止(注記a)	-	(1,093,151)
公正価値測定	18,769	100,193
	<hr/>	<hr/>
期末残高	-	1,117,217

これらのコール・オプションは、純損益を通じて公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動18,769米ドル(2019年: 100,193米ドル)は、当期の損益に計上しております。

注記:

- (a) 2019年12月31日において、YCP Holdings Limitedは旧ソリディアンズ・グループ株主と、以下を目的とした修正契約(以下「修正契約」)を締結しております。(a)ソリディアンズ・グループが初年度のアーンアウト条項を満たさず、これによりYCP Holdings Limitedは78のコール・オプションについて権利行使が可能になることを双方が確認すること、(b) YCP Holdings Limitedが残りの389のコール・オプションを行使する権利を取消不能かつ無条件に放棄するとともに、ソリディアンズ・グループが2年目のアーンアウト条項を満たすかどうかにかかわらず、旧ソリディアンズ・グループ株主が389のプット・オプションを維持すること、(c)コール・オプション及びプット・オプションに係るすべての権利、義務及び負債を処理及び実行するにあたって株式分割(注記31(a)参照)を考慮すること。すなわち、オプション1つに対し1株の権利付与から、オプション1つに対し3,000株の権利付与への修正に合意すること、(d) YCP Holdings Limited取締役の1名がプット・オプションに関連する担保として個人保証を提供する代わりに、YCP Holdings Limitedの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の担保提供を終了し解約すること。

その結果、過年度において、上記修正契約に基づいて放棄したコール・オプションに関連するデリバティブ資産の認識を中止しました。当社グループは当該認識の中止に伴い、結合損益及び包括利益計算書に1,093,151米ドルの損失を計上しております。

2020年12月31日現在、当社グループが保有するオプションは、コール・オプションではなく(2019年:78)、また366(2019年:389)のプット・オプションとなりました。これは、買収契約及び修正契約において規定された条件に基づきYCP Holdings Limitedが行使可能なオプションの最大数に相当します。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記
2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

26. 有利子負債

	実効金利 (年率)(%)	満期	2020年 米ドル	実効金利 (年率)(%)	満期	2019年 米ドル	実効金利 (年率)(%)	満期	2019年1月1日 米ドル
流動負債									
当座貸越	5.0 - 6.5	要求払	84,915	5.0 - 6.5	要求払	201,719	9.5	要求払	358,467
銀行借入	0.5 - 2.5	2021	3,504,840	0.7 - 2.5	2020	2,758,348	0.7 - 2.5	2019	1,602,705
第三者から の借入	6.0	2021	482,998	6.0	2020	1,825,650	6.0 - 7.0	2019	3,475,385
			<u>4,072,753</u>			<u>4,785,717</u>			<u>5,436,557</u>
非流動負債									
銀行借入	0.5 - 2.5	2023 - 2030	9,664,254	0.7 - 2.5	2025	9,321,836	0.7 - 2.5	2025	4,358,197
第三者から の借入	6.0	2023	965,997	6.0	2023	1,369,238	6.0 - 7.0	2023	4,975,385
			<u>10,630,251</u>			<u>10,691,074</u>			<u>9,333,582</u>
			<u>14,703,004</u>			<u>15,476,791</u>			<u>14,770,139</u>

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

26. 有利子負債(続き)

注記:

当社グループの有利子負債は無担保であり、年利は0.5%から6.5%(2019年:0.7%から6.5%)、返済期限は2021年から2030年(2019年:2020年から2025年)です。

報告期間末日現在、当社グループの銀行借入及びその他借入金に対して担保提供されているものは、以下の通りです。

- (a) 銀行借入5,100,464米ドル(2019年:6,024,646米ドル)に対して当社グループ保有の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産9,954,946米ドル (2019年: 8,599,580米ドル)(注記17)
- (b) 第三者からの借入2,779,984米ドル(2019年:3,194,888米ドル)に対して当社の特定の子会社に対する持分
- (c) 第三者からの借入9,423,796米ドル(2019年:3,194,888米ドル)に対して特定の株主の個人保証
- (d) 銀行の当座貸越84,915米ドル (2019年: 201,719米ドル)に対して担保として差し入れている定期預金143,450米ドル(2019年: 147,987米ドル)(注記21)

財務活動から発生するキャッシュ・フローの負債の変動の調整については、注記35で開示しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

27. リース負債

当社グループのリース負債の帳簿価額は以下の通りです。

	2020年		2019年		2019年1月1日	
	最低支払 リース料 米ドル	最低支払リース料の 現在価値 米ドル	最低支払 リース料 米ドル	最低支払リース料の 現在価値 米ドル	最低支払 リース料 米ドル	最低支払リース料の 現在価値 米ドル
債務額:						
1年以内	3,131,106	3,066,861	2,834,391	2,755,423	3,021,846	2,908,561
2年以降5年以内	1,604,344	1,568,994	2,093,030	2,057,045	2,451,564	2,336,561
5年超	236,343	228,997	18,257	18,207	-	-
最低支払リース料総額	4,971,793	4,864,852	4,945,678	4,830,675	5,473,410	5,245,122
将来利息費用	(106,941)		(115,003)		(228,288)	
正味リース債務総額	4,864,852		4,830,675		5,245,122	
流動負債計上額	(3,066,861)		(2,755,423)		(2,908,561)	
非流動負債計上額	1,797,991		2,075,252		2,336,561	

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

27. リース負債(続き)

2020年12月31日に終了した連結会計年度のリース負債の帳簿価額の期中変動

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
1月1日現在	4,830,675	5,245,122
追加	3,645,562	2,653,846
子会社及び事業の取得(注記33)	1,769,989	-
リースの解約	(862,057)	(39,622)
子会社及び事業の売却(注記34)	-	(221,340)
利息の発生	147,840	113,785
返済	(3,943,982)	(2,909,061)
新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免	(791,495)	-
在外営業活動体の換算差額	68,320	(12,055)
	<hr/>	<hr/>
12月31日現在	4,864,852	4,830,675

リースに関して、純損益に認識した金額は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
リース負債に係る利息費用(注記8)	147,840	113,785
使用権資産の減価償却費(注記6)	4,580,241	2,794,323
短期リースに係る費用(注記6)	263,090	373,199
リース資産除却損益(注記6)	(31,142)	2,716
新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免	(791,495)	-
使用権資産の減損損失	63,538	-
	<hr/>	<hr/>
純損益に認識された総額	4,232,072	3,284,023

当社グループのリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、2020年において4,207,072米ドル(2019年:3,282,260米ドル)でした。当社グループは、非資金取引により、2020年において3,645,562米ドル(2019年:2,653,846米ドル)の使用権資産及びリース負債を増加させております。

注記2.2に記載の通り、当社グループはIFRS第16号の改訂について早期適用を行っており、当期間中の賃料減免について実務的な便法を適用しています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

28. 取締役に対する債務

取締役に対する債務は、無担保及び無利息の要求払債務です。

29. 繰延税金

繰延税金負債及び繰延税金資産の期中変動は以下の通りです。

繰延税金負債

	加速償却 米ドル	子会社の取得 に関する公正 価値の調整 米ドル	使用権資産 米ドル	その他 米ドル	合計 米ドル
2019年1月1日現在 子会社及び事業の売却 (注記34)	19,049	316,976	1,045,727	47,031	1,428,783
純損益に認識された 繰延税金(注記10)	(2,402)	-	(26,791)	(2,935)	(32,128)
在外営業活動体の 換算差額	7,038	(32,388)	(171,370)	59,665	(137,055)
	196	4,187	4,261	317	8,961
<hr/>					
2019年12月31日及び 2020年1月1日現在の 繰延税金負債総額 子会社及び事業の取得 (注記33)	23,881	288,775	851,827	104,078	1,268,561
純損益に認識された 繰延税金(注記10)	-	-	-	24,185	24,185
在外営業活動体の 換算差額	(22,131)	(31,657)	(314,557)	(38,506)	(406,851)
	552	(8,747)	39,602	4,831	36,238
<hr/>					
2020年12月31日現在の 繰延税金負債総額	2,302	248,371	576,872	94,588	922,133

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

29. 繰延税金(続き)

繰延税金資産

	退職給付に 係る負債 米ドル	税務上の 欠損金 米ドル	引当金及び その他の 負債 米ドル	リース負債 米ドル	合計 米ドル
2019年1月1日現在	—	384,169	741,958	1,060,600	2,186,727
純損益に認識された 繰延税金(注記10)	—	(200,463)	(387,342)	(181,308)	(769,113)
在外営業活動体の 換算差額	—	5,009	10,994	805	16,808
2019年12月31日及び 2020年1月1日現在の 繰延税金資産総額	—	188,715	365,610	880,097	1,434,422
子会社及び事業の取得 (注記33)	—	—	20,061	—	20,061
純損益に認識された 繰延税金(注記10)	20,323	313,506	360,959	(335,093)	359,695
その他の包括利益に 認識された繰延税金 (注記30)	1,428	—	—	—	1,428
在外営業活動体の 換算差額	467	20,050	32,299	39,715	92,531
2020年12月31日現在の 繰延税金資産総額	22,218	522,271	778,929	584,719	1,908,137

結合財政状態計算書において、個々の子会社における特定の繰延税金資産及び負債は相殺して表示しております。財務報告目的上の当社グループの繰延税金残高の分析は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
結合財政状態計算書で認識された 正味繰延税金資産	1,237,353	559,497	1,104,827
結合財政状態計算書で認識された 正味繰延税金負債	(251,349)	(393,636)	(346,883)
	986,004	165,861	757,944

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

29. 繰延税金(続き)

繰延税金資産(続き)

以下の項目に関して、繰延税金資産は認識しておりません。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
税務上の欠損金	3,087,189	4,525,691	1,947,044

当社グループには、将来の課税所得と相殺可能な、繰越期限のない未認識の税務上の欠損金が2,002,057米ドル (2019年: 2,375,285米ドル)あります。また、当社グループには、将来の課税所得と相殺可能な、1年後から10年後に繰越期限を迎える未認識の税務上の欠損金が1,085,132米ドル (2019年: 2,150,406米ドル)あります。

これらの税務上の欠損金については、相殺可能な課税所得が発生する可能性が低いと考えられる当社子会社にて発生したものであるため、繰延税金資産を認識しておりません。

30. 退職給付に係る負債

労働に関するインドネシア共和国法律2003年第13号に基づき、すべての受給資格のある従業員向けの退職給付に係る負債を認識しています。退職給付の引当金は、予測単位積増方式を用いて、独立したアクチュアリーであるPT Sigma Prima Solusindoの計算に基づいています

退職給付に係る負債の期中変動は以下の通りです

	2020年 米ドル
2020年1月1日現在	—
給付支払額	87,972
利息費用	4,407
数理計算上の差異:	
- 平均余命の仮定	(24,367)
- 年金制度の仮定	30,857
在外営業活動体の換算差額	2,123
2020年12月31日現在	100,992

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

30. 退職給付に係る負債(続き)

純損益及びその他包括利益に認識された退職給付に係る費用(収益)は以下の通りです。

	注記	2020年 米ドル
<u>純損益に認識された費用</u>		
給付支払額		87,972
利息費用		4,407
		92,379
繰延税金効果	29	(20,323)
		72,056
<u>その他包括利益に認識された再測定による損失 / (利得)</u>		
数理計算上の差異:		
- 平均余命の仮定		(24,367)
- 年金制度の仮定		30,857
繰延税金効果	29	(1,428)
		5,062
その他包括利益に認識された正味給付費用		77,118

報告期間の末日現在で使用された主要な仮定は以下の通りです。

	2020年
割引率 (%)	7.04
退職年齢(歳)	56
給与の期待上昇率(%)	10

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

30. 退職給付に係る負債(続き)

報告期間の末日現在での重要な仮定の定量的感応度分析は以下の通りです。

	2020年	
	増加率/ (減少率) %	退職給付債務の 増加/ (減少) 米ドル
割引率	1/(1)	(18,663)/23,467
将来の給与増加	1/(1)	22,533/(18,363)

上記の感応度分析は、報告期間の末日現在で主要な仮定において合理的に起こりうる変動の結果、退職給付に係る負債が受ける影響を推定する方法で算定したものです。当該感応度分析は、重要な仮定が単独で変動し、それ以外の仮定は一定であるとの前提に基づいています。主要な仮定が単独で変動する可能性は低いため、感応度分析の結果は退職給付に係る負債の実際の変動とは異なる場合があります。

31. 剰余金

当社グループの剰余金並びにその後の変動については、結合持分変動計算書に記載しております。

在外営業活動体の換算差額

為替変動準備金は、在外営業活動体の財務諸表の換算および在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定された金融負債の換算から生じたすべての外貨換算差額、ならびに在外営業活動体に対する当社グループの純投資の一部を構成する貨幣性項目にかかる外貨換算差額から構成されています。

確定給付準備金

確定給付準備金は、子会社の確定給付制度の再測定による損益で構成されています。再測定は数理計算上の差異、制度資産の収益、アセット・シーリングの影響の変化から構成されています(確定給付負債の純利息の除外は、発生した期にその他の包括利益において即時認識されます)。再測定は利益剰余金で認識され、その後の期間で損益に再分類されることはありません。

資本準備金

資本準備金は、YCP Holdings Limitedの資本金から構成されています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

31. 剰余金

資本準備金(続き)

	2020年 米ドル	2019年 米ドル	2019年1月1日 米ドル
発行済み: 普通株式16,331,276株 (2019年: 16,401,000株)	744,504	500,000	500,000

YCP Holdings Limitedの資本金の変動の要約は以下の通りです

	株式数	資本金 米ドル
2019年1月1日現在	5,467	500,000
株式分割(注記a)	16,395,533	—
2019年12月31日及び 2020年1月1日現在	16,401,000	500,000
自己株式の取得(注記b)	(303,724)	(30,871)
新株の発行(注記c)	234,000	275,375
2020年1月1日現在	16,331,276	744,504

注記:

(a) 2019年12月13日付の株主総会書面決議により、YCP Holdings Limitedの発行済株式を1株につき3,000株の割合をもって分割する株式分割を行っております(以下、「株式分割」)。

(b) 2020年6月9日、YCP Holdings Limitedはデリバティブ金融資産であるコール・オプションを行使し、旧ソリディアンズ・グループ株主から発行済株式234,865株を買い戻し、これを消却しております。当該取得の対価は78.2香港ドル(10米ドル相当)となっております。買い戻しの際の取得対価の現金、デリバティブ金融資産及びその他の負債の金額は、それぞれ10米ドル、1,135,986米ドル、及び1,105,125米ドルとなっており、結合持分変動計算書の資本剰余金に認識されております。

2020年12月28日、一部の旧ソリディアンズ・グループ株主がその他の負債であるプット・オプションを行使し、YCP Holdings Limitedは発行済株式68,859株を買い戻し、これを消却しております。当該取得の対価は344,295米ドルとなっております。

(c) 2020年11月13日、YCP Holdings Limitedの運転資金を追加するため、引受人(注記24参照)に1株当たり5米ドルで普通株式234,000株を割り当てております。引受契約に基づき、引受人はYCP Holdings Limitedに対して割当株式の買い戻しを請求できます。株式割当による入金総額1,170,000米ドルは、負債及び資本でそれぞれ894,625米ドル、275,375米ドルで測定されております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

32. ストック・オプション制度

YCP Holdings Limitedは当社グループの事業の成功に貢献する適格な参加者にインセンティブと報酬を与えることを目的として、ストック・オプション制度（以下「本制度」）を運営しています。本制度の適格な参加者には、当社グループの取締役及び一部の従業員を含みます。本制度は2020年10月1日から適用され、取消又は条件変更がない限り、YCP Holdings Limitedが公認の証券取引所で上場した日(以下「上場日」)から6年間有効です。

当期間中、本制度に基づき以下の通りストック・オプションが発行されています。

本制度の下で、適格な参加者に付与されているストック・オプションについては、(i)上場日から3年間継続して当社グループの従業員であること、かつ(ii) 特定の市場条件及び当社グループの業績目標を満たすことで権利確定します。権利確定後、ストック・オプションは上場日から6年間行使可能です。

	1株当たり 加重平均行使価格	
	米ドル	オプション数
2020年1月1日現在 付与	—	—
	5.00	<u>938,904</u>
2020年12月31日	5.00	<u>938,904</u>

2020年12月31日現在、行使可能なストック・オプションはありません

当期間中に付与されたストック・オプションの公正価値は734,108米ドル(1オプション当たり約0.78米ドル)で、2020年12月31日に終了する連結会計年度で、17,479米ドルの新株予約権の発行が認識されています。

当期間中に付与された新株予約権の発行の公正価値については、経営者が最善に見積もる非譲渡性や市場条件を満たす可能性を含めた条件、及び当該ストック・オプションが付与された条件を考慮した上で、二項モデルを用いて付与日に見積もっています。二項モデルで使用した条件は以下のとおりです。

	2020年
配当利回り(%)	3.55
予想ボラティリティ(%)	38.89
リスクフリーレート(%)	0.46
予想存続期間(年)	6.5
加重平均株価(米ドル)	4.85

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

32. ストック・オプション制度(続き)

当該ストック・オプションの予想存続期間は、過去のデータに基づき算定しているため、実際の権利行使パターンと一致するとは限りません。過去のボラティリティが将来の傾向を示すものと仮定して予想ボラティリティを算定していますが、これも必ずしも実際の結果と一致するものではありません。

報告期間末日現在、YCP Holdings Limitedは本制度によるストック・オプションを938,804オプション発行しています。すべてのストック・オプションが行使されると、現在のYCP Holdings Limitedの資本構成では938,804株の追加発行、及び4,694,020米ドル(発行費用前)の増資が発生します。

報告期間末日後、2021年3月1日、一部の従業員に対し、将来当社グループに対して提供されるサービスを考慮したうえで、合計55,465オプションを付与しています。このストック・オプションは、本制度の権利条件と同じ条件となります。

33. 企業結合

2020年7月31日、株式会社ライフメイト動物病院グループは(i)動物病院を運営する有限会社エコロガードの株式の100%を取得するための株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)既存株主に対してエコロガードが有する負債の全てを購入する債務引受契約を締結しました。上記株式譲渡及び債務引受に係る買収対価は約189百万円(約1,825,736米ドル相当)であり、これらはすべて現金で支払っています。

2020年1月31日、YCP Holdings Limitedは(i)飲食サービス領域にて主に日本式のレストランを営業しているJ-Foodsの株式の100%を取得するための株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)既存株主に対してJ-Foodsが有する負債の全てを購入する債務引受契約を締結しました。上記株式譲渡及び債務引受に係る買収対価は約60百万円(約553,038米ドル相当)であり、これらは全て現金で支払っています。売主との交渉を通じ、本取得については、1,590,312米ドルのバーゲン・パーチェスによる利得を計上しています。

2019年12月、YCP Holdings Limitedは第三者より食品の製造、販売及び流通に関する事業を買収しました。これは、当社グループの飲食事業を拡充する戦略の一環として行われました。取得対価である150,000シンガポールドル(110,990米ドル相当)は、現金で支払っております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

33. 企業結合(続き)

取得日現在の上記取得に係る識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下の通りです。

	注記	2020年 取得日に認識された 公正価値		合計 米ドル
		エコロガード 米ドル	J-Food 米ドル	
有形固定資産	12	325,541	693,284	1,018,825
無形資産	14	690	108	798
繰延税金資産	29	20,061	—	20,061
使用権資産	12	254,340	1,515,649	1,769,989
営業債権		63,786	16,936	80,722
その他の流動資産		153,039	1,516,184	1,669,223
棚卸資産		48,158	72,204	120,362
現金及び預金		48,452	273,470	321,922
リース負債	27	(254,340)	(1,515,649)	(1,769,989)
営業債務		(172,997)	(134,668)	(307,665)
営業債務以外の債務		(202,797)	(294,123)	(496,920)
繰延税金負債	29	(24,185)	—	(24,185)
公正価値で測定された 識別可能純資産合計		259,748	2,143,395	2,403,143
バーゲン・パーチェス による利得	5	—	(1,590,312)	(1,590,312)
取得から生じたのれん	13	1,565,988	—	1,565,988
		1,825,736	553,083	2,378,819
現金対価		(1,825,736)	(553,083)	(2,378,819)
取得した現金及び預金		48,452	273,470	321,922
現金及び現金同等物の 正味キャッシュ・アウトフロー		(1,777,284)	(279,613)	(2,056,897)

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

33. 企業結合(続き)

	注記	2019年 取得日に認識された 公正価値 Go-Food 米ドル
公正価値で測定された 識別可能純資産合計 取得から生じたのれん	13	— 110,990
		110,990
正味キャッシュ・アウトフロー		(110,990)

2020年12月31日に終了した連結会計年度におけるJ-Foodsの当社グループへの貢献は、売上収益3,171,262米ドル、当期損失751,473米ドルでした。また、同期間におけるエコロガードの当社グループへの貢献は、売上収益587,008米ドル、当期利益は113,622米ドルでした。J-Foods及びエコロガードの企業結合が2020年度期首に実施されたと仮定した場合、2020年12月31日に終了した連結会計年度の当社グループの売上収益は60,775,719米ドル、当期利益は6,280,076米ドルとなります。

Go-Foodの当社グループへの貢献は、売上収益152,525米ドル、当期損失9,667米ドルでした。Go-Foodの企業結合が2019年度期首に実施されたと仮定した場合、2019年12月31日に終了した連結会計年度の当社グループの売上収益は52,279,788米ドル、当期損失は1,328,087米ドルでした。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

34. 子会社及び事業の売却

	注記	2020年 米ドル	2019年 米ドル
売却した純資産:			
有形固定資産	12	16,573	77,822
使用権資産	12	—	216,167
のれん	13	—	208,532
無形資産	14	142,158	13,501
棚卸資産		27,849	794
営業債権		25,464	268,962
その他の流動資産		72,617	223,445
現金及び預金		21,084	202,407
営業債務		(10,732)	(290,731)
営業債務以外の債務		(62,935)	(639,649)
有利子負債		(58,539)	(68,013)
未払法人所得税		(17,581)	(19,607)
繰延税金負債	29	—	(32,128)
リース負債	27	—	(221,340)
		<hr/>	<hr/>
公正価値で測定された識別可能純資産合計		155,958	(59,838)
子会社及び事業の売却損益	5,6	466,537	509,841
		<hr/>	<hr/>
現金受領額		622,495	450,003

子会社及び事業の売却に伴うキャッシュ・フローの分析は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
現金対価	622,495	450,003
売却により減少した現金及び預金	(21,084)	(202,407)
	<hr/>	<hr/>
子会社及び事業の売却に伴う現金対価及び現金及び 現金同等物の正味キャッシュ・インフロー	601,411	247,596

35. 連結キャッシュ・フロー計算書の注記

(a) 主要な非資金取引

当連結会計年度において、当社グループは、使用権資産及びリース負債についてそれぞれ3,645,562米ドル(2019年:2,653,846米ドル)及び3,645,562米ドル(2019年:2,653,846米ドル)の非資金取引による資産及び負債の増加を認識しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

35. 連結キャッシュ・フロー計算書の注記(続き)

(b) 財務活動から生じる負債の変動

	リース負債 米ドル	有利子負債 (当座貸越除く) 米ドル
2019年1月1日現在	5,245,122	14,411,672
財務キャッシュ・フローによる変動	(2,795,276)	749,307
新規リース契約	2,653,846	-
リース契約の途中解約による減少	(39,622)	-
子会社及び事業の売却による減少(注記34)	(221,340)	(68,013)
利息費用	113,785	-
営業キャッシュ・フローに分類される利息の支払額	(113,785)	-
外国為替の変動	(12,055)	182,106
	<hr/>	<hr/>
2019年12月31日及び2020年1月1日現在	4,830,675	15,275,072
財務キャッシュ・フローによる変動	(3,796,142)	(1,452,580)
新規リース契約	3,645,562	-
子会社の取得による増加	1,769,989	-
リース契約の途中解約による減少	(862,057)	-
子会社及び事業の売却による減少(注記34)	-	(58,539)
利息費用	147,840	-
営業キャッシュ・フローに分類される利息の支払額	(147,840)	-
新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免	(791,495)	-
外国為替の変動	68,320	854,136
	<hr/>	<hr/>
2020年12月31日現在	4,864,852	14,618,089

(c) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額

結合キャッシュ・フロー計算書に含まれるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
営業活動に係るキャッシュ・アウトフロー	263,090	373,199
財務活動に係るキャッシュ・アウトフロー	3,943,982	2,909,061
	<hr/>	<hr/>
	4,207,072	3,282,260

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

36. 関連当事者との取引

結合財務諸表上の他の箇所で記載している取引に加え、当連結会計年度及び前連結会計年度において、当社グループは関連当事者と以下の重要な取引を行っております。

- (a) 2020年11月13日、YCP Holdings Limitedは当社グループの運転資金を追加するため、一部の取締役等に125,000米ドルで普通株式25,000株を割り当てております。

2019年1月、YCP Holdings LimitedはYCP Holdings Limitedの株主のうちの一人に、子会社であるYCP Shanghai Inc.及びRainbow Bird Inc.を、両者の合意のもと、対価1人民元(0米ドル相当)で売却しました。売却益は約251,000米ドルでした。

- (b) 関連当事者との未決済残高

当社グループは2019年12月31日現在、1名の取締役への未払残高について、結合財政状態計算書において認識しており、詳細は注記28に記載しております。

- (c) 当社グループの経営幹部に対する報酬

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
短期従業員給付	2,918,640	2,751,533
新株予約権の発行	2,170	-
	2,920,810	2,751,533

取締役の報酬について、注記9により詳細に記載しております

37. 金融商品の分類

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
- 当初認識時に指定:		
強制的に指定:		
デリバティブ金融商品	-	1,117,217
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,954,946	8,599,580
貸付金及び債権		
営業債権	6,964,543	6,692,593
その他の流動資産を含む金融資産	2,995,384	2,510,320
現金及び預金	9,906,705	8,494,881
	29,821,578	27,414,591

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

37. 金融商品の分類(続き)

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
<i>償却原価で測定する金融負債:</i>		
営業債務	2,012,490	1,654,769
営業債務以外の債務に含まれる金融負債	4,831,610	5,543,879
有利子負債	14,703,004	15,476,791
リース負債	4,864,852	4,830,675
取締役に対する債務	—	301,232
その他の負債	6,120,276	6,444,150
	<hr/>	<hr/>
	32,532,232	34,251,496

38. 金融資産及び金融負債の公正価値

金融商品の公正価値は、強制的又は清算に伴う売却以外の取引における、市場参加者間の直近取引により交換される価額です。

公正価値ヒエラルキー

財務諸表において公正価値が測定又は開示されているすべての資産及び負債は、以下で記載する通り、公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて、公正価値ヒエラルキーのいずれかのレベルに区分されています。

レベル 1 – 同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格

レベル 2 – 評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが直接又は間接的に観察可能なもの

レベル 3 – 評価技法を用いた公正価値測定において、重要となる最も低いレベルのインプットが観察可能でないもの

異なるレベルのインプットを使用している公正価値測定は、測定全体にとって重要な最も低いレベルのインプットの公正価値ヒエラルキーと同じレベルに分類しています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

38. 金融資産及び負債の公正価値(続き)

公正価値で測定されない資産及び負債

経営者は、営業債権、その他の流動資産、現金及び預金、営業債務、営業債務以外の債務、流動負債に計上される有利子負債、取締役に対する債務及びその他の負債は、短期間で決済され信用リスク又は変動金利に重要な変動が生じないと考えられるため、その公正価値は概ね帳簿価額に近似したものと評価しております。

非流動負債に計上される有利子負債及びその他の債務の公正価値は、将来キャッシュ・フローを、契約条件、信用リスク及び満期までの残存期間が類似する負債について現在入手可能な利率で割り引くことにより算定しております。2020年12月31日現在、当社グループの有利子負債及びその他の債務に対する不履行リスクによる公正価値の変動は僅少であると評価しております。

公正価値で測定される金融資産及び金融負債

2020年12月31日現在の当社グループの保有する金融商品の公正価値測定ヒエラルキーは以下の通りです。

公正価値で測定される金融商品

活発な市場における相場価格 (レベル1) 米ドル	以下を用いた公正価値測定		合計 米ドル
	重要な観察可能な インプット (レベル2) 米ドル	重要な観察可能でない インプット (レベル3) 米ドル	

金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,954,946	-	-	9,954,946
----------------------	-----------	---	---	-----------

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

38. 金融資産及び金融負債の公正価値(続き)

公正価値で測定される金融資産及び金融負債(続き)

2019年12月31日現在の当社グループの保有する金融商品の公正価値測定ヒエラルキーは以下の通りです。

	以下を用いた公正価値測定			合計 米ドル
	活発な市場における相場価格 (レベル1) 米ドル	重要な観察可能な インプット (レベル2) 米ドル	重要な観察可能でない インプット (レベル3) 米ドル	
<i>金融資産</i>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8,599,580	—	—	8,599,580
デリバティブ金融商品	—	—	1,117,217	1,117,217
	8,599,580	—	1,117,217	9,716,797

活発な市場における相場価格(レベル1)

日本の上場株式投資の公正価値は、活発な市場における相場価格に基づいております。

重要な観察可能でないインプット(レベル3)

2019年12月31日時点の、デリバティブ金融商品の評価における重要な観察可能でないインプット及び定量的感応度分析は、以下の通りです。

	評価技法	重要な観察可能でない インプット	評価	インプットに対する 公正価値の感応度
デリバティブ 金融商品	二項 モデル	1株当たり株価	4.77米ドル	1株当たり株価が5% 上昇(下落)すると、公 正価値が55,861米ドル / (55,861米ドル)上昇 (下落)します。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

38. 金融資産及び金融負債の公正価値(続き)

当連結会計年度中にレベル1とレベル2の間での振替は生じておりません(2019年：該当なし)。また、レベル3へ振替並びにレベル3からの振替も生じておりません(2019年：該当なし)。当初認識時にレベル3に区分した純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値測定の当連結会計年度中の変動は、結合財務諸表の注記25に記載しております。

公正価値で測定されないものの、公正価値が開示される金融資産及び金融負債

	帳簿価額 米ドル	公正価値 米ドル	重要な観察可能な インプット (レベル2) 米ドル
有利子負債(非流動)			
2020年12月31日	10,630,251	11,087,456	11,087,456
2019年12月31日	10,691,074	11,247,476	11,247,476
2019年1月1日	9,333,582	9,771,525	9,771,525

公正価値の決定

上記の表で開示されている公正価値は、見込将来キャッシュ・フローを市場の増加貸出金利で割り引いて見積もっています。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針

当社グループの金融商品は、主に有利子負債、リース負債、役員に対する債務及びその他の負債から構成されております。これらの金融商品の主な目的は、当社グループの営業資金を調達することです。それ以外にも、当社グループは事業から直接的に生じる営業債権や営業債務といった、さまざまな金融資産及び金融負債を保有しております。

当社グループの金融商品から生じる主なリスクには、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、為替リスク及び株価リスクなどがあります。各リスクに対する管理方針は、取締役により検討及び承認されており、その主な内容は以下の通りです。

金利リスク

市場金利の変動リスクに対する当社グループのエクスポージャーは、主に当社グループが保有する変動金利の有利子負債に関連したものです。当社グループの有利子負債の実効金利と返済期間は、結合財務諸表の注記26で開示しております。金利リスクは、主に利息費用の純額が金利の不利な変動により影響を受ける範囲を限定するため、継続的に管理しております。

報告期間の末日現在の有利子負債が年間を通じて残高があると想定した場合、金利が100ベーシスポイント変動すると、当社グループの当期の税引前利益は約147,030米ドル(2019年: 154,768米ドル)減少/増加します。当社取締役は、その他すべての変数が一定である場合、上記の金利感応度は合理的であると判断しております。

信用リスク

信用リスクとは、取引相手が契約上の義務を履行せず、当社グループに損失をもたらすリスクのことです。当社グループの信用リスクへのエクスポージャーは、主に営業債権及びその他の債権から生じています。その他の金融資産(主に銀行預金)については、信用度の高い取引先とのみ取引を行うことにより、信用リスクを最小限に抑えています。

当社グループは、信用力のある第三者とのみ取引を行っており、取引先の財務状況を対象に与信調査手続を継続的に実施する方針としております。また、一般的に担保を要求することはありません。

当社グループは、資産の当初認識時に債務不履行の可能性を検討し、各報告期間を通じて継続的に信用リスクの大幅な増加があったかどうかを検討しています。

当社グループは、金融資産の債務不履行事由を、金融資産の受取りが困難であることを内部及び/又は外部の情報が見出す場合、あるいは取引相手に著しく困難が生じた場合としております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針(続き)

信用リスク(続き)

信用リスクを最小限に抑えるために、当社グループは、債務不履行のリスクの程度に応じてエクスポージャーを分類するために、当社グループの信用リスク格付を整備し、運用しています。信用格付情報は、一般に公開されている財務情報や当社グループの取引記録から提供され、主要な顧客やその他の債務者を格付けしています。当社グループは、以下の指標を含む入手可能かつ合理的で裏付けのある情報を考慮しています。

- 社内の信用格付
- 債務者の債務履行能力に重大な変化をもたらすと予想される、事業、財務、経済状況の、実際の、又は予想される重要かつ不利な変化

当社グループは、以下の場合において金融資産が信用毀損していると判断しています。

- 債務者に著しい困難が生じた場合
- 債務不履行や支払期日超過などの契約違反が発生した場合
- 債務者が破産又はその他の財務再編を行う可能性が高くなった場合

当社グループは、債務者が深刻な財政難に陥っており、かつ回復の現実的な見込みがないことを示す証拠を確認した場合、債権を評価損に分類しています。

最大エクスポージャー及び期末のステージ分類

当社グループの与信規程に基づく信用状況及び信用リスクに対する最大エクスポージャーは以下の通りです。過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報がない場合、過去の情報に基づき2020年12月31日時点で各ステージに分類しております。金額は金融資産の総額での帳簿価額です。

	12カ月の		全期間の予想信用損失		
	予想信用損失		予想信用損失		
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	簡便法	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
2020年12月31日					
営業債権*	-	-	-	7,060,380	7,060,380
契約資産*	-	-	-	698,571	698,571
その他の流動資産に 含まれる金融資産					
- 正常**	2,995,384	-	-	-	2,995,384
現金及び預金	9,906,705	-	-	-	9,906,705
	12,902,089	-	-	7,758,951	20,661,040

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針(続き)

	12カ月の 予想信用損失		全期間の予想信用損失		合計 米ドル
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	簡便法	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	
2019年12月31日					
営業債権*	-	-	-	6,838,143	6,838,143
その他の流動資産に 含まれる金融資産					
- 正常**	2,510,320	-	-	-	2,510,320
現金及び預金	8,494,881	-	-	-	8,494,881
	11,005,201	-	-	6,838,143	17,843,344

* 貸倒損失の計算にあたり簡便法を適用している営業債権及び契約資産については、結合財務諸表の注記19に記載しております。

** その他の流動資産に含まれる金融資産の信用状況は、期日経過がなく、当初認識以降に信用リスクが著しく増大していることを示す情報がない場合、「正常」とみなします。それ以外の場合は「貸倒懸念」とみなします。

当社グループは、承認された信用力のある第三者とのみ取引を行っており、信用取引を希望するすべての顧客を対象に与信調査手続を実施する方針としております。また、債権残高は定期的にモニタリングしております。

営業債権及び契約資産から生じる信用リスクに対する当社グループのエクスポージャーに関する定量的情報は、結合財務諸表の注記19に記載しております。

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針(続き)

流動性リスク

当社グループは、定期的な流動性検討ツールを用い、流動性リスクを管理しております。このツールにより、金融商品と金融資産両方の満期と、営業活動から得られる見積キャッシュ・フローを管理しております。その目的は、当社グループの資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを維持することです。

報告期間末日の当社グループが保有する金融負債の期日別の残高(割引前の契約上の支払金額)は以下の通りです。

	要求払 米ドル	1年未満 米ドル	1年以上 5年未満 米ドル	5年以上 米ドル	合計 米ドル
2020年					
営業債務	-	2,012,490	-	-	2,012,490
その他の債務に 含まれる金融負債	-	4,831,610	-	-	4,831,610
有利子負債 (除くリース負債)	84,915	4,305,903	9,856,994	1,230,462	15,478,274
リース負債	-	3,131,106	1,840,687	-	4,971,793
その他の負債	-	5,198,955	921,321	-	6,120,276
	84,915	19,480,064	12,619,002	1,230,462	33,414,443
2019年					
営業債務	-	1,654,769	-	-	1,654,769
その他の債務に 含まれる金融負債	-	5,535,397	8,482	-	5,543,879
取締役に対する債務	-	301,232	-	-	301,232
有利子負債 (除くリース負債)	201,719	4,892,108	11,125,916	121,560	16,341,303
リース負債	-	2,834,391	2,093,030	18,257	4,945,678
その他の負債	-	6,444,150	-	-	6,444,150
	201,719	21,662,047	13,227,428	139,817	35,231,011

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針(続き)

為替リスク

為替レートの変動リスクに対する当社グループのエクスポージャーは、主に当社グループの関連子会社の機能通貨とは異なる通貨建ての収益又は費用に係る当社グループの営業活動に係るものです。取引通貨は主に事業子会社の現地通貨である日本円、シンガポールドル、香港ドル及び人民元であり、それぞれ米ドルに換算の上で結合財務諸表に連結されていることから、当社グループにおいて重要な為替リスクは存在しておりません。

経営者は、当社グループの営業キャッシュ・フロー及び流動性には重要な為替リスクがないと判断し、ヘッジ契約は行っておりません。しかし、事業開発上の要件に基づいてその都度関連する為替リスクに対するエクスポージャーをモニタリングし、必要に応じて為替ヘッジ契約を締結する可能性があります。

株価リスク

株価リスクとは、株式指数の水準及び個別株式の価格の変動によって、株式投資の公正価値が下落するリスクです。2020年12月31日現在、当社グループは注記17に記載されている純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される個別の上場株式投資による株価リスクの影響を受けております

当社グループが保有する上場株式は東京証券取引所に上場され、当該株式は報告期間の末日時点の市場価格により評価されております。

東京証券取引所の株式指数の報告期間の末日にもっとも近い取引日の終値、並びに当連結会計年度中の最高値及び最安値は以下の通りです。

	2020年 米ドル	高値/安値 米ドル	2019年 米ドル	高値/安値 米ドル
日経平均株価	27,444	27,603/16,358	23,657	24,066/19,562

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

39. 金融商品のリスク管理目的及び方針(続き)

株価リスク(続き)

報告期間の末日時点の帳簿価額に基づき、その他すべての変数を一定とし、かつ税金の影響を考慮する前における株式投資の5%毎の感応度は以下の通りです。この分析の目的上、上場している純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、税引前利益に影響を与えるとみなされます。

	投資有価証券 の帳簿価額 米ドル	税引前利益に 与える影響 米ドル
2020年		
日本国内の株式投資		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記17)	9,954,946	497,747
2019年		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記17)	8,599,580	429,979

40. 資本管理

当社グループの資本管理の主たる目的は、当社グループの継続企業の前提を確保し、健全な資本比率を維持することによって、事業活動を支援し、株主価値を最大化することです。

当社グループは、経済情勢の変化に照らして、資本構成を管理しております。資本構成を維持又は調整するために、当社グループは株主への資本の返還、新株発行、又は負債を減らすために資産を売却することがあります。2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度中において、資本管理の目的、方針又は手続に変更はありません。

当社グループは、正の純資産価値を維持するようモニタリングしております。親会社の所有者に帰属する純資産は、資本金、在外営業活動体の換算差額及び利益剰余金で表示しております。2020年12月31日及び2019年12月31日現在の親会社の所有者に帰属する純資産は以下の通りです。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
剰余金	14,987,118	8,445,619
親会社の所有者に帰属する持分	14,987,118	8,445,619

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

41. 後発事象

- (a) 当連結会計年度終了後、当社グループは墓苑支援のサービスを提供する株式会社武蔵野御廟の残り50%の株式を取得する株式譲渡契約書を締結しました。上記契約の対価は16百万円(154,085米ドル相当)で、2020年12月に旧株主に支払われており、結合財政状態計算書で前払金に認識されています。残り50%の株式の持分の取得により、株式会社武蔵野御廟は以後当社グループの完全子会社となります。当社グループは当該買収の影響を評価中であり、更なる詳細を開示することは実務上困難です。

取得日現在の上記取得に係る識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下の通りです。

	米ドル
有形固定資産	32,461
繰延税金資産	292,480
使用権資産	49,920
営業債権	48,530
その他の資産	13,934
現金及び預金	89,482
リース負債	(49,920)
営業債務	(4,237)
営業債務以外の債務	(215,996)
有利子負債	(1,897,146)
	<hr/>
公正価値で測定された識別可能純資産合計	(1,640,492)
のれん	1,794,577
	<hr/>
取得対価	154,085
	<hr/> <hr/>

YCP Holdings (Global) Limited

結合財務諸表の注記

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

41. 後発事象(続き)

- (b) 当連結会計年度終了後、当社グループは動物病院を運営する有限会社札幌緑ヶ丘病院の持分を取得する事業譲渡契約を締結しました。上記契約の対価は127百万円(約1,205,163米ドル相当)です。当社グループは当該買収の影響を評価中であり、更なる詳細を開示することは実務上困難です。

取得日現在の上記取得に係る識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下の通りです。

	米ドル
有形固定資産	49,244
無形資産	242,124
繰延税金資産	202,205
使用権資産	542,843
その他の資産	113,507
棚卸資産	41,899
リース負債	(542,843)
営業債務以外の債務	(22,754)
	<hr/>
公正価値で測定された識別可能純資産合計	626,225
のれん	578,938
	<hr/>
取得対価	1,205,163
	<hr/>

42. 結合財務諸表の承認

結合財務諸表は、2021年10月19日の取締役会決議により承認されております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

結合財務諸表の報告

意見

当監査法人は、YCP Holdings (Global) Limited(「当社」)及びその子会社(総称して「当社グループ」)の添付の結合財務諸表を監査した。この財務諸表は、2019年12月31日及び2020年12月31日現在の当社グループの結合財政状態計算書、2019年12月31日及び2020年12月31日に終了した各会計年度の当社グループの結合損益及び包括利益計算書、結合持分変動計算書、結合キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の概要を含む財務諸表への注記から構成されている。

当監査法人の意見では、添付のグループの結合財務諸表は、シンガポール財務報告基準(国際版)(SFRS(I))及び国際財務報告基準(IFRS)に準拠して適切に作成されており、2019年12月31日及び2020年12月31日現在の当社グループの財政状態、並びに2019年12月31日及び2020年12月31日に終了する各会計年度の当社グループの財務実績、資本変動及びキャッシュ・フローの真実かつ公正な状況を示すものである。

意見の基礎

当監査法人は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、当監査法人の報告書の「結合財務諸表監査における監査人の責任」の項に詳述される。当監査法人は、会計企業規制庁(ACRA)による公認会計士及び会計機関のための職業上の行動及び倫理規範(ACRA規範)及びシンガポールにおける財務諸表の監査に関連する倫理的な要求事項に従い、当社グループから独立しており、また、これらの要求事項及びACRA規範に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び取締役の責任

経営者の責任は、法の規定、SFRS(I)及びIFRSに準拠して真実かつ公正な概観を与える財務諸表を作成することにある。これには、取引が適切に承認され、資産が不正な利用又は処分による喪失から保全されること、及び真実かつ公正な財務諸表の作成及び資産に対する説明責任を維持するために必要に応じて記録されていることを合理的に保証するために十分な内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者が当社グループを清算又は営業停止を意図している場合、又はその他の現実的な代替案がない場合を除き、経営者は、継続企業として存続する当社グループの能力を評価し、必要がある場合には継続企業の前提に関する事項を開示し、継続企業を前提として結合財務諸表を作成する責任がある。

取締役の責任には、当社グループの財務報告プロセスの監視も含まれる。

独立監査人の監査報告書

2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

結合財務諸表監査における監査人の責任

当監査法人の責任は、全体としての結合財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、当監査法人の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証とは、相当に高い程度の心証ではあるものの、SSAsに基づく監査手続の結果として、重要な虚偽表示が存在する場合に常に重要な虚偽表示を発見できることを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、これらの財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、SSAsに従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する:

- ・ 不正又は誤謬による結合財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施し、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は共謀、偽造、意図的な除外、虚偽の記載又は内部統制の無効化を伴うことが多く、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を理解する。ただしこれは、当社グループの内部統制の有効性について意見表明することを目的とはしていない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当社グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。当監査法人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当社グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 注記事項を含めた結合財務諸表全体の表示、構成及び内容を評価し、結合財務諸表が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 結合財務諸表に対する意見を表明するために、会社の財務情報又は当社グループ内の事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。当監査法人は、グループ監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。当監査法人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

当監査法人は、取締役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

独立監査人の監査報告書
2020年12月31日及び2019年12月31日に終了する連結会計年度

配布と使用の制限

この報告書は、貴社のみを対象とし、貴社の東京証券取引所への上場に関連する貴社株式の募集に関して発行される有価証券報告書に記載されるために作成されたものである。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー
公認会計士
勅許会計士
シンガポール

2021年10月19日

YCP Holdings (Global) Limited

Independent auditor's report For the financial years ended 31 December 2019 and 2020

Report on the Combined Financial Statements

Opinion

We have audited the accompanying combined financial statements of YCP Holdings (Global) Limited (the "Company") and its subsidiaries (collectively, the "Group"), which comprise the combined statements of financial position of the Group as at 31 December 2019 and 2020, the combined statement of profit or loss and other comprehensive income, the combined statement of changes in equity and combined statement of cash flows of the Group for each of the financial years ended 31 December 2019 and 2020 and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying combined financial statements of the Group are properly drawn up in accordance with Singapore Financial Reporting Standards (International) (SFRS(I)) and International Financial Reporting Standards (IFRS) so as to give a true and fair view of the financial positions of the Group as at 31 December 2019 and 31 December 2020 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Group for each of the years ended 31 December 2019 and 2020.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Group in accordance with the *Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA) Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities (ACRA Code)* together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of management and directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act, SFRS(I) and IFRS, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Group or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Group's financial reporting process.

YCP Holdings (Global) Limited

Independent auditor's report For the financial years ended 31 December 2019 and 2020

Auditor's responsibilities for the audit of the combined financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the combined financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the combined financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the combined financial statements, including the disclosures, and whether the combined financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.
- Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within the Group to express an opinion on the combined financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

YCP Holdings (Global) Limited

**Independent auditor's report
For the financial years ended 31 December 2019 and 2020**

Restriction on Distribution and Use

This report is made solely to you as a body and for the inclusion in the Offer Document to be issued in relation to the proposed offering of shares of the Company in connection with the Company's listing on the Tokyo Stock Exchange.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Chartered Accountants
Singapore
19 October 2021

(2) 決算日後の状況

(1) その他の結合財務諸表の注記の「1.2 グループ再編及び 41 後発事象」、並びに NOTES TO COMBINED FINANCIAL STATEMENTS の「1.2 The Reorganisation Exercise 及び 41.SUBSEQUENT EVENTS」をご参照ください。

(3) 重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

(4) 最近の経営成績及び財政状態の概況

第1期第2四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の四半期財務情報は、以下の通りです。

当社は2021年3月5日に設立され、当第2四半期連結会計期間末において会社が存在するため、当第2四半期の比較情報を記載しております。なお、当第2四半期の比較情報と前連結会計年度の結合財務諸表は作成の基礎が異なり、両者の数値に差異が生じております。

本書記載の四半期財務情報は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に基づき、2021年6月30日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値に基づき1米ドル=110.61円で換算された金額です。この換算は、もっぱら読者の便宜のものであり、その金額が上記の相場で実際に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

本書記載の四半期財務情報は公認会計士又は監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

本書記載の四半期財務情報は、年次財務情報と同様の基準により作成され、各期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況を公正に表示するために必要な通常の反復的調整を含む全ての調整を反映しております。

なお、要約四半期連結財務諸表は、2021年11月18日に東京証券取引所に提出した新規上場申請のための四半期報告書（第2四半期）にも記載がございます。

【四半期財務書類】

(1) 【要約四半期連結損益及び包括利益計算書】

第2四半期連結累計期間

	当第2四半期連結累計期間 (2021年1月1日～ 2021年6月30日)		前第2四半期連結累計期間 (2020年1月1日～ 2020年6月30日)	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円
	売上収益	35,667,500	3,945	28,321,242
売上原価	△10,119,821	△1,119	△7,890,026	△873
売上総利益	25,547,679	2,826	20,431,216	2,260
その他の収益	426,615	47	1,707,554	189
販売費	△5,273,890	△583	△4,509,274	△499
一般管理費	△16,098,304	△1,781	△14,262,712	△1,578
その他の営業費用	△99,079	△11	△73,193	△8
営業利益	4,503,021	498	3,293,591	364
金融収益	1,188	0	1,526	0
金融費用	△212,909	△24	△282,043	△31
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の純損益に対する持分	△151,223	△17	△225,049	△25
税引前四半期利益	4,140,077	458	2,788,025	308
法人所得税費用	△1,340,437	△148	△671,725	△74
四半期利益	2,799,640	310	2,116,300	234
四半期利益の帰属:				
親会社の所有者	2,796,921	309	2,136,262	236
非支配持分	2,719	0	△19,962	△2
その他の包括利益(損失)				
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(損失):				
在外営業活動体の換算差額	△635,279	△70	△281,961	△31
ジョイント・ベンチャー及び関連会社のその他の包括利益に対する持分	△14,165	△2	7,467	1
税引後その他の包括利益(損失)	△649,444	△72	△274,494	△30
四半期包括利益(損失)合計	2,150,196	238	1,841,806	204
四半期包括利益(損失)の帰属:				
親会社の所有者	2,151,104	238	1,860,038	206
非支配持分	△908	△0	△18,232	△2
親会社の所有者に帰属する 1株当たり利益:				
基本及び希薄化後(米セント/円)	17.61	19.48	13.45	14.87

(2) 【要約四半期連結財政状態計算書】

	当第2四半期連結会計期間 (2021年6月30日)		前連結会計年度 (2020年12月31日)	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円
非流動資産				
有形固定資産	1,164,777	129	1,409,912	156
使用権資産	4,417,204	489	4,764,215	527
のれん	13,918,765	1,540	11,758,830	1,301
無形資産	1,757,693	194	1,545,886	171
関連会社に対する投資	117,729	13	283,117	31
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,503,011	1,051	9,954,946	1,101
敷金及び保証金	919,110	102	1,170,597	129
繰延税金資産	1,486,880	164	1,237,353	137
非流動資産合計	33,285,169	3,682	32,124,856	3,553
流動資産				
棚卸資産	2,496,824	276	1,960,856	217
営業債権	6,743,736	746	6,964,543	770
契約資産	1,269,974	140	698,571	77
その他の流動資産	3,336,679	369	2,837,030	314
現金及び預金	8,803,877	974	9,906,705	1,096
流動資産合計	22,651,090	2,505	22,367,705	2,474
流動負債				
営業債務	2,974,943	329	2,012,490	223
営業債務以外の短期債務	8,542,059	945	9,213,771	1,019
有利子負債	4,985,318	551	4,072,753	450
リース負債	2,517,567	278	3,066,861	339
未払法人所得税	1,285,130	142	1,500,060	166
流動負債合計	20,305,017	2,246	19,865,935	2,197
正味流動資産(負債)	2,346,073	259	2,501,770	277
正味流動資産及び非流動資産合計	35,631,242	3,941	34,626,626	3,830
非流動負債				
営業債務以外の長期債務	551,136	61	664,467	73
有利子負債	9,371,504	1,037	10,630,251	1,176
リース負債	1,946,337	215	1,797,991	199
繰延税金負債	332,089	37	251,349	28
退職給付に係る負債	98,403	11	100,992	11
非流動負債合計	12,299,469	1,360	13,445,050	1,487
純資産	23,331,773	2,581	21,181,576	2,343
資本				
親会社の所有者に帰属する持分				
資本金	7,141,380	790	-	-
剰余金	16,117,119	1,783	21,107,394	2,335
	23,258,499	2,573	21,107,394	2,335
非支配持分	73,274	8	74,182	8
資本合計	23,331,773	2,581	21,181,576	2,343

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間(2020年1月1日～2020年6月30日)

単位：米ドル(百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	在外営業 活動体の 換算差額	利益 剰余金	合計		
2020年1月1日残高	-	4,343,625 (480)	407,572 (45)	9,021,355 (998)	13,772,552 (1,523)	108,672 (12)	13,881,224 (1,535)
四半期利益	-	-	-	2,136,262 (236)	2,136,262 (236)	△ 19,962 (△2)	2,116,300 (234)
その他の包括損失	-	-	-	-	-	-	-
在外営業活動体の換算差額	-	-	△283,691 (△31)	-	△283,691 (△31)	1,730 (0)	△281,961 (△31)
関連会社のその他の包括利益に対する持分	-	-	7,467 (1)	-	7,467 (1)	-	7,467 (1)
四半期包括損失合計	-	-	△276,224 (△31)	2,136,262 (236)	1,860,038 (206)	△ 18,232 (△2)	1,841,806 (204)
当期の変動額	-	△10 (△0)	-	-	△10 (△0)	-	△10 (△0)
2020年6月30日残高	-	4,343,615 (480)	131,348 (15)	11,157,617 (1,234)	15,632,580 (1,729)	90,440 (10)	15,723,020 (1,739)

当第2四半期連結累計期間(2021年1月1日～2021年6月30日)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本剰余金	在外営業 活動体の 換算差額	利益 剰余金	退職給付制度 の再測定額	合計		
2021年1月1日残高	-	5,169,320	368,043	15,575,093	△5,062	21,107,394	74,182	21,181,576
	-	(572)	(41)	(1,723)	(△1)	(2,335)	(8)	(2,343)
四半期利益	-	-	-	2,796,921	-	2,796,921	2,719	2,799,640
	-	-	-	(309)	-	(309)	(0)	(310)
その他の包括損失	-	-	-	-	-	-	-	-
在外営業活動体の換算差額	-	-	△631,652	-	-	△631,652	△3,627	△635,279
	-	-	(△70)	-	-	(△70)	(△0)	(△70)
関連会社のその他の包括利益に対する持分	-	-	△14,165	-	-	△14,165	-	△14,165
	-	-	(△2)	-	-	(△2)	-	(△2)
四半期包括利益合計	-	-	△645,817	2,796,921	-	2,151,104	△908	2,150,196
	-	-	(△71)	(309)	-	(238)	(△0)	(238)
会社設立による新株の発行	1	-	-	-	-	1	-	1
	(0)	-	-	-	-	(0)	-	(0)
再編による新株の発行	7,141,379	△7,141,379	-	-	-	-	-	-
	(790)	(△790)	-	-	-	-	-	-
2021年6月30日残高	7,141,380	△1,972,059	△277,774	18,372,014	△5,062	23,258,499	73,274	23,331,773
	(790)	(△218)	(△31)	(2,032)	(△1)	(2,573)	(8)	(2,581)

単位：米ドル(百万円)

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	当第2四半期連結累計期間 (2021年1月1日～ 2021年6月30日)		前第2四半期連結累計期間 (2020年1月1日～ 2020年6月30日)	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前四半期利益	4,140,077	458	2,788,025	308
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整:				
金融収益	△1,188	△0	△1,526	△0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価損益	△191,203	△21	108,037	12
バーゲン・パーチェスによる利得	-	-	△1,590,291	△176
子会社及び事業の売却損益	-	-	25	0
新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免	22,868	3	-	-
減価償却費(有形固定資産)	370,767	41	294,052	33
減価償却費(使用権資産)	1,880,243	208	2,293,745	254
その他の償却費(無形資産)	134,117	15	146,035	16
減損損失(有形固定資産)	-	-	520	0
棚卸資産評価損	10,568	1	9,623	1
有形固定資産除売却損益	2,950	0	-	-
リース資産除売却損益	△5,654	△1	7,891	1
貸倒損失・引当金等	1,965	0	26,220	3
減損損失(無形資産)	-	-	14,657	2
金融費用	212,909	24	282,043	31
ジョイント・ベンチャー及び関連会社の純損益に対する持分	151,223	17	225,049	25
運転資本の変動前の営業キャッシュ・インフロー	6,729,642	744	4,604,105	509
運転資本の変動:				
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△389,238	△43	△997,469	△110
契約資産の増加	△571,403	△63	-	-
棚卸資産の増減額(△は増加)	△595,448	△66	△430,417	△48
営業債権の増減額(△は増加)	△40,229	△4	608,579	67
営業債務の増減額(△は減少)	1,114,887	123	1,036,621	115
営業債務以外の債務の増減額(△は減少)	△640,844	△71	△2,056,876	△228
役員に対する債務の増減額(△は減少)	-	-	△301,232	△33
小計	5,607,367	620	2,463,311	272
法人所得税の支払額	△1,481,154	△164	△784,611	△87
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,126,213	456	1,678,700	186

投資活動によるキャッシュ・フロー				
利息の受取額	1,188	0	1,526	0
配当金の受取額	-	-	43,861	5
有形固定資産の取得による支出	△98,016	△11	△233,551	△26
無形資産の取得による支出	△275,922	△31	-	-
子会社の取得による支出	△1,115,681	△123	△279,613	△31
子会社の売却による収入	-	-	△25	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,488,431	△165	△467,802	△52
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入	1	0	-	-
借入による収入	2,264,243	250	3,053,648	338
借入金の返済による支出	△3,789,794	△419	△2,175,001	△241
リース負債の返済による支出	△1,757,574	△194	△2,253,058	△249
共通支配下における再編に伴う株式の再購入	-	-	△10	△0
利息の支払額	△155,271	△17	△207,812	△23
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,438,395	△380	△1,582,233	△175
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△800,613	△89	△371,335	△41
現金及び現金同等物の期首残高	9,763,255	1,080	8,346,894	923
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△302,215	△33	250,543	28
現金及び現金同等物の期末残高	8,660,427	958	8,226,102	910
現金及び現金同等物の内訳：				
現金及び預金	8,660,427	958	8,432,162	933
当座貸越	-	-	△206,060	△23
現金及び現金同等物の期末残高	8,660,427	958	8,226,102	910

4【シンガポール及び国際財務報告基準（IFRS）並びに日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当社の財務書類は SFRS (I) 及び IFRS に基づいて作成されており、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則及び会計慣行（以下、「日本の会計基準」といいます。）とはいくつかの重要な点において異なります。かかる差異は財務書類の金額の算定に関連するとともに、日本の会計基準で要求されている開示情報も含まれます。

1. 連結

(1) SFRS (I) 及び IFRS

a. SFRS (I) 及び IFRS では、パワー、リターンの変動性及びパワーとリターンの関連性の概念に基づき、すべての事業体に関する連結の要否を判断するための単一のアプローチがあります。当社グループは事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ事業体に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結いたします。

b. 連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引及びその他の事象について統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければなりません。（SFRS (I) 及び IFRS 第 10 号「連結財務諸表」）

(2) 日本の会計原則

a. 日本の会計原則では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、被支配会社の財務諸表は連結されます。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するために SPE が発行した持分商品の所有者のために SPE が設立され業務が行なわれている場合には、当該 SPE は子会社とはみなされません。

b. 親会社及び子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければなりません。ただし、子会社等の財務諸表が IFRS 又は米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理並びに投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価並びに、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されています。（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」）

2. 非支配持分の評価

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS では、取得企業は、特定の場合を除き、企業結合取引ごとに非支配持分を公正価値（全部のれん）、若しくは被取得企業の識別可能な純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分（購入のれん）のいずれかの方法を選択して測定いたします。（SFRS (I) 及び IFRS 第 3 号「企業結合」）

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則では、購入のれんを採用しており、全部のれんは計上できません。（企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」）

3. 非支配持分の判定

(1) SFRS (I) 及び IFRS

取得された非支配持分を測定する場合には、非支配持分の公正価値または被支配企業の識別可能な純資産に対する非支配持分割合のいずれかの方法を、取引毎に選択できます。（SFRS (I) 及び IFRS 第 3 号「企業結合」）

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則では、非支配持分（従前は「少数株主持分」）は企業結合時の子会社の純資産の時価に対する持分割合により評価されます。（企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」）

4. 外貨建取引

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS では、企業は機能通貨（企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨）を決定し、すべての外貨項目は機能通貨に換算されなければなりません。

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則では、機能通貨の概念についての規定はなく、円以外の通貨で取引価額が表示される取引を円貨に換算及び報告することについて規定しております。

5. 企業結合及びのれん

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS では、企業結合は取得法で会計処理されています。企業結合により取得されたのれんは、当初、譲渡対価の公正価値が取得資産及び引受負債の正味認識額を上回る額として認識され、その後はこの金額から減損損失累計額を控除して計上されています。のれんについては年に一回、及び減損の兆候がある場合にはいつでも、減損テストが実施されます。

(SFRS (I) 及び IFRS 第3号「企業結合」、SFRS (I) 第1-36号及び IAS 第36号「資産の減損」)

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理されます。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となります。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

6. 金融資産の減損

(1) SFRS (I) 及び IFRS

減損に関する規定は償却原価及び FVOCI で測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメント並びに金融保証契約に適用されます。当初認識時、予想信用損失（以下、「ECL」といいます。）で翌12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるもの（「12ヶ月 ECL」）に対する減損引当金（又はコミットメント及び金融保証の場合は負債性引当金）の計上が要求されます。信用リスクが著しく増加した場合、金融商品の予測残存期間にわたり可能性のあるすべての債務不履行事象から生じる ECL（「残存期間 ECL」）に対して評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が求められます。(SFRS (I) 及び IFRS 第9号「金融商品」)

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則においては、有価証券（満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券）については、時価又は実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行います。貸倒引当金の対象となる金融商品は、法的形式が債権であるもの（売掛金、受取手形、貸付金、リース債権等）です。時価を把握することが極めて困難と認められる社債その他の債券も、債権に準じて貸倒引当金を設定します。貸倒引当金の算定は、以下 a ~ c の区分に応じて測定します。(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)

a. 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定します。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間は、一般には、債権の平均回収期間が妥当とされています。

b. 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法によります。

- ・債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・債権の元本及び利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末まで当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

c. 破産更生債権

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法

7. 非金融資産の減損

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS では、各報告期間末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価しています。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額さらには減損損失を見積もっています。減損損失は、一定の場合には戻し入れることができるが、戻入により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはなりません。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われません。(SFRS (I) 第 1-36 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」)

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上します。減損損失の戻入は認められません。(「固定資産の減損に係る会計基準」)

8. 金融資産及び金融負債の分類及び測定

(1) SFRS (I) 及び IFRS

金融資産の分類及び測定は、それらの管理方法(企業の事業モデル)及び契約上のキャッシュ・フローの特性により異なります。これらの要因により、償却原価、その他包括利益を通じた公正価値(以下、「FVOCI」といいます。)又は損益を通じた公正価値(以下、「FVPL」といいます。)のいずれにより金融商品が測定されるかが決定されます。金融負債(公正価値オプション及び負債であるデリバティブ等を除く)については、償却原価で事後測定するものに分類しなければなりません。(SFRS (I) 及び IFRS 第 9 号「金融商品」)

(2) 日本の会計原則

金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類されています。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券に分類されます。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低い又は高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要があります。(企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」)

9. 公正価値オプション

(1) SFRS (I) 及び IFRS

一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を最初の認識時に損益を通じて公正価値で測定する項目に分類することができます。(SFRS (I) 及び IFRS 第 9 号「金融商品」)

(2) 日本の会計原則

金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められておりません。

10. 金融資産の認識の中止

(1) SFRS (I) 及び IFRS

金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利が失効した場合、あるいは会社が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利を移転し、さらに以下のいずれかに該当している場合に金融資産の認識は中止されます。(SFRS (I) 及び IFRS 第 9 号「金融商品」)

- ・ 実質的にすべての所有に伴うリスクと経済的便益を他に移転した場合、又は
- ・ 当社グループが実質的にすべてのリスクと経済的便益を維持することも移転することもないが、支配を維持していない場合

(2) 日本の会計原則

日本では、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、又は権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止されます。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す又は償還する権利及び義務を実質的に有していない場合です。(企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」)

11. 収益認識

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」では、その中心となる原則を「約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めたと上で、収益認識を以下の 5 つのステップに分けています。

- ・ステップ 1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ 2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ 3：取引価格を算定する
- ・ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ 5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

(2) 日本の会計原則

2018 年 3 月 30 日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表しました。当該基準は、IFRS に基づく収益認識基準と大部分において類似しています。当該会計基準は、2021 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、2018 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から早期適用も認められています。

12. リース

(1) SFRS (I) 及び IFRS

SFRS (I) 及び IFRS では、SFRS (I) 及び IFRS 第 16 号「リース」が、リースの定義、認識及び測定について規定しており、借手と貸手双方のリース活動に関する有用な情報を財務書類利用者へ報告する際の原則を確立しています。SFRS (I) 及び IFRS 第 16 号では、借手は、使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース負債を財政状態計算書で認識（オンバランス）することになります。

(2) 日本の会計原則

日本の会計原則においては、リース取引はオペレーティング・リース及びファイナンス・リースに分類されます。ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものでありますが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね 75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね 90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上します。ただし、少額（リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1 年以内）のファイナンス・リースについては、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、簡便的に賃貸借処理を行うことができます。(企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」)

第7【外国為替相場の推移】

米ドルと円の為替相場は日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6ヶ月間において掲載されているため省略します。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 本邦における受益権の事務等の概要

東京証券取引所に上場されるのは、当社の普通株式を信託財産（受益有価証券）として信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社（総称して以下、「信託受託者」といいます。）が発行する有価証券信託受益証券です。具体的には、当社は、信託受託者及び当初委託者である野村證券株式会社との間で受益証券発行信託契約及び発行会社に関する契約（以下、「JDR信託契約」といいます。）を締結予定としており、JDR信託契約に基づき当社の普通株式が信託受託者に信託譲渡されることにより、本有価証券信託受益証券が発行されます。したがって、当社の普通株式は信託受託者が保有するものであり、当社の株主は信託受託者です。本有価証券信託受益証券を保有する投資家（以下、「受益者」といいます。）は当社の株主ではなく、日本の信託法及びJDR信託契約に基づく受益者としての権利を有することになります。また、信託受託者が、日本の信託法及びJDR信託契約に基づき、JDR信託契約に基づく信託の受託者として、本有価証券信託受益証券に関する事務を取り扱います。

(1) 証券の保管及び記録等（名義書換取扱場所及び名義書換代理人）

本有価証券信託受益証券は、原則としてその券面（受益証券）が発行されることはなく、社債、株式等の振替に関する法律第127条の2第1項に規定する振替受益権として、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により取り扱われます。具体的には、本有価証券信託受益証券が東京証券取引所において譲渡された場合には、東京証券取引所の会員である金融商品取引業者間では証券保管振替機構に開設した当該会員の口座間の振替が行われ、また、同一会員の顧客間の決済については、同会員に顧客が開設した証券取引口座間の振替が行われます。

本有価証券信託受益証券の譲渡は、信託受託者が保有する当社の普通株式の保有形態及び保有株式数に影響を与えるものではないため、本有価証券信託受益証券の譲渡がなされた場合でも、当社の株主名簿の変更は行われません。したがって、本邦において、名義書換取扱場所及び名義書換代理人は存在しません。

(2) 受益者に対する特典 ……………なし。

(3) 受益権の譲渡制限 ……………なし。

(4) その他の受益権の事務に関する事項

(イ) 計算期間の終了 …………… 毎年12月末日

(ロ) 権利確定日 …………… 信託受託者に対する配当及び信託受託者が有する議決権の行使等に関して受益者が有する権利については、信託受託者が当該権利が与えられる受益者を確定する日（以下、「権利確定日」といいます。）を設定し、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から信託受託者に通知された者のみが、当該権利を与えられます。

(ハ) 受益権の事務に関する手数料 …………… 信託受託者は、JDR信託契約に記載された信託報酬及び手数料並びに消費税及び地方消費税相当額を信託財産から収受することができます。また、受益者は、金融商品取引業者に証券取引口座を開設、維持するにあたり、証券取引約款に従って口座管理料等の支払いをする必要がある場合があります。

2 受益者の権利行使方法

(1) 議決権行使に関する手続

信託受託者は、議決権行使に関して当社からの招集通知その他の一定の書面を受領した後、受益者のために作成した株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書等の書面を受益権にかかる権利確定日時点の受益者に対して交付します。受益者は、所定の期日までに指図書を信託受託者に提出することにより信託受託者に指図を行い、信託受託者を通じて、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式につき間接的に議決権を行使することができます。なお、受益者の指図がない場合には、その有する本有価証券信託受益証券が表章する当社の普通株式について原則として議決権は行使されませんが、信託受託者に対して当社の書面による要求がある場合には、信託受託者は、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき指図を得られないすべての当社の普通株式にかかる議決権につき白票を投じます。白票として行使された議決権は、定足数の充足を確認するための有効投票数に算入されますが、議案に対する賛成票又は反対票のいずれにも算入されません。

(2) 剰余金の配当（株式の配当等を含みます。）に関する手続

ア 現金による配当

株主に配当金が支払われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した配当金を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払いに関する手数料（変換された円貨総額を本有価証券信託受益証券の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に本有価証券信託受益証券の総口数を乗じた額（消費税等が含まれます。）を上限とします。）を控除した残額を、本有価証券信託受益証券の総口数で除す方法により信託分配単価（1円未満の端数は切り上げます。）を算出し、これを基準として算出する信託分配額から源泉所得税（地方税を含みます。）を控除した残額を、受益者に分配します。

イ 株式配当・株式分割・株式無償割当て

株主に株式配当、株式分割、株式無償割当てが行われた場合には、信託受託者は、JDR信託契約に基づき、受領した株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者に割り当てます。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、信託受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式につき、当該受益者が保有する本有価証券信託受益証券の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付します。

ウ 新株予約権その他の権利

当社が株主にその他の権利（新株予約権を含みます。）の分配を希望する場合には、信託受託者は、当該権利の受益者への付与の適法性及び実行可能性について当社と協議し、JDR信託契約に定める一定の条件を満たす場合にはこれを受託者に分配します。他方、当該条件を満たさない場合にはこれを売却して受益者に分配するか、売却できない場合にはこれを放棄します。

(3) 本有価証券信託受益証券の移転に関する手続

受益者は本有価証券信託受益証券を東京証券取引所の取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、上記1(1)の通り、証券保管振替機構に開設された金融商品取引業者の口座間の振替又は金融商品取引業者に開設された口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

ア 分配金

(ア) 個人の受益者

個人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

個人は、分配金の金額にかかわらず、①申告不要とすること、②確定申告により配当所得として申告分離課税とすること、又は③総合課税とすることを選択することができます。①申告不要とすることを選択した場合には、分配金の支払時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。②確定申告により配当所得として申告分離課税とすることを選択した場合には、上記の税率が適用されますが、上場株式や一定の公社債等の譲渡損失と損益通算をすることができます。

なお、少額投資非課税制度（NISA）につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

法人が支払を受ける分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税及び復興特別所得税の み）
2038年1月1日以降	15%（所得税のみ）

分配金は、益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます（源泉徴収された所得税の額は、法人税の額から控除されます）。

(ウ) 租税の取扱い

上記（ア）及び（イ）に記載した課税とは別に、シンガポール企業から支払われる分配金や配当金を受領する際に現地源泉税は課されません。

イ 譲渡損益

(ア) 個人の受益者

本有価証券信託受益証券の譲渡益については、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合を除き、源泉徴収は行われず、以下の税率による申告分離課税となります。また、本有価証券信託受益証券の譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算をすることができます。

2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

他方、源泉徴収を行う特定口座を選択した場合には、譲渡時に上記の税率による源泉徴収が行われ、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します（確定申告は不要です。）。

なお、少額投資非課税制度（NISA）につきましては、下記ウをご参照ください。

(イ) 法人の受益者

譲渡益は益金として法人税の課税所得に算入され、課税されます。他方、譲渡損は法人税の損金に算入されます。

(ウ) 本有価証券信託受益証券の普通株式への交換

受益者が本有価証券信託受益証券を当社の普通株式に交換した場合には（下記「(6) 普通株式への交換」を参照）、当該交換時において譲渡損益が認識され、①個人の受益者については、上記（ア）と同様に扱われ、②法人の受益者については、上記（イ）と同様に扱われます。

ウ 少額投資非課税制度（NISA）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、非課税制度の1つです。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した国内上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。但し、NISAをご利用の場合において分配金を非課税とするためには、株式数比例配分方式を選択する必要があります。他の口座で生じた配当所得及び譲渡所得との損益通算はできません。

エ 相続税

本有価証券信託受益証券を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者である個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられます。

- ※ 上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(5) その他の報告

信託受託者は、計算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、原則として東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにより開示します。

(6) 普通株式への交換

受益者は、本有価証券信託受益証券が上場されている間（但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、受託者の指定する金融商品取引業者（以下「指定転換販売会社」といいます。）に申し込むことにより、自己の有する本有価証券信託受益証券について、受益権付与率に応じた株数の当社の普通株式と交換することができます。受益者は、かかる交換により当社の普通株式を取得した場合には、当社の株主となり、当社の株主としての権利を行使することができます。なお、当該交換時において譲渡損益が認識されるため、課税が発生する可能性があります（詳しくは、上記「(4) イ（ウ）本有価証券信託受益証券の普通株式への交換」を参照）。

もっとも、本有価証券信託受益証券と当社の普通株式との交換には、以下の制約があります。

まず、当該交換申込を行う本有価証券信託受益証券の口数に対応する当社株式の株数が整数でない場合には、整数になる限度においてのみ交換されます。

次に、法令等による制約又は実務上の理由により受益者又は指定転換販売会社が本有価証券信託受益証券の交換により交付される当社株式を受領することができない場合、交換は行われません。

さらに、受託者は、受益者が負担すべき手数料（受益者毎に1回あたり5,000円）並びにそれに係る消費税等の相当額の入金を確認できない場合その他信託契約に定める場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、交換は行われません。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

